

日本近世初期における渡来朝鮮人の研究：加賀藩を中心に

著者	鶴園 裕, 笠井 純一, 中野 節子, 片倉 穰
雑誌名	平成2(1990)年度 科学研究費補助金 一般研究(B) 研究成果報告書
ページ	200p.+ Appendix document 22p.
発行年	1991-03-01
URL	http://hdl.handle.net/2297/45832

1990年度科学研究費補助金（一般研究B）研究成果報告書
課題番号01450051

日本近世初期における渡来朝鮮人の研究

—— 加賀藩を中心に ——

1991年3月

研究代表者：雀鳥 園 裕（金沢大学教養部）

頁	段	行	誤	正
扉一三八三	下上	四七五	大阪府立大学 大阪府立大学 依存することとする (164, 1026) (090)	大阪府立大学 大阪府立大学 依存する (16, 31-78) (090-836)
三〇三	下上	二五	十月廿日地日 □□権大属	十月廿七日 不破権大属
〃	下	二七	帳』(090/0/433) コビー	帳』(16, 31-45) コビー
〃	下	二九		
後九				

研究組織

研究代表者：鶴園 裕（金沢大学教養部助教授）

研究分担者：中野節子（金沢大学文学部助手）

片倉 穰（大阪府立大学総合科学部教授）

笠井純一（金沢大学教養部助教授）

研究経費

平成元年度：2,400千円

平成2年度：1,000千円

合 計：3,400千円

日本近世初期における渡来朝鮮人の研究

——加賀藩を中心に——

目 次

はじめに	1
近世初期渡来朝鮮人研究序説 ——「少年捕虜」に関する覚え書き——	鶴園 裕 3
加賀藩における渡来朝鮮人 付、史料集	片倉 穰 11 笠井純一
加賀藩家臣団編成と脇田直賢（如鉄）	中野節子 65
家伝 ——金（脇田）如鉄自伝——	笠井純一 77
脇田如鉄関係史料集	笠井純一 101
東南アジア渡航朝鮮人に関する覚書 ——豊臣秀吉の朝鮮侵略より強制連行された朝鮮人と東南アジア——	片倉 穰 175
黒本稼堂筆『朝鮮李東郭 観文堂額由来記』双巻	片倉 穰 187 笠井純一
伊藤幸野著『正徳和韓唱酬録』	片倉 穰 195
* * *	
日本近世初期渡来朝鮮人一覧稿	後 1
都府県別アンケートの結果一覧	後 9

はじめに

本報告書は、一九八九年、九〇年の両年度にわたって、文部省の科学研究費の補助を受け、一般研究（B）として行われた「日本近世初期における渡来朝鮮人の研究——加賀藩を中心に——」をまとめたものである。研究は鶴園裕（金沢大学教養部・朝鮮文化）を代表者とし、中野節子（金沢大学文学部・日本近世社会経済史）、片倉穰（大坂府立大学総合科学部・ベトナム近代史）、笠井純一（金沢大学教養部・日本古代政治史）を研究分担者として研究組織を構成し、月一回ペースの研究会や、全国の県立図書館等を対象とした近世初期渡来朝鮮人の関連資料残存の有無に関するアンケート調査、加賀藩との比較を目的とした北九州ならびに南九州地方への調査旅行などを行った。

このテーマに関しては、既に内藤雋輔氏が、昭和四〇年度（一九六五）の科学研究費によって九州地方を中心とした「被擄人資料探訪記」という調査報告書を作成され、その報告を含む『文禄慶長役における被擄人の研究』（一九七〇）という大著が著されている。本報告の前提となる研究会は、このような研究史をふまえ、加賀藩の脇田家に伝わった「家伝」と呼ばれる金（脇田）如鉄の伝記の読書会から出発した。この伝記は、豊臣秀吉の朝鮮侵略に際して七才で捕虜となり、日本に永住した人物の自伝として希少の価値を持つものであることを認め、笠井氏にきわめて詳細な異本との校合を含むテキストの校註本を作成して頂いた（本報告書に収録）。さらにはこのような近世初期の渡来朝鮮人が、日本の近世的秩序、ひいては東アジアの近世的秩序の中でどのように位置づけられるのかということの検討を試みようとした。この点ではきわめて不十分なものに終わったが、今後の問題提起のための端緒とすることで責めをふせぐことができるならば幸いである。

一九九一年二月六日

代表者、記す

近世初期渡来朝鮮人研究序説

——「少年捕虜」に関する覚え書き——

鶴園 松裕

一・一

「生国朝鮮帝都。父金氏、字時省、翰林学士。母姓名失念す。予名如鉄と号す」の書き出しに始まる脇田九兵衛こと金如鉄の自伝は、一六六〇年(万治三年)、かぞえ七七才(七五才)の最晩年まで、この人物が生国朝鮮に誇りを持ち、「国風により幼(少)より文章を学ぶがゆえにこれを記すを得る」というような独特の自意識、ないしは文化意識を有していた事を示している。片倉氏がつとに「家伝」の存在を示され、筆者に対して研究会の結成、参加を呼びかけられたのは、このような朝鮮国出身者としての出自に対する自尊心や自意識の由来を説明しようとの意図もあったと思われる。従って研究会の初期には、金如鉄の出自の詮索に努めたが、十分な成果を挙げることができなかった。ソウルの生まれで父は金氏、字が時省で、翰林学士は父が科擧の合格者であることを意味するのであろうか。朝鮮の李朝では高麗時代の翰林院の後身である芸文館は存在し、芸文館の別号としての翰林院の呼び名はあるが、翰林学士は存在しない。韓国の『人名辞書』や『國朝榜目』に該当者の検索を試みたが見いだすことはできなかった。日本語の文脈における翰林院の学士、

すなわち文章博士やアカデミーの会員であったというような意味であれば、金如鉄が、「学問の家柄」の出自であったという自意識は検証できる。七才(満五才)で父の戦死とともに宇喜多秀家の捕虜となつて日本に拉致された金如鉄が、「國風により幼より文章を学ぶ」と記しているように、すでに識字教育を始めていたとすれば、確かに両班階級(朝鮮の貴族、官僚層)の子弟であった事にまちがいはなからう。また、夫婦別姓である朝鮮において母の姓名を失念し自らの幼名を記憶している点も、両班階級では「道綱の母」と言うような呼び方が普通で、第一子の名を呼びかけにつかい、直接母の姓名に触れることを忌避する習慣を考え合わせれば無理のないところである。残念ながら金如鉄の出自に対する問いかけにはこの程度の答えしか得られなかったが、終生変わることもなかった朝鮮両班階級の出身者としての自負は、波乱に富んだ異国での生涯を支えてきたものでもあったであらう。

一・二

わずか七才の少年を何故に宇喜多秀家は捕虜にして拉致し来たつたのであろう。また、秀家は、何故妻豪姫の手を通して、妻の実家

に当たる前田利家の妻芳春院(宇喜多秀家の義母に当たる)にこの子を送ったのか。芳春院は利家の嫡男であり実の子でもある利長の近習としてこの少年を仕えさせるのであるが、彼らは金如鉄を何と呼び(脇田九兵衛は二〇歳以降の養子・結婚後の姓名)、どの様に仕えさせたのであろう。金如鉄のこのような事例は一般的なことであったのだらうか。このような疑問が次々と浮かび、興味は日本の近世初期社会のありように向かう。

宇喜多秀家が「少年捕虜」とも言うべき多くの年少の児童を拉致して帰国していることは、内藤雋輔の『文禄・慶長役における被虜人の研究』の二箇所の叙述からうかがうことができる。第一章第三節刷還交渉前史では黄慎の「日本往還日記」を引用しつつ「これより先、通信使が初め界浜(堺)に到着した時、朝鮮の被虜男婦は争って来謁し、安国寺(惠瓊)、秀家(宇喜多)などの各倭将もまた捕えた小児等を遣わして来謁した。」(二三ページ)と叙述しており、同、第五節在日被虜人の待遇については、姜沆の「看羊録」から備前中納言秀家に対する評言を引用して「頗禁殺掠、多生擒、擒我國年少男子以帰。」(一九九ページ)と記している。ここで「わが国の年少男子を擒えて以って帰る」という記述は大いに注目してよいように思える(平凡社、朴鐘鳴訳の『看羊録』では、「壬辰の役には京師の南別宮に侵入し、かなり殺掠を禁じたが、わが国の若い男子を多数生捕りにして帰った」と訳している。東洋文庫一四四ページ、宇喜多秀家の項参照)。

宇喜多秀家にとどまらず、朝鮮在陣の秀吉軍の多くの武将が「少年捕虜」をともなって帰国したであろう事は、鍋島直茂における洪

浩然(一一・三才)、加藤清正における熊本本妙寺の日遥(朝鮮名余大男、一二才)等の事例が示すところである。もとより、豊臣秀吉の文禄・慶長の役(朝鮮側でいうところの壬辰・丁酉倭乱)における被虜は、「少年」のみにとどまらず、多数の老若男女の朝鮮民衆が捕虜とされ、日本という異国に拉致され、一部は東南アジアにまで転売されている。そのことは内藤雋輔を始めとする何人かの先学が示した多くの資料の語るところでもある。しかし一方では、日本の近世的秩序が要求した異能者としての技能者(陶工や活字技術者など)や学者、文人、医者などが選択的に拉致されて来たり、また或は異国における生活のたづき・方便として仕方なくそのような「異能ぶり」を發揮した事例もあったであらう。ここでは一見奇異な表現であるが、金如鉄のような「少年捕虜」もこのような異能者の一群として捉えてみたい。

ただし、異能者としての「少年捕虜」という概念は、筆者が研究会の席上で思い付きの発表したものであり、必ずしも他の共同研究者の了解を得たものではない。しかし筆者には、日本の近世的秩序の形成期という場が、このような異能者を朝鮮からの「少年捕虜」の中にすら見いだしていたように思えてならない。

以上のような諸点にかかわる問題意識を踏まえつつ、問題提起をさらに進めてみよう。

一・三

異能者としての「少年捕虜」という面貌は、脇田九兵衛を評した「混見摘寫」の次のような評伝部分からうかがえる。

然る処、如鐵擒となり日本江来りし初め、秀吉公御前にても土庶人のわかち、幼少もの猶更言語も通しかねたり。外二も生捕に幼少者老人あり。于時医師道三とやらん、兩人ニ朝鮮にて覚えたる歌を唄しむ。兩人共うたひ候へ者、如鐵歌は音律に叶ひ、今老人の幼少もの歌は律ニあわす。扱ハ如鐵ハ士の子と相知たり（「脇田如鐵関係史料集」評伝（一）所収）

「朝鮮にて覚えたる歌」とはどの様な歌であったのか、「如鐵歌は音律に叶ひ、今老人の幼少もの歌は律にあわす」とはどの様な事態をさすのかは定かではない。しかし、恐らくは両班の子である如鐵は、漢文の素読を独特の節回しで、唱えるように詠う朝鮮式の漢文音読法を知っており、もう一人の子はそれができなかったのであらう。それで「扱ハ如鐵ハ士の子と相知たり」と言うことになったのであらうと思われる。いずれにせよ、ここで「土庶人を分かつたのはそのような少年の「能力」であった事に間違いはない。このような事例は、丸茂武重が青木昆陽の「昆陽漫録」をひきつつ、七才の朝鮮児童が七言絶句を詠じて望郷の念を述べ、それに感じた豊臣秀吉が帰国を許した逸話として紹介している（一九五三、「文禄・慶長の役に於ける朝鮮人抑留に関する資料」四六ページ『國史学』六一）。もっとも「昆陽漫録」の成立が元文・宝暦年間（一七三六―一七六四）と百数十年後のものである点でこの逸話の真偽の程は考証し難いとしている。ところで、内藤雋輔が紹介している祖国の父との往復書簡を利用した本妙寺日遥の事例こそは、加藤清正によって捕虜とされた理由そのものが漢詩を詠める「異能者」としての少年であった事を示している（内藤雋輔『前掲書』二九八―三二〇ペ

ージ、とりわけ父への返信とその解説三〇二―三〇五ページ）。手紙の原漢文該当部分、

其於被擄之日、不畏霜刃之飄、而只書独上寒山石逕斜、白雲生處有人家之二句而上之、則清正將軍曰、此非庸常之子也、招置席側、而解衣衣我、退食食我、如是愛護、数月之後、先送于此國肥後之地、命削髮為僧。

そしてその解説、

日本兵によって斬殺されんとしたが、彼は懼るところなく「独上寒山石逕斜、白雲生処有人家」の二句を書いて差し出した。これを見た清正はおおいに感心し「此非庸常之子也」といい、許して側近におき衣食を給して特別に愛護し熊本に送って出家させた（三〇五ページ）。

このくだりは、日本の戦国武将に一般的にみられたという「少年愛」の存在すら想定させる。本妙寺日遥は父余寿禧との書簡の交換を通して加藤清正の死後、一時は帰国の決意すら行う。しかし、すでに高僧の地位に登った彼には、自分の思うままに老父母のもとに走る自由はなかった。

また佐賀の浩浩然の場合は、一二才で鍋島直茂の捕虜となり、その子鍋島勝茂にも愛され京都五山に勉学に送られた後、物成高百石と学問料として別に五人扶持を給せられたという。晩年に一度帰国を決意するが勝茂に呼び返され、勝茂の没後は追腹をきっている。時に勝茂七八才、浩浩然七六才であった（内藤雋輔『前掲書』七三三ページ、及び三好不二雄、一九六三「佐賀の儒者浩浩然」『韓来文化の後栄（下巻）』一六九―一八〇ページ）。忍の一字を残し、

「花笑檻前声未聴、鳥啼林下淚難看」という漢詩を残して追い腹を切った洪浩然はどの様な気持ちで異国での六〇年を越える生活を送ったのであろうか。三好が引用する洪家系図に載せる洪浩然伝には、一童子巨筆ヲ担ヒ、身ヲ岩穴ニ竄シ、群犬怪ミ吠ユ。依テ拉ヘ来ル。則チ浩然也。時二年十二。公珍敷者ト思召、中野神右エ門ニ御預ケ、後御国ニ被召連候。是レ能書ノ童子也。

とあり、洪浩然の場合も、明かに捕虜となる契機は「大きな筆を担いだ」「異能(能書)の童子」であったが故であった。今や中世以来の倭寇における捕虜の扱いの「伝統」や、壬辰・丁酉倭乱と朝鮮側からは呼ばれる秀吉軍占領地における軍政のあり方から考察し、近世渡来人の歴史的条件を考えねばなるまい。

二・一

先にあげた人々の事例は、たまたま境遇の似通ったしかも記録を残せたような人々を筆者が恣意的に取り上げ、かつ針小棒大に拡大解釈したに過ぎないと批判がありえるであろう。大多数の声なき民衆は労働力として拉致され、奴隷として売買されたのであるというような見解である。秀吉の朝鮮侵略を中世の最後にして最大の倭寇と見なすか、或はそれなりになんらかの近世的な画期をなすものと見なすかは、捕虜としての近世渡来人の歴史的品格を考える上でも無視できないことのひとつであるように思える。

戦後歴史学における中世倭寇の研究は、田中健夫氏らを中心として精力的に進められてきた。ここでは中世東アジアの外交・経済史の全体に及ぶ倭寇研究の視野に言及する余裕はないが、おおむね

(一)米・人の略奪行為を主体とする一四・五世紀の前期倭寇と(二)貿易を主体とする一六世紀の後期倭寇を設定し、日本人を主体とする前期倭寇が山東半島・朝鮮半島を主舞台としたのに対して、倭寇集団ともいべき多民族構成を示す後期倭寇が、中国の江南地方を拠点として活躍した点に特徴を認めるといったような研究傾向にあると言つてよいであろう(倭寇史研究の手つとり早い要約としては、田中健夫、一九八一「倭寇——海の歴史——」教育社、歴史新書参照)。またこのような「主流的な」研究傾向に対して東アジアにおける奴隷貿易としての倭寇の一貫性を指摘し、前期倭寇と後期倭寇の区別に反対する見解も存在する(相田洋、一九八六「東アジア奴隷貿易と倭寇」『東アジア世界史探究』汲古書院、所収)。いずれの見解をとるにせよ、多民族集団としての倭寇と各地の封建領主を単位として軍団を構成した豊臣秀吉軍との構成の違いは明らかである。

ただ、秀吉の主観的意図はともあれ、朝鮮侵略の先鋒を務めた武将は、おおむね倭寇以来の奴隷貿易の伝統を持つ西国の武将たちであったので、一五九七年の「日本よりもよろつ(萬)のあき(商)人も来たりしなかに、人あきないせる物来り、奥陣よりあとにつきあるき、男女老若かいとりて、なわ(縄)にてくひ(首)をくくりあつめ」(僧慶念「朝鮮日々記」慶長二年十一月十九日の条、内藤雋輔「前掲書」六〇一ページ)というような状況が現出し、相田氏をして「以上のように前期倭寇以来の東アジア海上奴隷貿易は、文禄・慶長の役に至つて、その頂点に達した感がある」(「前掲論文」二〇七ページ)といわしめる様な側面を持っていたことは否定できない

であろう。しかし、それ故にこそというべきであろうか、秀吉は文祿の役の緒戦から、しばしば「放火事、付人取事」の禁制や「人捕り仕候は、不寄男女、其在所々々へ可返付事」というような掟による鎮撫の文言を発している事も事実である（中村栄孝『日鮮関係史の研究』中、第二章七節、占領地の軍政一二七―一三八ページ）。

そもそも倭寇が朝鮮人「捕虜」を拉致した動機の一つには、「人質的な俘虜送還による代償の要求」（石原道博、一九五五「倭寇と朝鮮人俘虜の送還問題」『朝鮮学報』九、九六ページ）、つまりは形を代えた貿易の欲求が存在したことは、多くの論者が指摘している点である。ところで名目的には「仮道入明」を掲げ、朝鮮侵略後には出兵した秀吉麾下の武將による国割すら本気で考えていた秀吉には、捕虜をこのような目的に使う意図を考えることはできない。それどころか占領地において、「高麗人にいろはを教え、髪をはぎ、童部をば、中そり仕、召仕候、日本人の様にも候はで、童部も物書き、詩を作候、高麗人文字仕候を召寄、五日・十日づつ置候て、在所々々へ遣候」（中村『前掲書』第二章八節、一五四ページ「従軍層と通事の活動」所引）というような安国寺惠瓊の日本への手紙の一節は、「少年捕虜」成立の根元的な理由の一つを示しているように思えてならない。必ずしも自我は確立していないが、文字を知り、詩をも作るような聡明な少年を捕虜にし、日本語を教え、日本の風俗にさせたいと通事（通訳）として利用し、長期戦に備えようとした秀吉軍の所行は、いうまでもない事ではあるが、やはり違った意味で悪らつであったといわざるをえない。

二・二

豊臣秀吉の朝鮮侵略は、朝鮮側の壬辰・丁酉倭乱という呼び名が示すように、文明に対する野蛮の襲撃であった。従って秀吉の主観的意図はともあれ、倭寇以来の「人取り」戦争（山口正之、一九六三『朝鮮西教史』二〇ページ、のちお茶の水書房から『朝鮮キリスト教の文化史的研究』と改題再版）的側面をともなっていたであろう事は容易に理解できる。山口は、書物の主題に関わる性格上、捕虜の目的をポルトガル商人の仲介による奴隷売買的側面に強調点を置く見解を取っているが、これは必ずしも通説的理解とはなっていないようである。

内藤雋輔は、日本への拉致や渡来理由として

- (1) 内地における労働力補充のため
- (2) 茶ノ湯の流行と陶工の渡来
- (3) 女子や童子たちの中にはその美貌や才智などから伴行されたもの
- (4) 戦争中の日本軍協力者

(5) 朝鮮の戦場で妻帯したため同伴した者、等をあげている（内藤雋輔『前掲書』、二二〇―二二二ページ）さしずめ、金如鉄の事例は(3)の事例といふべきであろう。

ところで、一般の多数の朝鮮人が日本に捕虜として拉致されてきた理由としては(1)のような解釈を示すことが多いのであるが、これは正しいのであろうか。労働力移入としての捕虜、則ち「朝鮮俘虜を日本諸將の領国に護送し、兵役のために徴発した人々の代わ

りに、農村耕作者として補填」(中村、一九六九『前掲書』二二二—二二三ページ註⑩番)というような解釈は、中村栄孝、一九八六『朝鮮軍の捕虜となった福田勘介の供述——朝鮮人俘虜の日本農村耕作など——』を嚆矢として、内藤雋輔『前掲書』、北島万次、一九八二『朝鮮日々記・高麗日記』IV・第二章・五節、「朝鮮人捕虜の日本連行」(一)農耕強制——農民の場合——三一五—三一七ページ等において支持せられている。しかし、中村論文の表題からも窺えるように、福田勘介は朝鮮側の捕虜となつて、日本軍に拉致された朝鮮人捕虜の処遇を追求された場面で彼なりの論理的な解釈を示したものであつて、彼が直接担当したり見聞したものではないであらう。事実、中村論文では「戦後における日本農村のなかで、これら朝鮮俘虜は、どのような形で同化していったかが、近世農村の問題を考えるばあい、もっと念頭にあつてもよいのではなからうか。たとえば、検地帳や名寄帳の類で、かれらは、痕跡をとどめていないだらうか。地方伝承のなかに、何らかの問題を残してはいないだらうか、よかれ悪しかれ。」(『論集日本歴史六、織豊政権』所収三二五ページ)というような形で問題提起的な留保を示しておられる。しかしこれに対する答えは、かなり多数の集团的な近世渡来人があつたとみられる佐賀、長崎、熊本、鹿児島などの地においても否定的である。ここには日本国内の事情を朝鮮側の史料を使って説明しようとする方法論的な無理もあつたように思われる。

二・三

中世以来の倭寇の伝統を持ち、文禄・慶長の役でも比較的多数の

渡来人が存在したと思われる島津氏領国(薩摩・大隅)においてもこのような考え、労働力移入、「農村耕作者として補填」というような解釈を支持する日本側史料はない。むしろ西日本各地に存在する高麗町や唐人町などの地名は、彼ら近世渡来人が職能的集団として城下町などの都市的環境に住んだのではないかという仮説を支持するようにさえ思える。問題は日本の近世初期農村社会が、労働力移入というような「近代的な」(あるいは奴隷労働に依存する)とするというのなら古代的な構造や段階であつたかということである。

そもそも文禄・慶長の役、朝鮮側のいう壬辰・丁酉倭乱でどれほどの朝鮮人が捕虜となり、日本に拉致された後はどのように扱われたのであらうか。それを裏付ける日本側の史料に乏しく、朝鮮側に福田勘介の供述のようなきわめて「近代的な」解釈に適合的な史料が存在する場合、それを利用したくなるのは無理のないところである。しかしそれはあくまでも日本側の史料に支持されなければならぬであらう。

近世渡来人の総数把握は極めて困難である。日本側の史料が沈黙を守っているので、いきおい被害者側としての朝鮮史料を使わざるをえないのであるが、漢文的誇張が伴いがちであることは感情的にも理解できるし、史料批判を充分に行わないと危険であることは内藤雋輔が身を持って示している。この方面の研究において内藤雋輔は先駆的な業績をあげているのであるが、被擄人の総数を初め五六万人としていたものを後に二・三万人と訂正している(『前掲書』二二六ページ)。これは「李朝実録」に載つた被擄人全以生の報告をひいて薩摩に三万七〇〇余人の被擄人がいるというのをそのまま

集計したためであるが、後に内藤自身の調査によって島津が討ちとり本国に送った首の数の誤聞と判断している（詳しくは『前掲書』同ページ参照）。

その上での近世渡来人の総体的性格把握ということはけしてたやすい作業ではない。中世の倭寇が「捕虜」を単なる貿易商品として人間を物のごとく奴隷のごとく扱ったものであったとするならば、近世初期の渡来人の場合には、少数ではあれ「捕虜」の中に「異能者」としての人間を見いだしていたとはいえないであろうか。このことは同時に近代日本が植民地下朝鮮において安価な労働力商品としての朝鮮人を見いだした、炭坑そのほかの過酷な労働現場にまさに労働力移人として連行したものと異なった近世的な特徴であったように思える。もちろん、このことはけっして秀吉の朝鮮侵略を肯定するものではない。

ただここでは金如鉄のような「少年捕虜」という歴史の不条理の中で生きること余儀なくされた人々も、日本の近世的秩序の確立期という状況の中で、武士として、文人として精いっぱい生きており、日本の近世社会の形成に参与したという事例報告のためのささやかな序文の役割が果たせるのならば、幸いである。今後の精進を約束しつつ拙い筆者の筆を置くことにする。（未完）

加賀藩における渡来朝鮮人

片倉 純 一 (第一節・第三節)
笠井 純 一 (第二節・史料集)

はじめに

加賀藩における渡来朝鮮人の問題は新しい研究課題である。

近年、日本海側の歴史と文化の再評価が試みられ、前近代において日本海は、表玄関の役割を果たしていたとする見解が唱えられ、それとともに、加賀・能登とアジア大陸の歴史的緊密性が強調され、双方の文化的交流の諸事実に関しても、考古学・歴史学ならびに民俗学などの諸分野で、時には個別的に、時には総合的に検討され、それらの諸成果が公表されつつある。しかし、こうした学問研究の新展開にもかかわらず、加賀藩政期の外国文化という点になると、わずかに郷土史家に一、二の論稿があるのみで、いまだに未開拓の分野といっても過言ではなく、本格的な実証的研究を待ち受けている、というのが偽らぬ現状であろう。

本研究会は、一つには加賀藩の中の渡来朝鮮人の問題という、加賀・能登の歴史と文化に関する研究上の空白期を埋めるために組織されたものであるが、この稿では、いままでにあまり学問的研究の対象とならず、かつ世人の目にほとんど触れることのなかった、近

世初期の加賀藩における渡来朝鮮人に関する基礎的史料を整理して提供し、いくつかの問題点を指摘するとともに、これらに若干の吟味検討を加え、将来の研究の深化に資することにする。それは、地域史の中のアジアを発掘するという現今歴史学の課題に迫る学問的意義を有するだけでなく、いわゆる百万石意識にみられる金沢人の外国観、とりわけアジア観のあり方を究明し、真の国際都市・金沢の将来像を検討するためにも、けっして無駄な試みではなからうと思う。

一 豊臣秀吉の朝鮮侵略と前田利家

秀吉の派遣した日本軍は、朝鮮に進軍すると、数多の朝鮮人を戦陣で捕虜にしたばかりでなく、婦女子までも拉致し、各地で「奴隸狩り」を敢行し、彼等を日本の地に連行した。

日本に連行された朝鮮の人びとの中には、ほとんどあらゆる階層・身分の者が含まれていた。その実数を確定することは不可能だが、男女合わせて無慮数万人を超える人数であったと見做してよからう。彼等の多くは、長崎や平戸その他から、ポルトガル商人などにより

東南アジアとかインド方面に売り飛ばされたが、一方、西国諸大名たちによって連行・分配され、刷還の機会に恵まれず、その対象から漏れ、あるいはまた帰国を断念し、その結果、日本の各地で定住するに至った者も少なくなかった。日本に定住した朝鮮人は、その大多数が西国で占められ、具体的には、壹岐・対馬・薩摩・熊本・唐津・福岡・小倉・長門・広島・岡山・姫路・兵庫・伊予・土佐・讃岐・阿波・紀州・大坂・京都・名古屋・静岡・江戸、等々に彼等の痕跡が印された。これを階層別・身分別にみると、農民・職人・学者・文人・武人・官僚・宗教者などに分かれ、性別では婦女、年齢別では幼少が少なくないことも際立った一つの特徴を示していた(1)。定住後の居住形態は、大別して二つの形態、すなわち集団居住型(苗代川が典型)と個別分散居住型に分別できる。集団居住型においては、朝鮮人としての民族性や、その文化や伝統が比較的存続し易く、こういう所では、朝鮮風の地名・町名ないし橋梁名が後々にまで残る場合があった。これに対し個別分散居住型では、同化融合により日本人化が急速に進むのが一般であった。

西国の諸大名などは、連行した人びとのうち、とくに学問とか技術を持った者を保護・優遇し、自己の政権のため、あるいは自分自身のため彼等を利用した。諸大名が領国内に渡来朝鮮人を住まわせたについては、人道上の側面が皆無だったとはいえないだろうが、それ相應の利便があったであろうことを看過すべきではない。とにかく、こうして渡来朝鮮人は、朝鮮の文化を日本にもたらし、近世日本の文化の発展に少なくない貢献をしたのであった。

ところで、当の朝鮮侵略の際の藩祖・前田利家の立場と行動につ

いてであるが、秀吉の出陣命令に対し、彼は兵八千人(または一万八千人)をもって名護屋に出陣したといわれるが、この地で名護屋城の造作を命ぜられ、徳川家康とともに在陣の兵制・職制・編伍・方略などを担当したとされる。すなわち利家は、名護屋陣所で待機し、日本における後方支援を策定したのであり、渡海軍に加わらなかった。この点で、渡海した西国諸大名などと同一步調をとらなかつたのである(2)。

加賀藩における渡来朝鮮人の問題を考察する時、まず第一に、利家が渡海軍の一員とならず、自ら朝鮮に出動しなかつたことに注目しなければならぬ。彼は、朝鮮から自らの手で朝鮮人を強制連行しなかつたのであり、このことは、彼が秀吉の統一政権の中で重要な位置を占めていたにもかかわらず、加賀に渡来した朝鮮人の数が相対的に少なかつたことの一つの原因であろう。

第二に指摘したいのは、この度の朝鮮出兵は、利家自身がそれを望み、主張したものでなかつたことである。秀吉本人が渡海して直接全軍の指揮を強く望んだ時、彼は、家康とともに、秀吉の身の危険と渡海中の反乱を懸念して、これを諫止したとされる。これは、一つには無謀な朝鮮出兵に対する彼なりの否定的・批判的な感情に起因する行動であつたかもしれない。彼にとつて、自らの領国支配の確立と安定こそが緊急の関心事であつた筈であろう。要するに利家は、明確な言動の形で朝鮮侵略を批判しなかつたけれども、朝鮮出兵という軍事行動に心底共鳴・賛同していたとは思われない。

加賀藩に渡来した朝鮮人の問題を考察する場合、利家そして加賀藩が、朝鮮からの人的略奪や強制連行に直接手を下さなかつたこと

及び藩祖利家がこの出兵・戦争を歓迎していなかったこと、以上の二点を、これからの検討のための前提として、まず確認しておくことが必要であろう。

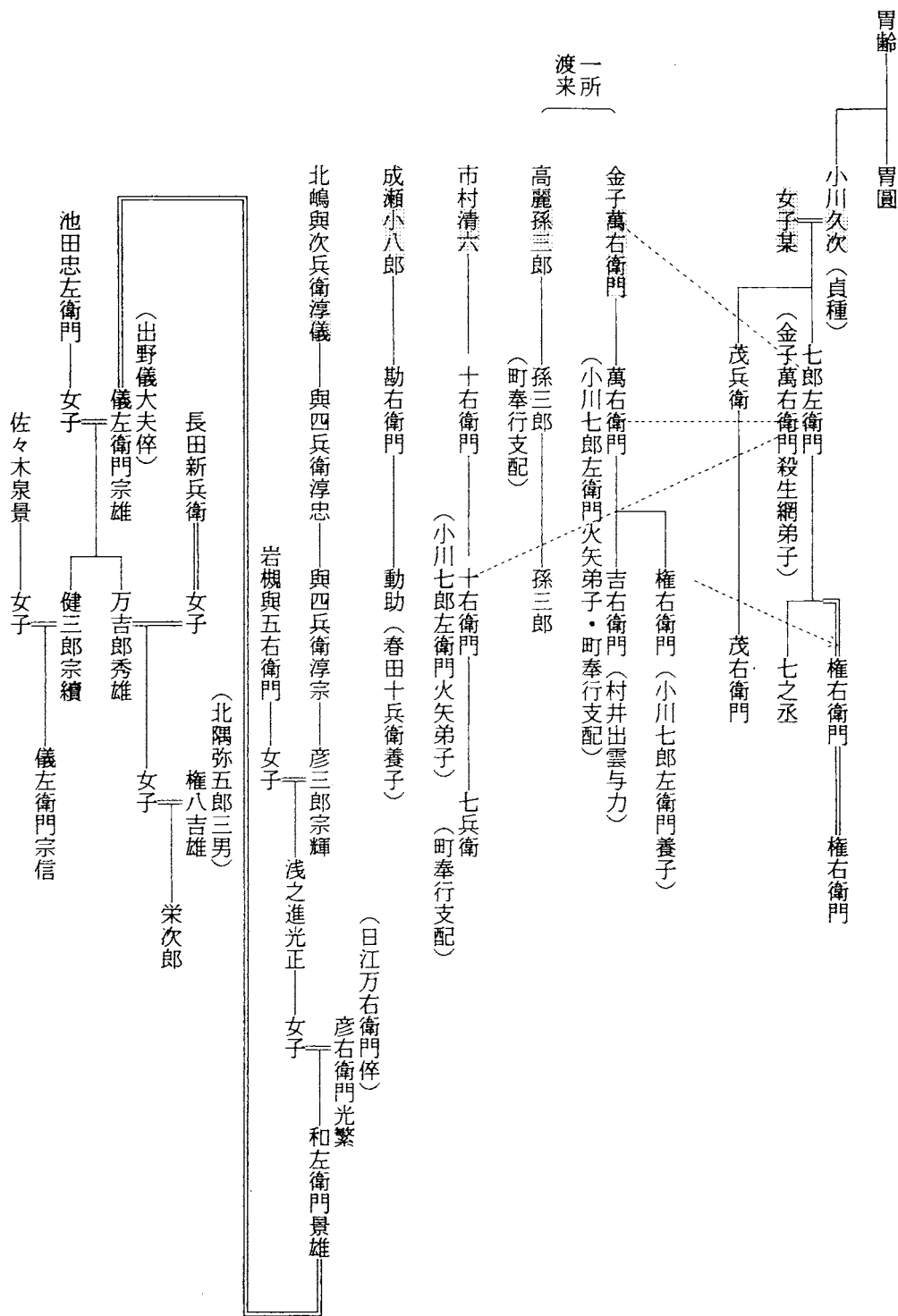
二 来藩した朝鮮の人びと

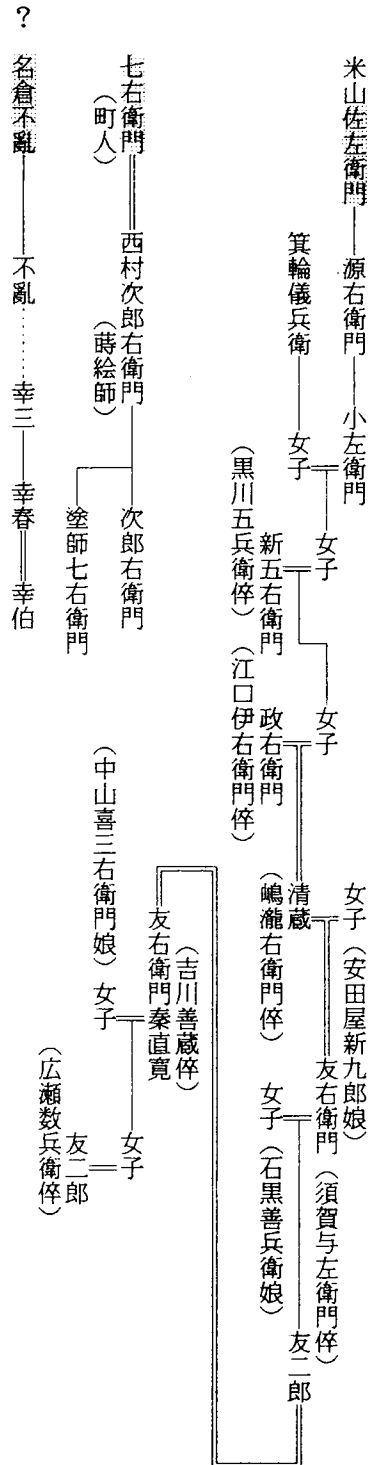
〔別表Ⅰ〕加賀藩における渡来朝鮮人一覧

No.	氏名	本姓名	通称他	渡来の経路	年齢	藩における官途	俸祿	没年	参考資料他
(1)	脇田直賢	金如鉄	九兵衛如鉄	宇喜多秀家の捕虜↓ 秀家夫人↓芳春院↓ 利長	七歳	三箇国小取次↓足軽頭 ↓大小将頭・算用場奉行・公事場奉行・除知奉行・金沢町奉行	百石↓千石 (他頭料二百石)	万治3	『家伝』 『脇田如鉄覚書』 他多数
(2)	菅野加右衛門	漢某	元森内記	紀州・浅野家臣、亀田大隅高綱に仕官↓ 高綱子権兵衛に従い 加賀へ↓利常召抱	十歳		七百石	明暦3	『諸士系譜』、『龜の尾の記』
(3)	菅野兵左衛門	漢某		加賀へ↓利常召抱	七歳		六百石	正保3	
(4)	小川忠勝	貞種	山海久次 久次	加藤清正の捕虜↓大坂↓利長召抱		高麗餌指 火矢方御用 (殺生御用)	銀五枚 次 男切米三十俵、承応二百五十石	寛永15	『慶長十年侍帳』 『火矢方小川家由来書等一件』、『国事雑抄』 『可観小説』
(5)	金子萬右衛門			毛利輝元の捕虜↓ 利長召抱		御歩組・殺生御用↓餌指、大坂陣に従軍 子息↓御鷹匠組・殺生・火矢※	切米十俵 切米二十六俵、後町奉行支配	慶安5	『慶長十年侍帳』 『国事雑抄』(小川七郎左衛門弟子/豆腐)

秀吉の朝鮮侵略によって日本に強制連行され、その後、加賀藩に渡来し、この地に定住するに至った朝鮮人の人名・経歴あるいは事績については、断片的ではあるが、藩政時代の文献史料に散見する。いま考察の便宜上、これを一覧表にして提示すると、次の通りである。

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)
名倉不亂	式部	(女子一人)	米山佐左衛門	北嶋淳儀	七右衛門	成瀬小八郎	高麗孫三郎	市村清六
			秦某	劉某	氷天齋			
異国者・捕虜か否か不明	唐人(娘が不破氏に嫁す)	(小川忠勝の妻となる)	捕虜↓利家連行、利長、鉄砲者申付	捕虜↓利長召抱	捕虜	捕虜↓利長召抱	毛利輝元の捕虜カ↓京都にて馬具・武器細工↓利常時代に小幡宮内取次で御目見得	捕虜↓利長召抱
			八、九歳	幼少				
外科医(利常に仕)			鉄砲者	絵方御細工者	町人・豆腐商売 養子、蒔絵細工師	餌指	子、御細工人並	殺生御用 高麗餌指・鷹狩・火矢※
百石			不明、子切米二十一俵	切米四十俵 三人扶持	養子四人扶持 米百俵	切米十俵	不被下置由 子十一人扶持 町奉行支配	銀五枚 子十右衛門時 切米十三俵
		正保元	寛永頃	慶長15	寛永2			
『国事雑抄』	『諸土系譜』(不破氏)	『国事雑抄』捕虜七人の内、女子一人	『由緒書』(米山友三・友二郎)	『由緒書』(北嶋儀左衛門・権八)	『国事雑抄』	『慶長十年侍帳』 『国事雑抄』	『国事雑抄』	『慶長十年侍帳』 『国事雑抄』(小川七郎左衛門弟子/豆腐)





三 いくつかの問題とその考察

加賀藩政関係諸文献の中では、朝鮮・朝鮮人のことを「朝鮮」・「朝鮮人」、「高麗」・「高麗者」と指称するのが一般的だが、これ以外に、時には「異國」・「異國人」・「異國者」、「新羅」、「唐人」、「韓人」などの諸語で言い表わすこともあった。「異國」・「異國者」は外国・外国人を総称する語でもあり、また「唐人」は、朝鮮人だけでなく、中国人(後には欧米人も)を指称する場合に用いられる語でもあったことは多言を要しない。渡来朝鮮人とその子孫は、自己自身、または父祖の出自を示す際には、「朝鮮」ないし「高麗」の語を用いるのが普通だったようである(33)。

さて、前掲一覧表(別表Ⅰ)に目を遣ると、(4)名倉不亂のように捕虜か否か不詳の人物もいるが、加賀藩に渡来した朝鮮人のほとんどは、秀吉の朝鮮侵略により強制連行された人びとであった。もと

より彼等は、自らの意思で日本を選択したのではなかったが、定住先である加賀までの経路をみると、(1)脇田直賢のように、「通家之誼」「親家之故」、つまり縁故により来藩した例、(4)小川忠勝、(5)金子萬右衛門、(6)市村清六、(7)高麗孫三郎、(8)成瀬小八郎、(10)北嶋淳儀のように、大坂・京都から藩主利長・利常によって新規に召抱えられた例、(2)・(3)の両菅野のように、他藩から主人に随従して来藩し、利常に仕えるに至った例、などに分類することができるが、それらには、渡来朝鮮人の主体的な意思が自由に加賀の地を選択したというよりは、むしろ利長らの意思ないし思惑が彼等の来藩に強く影響したといえよう。強制連行の結果、住み慣れた祖国を離れ、日本という「異國」の地にあった渡来人が己の将来と運命を恣意に選択できる状況に置かれていたとはとても考えられず、かりに、招聘という形式の来藩にみえる場合でも、彼等にとってそれは、限られた枠内における、あるいは止むを得ぬ選択であったと見做すのが、

より実状に近かったであろう。ましてや年端もいかない子(1)・(2)・(3)・(10)・(11)となれば、なおさら、他者の命に従い、移住せざるを得なかった筈であろう。

藩主利長・利常が朝鮮人を藩に招来または連行した理由としては、第一に、渡来朝鮮人に対する同情・憐愍の念が挙げられる。それも、年齢が若ければ若いほど募るであろうし、また前節で述べたように、利家、そして加賀藩に朝鮮侵略への否定的感情があったとすれば、こうした心情は一層倍加されたに相違ない。第二には、彼等の持つ才能や技術に着目したことが挙げられる。むしろ、この第二の理由の方が、より重要であろうと考える。一五九七年に利家が死去すると、利長は大坂から金沢に帰ってきたが、おそらくこの時、幾人かの朝鮮人(4)・(5)・(6)・(8)・(10)か)を連れて来たようである。彼等は高麗餌指・火矢方(火矢高麗流)・御細工者などの職に就いたことから判るように、特定の技能を会得していた人びとであったらしい。餌指の採用などには、藩主の鷹狩趣味もからんでいたかもしれないが、「作文」の才(1)といい、なんらかの才能・技術を有するが故に来藩を促し、召抱えたということではなからうか。こうした技能集団の採用という行為を通して、利長らの朝鮮文化への関心の深さを窺知することができると思えてならない。ご教示を得たい。

朝鮮文化の藩への伝来は、高麗流の火矢や餌取の技法にとどまらず、万金丹の製薬伝授も行われ、あるいは豆腐の製法が伝えられた可能性もまったく否定できない(4)。そういう意味で、加賀藩への渡来朝鮮人の数はけっして多くはなかったけれども、彼等は、いわば朝鮮文化の伝授者であったところに、一つの史的意義を見出すこ

とができよう。かつて、郷土史家の中には、彼等の多くの者は特技をもって藩に仕えなかつたという見解を唱えた先学もおられたが(5)、これは当を得ていないといふべきであろう。

次に、渡来定住者の藩内における身分は、士(士分格)が最多で、他に医者・町人となる者もいた。西国の他藩にみられるような、農民となつて村落に定住する事例は、少なくとも文献上は見出し得ずしたが、この藩では、労働力の不足を渡来人で補うという側面は皆無であつた。職種も、一覧表が示す通り、町奉行、火矢方御用、餌指・殺生御用、御細工人、医者、豆腐商と多様で、その子孫の中から、絹布の洗い張りを業とする異国屋の鼻祖(18異国屋弥右衛門)、家柄町人(17多々良宗右衛門・韓弼、屋号は本吉屋)、『謡要律』(二巻、一七七九)を著した謡曲師(16菅野恭忠)が出た(6)。

鷹狩は、もともと大陸から伝来した狩猟の一方方法で、鷹を山野に放つて野鳥を捕らえるのだが、利長はとくにこれを好んだといわれ、藩の鷹場としては寺町・泉野が知られ、利常は、寺町台の諏訪神社(二四二九年、富樫昌親創祀)に鷹狩祈禱のため信州諏訪明神を勧請した(諏訪八幡)という(7)。餌指(餌差)は、鷹の餌となる小鳥もち竿で採取する者で、殺生を業とするから殺生御用と称された。餌指の技法は、竿・笛・唐櫃(もちびつ)に各々特徴があり、世に加賀流と称せられる餌取の方法には、小川・市村らによる高麗の技法が取り入れられていたのではなからうか。火矢方御用は、藩の石火矢・棒火矢・塩硝・弾丸等々の調整や製造を業とする職種であるが、これにも、渡来人によつて高麗流の技法が伝授されたと推測される(8)。また、これは渡来人の子孫にかかわる問題だが、異国屋弥

右衛門なる人物が旧魚屋町で営んだとされる異国張りが、朝鮮の洗濯方法となにも関係がないのか否か、まだ確たることがいえる段階ではない(9)。

来藩した人びとの定住形態は、いわば孤立分散居住型であり、渡来人同士の集団居住型ではなかったようだ。薩摩とか熊本を始め西国諸藩の中には、渡来朝鮮人の集団的居住を示す地名や街路名の残ったところもあったが、この金沢では、渡来人定住の名残を物語る地名・町名または橋梁名は見当たらず、現存しない。ただ、朝鮮人の住んでいる家を「唐人屋敷」と俗称したことはあったようである(10)。高麗餌指と呼ばれた人は、これも、やがて日本人の餌指とともに餌指町(現笠市町と堀川町)に住むようになり、のち餌指らの浅野町移転に伴い、同業の渡来系子孫も移転した、という推論はいかがであらうか(11)。

渡来朝鮮人の生活状態は、藩内における身分・階層の差異によりその水準を異にし、上下の散つきがあり、これを一様に考えることは無理である。餌取を業とした人びとの俸祿は、きわめて低額ではあったが、少なくとも史料の上からは、極貧層に相当するような、悲惨な状況に追い詰められたような人は見出せないようである。そして看過し得ないのは、彼等の多数が祖国朝鮮で、あるいは渡来後の日本で習得した技能を、自らの生活を支える基盤としていたことである。

ところで、この加賀藩で定住生活に入った人びとは、異境・異域の地でどのような思いで日々の暮らしを営んだのであろうか。心情・意識に関する問題がある。祖国から文字通り引き裂かれる形で連

行された彼等にしてみれば、渡日時の年齒の違いにより多少の差はあるにしても、やはり、しばしば望郷の念に駆られたに相違ない、と思われる。「直賢毎遊小龍野臺牛阪上。目送自稚松山下泉水流尾西走。以彷彿故國地景。垂思鄉淚云」という記載があるように(12)、脇田直賢は、小立野台牛坂の上から浅野川の西流するを覽て、故郷の山河景觀を彷彿し、懐旧の涙を流したというが、かかる故郷忘じがたい念は、直賢一人のみならず、すべての渡来人の胸中にしばしば生起する切ない心情であったと思う。

しかしながら、当地で永住し続ける限り、好むと好まざるとにかかわらず、渡来人としても、同藩の人びとの文化に同化・融合して行かざるを得ず、日本人の中に溶け込み、「世間」に馴化しなければならなかった。同化・融合への試みは、たとえば直賢の場合、その自伝に「予、家業作文タリトイヘトモ、ヲノツカラ和國ノ風ニナラヒ、哥道執心ス。」とあるように、歌道に励み、数多の連歌を詠じ、やがてはこれを他人に教示するほどの境地に達するというような意欲的な取り組みに示されたが(13)、一方、大坂の陣での武功を始めとして家臣としての奉公を通して表わされた、藩主に対する忠誠心にも、加賀藩士の優れた一員になり切ろうとした姿勢や意気込みを感じる事ができる。これも同伝に収められた文言だが、利長の死去に際し、「予悲ノアマリニ、四方はみな袖乃あまりの五月哉」、光高の急死には、「其程ノ次第難尽筆紙。予カナシミニ不堪」、利常の死去の時には、「予、悲嘆ノコ、ロサシ百句ヲツラネ牌前ニ納奉ル。……愁淚難止。」と記述したが、これらの文言に、御恩と奉公を紐帯とする封建的主従関係と近世的身分秩序の真っ直

中にわが身を置き、忠誠心溢れる一家臣として生涯を過ごした、もと朝鮮人、そしていまや加賀藩士に同化・融合した人物の姿を看取することができる。直賢以外の渡来人の藩内における生き様は不明だが、彼等の子孫を含め、細工者・細工師(7)・(9)・(10)、謡曲師(16)、詩文集を刊行した家柄町人(17)など、各々の職種と生活において藩士・藩民として在地に馴染み、溶け込んで行ったと推測しても大過ないであろう。

同化と融合は、孤立分散した渡来人が当地で永住し続けて行くためには避けられぬことであり、日本人との間で大きな文化的摩擦を起こすことなく平和の裏に過ごすためにも、選択せざるを得ない生き方であった。しかし彼等は、朝鮮人としての誇り、いわば民族的意識を喪失していなかったと思う。直賢は、自伝の中で、「生國朝鮮帝都」、「帝都敗北ス」と記し、祖国の首都を日本の京都と対等の「帝都」という語で示し、同じく「家業作文」と自負し、隠居後は「名ノミムカシニカヘリ如鉄ト改メ」、さらに朝鮮式「土まんじゅう」の墓に埋葬されたことなどが示すように(14)、朝鮮を祖国とする外国人としての自己存在を隠蔽したり、忘却したりすることなく、むしろ肝心のところでは、朝鮮人であることを内外に意思表示していた。これは後世のことであるが、『由緒書』などに「本國高麗」・「高麗者」と、その出自が明記されており(15)、「高麗屋」・「異国屋」・「唐仁屋」という屋号を掲げて生業を営む者もおり(16)、彼等はその出自を隠さず、逆に朝鮮出身であることを自己主張してさえたのであった。こうした言動を通して、彼等の民族的意識を垣間見ることができよう。この民族的意識は、中国

・日本との長期にわたる歴史的緊張関係の過程で形成され、今次の日本の侵略に対する抵抗の中で増幅されたものでもあろうが、学問や技術の伝達者としての誇り、換言すれば、祖国の文化水準に対する自負心に裏打ちされたものでもあった、と推考される(17)。時には望郷の念に駆られ、民族的意識を喪失することなく、しかし、この地で生存するため同化と融合の道を歩む、こんな風に複雑な心理と行動の交差する中で定住生活が続けられたのであろう。

それでは、当地加賀藩の人びとはこれら渡来朝鮮人をどのように受け止めたのであろうか。一般論として、この度の朝鮮侵略において渡海せず、強制連行に自らの手を汚さなかった加賀藩としては、渡来人に一定の同情の念を持っていたであろうし、当初、才能や特技を有する者を連れて来たことから判るように、藩主は朝鮮文化に関心を寄せていたと想定される。また、渡来人の定住形態が孤立分散居住型であり、四囲すべて日本人の中に点在する状態であった故、彼等はきわめて目立たない存在であり、日本人である藩の人びとにとって、日常的にはほとんど意識しない存在であったに相違ない。しかも渡来人たちは、日本人と交通し、交流を深め、在地の生活に融合するように努めたであろうし、おそらく、祖国の文化や伝統を墨守し、日本人に対し扉を閉ざすような閉鎖的な生き方を選ばなかったであろうため、そしてまた、渡来人の存在自体が藩士・藩民の利害得失に直結すると意識されることもなかったため、朝鮮人に向かって身構える姿勢もさほどみられず、表立った偏見とか差別が発生する状況にはなかったと思われる。人びとの深層心理に朝鮮人への差別意識が潜在していたとしても、それが顕在化する社会的

基盤は形成されていなかったといえよう。周囲全体が日本人の中で朝鮮人たる出自を明示するような屋号を掲げて営業したり、『由緒書』で「高麗者」と明記するのに、さしたる違和感を持たせない意識状況に、当時の加賀藩はあった、と筆者は考える。別表Ⅱ「渡来朝鮮人相互の血縁関係」に示されたように、渡来人相互の婚姻・養子関係も結ばれているけれども、多くは日本人との婚姻によって、血縁関係の面でも同化が加速する結果となったのである(18)。

なお、蛇足のようだが、直賢の自伝に記された、「彌々御前近習盛ナルニ因テ、爲ニ讒者一一年之内閉居ス。此事ナカリセハ重疊可レ預ニ御恩賞一処、不幸々々。」をどう解すべきかという問題がある。これは、直賢が脇田重俊の女を娶り、脇田姓に改め、近習として重く取り立てられるに至った時、他人の讒言に遭い、閉居を命ぜられたことを記載した部分である。直賢がなに故、他人に讒言されたのか、という疑問である。彼が朝鮮人であるにもかかわらず近習として厚遇されたことに対するねたみ(民族的差別)が、この讒言の背景になかったのであるうか。直賢自身はこの讒言の意味内容に触れなかったため、揣摩憶測の域を出ないが、この事件を生んだ讒言に朝鮮人であることが絡んでいるのか否か、一考を要する問題ではあるまいか。ご教示を乞う次第である。

おわりに

これまで、加賀藩の渡来朝鮮人について一覧表等を参照しつつ若干の問題点を指摘し、各々につき少しく考察を加えてきたが、これらは、本科学研究費補助金(「日本近世初期における渡来朝鮮人の

研究——加賀藩を中心に」)による研究会での報告に基づき作成したものである。

研究会では、筆者の荒削りな報告に対し、数多のご批判と貴重なご教示を賜ることができた。論点は多岐にわたったが、とりわけ、近世初期の日本人と朝鮮人の民族意識に関する問題、加賀藩への渡来の性格、つまり藩への渡来に強制連行的な性格を認めるか否かの問題に論議が集中した。これらは、近世初期日本人の民族的主体と国際的意識の形成の歴史的 성격にかかわる問題であり、近世初期における封建的家臣団の編成のあり方と深く関係する問題でもある。本来なら本稿で、加賀藩における渡来朝鮮人の問題を、東アジアの国際関係及び初期幕藩体制の中に位置づけて究明する広い視角を設定すべきであったが、いきおい事実関係の解明に追われ、微細な問題に拘泥し過ぎた結果となった。渡来人に関する史料を発掘・調査し、その歴史的事実を可能な限り明確にするという、本研究会発足の趣旨から判ずれば、いささかの成果をあげ得たという自己評価もないわけではないが、これを起点として、大方のご示教も仰ぎながら、今後一層の究明を目指す所存である。

末筆ながら、研究会でのご教正をこの稿に生かせなかった不躰に対し、会員諸賢のご寛容を乞うものである。

注

(1) 日本に連行された朝鮮人に関する詳論は、内藤鶴輔『文禄・慶

長役における被擄人の研究』(東京大学出版会、一九七六)参照。

近刊の北島万次『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』(校倉書房、

一九九〇)も必見の大著である。

- (2) 朝鮮侵略時における前田利家については、『中外経緯伝』(『改訂史籍集覧』第一一冊)巻四、及び池内宏『文禄慶長の役』正編第壹(南満洲鉄道株式会社、一九一四)三二〇、三四五各頁、岩沢恩彦『前田利家』(吉川弘文館、一九六六)一七〇〜二〇三頁参照。

(3) 『如鉄家伝記』冒頭、及び『由緒書』等。

(4) 豆腐商については、『国事雑抄』氷天齋、市村七兵衛の各条、万金丹伝授については、『亀の尾の記』唐人屋敷・天神町参照。

(5) 山森青硯「前田家と朝鮮本」(『書誌学』復刊新一五号、一九六九)二五頁。なお、同氏には「加賀藩文禄役被擯人子孫と朝鮮活字」(『石川郷土史学会々誌』一四号、一九八一)があり、氏が金沢の古美術商で見付けた抹茶碗と箱書を根拠にして、加賀藩に朝鮮活字印刷工と銅活字が伝来したと推定されている(六三頁)。

(6) 『国事雑抄』(卷末史料集)。

(7) 田川孝三『李朝貢納制の研究』(東洋文庫、一九六四)一七一〜二〇六頁。田中健夫「朝鮮の鷹」(同『対外関係と文化交流』思文閣出版、一九八二)四一〜四一五頁。『石川県神社誌』(石川県神社庁、一九七六)諏訪神社の項、八六頁。新保望『金沢城下南部の歴史』(泉野地域歴史研究会、一九八七)一五〜一七、一八九〜一九二各頁。

(8) 宇田川武久「壬辰・丁酉の倭乱と李朝の兵器」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一七集、一九八八)には、秀吉の朝鮮侵略

によって李朝が国土保全のため日・明の兵器と戦法を積極的に学んだことが詳述され(一〜一四七頁)、同「近世初頭における火器の普及と生産」(同書、二五集、一九九〇)では、近世初期日本における火器(鉄炮)の普及と生産につき詳論があるが(九九〜一九〇頁)、両編とも、朝鮮から日本への影響、及び加賀藩の問題については言及がない。

なお、小勝郷右「花火―火の芸術」(岩波書店、一九八三)には、「慶長年間の頃から、いろいろな資料に和製硝石に関する記録が現われるようになった。これは俗にいう文禄の役(注略)と慶長の役(注略)の二度にわたる秀吉の朝鮮出兵の際に、捕えて連れ帰った明国の捕虜から、硝石の製造法を手に入れることができたと伝えられることも関係があるかもしれない。」(二二頁)と述べ、硝石の製造法が明の捕虜から伝授されたという伝聞が記されているが、筆者はまだその根拠を確認していない。

(9) 『改訂増補加能郷土辞彙』(北国新聞社、一九八三)三八頁。

『金沢古蹟志』(金沢文化協会、一九九一)巻一四。異国張りは、江戸時代の洗い張りの一法で、長崎より流行、西洋洗濯の法に日本の張り方を加味したものとされるが、筆者は、前々から、金沢の異国張りの鼻祖が渡来人の子孫だといわれていることに関心を寄せている。異国張りについては、『大百科事典』(平凡社、一九八五)八、七七九頁参照。

(10) 『亀の尾の記』唐人屋敷・天神町。

(11) 餌指・餌指町に関しては、高室信一「金沢・町物語 町名の由

来と人と事件の四百年』(能登印刷出版部、一九八二五六一五七頁、『石川県地名大辞典』(角川書店、一九八二)七九八頁参照。

(12) 『燕台風雅』卷四、脇田直能条。他に『加賀藩史稿』卷二二、脇田直賢、『亀の尾の記』ケイゴ山の各条参照。

(13) 『御夜話集』上巻によると、直賢は板津八兵衛の弟正的(検校)に連歌を教えた。

(14) 一九八七年一月二六日付『北陸中日新聞』の記事によると、高岡市在住の中島正之氏が、野田山墓地後割で金如鉄の土まじゅう型(高さ一メートル余り、直径一、二メートル)の墓など一三基を発見したとある。

(15) 『由緒書』には、たとえば「一 三拾五俵 本國高麗 金澤出生四十八歳 北島權八劉吉雄」 「一 九世之祖父 北嶋故與次兵衛淳儀 與次兵衛儀素生高麗國之者……」 「一 四拾五俵 本國高麗 金澤出生四十一歳 北島儀左衛門劉宗信」とある。

『国事雑抄』高麗網張並異国人之子孫御尋条も参照。

(16) 屋号「高麗屋」等については『国事雑抄』参照。

(17) 筆者の未検討の問題に属するが、直賢以後、数代にわたって作庭された玉泉園(小将町、石川県指定名勝)も池泉回遊式で朝鮮方式を採用したものとされているが、このような作庭も、直賢らの、なんらかの民族的意識の現われかもしれない。

(18) 薩摩藩では朝鮮人陶工と日本人との婚姻を禁止した。こういう政策も薩摩藩民の中に差別意識を醸成する要因となった。有馬

美智子「薩摩藩に於ける対朝鮮人政策——薩摩焼を通して——」
 (『史艸』四号、一九六三二四〇頁)。
 なお本稿では、民族はエトノス、民族的意識はエスノセント

リズムの意で用いており、近世初期の日本・朝鮮に近現代的な民族が成立したことを前提にして論じたわけではない。

〔中文資料 集〕

目次

【1】 火矢方小川家由来書等一件	二四
【2】 諸土系譜	三
(1) 菅野氏	三
(2) 佐々氏	三
(3) 不破氏	三
(4) 山根氏	三
【3】 先祖由緒一類附帳	三
(1) 北嶋義門	三
(2) 北島權八	三
(3) 米山友三	三
(4) 米山友二郎	三
【4】 国事雑抄	三
【5】 可観小説	三
【6】 亀の尾の記	三
【7】 金沢古蹟志	三

【一】火矢方小川家由来書等一件

横山政和「献」

「り」

火矢方小川家由来書等一件

御家老方

先祖久次義、於新羅國胃圓と申者之弟、貞種と申者ニ御座候。胃圓義、薄かな張ねり筒棒火矢埋火之家ニ御座候所、實子無御座、弟貞種ニ傳受仕置候所、貞種儀、名山海と相改、高麗江罷出候所、秀吉公高麗御陣之砌取子被成、日本江渡大坂表被指置候所、大坂御陣之砌被取拂、家名山海久次と相改、京都江罷出候所、於京都瑞龍院様江被 召抱候。御宛行之義、傳承不仕候得共、其節苗字小川と相改候様被 仰渡、則相改御奉公申上罷在候所、せかれ七郎左衛門所持仕候ニ付、傳受仕来候火矢高麗流と相改、不残七郎左衛門江相傳仕、寛永十五年病死仕候ニ付、同年七郎左衛門義、微妙院様々名跡相續被 仰付候。久次遺言ニは所持之火矢筒献上仕、相傳之火矢打御用、可奉願旨申置候ニ付、則老貫目之筒式挺献上仕候所、竹田市三郎御取次而段々 御懇之 御意を以、金子三拾兩拜領被 仰付、火矢打御用被 仰付、諸事右市三郎申談而、火矢御用相勤、相傳之薄かな張ねり筒被 仰付、段々出来仕、小松

於浮柳棒火矢を以、度々稽古仕候得共、堅固之敵城江打込申候而も、棒火矢而ハ焼立申義業勢弱、無心許奉存、ほうろく火矢工夫仕出候ニ付、大筒被 仰付、小松町鉄細工人御雇、誓詞被 仰付、老貫目・六貫目之御筒并矢之根薄かな張傳受仕、鉄而為張立出来、右工夫之ほうろく火矢を以、稽古被 仰付候。尤御隱密御用之段、堅被 仰渡候。依之、加様成流儀他家ニ無御座候。御家迄ニ御座候。追々拾貫目迄之御筒出来、其外別紙書記候通之品々御道具共も出来、每度稽古被 仰付 御城櫓々 御覽被遊候由ニ御座候。度々御時服并金子拜領被 仰付、御懇之蒙 御意相勤罷在候所、承應二年江戸表江御発駕之御供仕、越中境迄罷越候所、於境御知行百五拾石拜領被 仰付、早速罷帰候様被仰渡、小松江罷帰申候。其後万治元年、微妙院様御逝去被遊候ニ付、同二年、松雲院様御代、小松表々御當地江被為召、御役所屋敷見立可申旨被 仰渡、則只今之火矢御細工所被 仰付。尤御隱密之御役所ニ被 仰渡、御大工之せかれ等木方鉄方之御細工人段々被 召抱、仕方傳受仕、其外町細工人御雇而火矢御用手傳被 仰付、段々御道具共出来仕、宮腰江罷越、うつ木濱ニおゐて被 仰付候御様子御座候。其砌々町御奉行支配被 仰付、代替ニハ御意之外弟子取申間敷旨等、於御横目所誓詞被 仰付候。三代目権右衛門義、実は高麗々取子七人之内、金子何某と申者之せかれニ金子方右衛門嫡子ニ御座候所、赤子之内々七郎左衛門貫請養育仕、高麗流之火矢不残相傳仕置候。其後男子出生仕候得共、右貫請置候せかれ権右衛門江一子相傳之趣迄も傳候事故、やはり

権右衛門を嫡子ニ立置申候。然處、権右衛門養父七郎左衛門病死之砌、先達而出生之男子七之丞と申候而、幼少ニ御座候得共、実子ニ御座候間、七郎左衛門遺知相續被 仰付候様、権右衛門々奉願候所、寛文六年養父七郎左衛門為跡式、遺知百五拾石之内、権右衛門江百石被 下置、火矢打御用被 仰付、七之丞義養育仕、高麗流之火矢相傳可仕候旨被 仰渡候ニ付、養育仕火矢相傳仕候上、其段御断申上候所、寛文十一年七郎左衛門遺知之内、被 残置候分五拾石配分、火矢打御用被 仰付候。権右衛門義、同十二年御用方之義ニ付強相願候所、對町御奉行江不調法之義出来、御知行被召放、遠嶋被 仰付罷在候所、元禄三年被 召返、拾人扶持被 下置、最前之通町御奉行支配ニ被 仰付、火矢打御用相勤夫々代々相續被 仰付候。

一、火矢之義、品々御座候而、別紙ニ書記候通御座候。格様仕懸打方薬拵等之義は、秘密被成置候ニ付、此書面ニは顯不申候。且又稽古之事ハ、前段ニも調候通、最初ハ毎月も被 仰付、寛文年中々元禄十二年迄ハ一年ハ(二)兩度、或壹度被 仰付、其内私先代之内病氣而稽古不被 仰付年も御座候御様子ニ御座候。元禄十三年々敵敷御儉約ニ付、享保十年迄久々稽古不被 仰付候。同一年々於湊濱稽古被 仰付、延享四年迄隔年被 仰付候處、同五年々不被 仰付候ニ付、段々奉願候ニ付、宝曆八年被 仰付候所、翌九年御道具不殘焼失仕候。其後御入用過分不相懸様仕、有来之御細工人中迄而随分人情仕、追々御筒等出来仕、近年加様義被 仰付候稽古之儀も奉願候得共、未不被 仰付成長之せかれも御座候處、口傳迄而ハ無覺束、甚辛勞仕候。右於湊濱稽古被 仰付候

訳は風ニより御城江音強響申事御座候故、遠方江被遺候由申傳候。一、先年々出来被 仰付候火矢御筒等、鶴之御丸水之手御門御櫓江被入置、一月ニ六度宛私共之内老入并御細工人罷出、掃除磨仕候。

一、御細工人は先年々木方四人・鉄方五人・真鍮金物方老入、都合拾人御座候處、二十ヶ年以前木方老入、其以後真鍮金物方老入、出奔仕、其以後八人、當時ハせかれ老入御雇而都合九人ニ御座候。何茂御細工相應ニ仕相勤、其内當時木方ニ細工達者ニ仕候者御座候。鉄方ニ兩人近来希成達者ニ細工仕候。真鍮細工方欠人候得共、此儀は鉄方ニ老入真鍮細工方指懸候義は相兼、相勤可申旨申聞相勤候へ共、只今は右細工達者もの兩人指懸候御用は相應相勤候故、先御指支無御座候。宝曆九年御道具焼失、金物は形残候へ共、木方ハ一向形相知不申候所、木方御細工人之内吉田故七郎兵衛義、細工宜甚御用相立候者而、私共々申談候趣を以種々相考、御筒臺一挺全七郎兵衛老入手懸出来仕。夫々臺木等夫々之かい形と申を夥敷拵置候ニ付、細工さへ相應ニ仕候得は、右かい形を以仕候故、格別心安御座候。

一、先年は御歩横目被附置、且又与力老入定番御歩老入御指加置被成候。其以來は御歩横目も相止、私共兩人并御細工人中迄ニ相成、御賄方ニハ御細工人之内兩人仮御横目加役被 仰付、相勤候處、近年仮御横目も不被 仰付候。

一、稽古御小屋之儀は、式間半ニ六間量御小屋被 仰付、屋根懸戸囲簀垣而、元禄五年於宮腰出来之所、於湊濱稽古就被 仰付候。彼地江舟廻而被遺、数年来御用相立候處、當時は損懸戸は形も無御座程ニ御座候稽古被 仰付候節ハ、御修覆無御座候而は相成不

申候。寛文之頃々元禄之頃迄ハ御細工所御入用并稽古御入用一ヶ年ニ拾壹貫目斗之御入用之御様子御座候。段々難儀仕、宝曆八年稽古之御入用七百目斗御座候。當時稽古被 仰付候得は御小屋御修覆料も相懸候得共、此義ハ重而御修覆不被為及事御座候。稽古御入用之義ハ、稽古之節用申御道具等も焼失仕、其上諸色高値而省畧仕候而も、宝曆八年御入用ニ増懸候様奉存候。尤御道具之儀ハ、重而被 仰付候ニハ、不被為及事御座候。稽古之義ハ二日不仕候而は相成不申候。左候得は、御小屋拵二日、御道具認并御小屋仕廻二日、往来之日二日、其外雨天御座候得は、日数相懸可申候。御小屋御修覆之義も先懸戸ハ不被 仰付、とま御借上相成候得は、御入用指而過分ニも相懸申間敷哉と奉存候。

一、先年稽古之義、四月々九月迄之内、被 仰付候へ共、元文之頃々蚕ニ音相障候故、八月被 仰付候。

一、稽古之節不獵と申義も無御座候。

右、火矢之由来、前々稽古之様子、當時到而省略仕、稽古之致方書上可申旨被 仰渡候ニ付、承知仕候趣等如斯御座候。火矢之趣ハ大概別紙ニ書記申候。

八月

小川久大夫

火矢之訳大概

一、放勦火矢 ホウロウヒヤ 壹貫目之大筒・六貫目之大筒・拾貫目之大筒而打

矢も右に準、三段御座候。此矢火指而稽古ハ夜中

打申候。矢落拾丁前後落、其所而二三度或四度も

飛働仕、其節碎四方江放申候。敵城等江火を懸候

ては随一之品ニ御座候。

一、黒矢 クロヤ 壹貫目・六貫目・拾貫目之大筒にて、稽古ニハ屋打申候。矢落拾丁前後江落申候。

一、コワシ玉 壹貫目・六貫目・拾貫目之大筒にて打申候。此玉拾丁々拾五丁斗迄之内而玉落申候。稽古ニハ屋打申候。玉ニ火を指せ先にて割レ候様ニも仕懸御座候。

一、乱火矢 ランヒヤ 六貫目・拾貫目之大筒にて、三丁より五丁迄之内を火指而打申候。稽古ニハ夜中打申候。尤常之矢而ハ無御座候。

一、乱矢 ランヤ 三百目・五百目・七百目・壹貫目・六貫目之筒而三丁斗打申候。常之矢を葉而打出、矢数は筒之大

一、乱玉 ランタマ 小次第而、六貫目之筒而八百五拾本斗、一時打出申候。矢之羽等、火移不申義、習ニ御座候。

一、敵亡矢 テキボウヤ 壹貫目・六貫目・拾貫目之大筒にて三丁斗打申候。玉は常之一両玉を筒之大小ニより玉数一時二打出申候。六貫目之筒にてハ玉数式百五六拾打申候。

一、埋玉 ウツミタマ 五拾目筒にて三丁斗打申候。一仕懸にて何拾挺而も一時打出申候。稽古ニハ式拾挺斗一仕懸打出申候。御道具ニハ千挺一仕懸被 仰付置候处、宝曆九年焼失仕候。

一、埋置、火移仕候得は、玉ハれ地中々飛出、壹

丁四方斗放申候。

但老貫目々以上之筒を都而大筒と倡申候。

右、稽古仕候節、敵亡・埋玉之外は小屋之内隻臺を置、土俵而堅メ上ニざり臺を置、御筒をのせ打申候。見あてハ拾丁先ニ竹を立挑燈を釣上、夜は火を燈、昼は紺之袋ニ入釣上申候。是を満挑と倡申候。稽古之節は御筒前両方ニ袖垣仕、御幕を打申候。且又打方矢拵等、并戰場而打方之義は、秘密ニ御座候故、此書面ニは難相調。一通如斯相認申候。以上。

八月

小川久大夫 判

「寛政元年ナリ」

ほうろく火矢根元、御細工所建形并出来御筒数
稽古年号等目録

ほうろく火矢根元

先祖久次義、実は高麗者ニ御座候所、瑞龍院様御代被 召抱御奉公申上候處、御充行之儀は傳承不仕候。微妙院様御代、久次於高麗、薄金張ねり筒火矢相傳之家而、流儀相傳仕来候付、於小松表薄金張火矢筒式拵置候付、於日本 御用相立可申義とせかれ七郎左衛門江不殘相傳仕候上ニ、久次遺言申置候ハ、所持之火矢筒式拵献上候而、相傳之火矢打御用可奉相

願旨、申置候付、せかれ七郎左衛門代々老ノ目ねり筒式拵、竹田市三郎御取次而指上候處、其節金子三拾兩拜領被 仰付、火矢打御用之義被 仰渡、則小松浮柳而度々稽古被 仰渡、相勤申候處、御内々を以被 仰出候は、今宵火矢打之義、御槽々被為遊 御覽候間、御相圖次第打可申旨、被仰出候付、相勤候由傳承仕候。
一、万治二年、小松表々御當地江被遣、浅野川川除町水手寄、宜敷所相見立、相願候處、御聞届ニ付、御細工所相建申候。則只今も御細工所ニ御座候。

先年御細工所建形

- 一、三間半ニ拾七間半 鍛冶場。但塗□細工所并金具細工所
- 一、三間ニ九間 木細工所
- 一、式間半ニ五間半 酒之間
- 一、式間ニ四間半 炭蔵
- 一、式間ニ八間 葉調合所并木蔵。但革細工所
- 一、三間ニ式間半 御土蔵
- 一、内外御囲懸堀
- 一、入口御門

右、先年々 御細工所建形、如斯御座候所、卯年御焼失ニ付

當時御細工所仮ニ被 仰付候建形左ニ相調申候。

- 一、三間半ニ拾間 鍛冶場
- 一、三間ニ七間 木細工所。但此内金物蔵并炭蔵
- 一、内外御囲簀垣并生垣
- 一、入口御門

右、當時之御細工所大變之年急速先飯ニ御細工所相建申候。

一、式間三寸二四間

御土藏

一、六尺二四間

御土藏玄關

右、當時御土藏、天明六年町会所貯用銀之内を以、相建申候付、段々出来、御筒共御土藏ニ積置、其外出来之火矢并根共入置候へ共、今年々出来之御筒人所無御座候間、如何様成御土藏而も御細工所ニ奉願上度義ニ奉存候。尤外ニ被為遊御指置候所御座候ハ、其所江納置可申候。

一、御修覆之御筒具定者、御修覆以前ニ力損仕、其上而御修覆も可

仕義御座候へ共、當時節柄故相願候而も、急ニは被 仰渡も有

御座間敷旨奉存候。左候へハ外ニ御貯用之御筒義、無御座ニ付先大抵御用ニ相立候御筒御細工人共江も詮義仕、撰出御修覆仕候處、段々出来も仕候付、天明七年力損之義相願候處、願之通被 仰渡候付、九月廿日於金沢表罷立、能美郡湊浦而力損仕候御筒数拾ノ目式挺并并六ノ目御筒四挺、都合六挺力損仕候處、随分損義無御座、御用相立申候。且又去年義相願、八月朔日罷立、力損仕候御筒数、拾ノ目式挺并并六ノ目御筒四挺、都合五挺力損仕候處、損も無御座御用ニ相立申候。段々出来之御筒数并矢数根数左ニ相調申候。

一、三 挺 拾貫目御筒出来仕候

一、式拾四挺 六貫目御筒出来仕候

一、三 挺 壹貫目御筒出来仕候

一、壹 挺 七百目車御筒出来仕候

都合三拾壹挺

此内拾壹挺 此分力損相濟申候

残所式拾挺 此分力損相濟不申候

一、四拾壹本 拾貫目御筒但矢出来仕候。并根数四拾壹出来仕候

此内力損之節相用申候

一、六拾八本 六貫目御筒但矢出来仕候。并根数百出来仕候

同断

一、拾六本 壹貫目御筒但出来仕候。并根数二拾七出来仕候

一、四百八拾三本 乱火矢但矢出来仕候

一、式百六拾本 乱矢

一、三 ツ 埋玉大小御手入相濟申候

(以下異筆)

一、三 挺 拾貫目御筒。此分今年御修覆取懸申候

一、式 挺 六貫目御筒。此分今年御修覆取懸申候

右、御修覆出来之御筒并矢数根数等如斯御座候。

一、天明五年御筒御修覆之儀、年中六挺宛之為御入用式貫目御渡可被下段、相願候所、願之通被 仰渡候付、其段於役所ニ木方御細工人三人・鉄方御細工人五人、何茂呼出、今般御筒年中六挺宛御修覆之儀被 仰渡候付、御細工方面拾八人而者手合申間敷候間、町細工人も余程入レ申図りを以御入用式貫目斗請取申候。左ニ候間、如何と相尋候處、御細工人於其場申候者、此度余程之御修覆ニ付、為手傳と町細工人御雇之図御座候得共、私共結構被 召仕候間、何茂毎日罷出候而も手を合申度奉存候。併當時者真鍮御細工人も無御座候得共、此儀も私共加役ニ相勤申度旨申候候ニ付、其通仕御修覆仕候處、六挺共ニ皆出来候。壹挺ニ付代銀百七拾五

勿ニ付申候。此儀者御細工人共心を合相勤候故纒之御細工人而手を合申候。夫故御入用高も相懸不申候。尤御細工人之儀者何を被仰付候而も御用相立申者共ニ御座候。併其内ニ細工者少々高下之者も御座候得共、何茂心を合身分不相心之儀も於役所相勤申候故、手を合出来仕候。

先年御当地而火矢稽古被 仰付候場所

- 一、寛文四年 うつき濱而八月中稽古被 仰付候
- 一、寛文七年 同前而四月々九月迄打續稽古被 仰付候
- 一、寛文八年 同前而四月中稽古被 仰付候
- 一、寛文十一年 同断
- 一、寛文十二年 同断
- 一、延宝元年 同前而六月中稽古被 仰付候。うつき濱并湊浦而所ニ小屋を懸、火矢候様被 仰出候付、而所共ニ小屋被 仰付、時々稽古仕候義者仰出次第而方人交稽古仕候。尤天氣宜敷内三月々八月迄打續稽古被 仰付候
- 一、延宝三年 うつき濱而四月々九月迄打續稽古被 仰付候
- 一、延宝四年 同所而六月々十月迄同断
- 一、延宝五年 同所而六月々七月迄同断
- 一、延宝六年 湊浦而八月々九月迄同断
- 一、延宝七年 うつき濱而五月々七月迄同断
- 一、延宝八年 同所而四月中稽古被 仰付候
- 一、天和元年 同所而五月々八月迄打續稽古被 仰付候
- 一、天和二年 同所而四月々八月迄同断

- 一、天和三年 同所而七月々八月迄同断
- 一、貞享元年 所ヲ替而於倉部七月稽古被 仰付候
- 一、貞享二年 うつき濱而六月中稽古被 仰付候
- 一、貞享三年 同所而同断
- 一、貞享四年 同所而七月中同断
- 一、元禄元年 湊浦而八月中同断
- 一、元禄二年 同断
- 一、元禄三年 同所而七月々八月迄打續稽古被 仰付候
- 一、元禄四年 湊浦而八月々閏八月迄打續稽古被 仰付候
- 一、元禄五年 同所而八月中稽古被 仰付候
- 一、元禄六年 同所而四月々六月迄打續稽古被 仰付候
- 一、元禄七年 同所而七月中稽古被 仰付候
- 一、元禄八年 同所而八月々九月迄打續稽古被 仰付候
- 一、元禄九年 同所而八月中稽古被 仰付候
- 一、元禄十二年 同所而九月中同断
- 一、享保十一年 同所而八月々九月迄打續稽古被 仰付候
- 一、享保十三年 同断
- 一、享保十四年 同所而五月中稽古被 仰付候
- 一、享保十六年 同断
- 一、享保十八年 同所而四月中稽古被 仰付候
- 一、享保二十年 同所而六月中稽古被 仰付候
- 一、元文二年 同所而八月中稽古被 仰付候
- 一、元文三年 同所而九月中稽古被 仰付候
- 一、元文五年 同所而七月々八月迄打續稽古被 仰付候

一、寛保二年八月、父豊之丞代、湊浦而稽古被。仰渡候節、私儀十三歳々召連、其節老貫目御筒并六貫目御筒而初而稽古仕候。其後延享元年、同四年稽古仕候。

一、寛文中々稽古被。仰渡候節之小屋者、式間半二六間之建物而、屋ね囲共ニ懸戸ニ御座候處、其後者御修覆も無御座、損候候而稽古用イ、享保之頃々半分蔭間ニ相成、屋ね茂苦草ニ相成、左右拾間斗袖垣ニ仕、下地ニ蔭を当賣垣ニ御座候。

一、私跡目被下候而、宝曆八年八月於湊浦二初而稽古被。仰渡候節、右濱ニ前之仮小屋を繩詰ニ仕相建申候處、悉打損候ニ付、小屋茂其節々式間ニ三間者斗相成、屋ね之儀者湊浦而舟苦を借、屋ね葺七小屋囲左右之袖垣拾間斗下蔭之假而、其上ニ田町交御幕を張申候。小屋前ニわく臺三挺立、土俵而根を堅メ置すり臺と申者をわく臺ニ載、其上ニ御筒を置、臺尻ニ穴を掘、打放申時、御筒ささり申候。尤見込候時、先キ目当之義者拾町ニ□町と申而長六間之竹を立、其先ニ車を付、指渡式尺五寸之提灯を引揚候而御筒前目当ニ櫓を懸通を見込、打放申候。町付之儀者、拾町前後江矢落仕候。且又屋稽古仕候砌者、右□町提灯之紺之木綿袋ニ入、目当ニ仕申候。打申節、臺前ニ茂式間斗之竹ニ提灯を引揚申候。此儀ハ町先々之目当ニ御座候。尤打候時分、双方相図を以打申候。右前々々宝曆八年迄稽古之節、町奉行為見届、罷越申候。其節為縮方之町足輕五人本打之節相詰申候。尤稽古之内為詰人と御手人八人相渡申候。

一、天明七年、私せかれ御筒御手人之節、御細工所江折々召連、御道具等仕懸候儀品多御座候付、為致手傳御道具夫々教申度御座候

付、相願候處、御聞届ニ付折々ニ御細工所江召連、為見習申候。則同年御筒力様被。仰渡候付、湊浦江召連仕懸見込打形等教申候。元来大業物故内稽古可仕様も無御座付、兩年共ニ力様教為打申候。

寛文之頃々元禄之頃迄之御入用

一、拾老貫目余 御細工所諸事御入用并稽古御入用壹ヶ年当り

一、七百目 宝曆八年稽古御入用

一、式拾老貫目斗 筒藁

一、壹貫五百目 鉛

右、両品者玉藁所々請取申候

一、五拾目 天明七年々御筒力様御入用

一、壹貫五百目 筒藁、但玉藁所々請取申候

一、百七拾枚 明倭下蔭、堂形并下御臺所々請取申候

一、七拾懸 俵繩、右同所々請取申候

右、御筒力様之節者省略仕、小屋懸不申、見隠之儀者蔭間ニ仕其上ニ田町交御幕を張申候。

右、ほうろく火矢根源并御細工所建形出来御筒数等稽古年号相調指上之申候。以上。

己酉

八月

「寛政元年ナリ」

小川七太夫

(以下異筆)

乙亥九月朔日

一、火矢方小川友作、今日罷出候付、其蓋於別席、此間内稽古之様子相尋候處、申聞ハ去廿六日発足、御細工者三人召連、湊浦江罷

越、翌廿七日小屋懸ニ取懸り、右小屋ハ例年力様之節之小屋式間四方程有之ニ付、右を取繕イ相用申由、且御道具等ハ馬三疋・人足三四人ニ為持付候。廿八日朝之内、仕組仕置々稽古ニ取懸、同廿九日ニハ終日稽古仕、同日ニ相仕廻候。尤火矢ほうろく等稽古仕、都合式拾五放斗、其内品者七返程違候。初ニ稽古之義故、とかく兼而習之通ニ者出来不申候。八丁斗先ニ落割働可仕筈之處、五六丁程ニ割レ落申分も、右落候處ニハ働キ候故、六尺四方斗も砂穴之如クニ相成、深サ九尺斗もほれ入申候。御矢等少々ニ疵等有之候而ハ向へ通候迄ニ割レ申故、存込之通全出来不仕候。打場之義ハ海之内江打込申而者無之、海辺を横にいたし片横高之方、小松江之往道ニ御座候。丁間十七丁所々ニテ験札建置申候。右湊浦領之内ニハたり不申ニ付、□谷と申處江相懸り申由、且力様之節ハ丁付之杭取払、罷帰候へ共、此度々稽古も被 仰付候故、来年も入用之義ニ付、杭も入レ念ニ其俣ニ指置罷帰申候由申聞候。此度罷帰り候上、重ニ稽古之節之義等、種々相考居申旨等申聞候事。

右申聞之候。荒増如此候事。

前段内分ニ申聞候ハ、請取申候簡業も小けし之分と申遣候得共、余程あらく御座候故歟、伝書之通ニハ参かね候。友作手前調合之仕様、百八十品斗も御座候。於兼合所如何御座候哉。畢竟兼あら□す候故、火移石宜をと奉存候旨、申聞候事。

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『火矢方小川家由来書等一件』
(整理番号164.1026)の翻刻。

【2】諸士系譜

(1) 菅野氏

菅野氏 加右衛門・兵左工門、父母共ニ異国人。日本ニ来ル時、

加右衛門十才、兵左工門七才。紀州御家臣菅苗字ノ

侍アリ。則菅之賜苗字ヲ于ニ兄弟ニ、龜田大隅ニ仕。后御

国江罷越、改菅野。於異国漢名乗ルト云々。龜田依願被

召出、兄千二百石・弟千石可被下処、有故減七百石・六百石

被下。此時、龜田依願侍廿一人被 召出。

加右衛門

仕微妙公。七百石。明曆三死。

仕龜田時八元森内記ト云。

馬之助 遺知不被下内死。孫丞 始孫右工門。七百石ノ内

三百石被下。早世。

庄左衛門 明曆三父同月同日早 彦兵衛 始傳右工門。久兵衛養

世。娶兵左衛門女。荒尾平左工門。久保吉丞。

五左工門。

兵左衛門

仕微妙公。六百石。御馬廻。正保三死。

兵左衛門

兵左衛門

兵左衛門

正保三、俸四百五十石。娶石原茂右工門女。明曆元死。

兵左衛門重治

明曆元同上。御馬廻。万治元大小將。元禄十一死。
娶脇田九兵衛女。

助右衛門

元禄十一同上。御馬廻。同十二死。

新八郎 原佐左工門養。

甚五郎 五左工門、後再繼助右工門遺跡。

女 渡辺文左工門。三太夫。本多政長臣、山下四兵衛。

甚五郎政成

実弟。元禄十三同上。宝永四大小將。享保十七、九
十一死。六十三才。娶五左工門女。

才八郎 早世

内右衛門正倚

始喜大夫。実彦兵衛婿養子。同上。后妻安武逸角女

寛延元死。

女 山村甚五郎。実新八郎養。内右工門。

兵左衛門正良

同上。大小將。大がね奉行。

主税

始新番。寛政三六十五小頭。新知百五十石。寛政八
七十一同上。御馬廻。

女 実加右工門女。能州長福寺。
弥四郎 兄養。

兵左衛門義矩

実弟。寛政九五廿五同上。御馬廻。享和三壬正能州
郡奉行。文化三十一ノ廿四死。三十八才。

閑左衛門定澄

始豊太郎。文化四七五三ノ一。同七七十同上。御馬廻。
誠左衛門(始孝次郎) 嶋田源大夫養。

五左衛門

新知百八十石。内三十石異風料。御異風。娶庄左工門
女。元禄十一死。

三大夫 娶兵左工門女。発心。

甚五郎政成 実兵左工門三男。婿養。

元禄十一助右工門遺跡繼。

女 甚五郎。大音帯刀臣、小川勘右工門。

久兵衛

正保三分知百五十石。承応三加五十石。合二百石。
娶岡田五郎右工門妹。大小將。延宝二死。

女 庄左工門。

彦兵衛重正

始傳右工門。実庄右工門男。延宝三同上。大小將。寛永七御細工奉行。正徳元死。六十二才。婿養。后妻堀部養叔女。

女 久保先吉。荒尾平左工門。

寛兵衛正應

始御歩。正徳三同上。享保九御馬廻。明和五七十六死。

八十四才。娶岸村文大夫女。

九左衛門正郷 御歩。原新八郎養。改八郎兵衛。

喜大夫正倚 御歩。后内右工門。甚五郎養。

加右衛門

同上。御馬廻。娶多賀了因女。后娶横山和州臣、高沢五

左工門女。

仁右衛門 山田友右工門養。

平兵衛 石黒三五郎養。

女 野村逸角。

劉平徳布

文化元四十一御書物奉行。享和元七十一同上。

女 兵左工門養女。

官兵衛 始御歩。后奥附横目。文化十二六朔御歩小頭。

彦兵衛矩

文化七七十同上。御馬廻。天保十二死。

寛兵衛 天保十二二十ノ一同上。御馬廻。

(2) 佐々氏

紋様 桐葉

香之図

祖佐々藏人宗政。斯波家之臣。尾州和田郡之

内八郷領。后織田伊勢守信安ニ隨順死后右知

行四男陸奥守成政領。仕信長公。

佐々氏

成政兄

勝右衛門長治

仕佐々成政。於越中新川郡小出村城主

喜藤次 成政養。

孫十郎成治

成政養。仕秀吉公。三千五百石。領撰州武庫郡鳴尾村。

黄髮之使番。

信濃守 兄孫十郎遺領。同姓甚左工門成直ニ賜。残知之分御

預代々相統。子孫在御旗本。

正益

始勤左工門。浪人后剃髮。河池才右工門簪故。大坂落城
后前自京都母子共金州へ来。醫師。元和元之頃小幡宮内
ヲ以被 召出。御合力米百俵。寛文元致仕。同九死。
甚左工門成直

自秀吉公孫十郎遺知之内依幼少二百石。イニ大坂討死ト
アリ。

快安政俊

寛文元同上。同六俵百五十石。同十二死。室岡島九右衛
門女。

長塚正治

寛文十二父為跡目二十口。寛永五死。

伯順政賢

実池田玄昌二男。十口。享保十二新知百五十石。延
享四加百石。合三百五十石。明和元四廿二死。七十
九才。

正益政輕

実一向寺宗永寺子。宝曆八被召出。十口。後同上。
辰左衛門

伯順之実子也。宝曆五十ノ五新番。同九四死。始今
村藤左工門養。不縁飯ル。

正益政吉

始芸庵。寛政六七十、百五十石。加五十石。合一
百石。天保 死。

女

大玄

天保七七四遺知之内俵百三十石。同 死。

□□ 始錦之助。天保十三十二ノ十四、俵十口。

喜藤次正寅

寛文四七十一俵五口。剃髮号懐節。奥小将組。同十二
三廿二加十五口。延宝七十二新知百五十石。貞享三束
髮。元禄三七九組外。同四十二廿八定検地奉行。享
保元八廿六指除。同十六死。七十一才。室三輪清右工
門女。

女 白石助七郎。本多家人。仕円浄院殿。イニ号岩野仕長
高麗屋孫三郎。九郎左衛門高連。

六右衛門 改字野處士。

助十郎 三輪次郎作養。イニ甚五左工門。

幸右衛門富政

始左佐織人正八郎。享保十九同上。同十三三堂形奉行
宝曆八三能美郡代官。室橋爪左門女。

貞五郎 早世。
女 田中八十四郎。

喜藤次政孝

始四之助。后改左助。安永二七十一同上。御馬廻。室
佐垣八郎左工門女。

幸次郎 岸忠右工門養。

忠大夫 始与三五郎。岸幸次郎。

幸三郎 早世。

女 佐垣八郎左工門。

左助

同上。組外。

喜藤次政徳

始仙之助。文化七十二十六同上。御馬廻。文政十二割
場横目。

玄澄正圓

寛永廿仕陽廣公。玄治法印弟子被仰付。正保元俸百五十
石。寛文五死。室石丸吉之丞妹。

九平次政尚

寛文四俸五口。剃髮号習益。又常惠奥小将。同六加十五
口。延宝七十二廿八新知百五十石。貞享三束髮。号九平

次。元禄三六組外。宝永四江戸御廣式番。享保二死。室
内藤市丞女。

近兵衛

喜大夫 庄進養。

与力

吉郎兵衛 与力山内源兵衛養。

女 脇田知右工門。

庄大夫成貌

始小次郎。元禄十四利重君御小将。正徳三壬五金沢へ被
召返新番。享保二十二廿八同上。組外。同五八死。室城

戸元右工門女。

庄之進 兄養。

女

小膳 早世。

庄之進政親

実弟。享保七三七同上。組外。同十三八御馬廻。同十五
正廿六死。三十九才。室堀左平太養女。

女 早世。

喜大夫邑政

実近兵衛嫡子婿養。享保十五五十一同上。御御馬廻。宝
曆三七本吉湊才許。同六十一指除逼塞。同十三御免。室
不破彦大夫女。離別再山本伴七郎女。

久馬 イニ隼丞。先父死。室寺西勝左工門妹。
十左衛門庶政

始直記。美多田兵左工門二男。安永三七六同上。御馬廻。
天明四七三具服料紙奉行加人。

卯門為政 文化九七十同上。御馬廻。

(3) 不破氏

不破氏

與市左衛門

仕微妙公。二百石。娶唐人式部女。富山。

与市左衛門

儀右衛門

富山。

七兵衛

新知合三百二十石。延宝七死。

女 渡辺弥三郎。

平兵衛

美渡辺弥三郎嫡。二百石。娶服部宇右工門女。元禄十六
死。

門左衛門

同上。美新丞嫡。宝曆三死。六十四才。
女 服部左源太。春日神主高井。

七兵衛良實

美九郎右工門二男。同上。御馬廻。娶齋田十郎左工門
女。表御納戸奉行。后御免。奉行寛政十七六定番
御番頭。享和二組外番頭。同三二死。

主税 始甚太郎。先父死。

女

浅右衛門

新番。美筒井常右工門二男。享和三七十一同上。組外。

靱負則定

始弥太郎。文化七十二十六、三ノ一。同七八

十一同上。娶養輪知大夫女。御馬廻。天保二六廿一割
場奉行加人。同年九廿六本役。同四十二御免除。

新丞

美子。百廿石。娶中村弥五左工門女。加八十石。合二百
石。元文四死。七十三才。

門左衛門 平兵衛。

九郎右衛門

始又大夫。同上。小松。延享二死。

女 前田貞直臣米原平助。

大助有書

同上。小松。

七兵衛 紋左工紋養。

女

新丞有親

始久太郎。実卯辰八幡神主厚見 子。同上。小松。同所御武具奉行。后同所御作事奉行。兼能美郡代官。

織人有濟アリスキ 文化九七六同上。小松。改名七兵衛。

(4) 山根氏

長太夫

朝鮮流御術。俸七十口。元禄元死。

勘左衛門

二百石。宝永四死。

源太夫

始勘十郎。同上。娶武村九郎兵衛養女。離別。延享元死三十九才。

長太夫元宴

始与左工門。同上。御馬廻。娶江尾治部右工門女。再与

力林次郎左工門妹。勢之佐殿御附。天明七死。

忠太夫 小沢與三兵衛養。改九左工門。

小弥太 新番。小沢九左工門養。改彦右工門。

與九郎

実松田治右工門二男。始與次郎。天明七七四同上。

庄太夫ツネ元長

始義大。実明石静叟二男。文化元七六同上。御馬廻。文

政三七十二堂形奉行加人。同四正四本役。天保五十二晦

死。五十一才。

卯七郎

天保六七三同上。御馬廻。改長左工門。同十一死。

清八成政シゲアサ

天保十一二十一同上。御馬廻。

◎金沢市立図書館蔵「諸士系譜」(200)の抜粋である。(1)

菅野氏の祖「加右衛門・兵左衛門」は父母共に異国人であり、

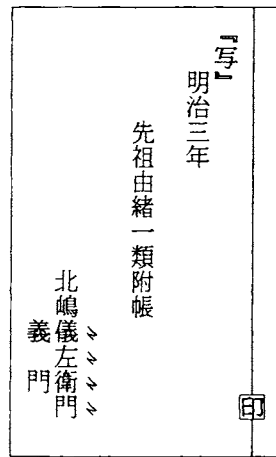
(2) 佐々氏には「高麗屋孫三郎」に嫁いだ女性があり、(3)

不破氏の祖與市左衛門は「唐人式部」の女を娶り、(4) 山根

氏の祖長太夫は「朝鮮流御術」を以て藩に仕えたとみえる。

【3】先祖由緒一類附帳

〔1〕北嶋儀門



一、四拾五俵

御切米高
北嶋儀左衛門劉宗信
定紋 丸ノ内ツル柏葉

本國高麗金沢出生四十一歳

私儀御細工者北嶋故健三郎嫡子ニ御座候所、弘化四年正月御細工所御雇被仰渡、嘉永三年五月十四日御細工所御用方見習被仰渡、安政三年七月十三日繪方御細工者被 召抱、御宛行五人扶持被下之、万延元年四月十二日故健三郎名跡被 仰付、御切米四拾五俵被下之、誰今迄被下置候御扶持方は被指除之、元治元年十月御重裝方御用主附被仰渡、慶応元年十月御仕法方御用兼帶被仰渡、同二年三月御詮議之趣ニ付御重裝方御仕法方小頭所江打込被 仰付候ニ付、小頭江加り御用被 仰付、明治元年八月大筒方御歩並被 仰付、餘時繪細工御用被仰渡、同九月朔日御細工所御仕法跡御用相勤候様九郎左衛門殿被仰渡、同十二月

廿六日右御用相濟、同二年三月晦日職制ニ付大筒方被為廢、二

等中士被 仰付、同年六月十四日鑄砲局御繪図御用被仰渡、同年十月御改正ニ付士族被 仰付、同十二月廿八日鑄砲局御繪図御用相濟、同三年二月廿四日於 御住居御礼被為請、同年九月十日給祿証書頂戴仕候。

一、九世之祖母

北嶋故與次兵衛淳儀

與次兵衛儀、素性高麗國之者ニ御座候所、幼少之節為虜、日本江渡り、其後

瑞龍院様御代、繪方御細工者被 召出、御切米四拾俵三人扶持被下置、御奉公申上、慶長十五年病死仕候。

一、九世之祖母

由緒傳承不仕候

一、八世之祖父

北嶋故與四兵衛淳忠

微妙院様御代亡父與次兵衛為名跡、繪方御細工者被 召出、御切米四拾俵三人扶持被下之、江戸表江御供仕、於彼地病死仕候。

一、八世之祖母

由緒傳承不仕候

一、七世之祖父

北嶋故與四兵衛淳宗

微妙院様御代亡父與四兵衛為名跡、繪方御細工者被 召出、御切米四拾俵三人扶持被下之、相勤罷在候所、寛文四年江戸表江御供仕、於彼地同年八月病死仕候。

一、七世之祖母

由緒傳承不仕候

一、七世之祖母

由緒傳承不仕候

一、七世之祖母

由緒傳承不仕候

一、七世之祖母

由緒傳承不仕候

一、六世之祖父

北島故彦三郎宗輝

彦三郎儀、寛文五年亡父與四兵衛為名跡、繪方御細工者被 召出、幼少ニ付五人扶持被下置候所、同八年御切米三拾俵三人扶持被下之、元禄六年太鞍御役料三人扶持被下之、都合三拾俵六人扶持被下置候所、享保五年病死仕候。

一、六世之祖母

岩槻故與五右衛門娘

享保十二年病死仕候。

一、五世之祖父

北嶋故淺之進光正

大應院様御代、元禄十六年太鞍相兼繪方御細工者被 召出、御切米式拾俵被下置、享保五年九月拾俵御加増被 仰付、外御役料三人扶持被下置、元文元年四月拾俵御加増被 仰付、都合四拾俵三人扶持被下置候所、宝曆十一年十一月病死仕候。

一、五世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、高祖父

北島故彦右衛門光繁

彦右衛門儀、実は御鷹方日江故方右衛門養子作大夫せかれニ御座候所、延享元年、

泰雲院様御代、故淺之進婿養子奉願、同二年御細工所御用見習相

勤罷在候所、宝曆四年太鞍相兼繪方御細工者被 召抱、御切米

式拾俵被下置候所、同十一年故淺之進數十年御用全ク相勤候段

被 仰出、御切米式拾俵被下之、都合四拾俵被下置候所、明和

五年病死仕候。

一、高祖母

北嶋故淺之進娘

病死年号等伝承不仕候。

一、曾祖父

北島故和左衛門景雄

和左衛門儀、実は御細工者奥津故恒右衛門次男ニ御座候所、彦右衛門末期養子奉願候所、明和六年七月、泰雲院様御代、為名跡繪方御細工者被 召抱、御切米三拾五俵被下置候所、天明八年五月病死仕候。

一、曾祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、祖父

北島故儀左衛門宗雄

儀左衛門儀、実は出野故儀大夫せかれニ御座候所、天明八年和左衛門養子奉願、

大梁院様御代、寛政二年七月故和左衛門為名跡、繪方御細工者被

召抱、御切米三拾五俵被下置候所、文政六年十二月拾俵御引

足被 仰付、都合四拾五俵被下置候所、同十年三月病死仕候。

一、祖母

物頭並 池田故忠左衛門娘

忠左衛門儀、御改易被 仰付候後、池田故保左衛門方厄介仕罷在候所、寛政五年故儀左衛門儀縁組奉願、嫁娶仕候所、天保元年十二月病死仕候。

一、父

北島故健三郎宗續

健三郎儀、御細工者北嶋故儀左衛門次男ニ御座候所、

金龍院様御代、文政二年十二月繪方御細工者被 召抱、御宛行五

人扶持被下置候所、天保元年十二月御切米三拾五俵被 仰付、

誰今迄被下置候御扶持方被指除之、相勤罷在候所、嘉永五年十

二月拾俵御引足被 仰付、都合四拾五俵被下置候所、安政六年

四月病死仕候。

一、母 御医者格 佐々木故泉景娘

天保二年故健三郎縁組奉願、嫁娶仕候。

一、妻 北島権八養妹

一、娘 手前ニ罷在候 式人 北島良平

一、弟 早川清次郎妻

一、妹 士族 早川清次郎妻

嘉永六年奉願、縁組申合候。

一、めい 士族 宝多順次郎妻

順次郎妻儀、早川清次郎嫡女ニ御座候。

一、めい 早川清二郎娘同人手前ニ罷在候 三人

一、いとこ 士族 北島権八

権八儀、亡父兄北嶋故万吉郎嫡女江婿養子ニ罷成、天保九年故

万吉郎為名跡、御細工者被 召抱候。

一、実いとこ 士族 篠原純平

純平儀、亡父弟篠原故栄作三男ニ御座候所、亡兄栄吉末期養子

ニ罷成、慶応元年故栄吉為名跡、御細工人被 召抱候。

一、実いとこ 降士純平手前罷在候 篠原半弥

半弥儀、故栄作二男ニ御座候所、細工方不得手ニ付、三男純平

ニ名跡被 仰付候。

一、実いとこ 斯波玄蕃当分管轄士族 樋口儀兵衛妻

儀兵衛妻儀、篠原故栄作娘ニ御座候。

一、いとこ 富田織人当分管轄士族 永見丈左衛門

丈左衛門亡母は、故健三郎姉ニ御座候。

一、実いとこ 深見右京当分管轄士族 大平小市右衛門

小市右衛門儀、実は永見丈左衛門弟ニ御座候所、大平故小市右衛門養子ニ罷成候。

一、おち 士族 佐々木泉玄

泉玄儀、佐々木故泉景嫡子ニ御座候。

一、おち 佐々木泉龍

泉龍儀、故泉景二男ニ御座候。

一、おち 横山三左衛門当分管轄士族 真野宗古

宗古儀、故泉景三男ニ御座候所、故宗古養子ニ罷成候。

一、いとこ 佐々木騶馬之助

騶馬之助儀、佐々木泉玄嫡子御座候。

一、いとこ 士族 佐々木雅次郎

雅次郎儀、右同人二男ニ御座候所、明治元年六月新番御歩被

召出候。

一、いとこ 士族 佐々木他見弥

他見弥儀、泉龍嫡子ニ御座候所、明治二年正月定番御歩被 召

抱候。

一、いとこ 降士他見弥手前罷在候 佐々木玖吉

玖吉儀、泉龍二男ニ御座候。

一、いとこ 泉龍娘他見弥手前ニ罷在候 壹人

一、いとこ 士族 河合益太郎

益太郎儀、亡母は佐々木故泉景三番目娘ニ御座候。

一、実いとこ 横山三左衛門当分管轄士族 真野宗琢

宗琢儀、実は河合弥吉二男ニ御座候所、真野宗古養子ニ罷成候。

一、いとこ 宗古せかれ同人手前に罷在候 真野藤次郎

一、いとこ

右同断 同 良之助

一、宗旨は一向宗、寺は金沢四丁木式番町圓長寺壇那ニ御座候。

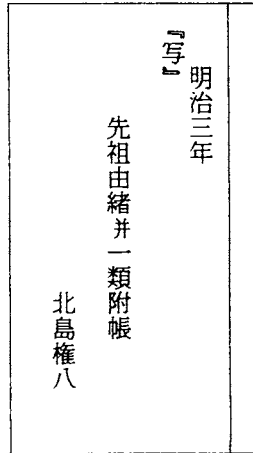
右、私先祖由緒并一類附等如斯御座候。此外、近キ親類縁者之続無御座候。以後増減御座候節、書附を以御断可申上候。以上。

明治三年十月

北島儀左衛門（花押）

士族長御中

〔2〕北嶋権八



一、三拾五俵

給祿高

本国高麗

金沢出生四十八歳

北島権八劉吉雄

ヨシヲ

私儀、実は御細工者北隅故弥五郎ノ三男ニ御座候処、天保八年

九月北島故万吉郎嫡女江末期躰養子奉願、同九年十月亡養父万

吉郎為名跡、絵方御細工者被 召抱、御宛行三拾五俵被下之、

相勤罷在申候処、

基五郎様

豊之丞様御職御用并御能御用被 仰付、

真龍院様ヨリ、

中納言様江被 進候御能御番組拾八番前後三拾六枚、極彩色二画

相調候様被仰渡、同十四年卯辰八幡宮 御絵像御修覆被 仰付、

弘化三年於御次御系譜御用被 仰付、

静之介殿

桃之介殿御破摩弓并御職御用時々相勤、嘉永七年御産御用鍾馗

御掛物画被 仰付、安政元年

睦姫様御羽子板御用被 仰付、同三年、

多慶若様御破摩弓并御職御用被 仰付、

同五年、

太梁院様御絵像御修覆被 仰付、於宝円寺相勤、文久二年後、

初姫様并 方々様御羽子板御用時々被 仰付、

慶応元年

侂喜千殿御破摩弓并御職御用被 仰付、是迄御産御用鍾馗御掛

物数度被 仰付、同三年金谷 御殿二ノ間碁天井画極彩色ニ被

仰付、相勤申候内、方々様御居間御障子腰ニ画極彩色ニ被

仰付、此外御軍装□□解御用御平生御用等相勤罷在候処、同

四年八月晦日定番御歩並被 仰付、臨時絵細工御用可相勤旨、

被仰渡候得共、眼氣相滞罷在候ニ付、明治元年十二月御断申上

候処、同二年正月臨時御用 御免被 仰付、会所御土蔵前御番

所江御番人被仰渡、同三月金谷 御殿六組御歩御雇御供役被仰

渡、同月晦日職制御改正ニ付二等中士被 仰付、同月一同御用

濟而異裏御門御番所江御番人被仰渡、同十月御改正ニ付士族被

仰付、十一月十八日ヨリ御番所 御城番江御引渡ニ相成申候。

一、九世之祖父

北嶋故與次兵衛淳儀 アツヨシ

與次兵衛義、素性高麗國之者□御座候処、幼少之節為虞、日本江渡り、其後、

瑞龍院様御代、繪方御細工者被 召抱、御切米四拾俵三人扶持被

下置、御奉公申上候処、慶長十五年病死仕候。

一、九世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、八世之祖父

北嶋先故與四兵衛淳忠 アツタケ

微妙院様御代、亡父與次兵衛為名跡、繪方御細工者被 召抱、御

切米四拾俵三人扶持被下之、江戸表江御供仕、於彼地病死仕候。

死去年号等伝承不仕候。

一、八世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、七世之祖父

北嶋故與四兵衛淳宗 アツムネ

微妙院様御代父與四兵衛為名跡、繪方御細工者被 召抱、御切米

四拾俵三人扶持被下之、相勤罷在候処、寛文四年江戸表江御供

仕、於彼地同年八月病死仕候。

一、七世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、六世之祖父

北嶋故彦三郎宗輝 ムネテル

彦三郎義、寛文五年亡父與四兵衛為名跡、繪方御細工者被召抱、

幼少ニ付五人扶持被下置候処、同八年御切米三拾俵三人扶持被

下之、元禄六年太鞍御役料三人扶持被下之、都合三拾俵六人扶

持被下置候処、享保五年病死仕候。

一、六世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、五世之祖父

北嶋故浅之進光正 ミツマサ

大應院様御代、元禄十六年太鞍相兼繪方御細工者被 召抱、御切

米式拾俵被下置、享保五年九月拾俵御加増被 仰付、外御役料

三人扶持被下置、元文元年四月拾俵御加増被 仰付、都合四拾

俵三人扶持被下置候処、宝曆十一年十一月病死仕候。

一、五世之祖母

由緒伝承不仕候

病死年号等伝承不仕候。

一、高祖父

北嶋故彦右衛門光繁 ミツシゲ

彦右衛門義、実は御鷹方日江故方右衛門養子作太夫せかれニ御

座候処、延享元年浅之進娘江賀養子奉願、同二年御細工所御用

見習相勤罷在候処、宝曆四年太鞍相兼繪方御細工者被 召抱、

御切米式拾俵被下置候処、同十一年故浅之進数十年御用全相勤

候段被 仰出、御引足式拾俵被下之、都合四拾俵被下置候処、

明和五年病死仕候。

一、高祖母

北嶋故浅之進娘

病死年号等伝承不仕候。

一、曾祖父

北嶋故和左衛門景雄 カゲヲウ

和左衛門義、実は御細工者奥津故恒右衛門次男ニ御座候処、彦

右衛門末期養子奉願候処、明和六年七月、為名跡繪方御細工者

被 召抱、御切米三拾五俵被下置候処、天明八年病死仕候。

一、祖父 北島故儀左衛門宗雄ムネヲウ

儀左衛門義、実は御馬廻組岡嶋故八郎左衛門給人出野故儀大夫
せかれニ御座候処、天明八年和左衛門養子奉願、寛政二年七月
故和左衛門為名跡、絵方御細工者被 召抱、御切米三拾五俵被
下置、相勤罷在候処、二男健三郎儀、文政二年十二月御細工者
被 召抱、別家仕罷在候。文政六年十二月拾俵御引足、都合四
拾五俵被下置候処、同十年三月病死仕候。

一、祖母 物頭並 池田故忠左衛門娘

忠左衛門義、御改易被 仰付候後、池田故保左衛門方厄介ニ罷
在候内、寛政五年故儀左衛門縁組奉願、嫁娶仕候処、天保元年
十二月病死仕候。

一、父 北島故万吉郎秀雄ヒナノヲウ

万吉郎義、文化五年十二月御細工所御用見習被 仰付、相勤罷
在候処、同八年絵方御細工者被 召抱、御宛行五人扶持被下置、
文政十一年七月亡父儀左衛門為名跡、四拾俵被下置、相勤罷在
候処、天保八年九月病死仕候。

一、母 組附与力 長田故新兵衛養女

弘化三年病死仕候。

一、妻 北島故万吉郎娘

文久元年二月病死仕候。

一、せかれ 北島栄次郎

一、娘 手前ニ罷在申候 壹人

一、養妹 士族 北島儀左衛門妻

一、めい 北島儀左衛門手前ニ罷在申候 式人

一、いとこ 父方 北島儀左衛門

右儀左衛門義、亡養父万吉郎弟故健三郎嫡子ニ御座候。

一、同 北島儀左衛門手前ニ罷在申候

右、北島故健三郎二男ニ御座候。 北島 良平

一、同 士族 早川清二郎妻

右、北島故健三郎娘ニ御座候。

一、実いとこ 士族 篠原純平

純平儀、亡養父万吉郎弟、御細工人篠原故栄作三男ニ御座候処、
亡兄栄吉末期養子ニ罷成申候。

一、同 同 士族 篠原半弥

半弥義、故栄作二男ニ御座候。

一、父方 実いとこ 士族 下村儀兵衛妻

儀兵衛妻義、篠原故栄作娘ニ御座候。

一、同 同 士族 大平小市右衛門

小市右衛門儀、亡母は亡養父万吉郎姉ニ御座候。

一、母方 養おち 士族 長田仲右衛門

仲右衛門義、長田故新兵衛嫡子ニ御座候。

同

一、養おは

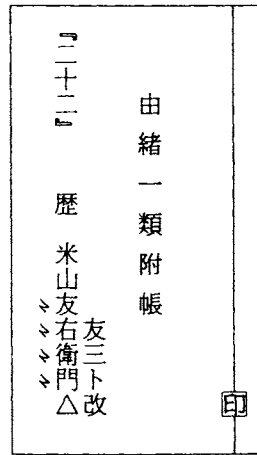
士族 清水伍守妻

右、仲右衛門姉ニ御座候。

一、同姓

士族 北島儀左衛門

(3) 米山友三



年中御切米高

歳五十六

米山友三右衛門ナヲヒロ秦直寛

一、式拾三俵

私儀、実は白江故金十郎御組御先筒足輕小頭吉川故善蔵せかれ御座候処、米山故友二郎養子罷成、同人病死為代、天保二年割場附足輕被 召抱、御切米式拾俵被下、同四年割場留書不人替書被方御用被仰渡、同七年、

永禧院様御婚礼方御用留書被仰渡、同六年右御婚礼方御用濟ニ付、重而割場留書定加人被仰渡、相勤罷在候所、同九年、

從三位様御付取次定役被仰渡、同十二年御付御風呂屋才許転役被仰渡、相勤罷在候所、安政五年久々御奉公実体相勤候趣を以、

三俵御増米被 仰付、都合御切米式拾三俵被下之、元治元年、

從四位様御付御手廻小頭代被 仰付、料米三俵被下之、相勤罷在

候所、慶応三年役義御指除被仰渡、如元割場付足輕被仰渡、明治二年十月御改正ニ付、足輕之名被廢、卒族ニ被仰渡、相勤罷在候所、今般被仰渡之趣ニ付、由緒相改申候。

九世之祖父 米山佐左衛門

一、九世之祖父

佐左衛門儀、生国高麗之者而御座候所、八九歳之頃高麗御陣之節、被為 召連、其後、

瑞龍印様御代、越中高岡而御鉄砲之者被 仰付、十八歳御奉公

相勤、寛永之頃病死仕候由、承伝申候。元禄三年火沢火事之節、

覚書焼失仕候ニ付、御切米高并病死年号、伝承不仕候。

一、九世之祖父

由緒并病死年号伝承不仕候

一、八世之祖父

米山源右衛門

源右衛門義、

微妙院様御代、元和九年父佐左衛門為代、御鉄砲之者被 召出、

御切米貳拾九俵被下、百人之者被仰付、相勤罷在候処、延宝八年三月病死仕候。

一、八世之祖父

由緒并病死年号伝承不仕候

一、七世之祖父

米山小左衛門

小左衛門義、父源右衛門為代、寛文十三年恒川故監物殿組御先筒足輕被 召抱、御切米貳拾壹俵被下、御奉公申上候所、及老年御奉公難相勤、正徳三年立願奉願候所、願之通被仰渡、享保

三年病死仕候。

一、七世之祖母

一、七世之祖母

割場付足輕 箕輪故儀兵衛娘

宝永三年病死仕候。

一、六世之祖父

米山新五右衛門

新五右衛門義、実は浪人者黒川故五兵衛せかれ御座候所、米山故小左衛門娘養子罷成、同人立替為代、正徳三年不破故覚丞殿組御先筒足輕被 召抱、御切米貳拾俵被下、御奉公申上候所、宝暦五年病死仕候。

一、六世之祖母

米山故小左衛門娘

宝暦六年病死仕候。

一、高祖父

米山政右衛門

政右衛門義、実は越中魚津御材木方足輕江口故伊右衛門せかれ御座候所、米山故新五右衛門娘養子罷成、享保九年、割場付足輕欠人為代被 召抱、御切米貳拾俵被下、御奉公申上候所、宝暦十二年病死仕候。

一、高祖母

米山故新五右衛門娘

宝暦十年病死仕候。

一、曾祖父

米山清蔵

清蔵義、実は三輪故甚五右衛門殿家来嶋故瀧右衛門せかれ御座候所、米山故政右衛門養子罷成、同人病死為代、宝暦十三年割場付足輕被 召抱、御切米貳拾俵被下、御奉公申上候所、病死罷成御奉公難相動候□、同四年立替奉願候所、願之通被仰渡、同年病死仕候。

一、曾祖母

金沢大工町安田屋 故新九郎娘

天明五年病死仕候。

一、祖父

米山友右衛門

友右衛門義、実は割場付足輕小頭須賀故与左衛門せかれ御座候所、米山故清蔵養子罷成、同人立替為代、天明四年割場付足輕

被 召抱、御切米貳拾俵被下、相勤罷在候処、寛政十一年割場小者才許定役被仰渡、文化二年割場留書江轉役被仰渡、同十年割場付小頭被 仰付、御切米三拾俵被下置、同年拔書兼定役被仰渡、同十二年惣組小頭被仰渡、相勤罷在候所、文政元年病死仕候。

一、祖母

割場付足輕小頭 石黒故善兵衛娘

嘉永七年病死仕候。

一、父

米山友二郎

友二郎義、父友右衛門病死為代、文政元年割場付足輕被 召抱、御切米貳拾俵被下、同六年聞番方使□定役被仰渡、相勤罷在候所、天保二年五月病死仕候。友二郎義、嫁娶不仕候二付、養母無御座候。

一、妻

卒族 中山喜三右衛門娘

一、養子

私手前罷在候 米山友二郎

一、娘

右同人妻

実方

一、祖父

吉川善右衛門

善右衛門義、実は永原故將監殿家来森江雄故源左衛門せかれ御座候所、湯原故長太夫殿組御先筒足輕吉川故善左衛門養子罷成、同人病死為代、宝暦四年同組御先筒足輕被 召抱、御切米貳拾俵被下、相勤罷在候所、享和元年病死仕候。

一、祖母

割場付足輕 川岸故九右衛門娘

安永五年病死仕候。

一、父

吉川善蔵

善藏義、父故善右衛門せかれ御座候所、富田故治太夫殿組御先

筒足輕欠人為代、明和九年被 召抱、御切米式拾俵被下、安永

八年仮定御横目役被仰渡、天明四年本役被 仰付、役料米三俵

被下、相勤罷在候所、同五年、

泰雲院様奥付御横目被 仰付、役料米五俵被下、相勤罷在候所、

同七年、

觀樹院様奥付御横目被 仰付、相勤罷在候所、御逝去被遊候ニ付、

寛政七年、

太梁院様奥付御横目被 仰付、同八年久々御奉公美躰ニ相勤候趣

を以、五俵御増米被 仰付、文化三年武田故判太夫殿組御先筒

足輕小頭被仰付、御切米三拾五俵被下、相勤罷在候所、文政元

年七月病死仕候。

一、母 割場付足輕小頭 須賀故与左衛門娘

嘉永二年九月病死仕候。

「庚午 閏十月廿日地日病死届 □□權大属(印)」

最前御台所付同心小頭ニ御座候所、及老年立替被仰渡、當時養子次三郎手前罷在候。

一、兄

今村次八郎

一、同 士族 小嶋栄左衛門

一、おい 士族 土田儀十郎

一、同 卒族 今村次三郎

一、同 同 山室順造

一、めい 永原主税殿手医師 茅野準平妻

一、宗旨は日蓮宗、寺は金沢卯辰真成寺壇那御座候。

右、私由緒一類付如斯御座候。此外御国他国共いとこ以上之親類無

御座候。以上。

明治三年三月

卒族方

米山友右衛門(花押)

「右、米山友右衛門由緒一類付、吟味仕候處、相違無御座候。以上。

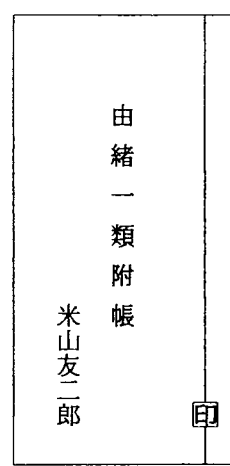
北式番組世話役

森田余三郎 (花押)

松尾□之助 (花押)

小川庄左衛門(花押)

〔4〕米山友二郎



一、拾石

本国高麗越中国出生

本月二十八年

米山友二郎

外壹石五斗養父友三終身給之候

加賀国第拾三区小五区 殿治町三拾六郎同居

実は新川県射水郡古国府真宗勝興寺元家司当平民広瀬数衛二男 私儀、

二 御座候処、当県士族米山友三養子罷成居候処、同人隱居願之通御聞届、家督相統被 命候。

一、十世之祖父

米山佐左衛門

佐左衛門儀、生国高麗出生之者ニ御座候処、八九歳之頃前田利家代、高麗陣之節被連越、其後同利長代、越中高岡而鉄砲之者ニ被申付、寛永之頃病死仕候由、承伝申候。元禄三年金沢火事之節、覚書焼失仕候ニ付、宛行高并病死年号、伝承不仕候。

一、十世之祖母

由緒伝承不仕候

一、九世之祖父

米山源右衛門

源右衛門義、米山佐左衛門倅ニ御座候処、前田利常代、父佐左衛門為代、鉄砲之者ニ被抱、切米貳拾九俵給、百人ノ者被申付、相勤罷在候処、延宝八年三月病死仕候。

一、九世之祖母

由緒伝承不仕候

一、八世之祖父

米山小左衛門

小左衛門義、米山源右衛門倅ニ御座候処、前田綱紀代、源右衛門為代、先筒足輕ニ被抱、切米貳拾壹俵給、相勤罷在候処、正徳三年三月病死仕候。

一、八世之祖母

前田綱紀足輕 箕輪故義兵衛娘

宝永三年八月病死仕候。

一、七世之祖父

米山新五右衛門

新五右衛門義、実は金沢町浪人黒川故五兵衛倅ニ御座候処、前田綱紀足輕米山小左衛門娘誓養子罷成、同人為代、前田綱紀代、先筒足輕被抱、切米貳拾俵給、相勤罷在候処、宝暦五年九月病死仕候。

一、七世之祖母

前田綱紀足輕 米山故小左衛門娘

宝暦六年七月病死仕候。

一、六世之祖父

米山政右衛門

政右衛門義、実は越中魚津材木方足輕江口故伊右衛門倅ニ御座候処、米山故新五右衛門娘誓養子罷成、享保九年前田吉徳代、割場付足輕欠人為代被抱、切米貳拾俵給、相勤罷在候処、宝暦十二年二月病死仕候。

一、六世之祖母

前田綱紀足輕 米山故新五右衛門娘

宝暦十年六月病死仕候。

一、高祖父

米山清蔵

清蔵義、実は前田重教家臣三輪故甚五右衛門家来島故瀧右衛門倅ニ御座候処、米山故政右衛門養子罷成、同人為代、宝暦十三年前田重教代被抱、切米貳拾俵給、相勤罷在候処、天明四年八月病死仕候。

一、高祖母

金沢大工町安田屋 故新九郎娘

天明五年四月病死仕候。

一、曾祖父

米山友右衛門

友右衛門義、実は先筒足輕小頭須賀故與左衛門倅ニ御座候処、米山故清蔵養子罷成、同人為代、天明四年前田治脩代被抱、切米貳拾俵給、相勤罷在候処、数役相勤、文化十年小頭役被申付、切米三拾俵給、相勤罷在候処、文政元年七月病死仕候。

一、曾祖母

前田齋廣足輕 石黒故善兵衛娘

嘉永七年四月病死仕候。

一、祖父

米山友二郎

【4】国事雜抄

高麗網張並異国渡來人之子孫御尋

高麗網張 市村七兵衛

右過分之御切米被下置候處、何之御用等無御座、迷惑奉存候。数年
謠を数寄諷申候間、責而御奉公に、御能の刻地謠相勤申度奉存候旨、
兼々私迄為申聞、達者に諷申由に御座候間、地謠可被仰付候哉、奉
伺候、以上。

(元禄六年)
四月十四日

和田小右衛門

御網張 市村七兵衛

此者近年御殺生御用茂無御座候處、御扶持被下置難在仕合奉存候。
先年御能地謠奉願被仰付、則諸橋喜太夫弟子罷成、相勤申候。今般
江戸江罷越御能相勤、又は稽古をも仕度之旨奉願候付、書記上之申
候、以上。

(元禄八年)
六月晦日

三輪七左衛門
佐藤勘兵衛

多賀信濃殿
玉井勘解由殿

覚

年中御切米高
一、二十六俵

高麗網張 金子萬右衛門

右去月晦日病死仕候に付、御案内申上候、以上。

(元禄十一年)
寅六月二日

三輪七左衛門
前田清八

横山左衛門殿
前田对馬殿
奥村老岐殿
村井出雲殿
前田備前殿

高麗網張様之儀、並市村七兵衛先祖並之者共儀、夫々相尋候趣左に
記上之申候。

一、網之張様並仕立様共に、当時世間に取扱候通に相替品無御座候
由、右七兵衛申候。

一、七兵衛曾祖父市村故清六儀、高麗者に御座候處、右御陣之刻擒
に罷成候。瑞龍院様御代被召出、殺生御用被仰付置候處、病死仕
候。右御切米之員数、並死去仕候年号等不相知由申候。祖父市村
故十右衛門儀、清六為跡目被召出、御切米十三俵余被下置、殺生
御用被仰付候處、寛永二十年病死仕候。右為跡目父十右衛門儀、
微妙院様御代被召出祖父十右衛門に被下置候御切米之通拝領仕、
御鷹匠組に被仰付、殺生御用相勤、御鷹野御供にも罷出申候。其
以後小川故七郎左衛門弟子に被仰付、火矢稽古仕、両品共之御用
相勤申候處、延宝二年病死仕候。当七兵衛儀、父十右衛門為跡目
被召出、父に被下置候御切米之通致拝領、御鷹匠組に被仰付、殺
生御用相勤、御鷹野御供にも度々罷出申候。先年此者之並、刀を

帶し申儀御改之節より、町奉行支配に被仰付候旨申候。近年は殺生御用無御座候故、相勤不申候。清六儀、高麗御陣之刻、何れ之手に而擒に罷成候哉、不相知由申候。

一、金子先萬右衛門儀高麗者に御座候。右御陣之刻、毛利安芸守手に而擒に罷成候處、瑞龍院様御代被召出、御徒組に而御切米二十六俵被下置、殺生御用被仰付、大坂御陣之御供、並江戸御供も相勤、慶安五年病死仕候。右為跡目せがれ故萬右衛門儀、微妙院様御代被召出、父に被下置候御切米之通拝領仕、御鷹匠組に被仰付、殺生御用相勤申候處、其以後小川故七郎左衛門弟子に被仰付、火矢稽古仕候。先年此並之者刀を帶し候儀御改之節より、町奉行支配に被仰付候處、元禄十一年病死仕候。萬右衛門儀勝手困窮仕候に付、為助成村井出雲方江、せがれ吉右衛門召抱候様に仕度由申達候處、ケ様之者用事に無之候へ共、助成に罷成儀候者、萬右衛門儀跡々より出入も仕者之儀候間、召抱可申旨に而、萬右衛門存生之内より、吉右衛門儀出雲方江小將組に召置申由に候。萬右衛門死去之砌、先町奉行申聞候は、此並之者跡目被仰付御格も無之候間、五十日過候はゞ、御屋敷指上可申候。若御尋も御座候節は、言上可仕候條、由緒書指出候様にと申聞候に付、前田故清八方迄右書付出し候由申候。私共留帳には、其品曾而相見え不申候。

一、小川七丞祖父小川故久次儀、高麗者に御座候。右御陣之刻、加藤肥後守殿手に而擒に罷成候處、瑞龍院様御代被召出、小扶持被下置、寛永十五年病死仕候。殺生御用は相勤不申候。せがれ故七郎左衛門儀、寛永十五年御徒並に被召出、御切米四十俵被下置候。金子先萬右衛門殺生綱上手に候間、見習可申旨被仰付、殺生御用

之節罷出申候處、其以後火矢御用被仰付候而、殺生御用は相勤不申候。承応二年に御知行百五十石被下置、寛文六年病死仕候。嫡子權右衛門儀、微妙院様御代御徒並に被召出、御切米四十俵被下置、火矢御用相勤、殺生御用之節も罷出申候。寛文六年父七郎左衛門遺知百五十石之内、百石權右衛門、五十石弟七丞に被下置、火矢御用相勤申候。權右衛門儀、寛文十二年流刑に被仰付、元禄三年御赦免被遊、十人扶持被下置候處、元禄七年病死仕候。養子當權右衛門儀、元禄八年被召出、養父に被下置候御扶持方之通致拝領、火矢御用相勤申候。七丞當權右衛門共に、殺生御用は勤不申候。私共支配之者に御座候。當權右衛門儀、実は故權右衛門弟に而御座候。

一、小川故茂兵衛儀、故久次次男に而御座候。寛永十五年御徒並に被召出、御切米三十俵被下置、火矢御用並殺生御用茂相勤申候處、寛文三年病死仕候。せがれ茂右衛門に、右御切米之通被下置、定番御徒組に而火矢御用相勤申候。私共支配之者に而無御座候。然共火矢御用之儀は、私共より申渡候。

一、高麗當孫三郎祖父先々孫三郎儀、高麗者に而、金子先萬右衛門與一所に罷越候様に承及候由申候。微妙院様御代御上洛之翌年、御当地江罷越、小幡先々宮内取次を以、御目見被仰付候様に承及候旨申候。御扶持方は不被下置由に御座候。

一、父故孫三郎儀、御入国之翌年、岡嶋故兵庫より達御聽、十一人扶持被下置、御細工人並に被仰付候。殺生御用は相勤不申候。寛文十一年江戸御供に罷越、於彼御地病死仕候處、當孫三郎に御扶持方被下置候様にも可有之旨、故兵庫申聞候へ共、其頃は病者に

御座候而、江戸御供など難相勤由申達候得者、追而気色も快、押立御用も可相勤躰之節、僉議も可仕旨に而、御扶持方拜領不仕候由申候。故孫三郎儀、町奉行支配之者に而御座候由申候。当孫三郎儀、町人に而縫針細工仕候。御武具・馬具等之御用相勤申候。穢多細工は不仕候。殺生網仕立様は、覺不申由に御座候。家名高麗屋与申候。

右之通に御座候。以上。

(宝永三年)

九月二日

小塚八右衛門

前田兵右衛門

高麗者之儀御尋に付書上申候處、重而御尋之趣一々奉承知、其品左に記上之申候。

一、私共紙面之通に御座候へ者、高麗者六人与被為思召候。右六人之外御扶持被下置候者、子孫に罷成断絶仕者等有無之儀、町中相尋候處、分明に相知不申候。侍中先祖高麗者有無之儀、私共手前に而難相知御座候。

一、御徒並に被仰付置候者共、刀指申儀相止候者如何様之儀に候哉之旨、市村七兵衛等江相尋候處、最前御鷹匠組之時分より、七兵衛並金子故萬石衛門儀、勝手為助成豆腐商売仕候處、此品指止候儀者罷成間敷候哉与、御鷹匠小頭大平故源右衛門・丹羽故惣兵衛申間候へ共、被下置候御切米之通に而は、勝手統兼申候故、此商売難差止旨申達候處、左候へ者町人之准所作申儀に候間、刀指申事不罷成由之僉議に而、其砌より町奉行支配に罷成、今以右商売仕候由申候。地諷茂相勤申候。

一、先々孫三郎御扶持方不被下候由、其間は何様之所作仕、身命相統候哉之儀、当孫三郎江相尋候處、先々孫三郎儀、高麗より金子先萬石衛門与一所に罷越、京都に居住仕、武具・馬具等之細工仕候處、御上洛之時分、小幡先々宮内申間候は、御国江罷越細工仕可然旨に付、任其旨、翌年御当地へ罷越、右細工に而渡世仕候様に承及候由申候。

一、春田助助祖父成瀬小八郎与申者、高麗御陣之節擲之者に御座候處、瑞龍院様御代被召出、御扶持方被下置候。小八郎病死仕候以後、彼者せがれ成瀬勘右衛門与申者に、御扶持方被下置候處、寛永十六年病死仕候。其砌助儀幼少に而、委細之儀覺不申故、小八郎儀何れ之手に而擲に罷成候哉、且又小八郎・勘右衛門共に御扶持方員数、並何組に而御奉公相勤候哉之儀も相知不申候。助助儀父死去以後、春田十兵衛与申者之智養子に罷成候由申候。

一、氷天齋与申者、高麗御陣之節彼地より罷越候。其以後御当地江罷越、七右衛門与名を改、町人に而豆腐商売仕候處、寛永二年病死仕候。此者養子蔀絵師西村次郎右衛門与申者、御用之蔀絵細工仕候付、微妙院様御代、四人扶持外御米百俵被下置候。寛永二十年病死仕候。次郎右衛門せがれ次郎右衛門儀、十三歳之時父次郎右衛門死去仕候付、せがれ次郎右衛門江御扶持方等不被下置候。此者儀も天和年中病死仕候。先次郎右衛門子共之内、塗師七右衛門与申者存命に而当町に罷在候。氷天齋儀高麗御陣之節擲之者に御座候哉、先次郎右衛門儀何組に而御用相勤候哉、委細相知不申候。

一、名倉不乱与申外科、異国者之由に御座候へ共、高麗より擲之者

に御座候哉、相知不申候。此者微妙院様御代、御知行百石被下置候由に御座候處、致病死候付、為跡目せがれ不亂に右御知行之通被下置候。此統之内幸三与申者御座候。後不亂名を改、幸三与申候哉、但外に幸三与申者御座候哉、其段不分明候。右幸三せがれ幸春与申者、当御代御知行百五十石被下置候處、病死仕、為跡目躰養子幸伯与申者に、十人扶持被下置候處、療治為稽古奉願、江戸江罷越、彼御地に而病死仕候。幸春儀後不亂与如何之統に而御座候哉、此段も相知不申候。幸伯死去以後、此者妻儀当町地子肝煎加右衛門与申者方江再縁仕、娘一人出生仕、今以父加右衛門方に罷在申候。妻は五年已前病死仕候。後不亂並幸春御知行拝領仕候時分、不亂に被下置候御印之物、幸春に被下置候御判之物、都合一通、右加右衛門娘奉所持候付、私共方江取置申候。

右之通に御座候。先日被返下候私共紙面、此度一所に上之申候。以上。

(宝永三年)
九月十日

小塚八右衛門
前田兵右衛門

高麗より先祖渡り申者之子孫有之哉御尋に付、私共裁許裏屋借家に至迄相改申候へ共、右高麗より渡り申者之子孫無御座候。為其御請上之申候、以上。

宝永三年九月六日

本町肝煎連名

町御奉行所

火矢方小川氏之事

私先祖小川故久次小扶持、百五年以前に上方にて被召出、久次死去仕候。以後私親小川故七郎左衛門、寛永十五年に被召出、御切米四十俵御歩並被下、其後承応二年に御知行百五十石被下、町同心並町奉行支配に被仰付、七郎左衛門死去仕、為跡目私兄小川故權右衛門、寛文六年に御知行百石被下、私儀寛文十一年に御知行五十石被下置候、以上。

(元禄九年)
子十月朔日

小川七丞

前田清八殿
三輪七左衛門殿

由緒帳写

小川久次忠勝

久次儀、高麗国出生にて胃齡と申者之二男貞種と申者にて、父胃齡儀新羅国嶺山之補祐と申者之伝方にて、薄金張筒・棒火矢・埋火等伝授仕、嫡子胃圓と申者へ相伝申候。然處右胃圓儀実子無之に付、弟貞種へ火法不残伝授仕候。貞種儀高麗に罷在候處、秀吉公高麗御陣之節擲に罷成、日本へ被召連、大坂表にて山海久次と相名乗罷在候處、瑞龍院様御代於京都被召抱、家名小川と相改候様被仰渡、其節御充行之儀は承伝不仕、寛永十五年病死仕候。

同人妻、高麗より擲七人被召連候内女子一人有之候處、右女子久次妻に罷成、正保元年病死仕候。

○以下畧之。

火矢方御細工人板横目

万治三年より御歩横目一人

原田源兵衛

延宝三年より原田代御歩横目

齋藤四郎兵衛

同五年より齋藤代御歩横目

東郷又八

同六年より東江代御歩横目

副田権六

右副田権六元禄七年役替被仰付、以後代り人被仰付間敷段村井出雲殿被仰渡候付、其後より火矢方御細工人之内兩人充仮横目に奉願来候處、御細工人友山次右衛門と申者一人役にて相勤候節、御様子御座候て天明元年横目被指除。其節之御奉行衆津田林左衛門殿・土方勘左衛門殿仰談にて、以後横目役願申間敷段被仰渡候に付、其後是不奉願候。

一、寛政三年小川七太夫自害仕相果候に付、小川久太夫一人役故横目奉願候處、御細工人吉田宇兵衛・河村彦左衛門兩人仮横目被仰付、宇兵衛病死後は代人願上不申故、当時彦左衛門一人役にて相勤罷在申候、以上。

三月

小川友作

小川兵左衛門

小川家火術指南之事

小川家火術之儀は、先年より御様子有之他家へ不致指南候處、近年海辺御手当方格別御詮議有之御時節に付、入門之人々有之候はゞ致相伝候様、群吾郎等江被仰出置候。依而御家中等入門いたし候儀不苦候条、此段一統へ寄々可申談旨被仰出候事。

(嘉永六年)
八月

朝鮮本呂氏郷約之事

前月九日之紙面到来令披見候。

一、朝鮮本之内、呂氏郷約一冊反古の内在之、損申物に在之候へ共、書牒和版に在之候とは違申に付、山本源右衛門へ書通之序に為見被申候へば、入御覽、永御留置被遊候旨。且又嵯峨より到来之紅楓三葉、源右衛門へ被相送候處、是も入御覽、段々結構成被仰出候旨、源右衛門より奉書紙面差越候由。則源右衛門紙面写被指越、委曲令承知、

(享保三年)
十一月四日

金森内匠判

山崎主税判

竹田権兵衛殿

高麗網張金子萬右衛門細工場地面被下事

金子萬右衛門

右萬右衛門儀、最前御鷹匠組にて居屋敷九十步被下、御殺生御用並網綱等裁許仕候。職人共召集、萬右衛門宅にて諸色申付候故、家内せばく御用難勤、寛文十一年大平原右衛門・清水伝兵衛へ相断、御年寄衆へ相達候處、幸屋鋪統に六十三步余請地有之、其處に古材木を以網綱千繕等仕御細工所被仰付被下、今以御鷹匠小頭より、右御用申渡相勤申候。右之通御用地に罷成候に付、寛文十一年より六十三步余屋鋪地子銀差上不申候、以上。

(元禄九年)
十月二十五日

前田清八

三輪七左衛門

◎『国事雜抄』(加賀能登郷土圖書叢刊)によって示した。

【5】可觀小説

一、吾国に朝鮮本残缺の伝る所以

吾国に朝鮮本の書籍、多く残缺して遺るゆゑんは、壬申(ついで)の役に加藤清正、大船三艘に積て肥後州へ伝致せるに因て也。其故は甲州

武内晴信(ついで)の医師に、板垣法印といふあり。晴信死し、勝頼敗亡の後板垣氏、清正に奉仕し寵幸を得て、禄千石を食て肥後にありけり。朝鮮の役方に起るに及て、清正、板垣に語て曰。某三軍の司

命と成て海外に赴く。生て本国に還る事あるべからず。異域の鬼と成べし。生前に於て一の遺念あり。女子三輩ありて皆幼穉なり。そのおひ立のいかならん事を不知は、是のみ不便あり。此三女子を以て其方へ委ね置なり。只疾病の為のみならず、死生に預るの

大事ありとも、我子と存じ養育すべしと、かたく申残せり。切又云。三女子の死生を以て、其方へ委ね置事、莫大の恩と思ふ也。然れば何にても所望の事は可相叶也、可申聞となり。板垣いふは

何の恩酬をか望可申候や。雖然命の辱を徒にすべきに非ず。某聞くと、朝鮮は文籍の国なりと。吾国久敷戦鬪の地となりて、文書散乱し学者書に乏し。朝鮮にて書籍を獲られなば、某へ賜るべしやと答ふ。清正許諾せり。然るに彼土晋州の城は、国の東南にて、

西北の寇害を避て、嘗て文籍の類は皆此城中に納ぬ。吾兵先づ晋州を陥れて城に火を発しぬ。時に庫倉の多くあるを見て清正怪之、士卒をして破りみせしめぬれば文庫なり。清正衆を戒て焚掠を止

めしめ、車数十輛に載て海に至らしめ、終に肥後州へ通致して板垣氏に授けぬ。是故其書脱落多し。法印死し、其子も清正父子へ奉仕す。然に其子罪を得て、家財を没入せらる。孫ありて友閑と稱し、小笠原遠江守に任て、法印が血脈を伝ふ。此友閑書籍若干を納置ぬ。其余没入の書は、肥後侯二代にて国除かれし時、唐本屋清兵衛が祖父玉芝といへるもの、肥後へ赴き不残買取て、京師及東都へ携来り、頗る諸家の文庫に入ぬ。(木下順庵の話 白石伝)

一、前田直之火器稽古を令停らる

寛文・延宝の間、金沢に小川権右衛門といふものあり。高麗流といふ鉄炮の術を教へ、火箭等の火器妙芸を盡せり。例年執政官の指図にて、宮腰つゞきの海浜にて、其芸を学習いたし候。或年宮腰にては、御城へ近く警候てあしく候に付、本吉浦にて稽古申渡候(権右衛門外小川七丞・小川茂右衛門。足輕に高波源八。此四人也)。小松御城代前田三左衛門直之、於小松此由を伝聞て、学習の者共を抑へ置き、使番等を出し、小松城下より指図無之内は不可打候。若推て大箭等挙候もの有之候はゞ、捕候様に被申付候。其趣段々金沢年寄中へ相聞候に付、年寄中より早使を以て、先達て不及案内候儀不念の至に候。拙子共承届候て、為致稽古候儀無紛候。御聞届候て稽古仕候様にいたし度存候旨被申遣候所、拙子年老候て薬を結たる様に罷成候共、いまだ御城代は相動罷在候。か様の儀不及御沙汰候ては、以来小松城下騒動に罷成儀も可有之候。兼て其心得有之様にと被致返答候。

一、加藤清正に殉死の朝鮮人

加藤肥後守清正逝去の時、金官といふ朝鮮人あり。此金官は清正朝鮮在陣の内より、如形念頃に召使、後には二百石の禄米を下し給ふ。清正の死を聞て、一日片時もながらふべからずと云て自殺せんとす。時に慶長十六年六月廿四日の事也。子供兩人有之。是を見付大に驚き、脇指をとり種々に教訓してとどめ、脇指も隠し丸腰にして置けるに、十四五日に過ける故、思とゞまりたる子供はじめ思ひ油断したる時分、箍輪師ウヅリの通りけるを呼入、古桶共の輪を懸させて見ぬたるが、人のなき時箍輪の鉋を取て腹切て死たりけり。此外に大木土佐といふも、六月廿五日の辰の刻に於私宅追腹す。是は元来佐々木陸奥守に仕へしが、奥州死後清正に奉公し、三千石迄給りし、数年別ての恹志なり。仍之殉死しぬ。此兩人清正葬礼、十月十三日に西光寺原といふ所にて執行の時、清正龕の次に統て土佐・金官か棺を昇せ、中尾山の墓所へも、左右の脇に並て建たり。

愚謂。清正遺愛人に在し事、此殉死にても景慕すべし。清正至て微賤より登庸せられ、譜代旧功の臣下は一人も無之筈なり。右兩人は亡国の旧臣、或は異域のとははれにて、恩に感じ殉死するに至る。真に難得君徳と云べし。但金官が父母の国にて義死は不遂して、区々たる私恩にて自殺する事、不都合千万に聞え候。然共其人の始終を不詳ば、一概に難論。定て幼少なるものを召捕え不便を加へ、幸ひ其人品よろしきが故に、常々恹志にいたされたるものならん。我国にても脇田九兵衛、朝鮮にて宇喜多秀家の軍へ召捕候時、七歳にて金如鉄といひし。秀

家敗亡の後、我瑞龍公へ仕申、微妙公の御時に至り千石の禄を給り重職に任じぬ。か様の類なるべし。然れば節義を失ふとは云がたし。傑出の人といふべし。

一、輪島の船、朝鮮に漂着の事

今茲秋七月能州輪島の船一艘、大風に漂流朝鮮国へ令着岸候。仍之対州人、在大坂留守居役中川四郎五郎来状に、御領分能州鳳至郡輪島町二十三端帆船頭伝九郎と申者、水主共に拾四人乗組米を積み、為商売大坂へ志し、七月九日輪島出帆、数日乗流。同十七日長州津嶋を見懸候處、南風にて風波強く洋中に漂居、同十八日南風弥烈しく、其上霧深く罷成候に付、柱を切掛候處、霞の間山見懸候故乗懸候へば、沖手に飛瀬有之、及破船一候に付、伝馬に取乗り灘に漕寄可申と仕候處、伝馬を打返し拾四人の者共散々に罷成、其節水夫の内勘四郎・七右衛門と申もの溺死いたし、殘拾二人のもの共伝馬或は船板に取付、朝鮮国慶尚道の内長チョウナと申前へ漂着仕り別条無之旨、彼国に指置候対馬家来より、対州案内申越候に付、対州へ到着次第使者相付、御当地御奉行所へ送届候筈に御座候。依之於江戸表御老中様へ承届、御案内申上候に付、於此表一町奉行所へ御届可申上旨、国元御家老共より申越候に付、今日町御奉行所御月番様へ罷出で、右の趣御案内申上候。此段為御知申上候。

九月十七日

一、宗近作の脇差

十八日堀部養叔、小鍛冶宗近作脇指献上す。是は元來從大閣秀吉公、備前上様へ被進候處、備前上様(浮田秀家卿御簾中)被召使候内官の朝鮮人左京と云者へ被下候を、左京儀養叔弟養佐を養子の約束いたし、件の脇指を授申候。当時養佐子養壽為家珍候。内々多賀信濃に付て献之。

◎『可觀小説』(加越能叢書)によつて示した。本書にはこの他、

「日本の竹島、朝鮮へ奪はるゝ事」「朝鮮慶尚道叛逆人の追捕」「異国船仙台領へ漂着」「朝鮮両王子與加藤清正一書」

などの朝鮮關係の項目が見えるが、加賀藩や渡來朝鮮人との關係は希薄であるため、割愛した。

【6】龜の尾の記

○火矢所

火矢細工等の役所也。小川氏兩家司之。外足輕幾千あり。毎年湊浜にてためし有、一向見せずといへり。寛文・延寶の間金沢に小川権右衛門といふものあり。高麗流といふ鉄砲の術を教へ、火箭等の火器妙藝を究せり。例年執政官の指図にて、宮の腰統の海浜にて其藝を学習いたし、或年宮の腰にては御城近く響きてあしく候に付、本吉浦にて稽古申渡候(権右衛門外小川七之丞・小川茂右衛門、足輕に高波源八、此の四人也)。然るに小松御城代前田三右衛門直之、於小松此由を伝へ聞き、学習の者共を抑へ置き、使番等を出し、小松城下より指図無之内は不可打候。若押して火矢等挙候は捕へ候様

に被申付候。此趣段々金沢へ相聞え候に付、年寄中より早使を以、先達て不及案内候儀不念の至に候。拙子共承届候て稽古為致候の儀に無紛候。御聞届候て、稽古仕候様にいたし度存候旨被申遣候處、拙子年老候て藁を結たる様に罷成候得共、いまだ御城代は相勤罷在候。ケ様の儀不及御沙汰候ては、以來小松城下騒動に罷成儀も可有之候。兼て其心得有之候様にと被為致返答候。小川氏皆本國朝鮮なり。今は士別にして町奉行支配なり。

○唐人屋敷・天神町

此処にて折曲て左町家並に奥村内膳下邸有り(不案内者は一向心付ず。押せば其木戸明くなり)。是又通れば御小人町成瀬家中の並びへ出るなり。此園中に唐人屋敷と云所有り。奥村氏藩中人に尋ても、一向何某爾々と云事を不知といふ。愚按するに朝鮮征伐の時、朝鮮人を擲にして日本へ来る者多し。中にも脇田如鐵・菅野家杯多し。爰に奥村快心入道に御預朝鮮人何がし、奥村氏の臣庄田某に(市佑乎)萬金丹製薬を伝へしと云。今庄田の萬金丹とて大流行す。されば是らの異国人を置し屋敷と想像す。扱立帰り材木町本通りを行けば、道撞木成りになり、是より左は柿木町、右は此木戸より天神町なり。田井天神在す故の町名なり。此町後は小立野山の嶮岨にして、此町を蓋ふ。雪の頃別して難儀也。往來の人心得あるべし。

○森下村

村中に橋ありて南北に界ふ。茶店多くあり。白団子を売る米倉あり。又邑長龜田金右衛門居す。邸内に祖先大隅鉄斎の塚あり。国君東觀

帰北なし給ふ時、必ずこゝに憩ひ給ふ。鯉一つ献ずる事佳例なり。

此地の東山に殿館といふあり。或記に曰、釈賊の巨魁龜田大隅岳信（初名は小三郎）河北郡の小坂辺を押領し、此に館して其威さかんなり。南越の朝倉氏加州を併呑せんと、密に岳信に通ず。因て岳信松任の城主鏑木右衛門大夫を謀りて女婿とし、鏑木父子を森下へ迎へ、伴りてこれを殺す。此時岳信の子半左衛門勝家に仕へ、溝口と改姓し、勝家滅亡の時越前にて殉死すと云ふ（按ずるに此説に因れば溝口もと由緒あり）。関屋政春の古兵談に、岳信武勇の達者勝家の手に従はず、勝家和談をなし溝口半作（半作は高綱の事なり。初めの名は千熊といふ。後に大隅とし、夫より法躰して鉄斎と号す）を人質に遣し礼をなすとあり。又森本城を佐久間玄蕃允より平野神右衛門を先手の大将として急に攻落すとあり。又一説に、天正三年柴田勝家越前北の庄（今の福井城のことなり）在城の時、佐久間盛政は尾山城に在りて、溝口半左衛門の子千熊高綱を使として、岳信を伴り招き切腹せしむ。岳信切腹の時千熊を賞して介錯をなさしめ、岳信の女婿を約束し龜田の姓を譲る。此ゆゑに勝家滅後、千熊は龜田大隅と姓名ともに改め、岳信の遺言に従ふとなり（金沢染物師龜甲屋與助元祖は、此岳信の実子なり。微妙公これを憐み給ひ、龜田を龜甲とあらため町人となすよし、則ち與助由緒記に見えたり。又邑長龜田金右衛門も岳信を先祖とすといふ）。大隅高綱後に浅野但馬守に仕へ、武功を以て一萬五千石に至る。薙髪して鉄斎と号す。後に浪士となり在京するを、微妙公より五百口糧を賜ふ。当地へ御招きあれども、先主の構あるを以て来らず。其子権兵衛並に加右衛門を越すと昌披問答に見えたり。又菅野の由緒には、大隅願に依て微妙

公へ召出され、千二百石可賜御約束の処、故あつて七百石を権兵衛へ賜はる。此時父大隅よりの願にて、士二十一人別にめし出さる。

菅野も其内の一人とあり。権兵衛本藩に來り、其やしきは佐々木某の地也といふ。寛永十七年六月夜盜権兵衛の家に入てこれを殺し、断絶に及ぶ。今此龜田金右衛門に、大隅より八幡の瀧本坊へ藤花を寄付せし返翰、松花堂の筆の物掛軸となし蔵す。邸内に陰陽石あり。国君御座の間の前にあり。御腰掛の時も其まゝになし置かると云ふ。

○黒津船

扱此黒津船といふ由縁を考ふるに、貞觀十三年辛卯渤海国の入觀使楊成規等加賀国に着岸す。或記に、此使の到着せし所は、国俗古來此黒津船とす、さもあるべし。此海岸千尺。所謂異国の黒船入津は、やうやく元龜二年より長崎に入津する事になりて、商家列肆す。夫以前他の海澳へ黒船來り交易す。されば此所へ黒船入津せしゆゑ此名あるならん。黒船停止となりしも、寛永十五年の秋よりなり。正徳四年十一月の加州宮腰町禁制札に、異国船並唐人抜荷物買取者、及右金主を為す者等可行罪科、或右訴人へ可有褒賞の三条目あり。今猶町中に建て公然にす。

○深見

又按ずるに宮腰町人に唐人屋と呼ぶものあり。いにしへ唐人を止宿せしめし遺家ならん。されば此地いにしへは海深くして、番船をこゝにつなぎしなるべし。よりて思ふに、古郷の深見駅は此地ならんか。深き海といふ事にて、則ち万葉集十八深見。深海互に出す、以

て見るべし。又天平二十年春三月越前掾大伴池主公事あるを以て、十四日此深見の村に來り、歌三首を作り十五日送之。然るに家持其返翰十六日池主へ報ゆ。其往復僅に一日路なれば、此地相応なり。

因みに記す、渤海とは深き海と訓ず。元祿の頃渤海の儒日本へ乱をさせ來りて、名を深見新右衛門と改む。其出地によつて名付くと。可觀小説に見えたり。されば此地も深見なるに、深見の蕃客來る事も偶然たることながら奇といふべし。

此地矢の根石産す。又松露多く産す。玫瑰花ありて、採薬師是を採り薬店へ鬻ぐ。今は此根を染工採るゆゑ花や、少しといふ。

○ケイゴ山

戸室山の南に在る山をケイゴ山といふ。或博識の士曰く、文祿年間朝鮮役に朝鮮人を捕へ、高德公へ預けられ、其者奥村氏第に置かせられしに、此山々の景を見、鷄籠山の景に似たるとて名遣りしと云ふ(此辺の土人いはく、唐人此山を見て泣きし所を泣岩といふと)。さればケイロ山といふ口の偏畫の脱しなるべしといへり。鑿説といふべし。

ケゴ山頂きに沢多し。沢菊・沢蘭生ず。石川郡の小川の沢に生ずるは藤色のみなり。此地に産すは紅色多し。ぐんどう・なしの木など、故ある地名多し。又是より医王山へ三里計りあり。

◎『龜の尾の記』(加賀能登郷土圖書叢刊)によつて示した。

【7】金沢古蹟志

○庄田萬金丹

此の薬は、奥村氏元家中に居住せる庄田氏の伝法にて、高名なる良薬なり。龜尾記に云ふ。奥村内膳の下邸園中に唐人屋敷と云ふ所あり。朝鮮征伐の時摘られたる朝鮮人を、奥村快心入道へ預けられたり。今彼の家土庄田某の家に製する萬金丹は、彼の朝鮮人の伝法なりと云ひ伝へたりとぞ。平次按ずるに、今庄田氏の伝書には、萬金丹は隨春と云ふ明医の伝法なり。隨春をヤンチンと呼べりと。此の人如何なる故にや加賀國へ來りけるを、奥村二代河内守栄明へ預けられ、河内守の従士庄田の元祖庄田市佐孝治が家に、従僕と兩人三年寓居し、後武州へ赴き終に歿すと云ふ。武州へ赴きける時、日頃庄田市佐懇意にせし謝礼として、薬方を種々伝授せし中にも、萬金丹は殊に隨春家伝の妙方なりし故に、伝授せし上は隨春家に再び調合致すまじく、庄田の家業にすべしとなり。隨春の末孫は、江戸幕府の役者小笛庄兵衛なりと云ふ。とあり。おもふに、奥村河内守栄明は元和六年五月卒すれば、隨春が庄田の家に寓居せしは、文祿・慶長以来の事ならんか。然れば龜尾記に、朝鮮陣の摘の内なりといふ伝説は正説ならん。明の乱を避けて帰化せし人ならんかと云ふ説もあれど、非なるべし。

○異國屋弥右衛門伝

弥右衛門は、世々旧魚屋町の中程南側に居住し、代々絹布の洗張を商業とす。家伝に云ふ。先祖以来金沢に居住し、金沢にて異國張の

鼻祖なり。故に屋号を異国屋と称し、今異国を苗字とすと云ひ伝ふといへども、旧記等は伝来せず。或は曰く、宮腰に唐仁屋某といふ者あり。此の唐仁屋と金沢の異国屋とは、世に珍敷屋号也。唐仁屋は天文年中に宮腰浦へ唐船着岸し、唐人の宿をなしたり。故に唐仁屋と呼べり。異国屋は朝鮮陣の時擒と成りたる者の子孫なるが故に、異国屋と呼べりといへり。按ずるに、朝鮮陣の時擒と成りたる者の子孫は、金沢藩士に脇田九兵衛・小川久次等あれど、町人には町会所留記に左の如く見江たり。

高麗より先祖渡り申者之子孫有^レ之哉御尋に付、私共裁許裏屋・借家に至迄相改申候得共、右高麗より渡り申者之子孫無^ニ御座^一候。為^レ其御請上^レ之申候。以上。

宝永三年九月六日

本町 肝煎連名

町御奉行所

右は参議中将綱紀卿穿鑿し給ふに依りて、町奉行よりしらべさせたるもの也。此の時町奉行よりの言上書に、市村清六・金子万右衛門・小川久次・小川茂兵衛・高麗孫三郎五人、皆高麗陣の時の擒にて、中にも高麗孫三郎に就きては左の如く記載せり。

(中略)『国事雑抄』と同文)

又重^ニ指上候言上書には左の如く載せたり。

(中略)『国事雑抄』と同文)

按ずるに、右言上書にて考ふれば、宝永の頃高麗人の子孫とて、朝鮮陣の擒等の子孫彼是金沢に居残居たる事知られけり。されば今異国屋弥右衛門が元祖も、若しは右等の人々などの子孫にてもあらんか。又別人にて、共に彼の国より来りし者の子孫に^ニもあるべし。

○豆腐座事略

豆腐は後世外国より伝法せし食品なり。故に和名なしといへり。按ずるに、文安元年の下学集に、豆腐を飲食門部に載せたり。文安の頃既に伝法流行せし事知られたり。金沢にて豆腐を製造せしことは、宝永三年九月朝鮮征伐により渡来せる高麗人取調書に、水天斎と云ふ高麗陣之節、彼の地より渡来し、後金沢に來り、名を七右衛門と改称し、町人と成り、豆腐商売をなし、寛永二年病死すとあり。是金沢にて豆腐を製造して商業したる初めならんか。又同時の取調書に、高麗者擒共の中にも、市村七兵衛・金子万右衛門兩人も勝手為^ニ助成^一豆腐商売仕。と見江たれば、豆腐の製法は高麗の伝法にて、朝鮮国より渡りたるにや。故に彼の国の擒人など爰に來て、豆腐を製し商業とはなしたるならん。故にそのさき、金沢にて栄耀の物に屬するものとして之を停止せられたり。

高札

御分国中豆腐並味噌仕売候事、堅令^ニ停止^一候。但味噌之事、所々町宿並において、旅人商人以下に、当分少宛売買程之儀者可^レ仕之旨被^ニ仰出^一者也。

慶長拾年九月五日

横山大膳

奥村伊予守

篠原出羽守

金沢町

(後略)

○古餌指町

元禄九年の地子町肝煎裁許附に、古餌指町とあり。同三年の火災記にも古餌指町と記載す。又同六年の土帳には堀川古ゑさし町とあり。旧藩国初の頃、此の地にて餌指共の居邸を賜はりしかど、後浅野町の地なる餌指町へ移転を命ぜられたり。故に此の地をば古餌指町と称し、地子地と成りしものなりといへり。但し、旧藩の諸記録中に移転の事所見なし。故に其の時代年曆等詳かならず。

○餌指来歴

餌指といふは、旧藩中は鷹の飼餌となす小鳥を取る者をいへり。慶長十年利長卿富山養老附土帳に、御鷹師の末に、

一、二拾五石 ゑさし 仁 助

御 餌 指

一、拾三俵 彦 市 一、拾三俵 與 吉

一、同 助 市 一、拾五俵 與 七

一、拾五俵 藤右衛門 一、同 彦 五郎

一、同 與 三郎 一、同 喜 蔵

一、拾 俵 市 内 一、拾 俵 万右衛門

一、同 小 八 一、拾 俵 又 蔵

金銀被_レ下衆

一、銀五枚 高麗ゑさし 清 六

一、同 同 久 次

右の中にも、万右衛門は金子万右衛門、小八は成瀬小八、清六は市村清六、久次は小川久次といへり。此の四人は皆高麗者にて、朝鮮

陣の擒共也。今越中魚津に餌指町といふあり。利長卿慶長十年に富山へ隠居し給ふ処、同十五年三月富山火災に付き、魚津城へ立退き、高岡築城の間暫く魚津に居給へり。此の時供奉の餌指共居たるゆゑの遺名なるべし。慶長十七年十月十七日の定書に、

一、鷹師并ゑさし・いぬ引以下於_レ有_レ之、賄其外非分申懸儀、不_レ可_レ有_レ之事。

同廿年三月五日の定書に、

一、御鷹師・ゑさし已下によらず、金沢奉行衆より墨付無_レ之儀申懸候もの改候事。

按ずるに、新井白石の紳書に、慶長四年利家卿薨去の事を記載して、利長日頃鷹獵を深く好みたる人なりと載せたる如く、利長卿は殊に鷹獵を好み給ひけん。村井長明の象賢紀略に、大納言様御逝去の其年七月初頃、津の国へ利長様御鷹野に御越候て、あかしまで御越被_レ成候云々。また、其の年八月肥前様加州。越中へ御鷹野に御下被_レ成候。はや、大納言様御遺言御ちがへ候。御運之末かと村井豊後・奥村伊予など笑止がり被_レ申候事。と見江、関屋政春古兵談に、利長卿はや八月廿八日大坂を御立ち御下国也。金沢に十日許御逗留にて、富山へ御越被_レ成、御鷹野にて御遊山也。とあるにても、放鷹を好み給へる事知られけり。されば此の時代に、逸物の鷹共を多く繋かれたるなれば、餌指も多く扶持し給ひしなるべく、中にも高麗餌指といふは、朝鮮渡来の人々にて、金沢町会所留記に載せたる宝永三年九月高麗網張等取調書に如_レ左あり。

(中略)『国事雑抄』と同文)

右市村清六・金子万右衛門・小川久次・成瀬小八郎の四人は、利長

卿の時高麗餌指とて、鷹方の殺生役を勤めたりし事、前頭の寛永四年十帳にていぢるし。小川久次は殺生御用相勤不^レ申と彼の言上書に載せたるは誤なり。また高麗孫三郎といふも、高麗餌指の中なるべし。また高麗網張も、網之張様仕立様共に相替品無^レ之由、市村七兵衛申すとあり。但し今日用ふる処の鳥網は、則ちもと高麗風の網にて、朝鮮陣擄の高麗餌指共より始りたる網ならんか。国事昌披問答に、金沢の餌指は、微妙公の時より松雲公の時までは、三人扶持に二十俵余賜はり、一刀にて、岸藤左衛門などは苗字を付け、足輕の類なり。しかし言上等之紙面には苗字は除きたり。かれら連々、死絶え、代り召抱えられず。或は子弟等御雇として召仕はれ、御鷹の餌鳥を取上げ、るゆゑ、御留場の内殺生札加・越二枚に、弟子指置きける者には外に相渡し、餌鳥取上げ、るに、其の員数に應じ、銀壹匁に雀六羽宛買上げ、代銀年切に被^レ渡下^一也。此節浪人者なるゆゑ、一統刀を帯しける処、享保九年に被^レ召抱、御宛行各三人扶持に十五俵宛被^レ下。此役鳥年中に三千羽に極り、小頭は同三人扶持に二拾俵、役鳥は二千羽宛。右前々之振を以、今更刀指止候儀如何敷旨を以、新規に相願ひ、是より刀を帯し、足輕一列之格に相成る。とあり。

○唐人屋敷

龜尾記に云ふ。奥村内膳の下邸園中に、唐人屋敷と云ふ所あり。奥村氏家中の人に尋ぬるといへども、其由縁を知るものなしと。按ずるに、昔朝鮮征伐の時、擄にしたる朝鮮人多く来る中にも、脇田如鉄・菅野氏など加州へ来り、奥村快心入道へ預けられ、爰に置きた

るならんか。今名高き庄田の万金丹は、奥村氏の家土庄田某の製業にて、快心入道へ預けられたる朝鮮人の伝法也と云伝へたりと。平次按ずるに、朝鮮陣の時擄と成り金沢へ来りたる者、脇田如鉄の外に、小川久次・金子万右衛門・市村清六・高麗孫三郎・成瀬小八郎など、皆高麗人なるを、合戦の時擄と成り、後金沢へ来り、姓名を改称して旧藩二世利長卿に仕へたり。此の外にも水天斎并に名倉不亂、此の両人も高麗人にて、朝鮮征伐の頃彼国より来り、後金沢に居住す。水天斎は七右衛門と改名して町人と成り、豆腐商売人と成る。名倉不亂は外科医と成り、利常卿に仕へ、家祿百石を賜はると、宝永三年九月高麗人子孫穿鑿に付き、町奉行よりの言上書に記載す。朝鮮擄の者、奥村快心へ預けられし事日記に所見なしといへども、実にさる事のありしならば、前頭の人々の中ならんか。尚追考すべし。

○火矢所遺址

延宝の金沢図に小川七之丞細工所とありて、則ち此の細工場の隣地に小川七之丞・彦兵衛の居宅あり。其の地は岡嶋内膳邸地の尻地にて、浅野川並木町の上なり。旧藩中は鉄炮火器の製造所にて、火矢方の小川氏両家此の地に古来居住し、製造方を惣裁し来るといへども、嘉永七年城南柿木島に壮猶館を建て、小立野上野に鑄造場を建築せられ、此の時浅野川の火矢所を廢せり。

○火矢方小川久次伝

元禄九年の小川氏由緒書、及び宝永三年九月の高麗者取調書を考ふ

るに、小川氏の祖小川久次は、実名を忠勝と云ひ、朝鮮人胃齡と云ふ者の二男にて、名を貞種と称し、高麗の地に出生す。父胃齡新羅國驛山の補祐と云ふ者の伝方、金薄張筒・棒火矢・埋火等を伝授し、長男胃圓と云ふ者へ相伝す。然るに胃圓実子なきに依りて、弟貞種へ相伝して、秘方の火術悉く伝授せしに、豊太閤秀吉公彼の國を征伐ありし時、加藤肥後守清正の手へ擒と成り、肥前國名護屋の陣宮へ召連れられ、後大坂に居止り、山海久次と名乗り居たるを、旧藩二世利長卿京都に於て召抱えられ、小扶持を賜はり、命に依て小川久次と改称し、寛永十五年歿す。とあり。按ずるに、宝永三年高麗者取調書に、利長卿の時高麗陣擒の者共数名召抱えられ、皆鷹方・殺生方を命ぜられしかど、小川七丞祖父小川故久次儀は、扶持被下置、殺生御用は相勤不申候。と記載し、小川氏由緒書には、御宛行之儀は承伝不仕、寛永十五年病死仕。とあり。但し慶長十年利長卿富山養老附土帳には如左あり。

御切米・金銀被下衆

一、銀五枚 高麗あさし 清六

一、銀五枚 高麗あさし 久次

右清六は市村清六、久次は小川久次なり。宝永三年高麗者取調書に、高麗網張市村七兵衛會祖父市村故清六儀は、高麗者にて擒に罷成、瑞龍公被召出、殺生御用被仰付とあり。されば久次も清六と同勤にて、慶長十年の頃は僅に銀五枚賜はりしこと知られけり。さて由緒書に、久次妻は、高麗より擒七人被召連内、女子一人有之処、右女子久次之妻に罷成、正保元年病死。二子あり。長男七郎左衛門、寛永十五年歩士並に召出され、切米四十俵賜はり、父

久次より火術の秘方を伝受しける故に、火術方に命ぜられ、承応二年新知百五十石賜はり、町同心並にて、町奉行支配に命ぜられたり。七郎左衛門に二子あり。寛文六年七郎左衛門歿し、遺知百五十石の内百石を長男権右衛門に賜はり、五十石をば次男七丞に賜はり兩家と成る。又久次の二男茂兵衛も、寛永十五年兄七郎左衛門と共に被召出、歩行士並に被命、三拾俵賜はり、寛文三年歿し、其子茂右衛門定番歩組と成り、三家共家伝の高麗流火術の秘方を相伝して、火矢方細工人を指揮し、火術方の惣裁たり。混見摘写に、寛文・延宝の間金沢に小川権右衛門と云ひて、高麗流鉄炮の術を伝へ、火矢等の火器妙芸を尽し、例年執政席の指図にて、石川郡宮腰統の海浜にて其の芸術を習学す。権右衛門及び小川七丞・小川茂右衛門、外に足輕高波源八等四人也。然るに宮腰にては、御城へ近く響き候てあしく候とて、本吉浦にて稽古方申渡されし処、小松城代前田三左衛門直之、小松に於て此の由を伝聞し、習学の者共を押へ置き、使番を出し、小松城よりの指図無之内は不可打。若し推して火箭等を挙ぐるもの候はゞ、召捕候様に被申付。其の趣段々金沢執政席へ相聞え、執政席より早使を以て、先達て不及案内儀不念の至也。拙者共承届為致稽古候儀無紛候。御聞届稽古仕様に致度旨被申遣と云々。とあり。按ずるに、右は寛文の末頃なるべし。利常卿小松在城し給ふ頃は、小松近辺浮柳浜にて火矢の打試ありしかど、万治元年に利常卿薨逝、翌二年火矢筒等悉く金沢細工所へ引取り、寛文四年より春秋両度宛、宮腰宇津木浜或は倉部浜湊浦に於て打試ありたる由、天明五年正月小川七太夫・久太夫兩人の上申書に載せたり。さて寛文十二年閏六月、宮腰浜に於て火矢

打試入用人歩請取方に付き、小川権右衛門等町奉行へ対し過言の次第有^レ之、権右衛門并せがれ又三郎兩人、能登嶋の地へ流刑に処せられ、小川七丞も玉井勘解由へ預けられしかど、後赦免となる。首家聞集には、延宝二年小川権右衛門火矢手伝人可^レ被^レ召抱一儀に付、與頭・町奉行に對し暴言す。依^レ之権右衛門は品川藏人へ御預け、同人せがれ又三郎は奥野右兵衛へ御預け、権右衛門弟七之丞は玉井勘解由へ御預けに相成、追^レ権右衛門・又三郎父子兩人能州島の地へ流刑。七之丞は免許にて、権右衛門跡職に被^レ仰付。と見江、松雲公年譜にも、延宝二年火箭之名人小川権右衛門、火箭之手伝人選挙の事に依りて、町奉行へ對し不遜之儀有^レ之。権右衛門等夫々御預けに相成、権右衛門父子能州へ流刑被^レ仰付。七之丞は免許に而、其の家業相続被^レ仰付。とあり。さて其の後権右衛門も赦免にて召返され、更に十人扶持賜はり、火術方如^レ故命ぜられたり。松雲公夜話録に、小川権右衛門は火矢之相伝仕り、鉄炮も上手也。宮腰辺の浜にて、馬上早道の内にて鉄炮の玉葉込替へ、六・七放も打ちたり。馬も貸馬などにて可^レ有^レ之、馬術の沙汰も無^レ之処、何とか仕やうの伝受も有^レ之儀に候哉。大体の馬にてはこたへ間敷なり。右権右衛門儀、先年町会所にて、勝手より刀を指し罷出で、町奉行へ對し雑言仕るに付、能州へ被^レ遣置一候。火矢の上手に候故、御免被^レ成被^レ返、御扶持被^レ下候由。享保七年四月十二日に御意也。とあり。右被^レ免更に扶持方賜はりたる年月は未だ詳かならず。

○火矢方細工人

旧藩中は、火矢方細工人とて、歩士並の者にて、町奉行の支配人也。此の細工人は、火矢方惣裁小川氏の附属にて、火矢所に出で、小川氏の指図を請け、火炮等の細工をなしたり。細工人の内二名宛飯横目に命ぜらる。小川両家連名の書札如^レ左。

(中略)『国事雜抄』と同文)

右年曆未だ詳かならず。扱旧藩中は、小川両家春秋兩度海浜にて火矢打試被^レ命たりしかど、連年には非ず。天明五年正月の言上書如^レ左。

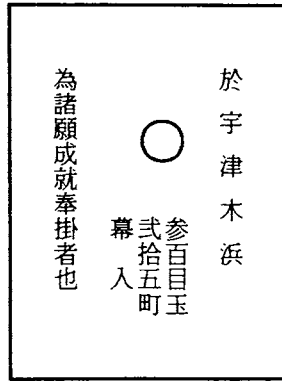
私共火矢稽古之儀、御尋之趣奉^レ得^レ其意一候。先祖七郎左衛門儀、小松表浮柳浜にて火矢稽古被^レ仰渡、其時分は月毎に度々被^レ仰渡一稽古罷在候処、万治二年御当地江火矢筒等引候様被^レ仰渡、則當時之御細工所に御座候。寛文三年迄御道具等被^レ仰付、同四年より稽古被^レ仰渡、春秋兩度充稽古仕、延宝元年より同八年迄、秋一度宛稽古被^レ仰渡一候。天和元年・同三年、貞享四年・元禄九年迄毎歲稽古仕候処、同十年より御儉約に付当分相止候様被^レ仰渡、享保十年迄稽古不^レ被^レ仰付、年数三十年相止申候。然処享保十一年稽古之儀奉^レ願候処、御聞届被^レ下、同年稽古仕、其後は十四年・同十八年・同二十年稽古仕候。元文二年、同三年・同五年・延享元年・同四年・宝曆八年に稽古被^レ仰付一候処、同九年右御筒不^レ残焼失。其後稽古相止申候。稽古不^レ被^レ仰付一候之間之年号等は書記不^レ申、尤於^レ御当地、最初は宮腰・宇津木浜に而稽古被^レ仰付、其外倉部浜并能美郡湊浦にて當時は稽古仕申候。右之趣故、小屋道具等湊村に被^レ指置一申候。右稽古打之儀如^レ此御座候。以上。

正月廿七日

土方勘左衛門様
篠原左次右衛門様

小川七太夫
小川久太夫

石川郡宮腰佐那武社に蔵する大射的角の額あり。この額は七寸四方、厚さ六分の材にて、黒塗とし、文字は金粉なり。



於 宇津 木 浜

参百目玉
式拾五町
幕入

為諸願成就奉掛者也

裏

寛永拾五曆

加州住

市村新平

貞繩 (花押)

六月吉日

按ずるに、右奉納的角にて見れば、宇津木浜にて大射的を打試みしこと、既に寛永年間より起れること知られけり。市村新平と云ふ人は、寛永四年に土帳に、馬廻組五百石市村新佑と云ふあり。若しは此の人後に新平と改称せしにや。右市村氏の子孫連綿せざるが故に詳かならず。但し小川氏は、火矢大射的の師範するにあらず。小川は一家の火術家なれば、右市村新平なる人も小川氏の門弟にはあるべからず。扱小川氏は、寛永十五年小川久次の長男七郎左衛門を歩士並に召出されて、火術方に命ぜられたり。蓋し小川両家に伝来せる高麗流の火術は、一家の秘術にて、旧藩国初以来他家の者に相伝する事を厳禁せられしかど、外国交際事件に付き、嘉永六年八月初て

国禁を指解かれ、藩士等望の人々入門不レ苦旨如レ左布違あり。

小川家火術之儀は、先年より御様子有レ之、他家江不レ致ニ指南候処、近年海辺御手前方格別御詮議有レ之御時節に付、入門之人々有レ之候は、致ニ相伝ニ候様、(小川)群五郎江被ニ仰出置ニ候。依而御家中等入門いたし候儀不レ苦候条、此段一統江寄々可ニ申談ニ旨被ニ仰出ニ候事。

八月

右之通り旧藩執政席より達しけりといへ共、日々時勢変遷して、翌七年正月城南柿木畠篋庫の地に火術方の役所を造営せられ、同年夏頃落成して杜猶館と号し、此の館舎に於て火術執心の生徒を募り、火術の伝方も一変したる為め、高麗流の小川氏伝方を廃止せりといへり。

◎森田柿園著・日置謙校『金沢古蹟志』(金沢文化協会、一九三三年)によつて示した。

〔付記〕右に掲げた史料中には、封建的身分差別を示す名辞や、侵略行為を不当な表現で記した箇所などが散見するが、学術報告書としての本書の性格上、原典の文意を損なうことを恐れて訂正しなかつた。

加賀藩家臣団編成と脇田直賢(如鉄)

中 野 節 子

はじめに

脇田直賢(如鉄)が加賀藩家臣団の一員として、どのようなコースをたどったのか、それを侍帳を利用して調べてみることに、本報告の中心課題である。

本科の研究グループに参加の機会を得る以前に、私自身数年前に加賀藩に残る初期の侍帳を分析することで、家臣団形成の状況を調べようとした。『加賀藩初期の侍帳』(以下、『侍帳』と略記)と同索引(へ)をもとに、五〇〇〇枚近い人名別カードを作成したが、その頃利用が始められたコンピュータによる分析が、効率よく正確であることを知った。但し、まだコンピュータ使用が普及しておらず費用もかさむことから、作業を長らく中断していた。

科研申請に際して、脇田直賢の生涯を正しく理解するために、侍帳の史料利用およびそのためのパーソナルコンピュータの使用が研究会で了承され、申請許可後、長らく中断していた作業を一挙に進めることができた。そして『侍帳』の記載内容の打ち込みという、侍帳分析のための最も基礎的な作業を終えることができた。家臣団形成の研究という当初の課題は、今後、史料の検討、史料の追加等の作業を行った上で分析を進め、報告を行う予定である。ここでは、

脇田直賢にしばって分析を進めることとする。

さて、私達研究会は直賢の自伝の講読から始め、そこで直賢の主に加賀藩家臣としての生涯を知った上で、渡来朝鮮人一般の調査へと進んだのであった。その時の印象は、直賢の経歴が他の渡来朝鮮人に比べ特徴があるということであった。

渡来朝鮮人は大きくみて、武士身分以外で主に技能者として日本社会に受容される者と、武士身分で受容される者に分けられる。武士身分として受容された場合は、儒者または医官等という形で、やはり一種の芸能所有者として位置づけられる者が多く、この場合は当然ながら祿高の上昇は少ない。武士身分で、他の侍同様に受容され、立身してゆく渡来朝鮮人は数少ない。直賢はこの数少ない者の中に含まれ、その点で特殊である。直賢のこの特殊性はどのように現われたのか、それを追究してゆくことで、かえって渡来朝鮮人一般の特徴もみえてくるのではないか。そのような判断から、直賢の経歴を前田藩家臣全体の中に位置づけてみることにしたのである。

本報告は次のような項目に従って行っている。

I パソコン使用と史料

II 知行高よりみた直賢の地位

III 役職よりみた直賢の地位

IV 直賢の経歴と渡来朝鮮人

I パソコン使用と史料

本研究に用いたパソコンの機種は、NEC九八〇一RX二一である。データベースは管理工学研究所の“*KeyStations*”を使用し、データは表形式で打ち込んだ。

データの基礎となった史料は「侍帳」であるが、補助的に「加能郷土辞彙」(3)を利用した。「侍帳」には次のような九種の侍帳が収録されている。

天正三年(一五七五)越前府中侍帳

慶長十年(一六〇五)富山侍帳

慶長之侍帳

元和之侍帳

寛永四年(一六二七)侍帳

寛永十九年(一六四二)小松侍帳

寛文元年(一六六一)侍帳

寛文九年(一六六九)侍帳

寛文十一年(一六七二)侍帳

年次が記されていない「慶長之侍帳」については、慶長一九年末から元和元年四月迄の間との推定がなされている(4)。また「元和之侍帳」は、元和二年頃のものとしてされているが(5)、それと齟齬する点があり、内容全体の検討が必要である(6)。但し、本報告には検討が間に合わなかったもので、一応当時のものとして打ち込み、分析に際してこの点を考慮して使用した。なお、「慶長十年富山侍帳」

と「寛永十九年小松侍帳」は、各々二代藩主利長および三代利常が隠居に際し、主に藩臣の中より隠居地の富山および小松へ伴った者の書上げであり、「天正三年越前府中侍帳」は前田利家が越前府中城主だった当時のものである。

九種の侍帳は内容も記載の上でも一様ではなく、また、家臣全体を書き上げているものから、「慶長之侍帳」のように人持組と馬廻組のみを書き上げているものもある。これら侍帳の記述内容を考慮して、データの項目は、藩士の氏名/侍帳の年/当時の知行高/知行高に關わる備考/軍方役職/行政役職/軍役の割合/与力關連事項/組名および關連事項/住所/備考、とした。今後、「侍帳」以外の史料でデータを追加してゆく計画なので、この点を、使用するデータベースの選択および項目決定に当って考慮した。

データの打ち込みと分析に際してのパソコン操作に当っては、私の所属する日本史学研究室の学部生、広井豊氏が殆んどを引請けてくれ、分析に際しても助言をいただいた。感謝の意を呈したい。

II 知行高よりみた直賢の地位

「家伝」(本報告書所収)で明らかのように、子供で捕虜となった直賢は、宇喜多秀家から利長のもとに送られてきたが、「慶長十年富山侍帳」では、詰小姓二三〇石取となっている。同帳記載総人数は四二二名で、小姓はそのうち一〇七名、大小姓、児小姓、詰小姓の三種に分れる。小姓が多いのは隠居中の特徴かと考えられるが、ただし詰小姓は六名、知行高は一六二〜六〇〇石の幅があり、直賢は第五位である。この当時、三箇國小取次として利長に近侍してい

たようだが、同役として文書に度々連署している大橋左内は、大小姓で二〇〇石取であった。

その後、脇田重俊の娘と結婚し、脇田姓となるが、重俊は元和期に御使番で一七〇〇石取である。利長のもとでは、重俊の父、重季が一五〇〇石取の大小姓として仕えていた⁽⁷⁾。大小姓の中では、一五〇〇石は今井左大夫と並んで最上位の石高である。全体として五〇〇石代が多く、一〇〇〇石以上は五名である。従って重季は小姓の中では上位身分であり、直賢がその一族に迎え入れられたことは、直賢が利長家臣内でそれなりに認められていたことになろう。

慶長一九年利長が死去した後、元和初年に移る際、直賢に関して二点を考慮せねばならない。一つは利長家臣より利常家臣に移る際の問題、もう一つは大坂の陣戦功にからむ問題である。

まず先の問題点であるが、藩政安定期に入れば藩主の交替が家臣の進退に及ぼす影響は殆んどないが、初期にあつては主従関係は個人的な性格が強かったのは周知のことである。『侍帳』によって、慶長一〇年に利長付きであつた家臣が、利常家臣としての程度移行するかを調べてみた。比較したのは「慶長十年富山侍帳」と「元和之侍帳」および「寛永四年侍帳」である。移行直前、直後の比較が史料上でできず、移行に際しての変化以外の諸変化も含まれてしまふのだが、それを認めた上で変化の概要を纏んでおきたい。

比較の結果は、慶長一〇年に四二二名いた家臣で元和の侍帳にみえるのは一〇一人で二三・九%、四分一弱、また寛永四年の侍帳にみえるのは一二七人で三〇・一%、三分一弱となる。

これと同様のケースとして『侍帳』では、寛永一九年と寛文元年の侍帳の比較が考えられる。つまり、小松隠居中の利常付家臣が、万治元年(一六五八)之利常死去後に金沢本藩へ帰還した率はどの程度であつたらうか。この場合も比較できる年が移行の直前、直後でないことに問題が残る。ともかく、比較結果は、利常付の四〇一名のうち、寛文期に残るのは一五四名で三八・六%、三分一強となる。利長の場合の方が、帰還率が多少少なかったといえるかも知れない。移行に際しては、家臣本人の意思によって、また受容する本藩の側での意向によって選択が行われたと考えられる。直賢の場合は、大坂の陣への参加の様子(後述)などから、彼自身前田家への奉公意欲は強かつたといえる。ともかく、直賢の加賀藩への残留は、直賢の武家社会への定着を示す一つの証左といえよう。なお、慶長一〇年から元和初年の侍帳に連続する家臣の、知行高の状況や軍方役職等の変化については詳細を次稿にまわすが、大きくいって、慶長一〇年の知行高で五〇〇石の家臣を含んでおり、知行高による偏向はない。また、一〇七名中五二名の小姓が残つたが、本藩でも小姓にとどまつたのは一九名、小姓の性格の強そうな御使衆を含めても二二名で、残りの多くは馬廻という戦闘要員としての役割に配されている。

さて先に指摘した第二点目、大坂の陣戦功にからむ問題に移ろう。「家伝」によれば、利長家中より大坂冬陣に参画した者は、北川久兵衛(慶長一〇年に大小姓、四〇〇石)、高田伝右衛門(『侍帳』に該当なし)、野村角丞(大小姓、三五〇石)と直賢の四名となつている。この記述の通りとすると、利長家中からの参画者は極めて少な

いこととなる。これを確認する直接的な史料は見つかっていないが、何らかの傍証を得るために「加賀藩史料」(以下、「史料」と略記)の武功書上げについて調べてみた。「史料」の「大坂一巻」の記述中に、鉄砲頭、馬廻衆、小姓衆、弓衆に分けて、武功者氏名、その戦果、証人の有無の書上げがある(8)。それらの人名について、慶長一〇年の侍帳での有無を点検してみた。その結果は、鉄砲頭一九名中三名、馬廻衆八〇名中四名、小姓衆八二名中一四名、弓衆一四名中では〇で、これらが慶長一〇年の侍帳に記載されていた家臣である。隠居中の利長家中に小姓衆が多かったのは先述した通りであり、武功者に同様の偏りが認められるのは自然かと考えられる。

ともかく全体として、利長家中からの者は数少ない。また、慶長一六年に利長は家中の一部を既に金沢に返還していること、また先の武功者は大坂冬・夏両陣の武功であったこと、この両者を考慮すれば、利長側近として慶長一六年以降も残った者の中から、冬の陣に参画した者は、直賢の記述の如く極めて少なかった可能性が強い。従って、直賢のように、利長死去後の間もない時期に、利常の軍団に積極的に加わった者はむしろ稀といえる訳で、このことに、直賢の前田家中で生き抜こうとする姿勢が象徴されているように思われる。

さて、戦功行賞において、「家伝」の記述によれば、夏の陣の同じ鐘合せの場で戦功を争ったのは、葛巻隼人と直賢であった。結果としては葛巻の主張の方が認められたようで、直賢の加増は二〇〇石にとどまった。葛巻の戦功による加増高は元和初年の第一次行賞で五〇〇石であった。直賢はその後も戦功の正当性を主張しつづけ、

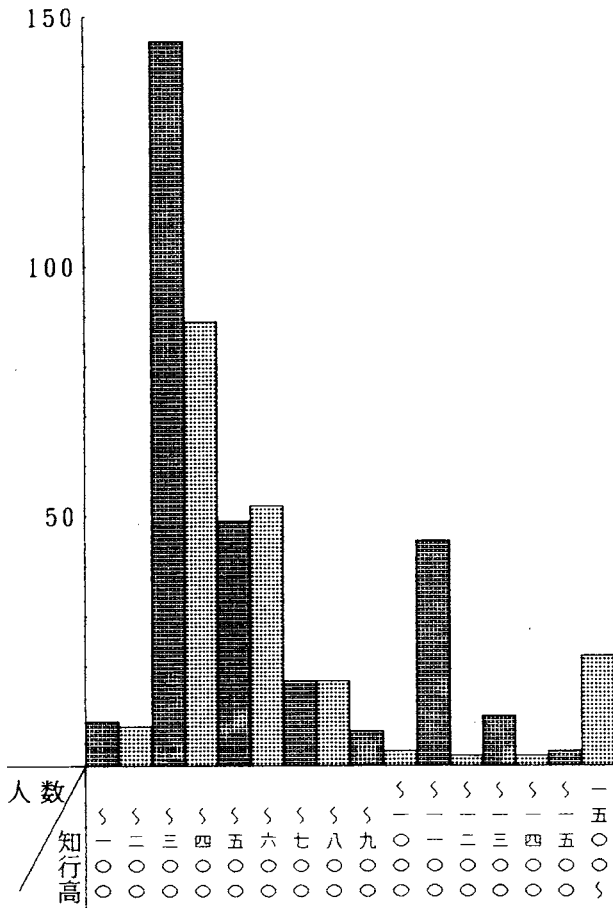
寛永八年に行われた第二次行賞によって更に五七〇石加増されて、一〇〇〇石の知行取となった。合計して七七〇石の加増がなされた訳である。なお、葛巻もこの時二二五〇石の加増が行われたという(9)。加賀藩では、直賢のみならず多くの家臣が元和初年の行賞を不満としており、寛永八年に第二次の行賞が行われた訳であるが、直賢の場合、不満の根拠は「家伝」にあるように、松平伯耆は直賢の平均以上の戦功を認めてくれたにもかかわらず、平均的な加増であったこと、また、行賞に加担してくれた伯耆がその後死去して支持者を失ったことにあった。第一次行賞に当たったのは、本多安房守、山崎閑斎、松平伯耆守、横山山城守の四名であった(10)。当時、家臣間の対立が、重臣層のみでなく一般家臣をも巻き込んでおり(11)、直賢の場合も含めて行賞にそのような対立関係が働いていたのかもしれない。

ところで、大坂の陣の戦功者への知行加増は、一般的にどの程度であったのか。一覧しうるような史料が残されていないので、「史料」記載の「軍功加恩面々」(12)に掲げられた者の加増を、「加能郷土辞彙」によって調べてみた。記載三三名のうち、一一名について第二次行賞も含めた高がわかり、その内訳は表1のようである。簡単なグ

表1. 大坂の陣武功者加増高

加増石高	人数	操作人数
1000石	1	} 3
300	2	
500	2	} 4
600	1	
650	1	
1000	2	2
2750	1	1
3500	1	1

表2. 寛文元年 馬廻知行高分布表 (484人の内訳)



ルーピングを行って操作人数を出したが、そこからわかるように、三〇〇石程度にとどまる場合、五〇〇石程度の場合、一〇〇〇石程度の場合に分けられる。直賢の場合における合計七七〇石の加増は、平均をやや越えたと評価できそうである。

この後直賢は、二〇〇石の頭料を与えられて一二〇〇石取となるが、基本の知行は一〇〇〇石で終わる。ただし、この一〇〇〇石取の位は、加賀藩の藩臣にとって一つのランク付けとなるようだ。こ

の点に関して、今、寛文元年の侍帳記載の馬廻について、石高別の人数分布を表2に示した。

これによると、二〇〇〇〜六〇〇〇石に一つの山があり、一〇〇〇〇〜一〇〇〇石が二つ目の山になり、それ以外は分散している。より細かく言えば、二〇〇〇〜六〇〇〇石については、二〇〇〇〜三〇〇〇石取と五〇〇〇〜六〇〇〇石取とに区分できると考えられる。ともかく一〇〇〇〇石という線が家臣内の階層区分になりうることを読みとれよう。

馬廻で分布をとったことについては、最も多数の家臣が属しており、基準となる数値がやすいと判断したためである。なお、小松の利常付家臣についての寛永十九年の侍帳によっても、上記と同傾向のことが認められる。従って、このような石高秩序は寛永期中には整っていたと考えるよいであろう。更に、一〇〇〇石取になることが、一つの家臣内身分の獲得につながることは、次節でより明らかになると思われる。

以上、直賢の知行高に関わった検討を行ってきたが、次に直賢の役務に関わる検討を行って、知行高におけると同様に、彼の藩内での地位を考えてゆきたい。そのため主な方法として、『藩国官職通考』(以下、『通考』と略記)等をもとに、彼と同役の家臣の知行高、家臣内身分等を比較してゆくこととする。

Ⅲ 役職よりみた直賢の地位

寛永九年、直賢は一〇〇〇石の知行高になると共に、鉄砲頭と御使番に任命される。

加賀藩家臣は大別して、侍、徒、足輕、小者に分けられ、侍はまた、人持、物頭、馬廻、小姓に区分される⁽¹⁴⁾。鉄砲頭は弓頭と同じく足輕頭のこと、これは物頭と同義であり、家臣内では人持に次いで身分が高い。また、物頭は老功者の任務とされたので⁽¹⁵⁾、既に四七才の直賢の経歴に対する評価が任命の背景になったであろう。

一方、任命の年に近い寛永四年の侍帳には鉄砲頭の区分がないが、「元和之侍帳」には二八名の鉄砲頭が記されている。彼らの知行高は五〇〇〜二四三〇石の範囲があるが、その分布は表3のようになる。丁度一〇〇〇石取の者が目立ったので、その点がわかるように作表した。一〇〇〇石未満の者は数少なく、平均すると一四〇八石となる。表からも一〇〇〇石以上、一五〇〇石以下の範囲に一三名が入ることになる。ともかく、鉄砲頭が一般的に一〇〇〇石台の役務であったといえるであろう。

また御使番については、寛永四年の侍帳にみえる御使番、元和期の侍帳にみえる御使衆と同様とみてよからう。

表3. 寛永4年鉄砲頭知行高分布

知行高	人数
500 石	2
500 < < 1000	4
1000	5
1000 < ≤ 1500	8
1500 < ≤ 2000	7
2000 <	2
計	28

表4. 藩制初期の算用場奉行一覧

年	氏名	『侍帳』知行高			役務
		元和元年 石	寛永4年 石	寛文元年 石	
元和元年	津田勘兵衛	6000			人持
寛永14年	奥村源左衛門		4980		人持衆 御傍衆
	宮城采女		2300		
	脇田九兵衛		430 (1000)		
	青木助丞		630		
同 18年	奥村源左衛門 岡島市郎兵衛 小塚藤右衛門		4980		人持
承応元年	伊藤内膳		3300		人持
同 3年	平岡小右衛門			300	馬廻 持廻
	津田宇右衛門			1000	
	駒井主水			2200	

まず、寛永四年の御使番は六名で、知行高は六〇〇〜一三〇〇石、平均して八一七石取となる。元和期の御使衆は四名で、知行高は七〇〇〜一七〇〇石、平均で九三六石となり、いずれもやはり一〇〇〇石当りを基準とした役務である。以上の点から、直賢が四三〇石から一〇〇〇石取になったことと、鉄砲頭、御使番に任命された

ことは密接な関係があったことがわかる。

次いで寛永一四年、直賢は算用場奉行となった。同役は宮城采女、奥村源左衛門、青木助丞の三名である⁽¹⁶⁾。『通考』および「諸頭系譜」⁽¹⁷⁾によって、承応三年(一六五四)迄に算用場奉行に任命された者の氏名と、『侍帳』による知行高および役務を示すと表4のようになる。

加賀藩では、直賢が算用場奉行となった頃、算用場が藩全体の統轄的財政機構として機能したのであった。その頃迄は、各地に配属された代官が、年貢米の換金や支払い等も含めて、各自の財政を動かしており、藩体制の確立と共に、藩中核に強力な財政機構をおき、代官を官僚化することが課題となっていたのである⁽¹⁸⁾。従って、直賢等四

人の奉行体制は、新たな算用場の初めての陣容であった。表より知られるように、算用場奉行はある程度の知行高をもつ者の役務であったといえるが、例えば寛永一四年、または承応

表5. 藩制初期の小姓頭一覧

年	氏名	知行高	前役
文禄3年	脇田重之衛 小林八兵衛	1700	石
		1750	
慶長	恒川斎而	700	使番
元和2年	丹羽孝延 杉江兵助 村田可慶	1700	足軽頭上
		1600	
		1000	
寛永20年	脇田直賢	1000	足軽頭
万治2年	九里正長 浅井政布	2000	同上
		1200	

三年の奉行にみえるように、低禄の者も含んだ形となっている。低禄者の場合は、算用場の役務に有能な人材が選ばれたものと思われる。直賢の場合は、この時既に一〇〇〇石取となっているが、決して高い方ではない。寛永四年に残金奉行を勤めていた等の経験、能力も評価されて、改革後初めての奉行に就いたものである。

寛永二〇年、直賢は小姓頭に任命された。表5に「諸頭系譜」によって、万治二年(一六五九)迄に小姓頭に着いた者を一覧として掲げた⁽¹⁹⁾。「諸頭系譜」には着任当時の石高と前役を記してあるの

で、それを表に含めた。表によって、小姓頭が一応、一〇〇〇石以上の役務であり、足軽頭との相関性の強いことがわかる。

更に正保二年(一六四五)に、公事場奉行と金沢町奉行を拝命、金沢町奉行はほぼ終身勤めることとなった。金沢町奉行について『通考』⁽²⁰⁾により表6を作成した。表からみる限り、寛永末年・慶安

期頃と、万治・寛文期では任命者の知行高に多少の違いが見出せる。先の時期は一〇〇〇石を越える知行高の者で占められるが、後の時期には知行高の低下が認められる。年齢も若年化しているようで、藩臣の中では中堅、実務的な人物が選ばれるようになったと言えるかも知れない。この観点でいくと、直賢の任命された正保二年の時期では、彼の知行高は標準より多少低く、つまり、多少の抜擢であったとも思われる。

なお、極めて短期であったが、直賢は公事場奉行に任命されている。『通考』によれば⁽²¹⁾、寛永一八年に算用場奉行にみえた、奥村、岡島、小塚が、その後直賢、万治二年には横山守知、菊池直辰が勤めたとしている。また直賢任命の頃は小姓頭との兼帯が示唆さ

表6. 藩制初期の町奉行一覧

年	氏名	寛永4年		寛文元年		同11年	
		知行高 石	役務	知行高 石	役務	知行高 石	役務
寛永18年	小塚藤右衛門 長瀬五郎右衛門	} ※1)					
※2) {	宮城采女 奥村源左衛門		2300 4980	御傍衆 人持			
		宮崎蔵人	1300	算用衆			
[正保2年	脇田九兵衛	正保2年 1200石 内 200石頭料 小姓頭 ※3)]					
慶安4年	富永勘解由左衛門	1500	馬廻				
万治2年	長屋七郎右衛門	1200	馬廻	800	馬廻 (56才) ※4)		
寛文7年	里見七左衛門			900	馬廻 (40才)	1200	
	岡田十右衛門			650	馬廻 (53才)		

※1)『侍帳』に該当人名なし。ただし、小塚藤右衛門は、同じ寛永18年に算用場奉行に任ぜられた小塚藤左衛門と同一人物と思われる。

※2)年未詳。

※3)直賢に関しては、「家伝」による内容を記載した。

※4)長屋七郎右衛門は、寛永4年から寛文元年の間に代替りがあったと考えられる。

れている。なお、横山守知は知行高六〇〇石であり、かなり格の高い者の役務といえるかも知れない。

以上、直賢の役務に関わって、直賢の家臣内や藩制における地位、立場をうかがってきた。藩制初期のため、依然役務と身分との相関関係が定まっていないので、断定的なことは言い難い。ただし、数多い藩臣、また同位の知行高の者が多い中で、鉄砲頭、小姓頭や、算用場奉行、公事場奉行、町奉行を歴任していることは、彼の武士としての経歴や実務的な能力が高く評価、または信任されていたといえる。従って、知行の加増と共に役務の面でも、「家伝」を残すことに象徴される如く、彼自身がその経歴を誇りとしていたことは自然なことと言えよう。

なお、直賢の子、脇田直能は知行高三〇〇石であったが、父の隠居後一〇〇〇石を襲ぎ、寛文十一年(一六七二)には一五〇〇石取となる。直能は木下順庵に師事し、連歌、茶道にも通じていた。この点は、父直賢の連歌等の文人的能力の影響を受けたものである。直能の子直長は、父の没後遺知一五〇〇石を襲いでいる。この二代に渡って、馬廻頭、町奉行、公事場奉行と、直賢の経歴と同様の役務に就いている(2)。

IV 直賢の経歴と渡来朝鮮人

さて、これまで脇田直賢の経歴について述べてきたが、渡来朝鮮人、ここでは武士階級に入った者の中で、彼がどのように位置づけられるかを考えてみたい。

表7は、内藤雋輔氏の研究(23)および、当研究会実施のアン

表7. 渡来朝鮮人のうち武士一覽

氏名	渡日時年齢等	藩名	役務・役職	知行高	備考
1. 菊村庄三郎	童子	佐伯藩			
2. 梶西金左衛門		岡藩	小姓・納戸役	150石	韓人大将の子。大友浪人の娘と結婚。子孫に医師・名僧。朝鮮二王子侍臣子孫、藩校教授
3. 曾我清官	童子				
4. 金宦(良甫鑑)		熊本藩	近習		
5. 高本慶宅	父が渡日。日本生。	同	8才で奉公。医師		官人の子。藩主に殉死
6. 洪浩然	12,3才	佐賀藩	漢学侍講	100石5人扶持	
7. 林一徳(奏伯)		同上	医師(医師か)	220石	民間医より藩医に
8. 林栄久		同上	医師		
9. 經東	成人	土佐藩			
10. (将士1人)		徳島藩			
11. 木村惣市右衛門		同上	3代目が徒	8石3人扶持	
12. 善平某		同上	4代目が儒者	15石7人扶持	
13. 高信		同上	側近		
13. 鬼治右衛門				5人扶持) 子孫、医術関係者多い
李聖賢		長州藩		100石	
李如有	聖賢3代目	同上	お伽衆御側衆、医師		
14. 李就庵	同	岩国藩	藩茶道役		笛を習得
小村半珍	半珍の子	同上		4石2人扶持	
15. 小村宗佐		島藩		10石3人扶持	4代目で農民
16. 岡井久右衛門	24才	宇喜多藩	宇喜多氏陪臣		
17. 松村八千		和歌山藩	藩臣侍講		
17. 李真栄	真栄の子	同上	儒者・藩主侍講	30石以上 300石	
18. 栗本與三右衛門		安濃津藩		60石	
栗本武左衛門	與三右衛門長男	久居藩		200石	
栗本権太夫	同上次男	安濃津藩		300石	
栗本権右衛門	権太夫長男	同上		200石	
栗本八右衛門	同上次男	同上		100石	

ケート調査等から知られる、渡来朝鮮人の中で武士階級に入った人物を一覧表で示したものである(24)。

この表によって明らかなのは、その役職が側近・小姓、医師等医学関係、漢学・儒学関係の枠に、殆んどが入ってしまうということである。基本的には武の世界、つまり軍団機能が中核となる武士階級の中では、文の世界または芸能の世界に入る非常に偏った部分に属していたことになる。医学や漢学・儒学においては、朝鮮の方がより進んでいたことが大きな理由であるが、子供の時に渡来してきた場合でも同様な方向に進むことが多く、周囲の朝鮮人に対する期待が、このような状況をつくった理由の一つとなろう。また、側近や小姓として、武の世界では中核となりにくい部署に配されるというのも、本人の適性ばかりでなく、周囲の期待がそのように判断させたといえるであろう。つまり、日本の武の社会では、朝鮮人に対し文の社会に適した人々という通念が既にできていたことを、表から読みとれると考える。その通念は、朝鮮人に対して、日本の支配階級が求めた役割観から

形成されたものといえるであろう。

表により彼らが給された知行高をみると、上限が紀州藩の李梅溪で、五六才で上十三〇〇石に達した場合であり、一般的に低禄であったことが明らかである。一般論としても、江戸時代に医師や学者として有能で高名を得た場合でも、知行高はそれ程高くなかったことは周知のことである。武士階級では、その知行高の多寡は、家臣内身分およびその軍方役職が最大の要因であり、文の能力がその基準を越えることはなかったのである。小姓や側近にしても、軍団内では実戦から最も遠い位置にあるため、どの藩でも低禄者が多かった。従って、渡来朝鮮人が従事した役職からみて、高禄者がいないことはむしろ自然なことである。

さて、以上のような観点よりみて、加賀藩における直賢の経歴が異例なことは明らかであろう。彼が利長の詰小姓として、また近習として奉公に入ったことは他の渡来朝鮮人と相違しない。知行高も二三〇石、また、小姓頭迄達したものの、馬廻に配されることなく、終生小姓等の側近の役務にとどまったのも、彼に対する既成の渡来朝鮮人観が働いていたように考えられる。ただし直賢の場合は、知行は一〇〇〇石に達しており、それによって鉄砲頭にも任命されている。つまり、軍事上の役務でもある程度の評価を受けていたことになる。直賢の家臣内での地位を押し上げた要因である知行高の上昇は、彼が大坂の陣において戦功をたてたからに他ならない。直賢が他の渡来朝鮮人と異なった経歴をとりえたのはこの武功によってであって、それ故に、文の世界では評価された渡来朝鮮人の枠を出ることができたといえる。

渡来朝鮮人について一般的にいえることは、彼らの社会的役割が、陶工を筆頭として細工者等特定の機能に偏っていたことである。これに関して興味ひかれるのは、漂流民として既に在日していた朝鮮人宗欽が、朝鮮の役に渡朝する際、鍋島氏から「急須」等の職人を連れ帰れとの意向を受けたことで、この例は特定の技能を朝鮮に求めた象徴的なものであろう。日本社会の朝鮮社会への対応は、このような文化のあり方の差によって、基本的には決定づけられていたといえよう。これと同様の、武家社会における現れ方が、文の世界と武の世界の差において現れていたといえると考ええる。

む す び に

以上述べてきたことは、具体的事実の分析であり、改めてまとめる必要はないと思われるので、次に簡単にお断りのみ記しておきたい。

本報告では、本来ならば加賀藩の直賢以外の渡来朝鮮人で、特に武家社会に加わった菅野氏等について分析するべきであった。しかし、彼らについては『侍帳』からは、「加賀藩における渡来朝鮮人（一覽）」（本報告書所収）にある記述以外のものは全く見出せず、触れることができなかった。彼らもまた、特定の技能者が多いが、他藩の例としてはみられなかった、餌指、火矢関係の役職についていることが注目される。

なお、本科研に参加の機会を得て、今後、加賀藩家臣団の形成を考えてゆくための基礎を築かせてもらったことは、私自身の大きな収穫であった。ここに謝意を呈しておきたい。

註

- (1) 石川県図書館協会 一九四二年刊、復刻一九七二年。
- (2) 「加賀藩初期の侍帳」の索引(手刷版)石川県立図書館 一九七七年。
- (3) 金沢文化協会刊 一九四二年。
- (4) 原昭午氏『加賀藩にみる幕藩制国家成立史論』(東京大学出版会 一九八一年)八一頁。
- (5) 『侍帳』二六〇頁の解説。
- (6) 例えば本報告で注目している直賢について、同帳は鉄砲頭の項で「一、千石 脇田九兵衛」としている。しかし自伝によれば、直賢が一〇〇〇石になったのは寛永八年の大坂戦功再吟味の時に鉄砲頭もその時に任せられた。「寛永四年侍帳」には直賢は四三〇石となっており、これは自伝の記述と一致している。
また、隠居中は利長家中であった者が、利長没後どの程度本藩へ復帰するかを考慮するために、慶長一〇年と元和の侍帳との重複者の数を調べたが、その数は、慶長一〇年と寛永四年との重複者より少なかった。「元和之侍帳」に後年の訂正があるのか、また記載が不十分なのか等、史料批判が必要である。
- (7) 「慶長十年富山侍帳」の記載によるが、『加能郷土辞彙』では、大坂戦功により一五〇〇石になったとし、それ以前は六〇〇石とする。系譜等でも確認がとれず、ここでは侍帳に従った。
- (8) 第二巻、三二九〜三四二頁。
- (9) 『加能郷土辞彙』。
- (10) 『史料』第二編 三二二頁等。
- (11) 原昭午氏前掲書、高澤裕一氏「前田利長の家中統制」(『科研報告書 北陸における近世的支配体制形成期の基礎的研究』所収 一九八四年)、木越隆三氏「慶長期加賀藩家臣団の構成と動向」(『白山万句』白山比咩神社 所収 一九八五年)。
- (12) 第二編 三四二頁。
- (13) 石川県図書館協会 一九三三年、復刻版 一九七〇年。(本報告書所収「脇田如鉄関係史料集」三一(5)一(8)参照)。
- (14) 岡本勇「加賀の家中」(一九三五年 活文堂刊)。
- (15) 同右。
- (16) 『史料』第二編 八三〇頁。なお、『通考』では任命の年を寛永一五年としている(「脇田如鉄関係史料集」参照)。
- (17) 金沢市立図書館 加越能文庫所蔵。(「脇田如鉄関係史料集」三一(3)一(4)参照)。
- (18) 拙稿「近世初期の蔵入地代官支配と地域構造」(『日本史研究』二二二号 一九八二年)。
- (19) 「脇田如鉄関係史料集」三一(3)一(4)参照。
- (20) 「諸頭系譜」と記載内容は同様である。
- (21) 「諸頭系譜」と記載は異なるが、『通考』は考証が施されているので、ここでは後者に従った。
- (22) 『加能郷土辞彙』。
- (23) 『文禄・慶長役における被墾人の研究』東京大学出版会 一九七六年。
- (24) ただし、経歴等の状況が殆んどわからない者については省略した。

家伝

——金（脇田）如鉄自伝——

解題

ここに紹介する『家伝』の著者、金（脇田）如鉄は、近世初頭、加賀藩において活躍した一「渡来朝鮮人」である。

如鉄と日本との関係は、豊臣秀吉による朝鮮侵略（壬辰倭乱、日本側では文禄の役）に始まる。ソウル陥落（一五九二）の後、宇喜多秀家の捕虜となった七歳の孤児は、肥前名護屋から岡山（秀家居城）を経て、翌文禄二年には金沢に送られた。秀家夫人のお豪が、前田利家の第四女であった縁によるといふ。

前田利長（利家長男）の傍らで成長した如鉄は、九兵衛と称し、俸祿二百三十石を得て近習奉公を続けたが、やがて藩士脇田重俊の娘と結婚し、「脇田直賢」として一家を構えている。利長歿後は利常に仕え、大坂夏の陣で戦功をたてた。しかし正当に評価されぬまま鬱屈の日々を送っていたところ、寛永年間の恩賞見直しで五百七十石を増され、一挙に千石を食む身となった。この後は、御使番、三箇御算用場奉行、御小姓頭、公事場奉行、金沢町奉行等の要職を歴任している。万治三年（一六六〇）七月、七十五歳を以て歿した。

直賢は藩の吏僚として有能であったばかりでなく、文芸方面にも

笠井純一

優れた才能を発揮している。連歌は加賀において能順以前の第一人者といわれ、また源氏物語切紙伝授や古今伝授を受けるなど、多彩な活動を展開した。このような異能は彼が自負する通り、「作文の家」に育ったことに、多くを負うていたのであろう（如鉄によれば、その父・金時省は翰林学士）。戦乱に明け暮れた日本の武将とは異なつて、朝鮮両班層の文化水準は高いものがあつた。無論、彼の朝鮮人としての誇りは、終生揺らぐことがなかつたのである。それは晩年に退隠・入道した直賢が、「名ノミムカシニカヘリ」、「如鉄」と称したことに端的に表れていよう。

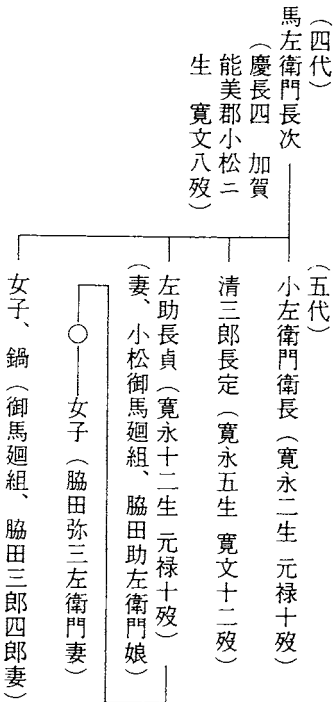
本書は、数奇な一生を送つた如鉄が、死に臨んで子孫に書き残した自叙伝である。彼はもともと、壬辰・丁酉倭乱で日本に連行され、残留を余儀なくされた「渡来朝鮮人」の一人であつた。かかる人物が日本の近世的「秩序」のなかに、どのように包摂されるのか。また彼を受け入れ、「共生」していったその社会とは、いかなるものであつたらうか。日本各地でそれぞれの生を送つた多数の捕虜のなかで、如鉄の境遇は特殊であつたのだろうか。本書は、このような問題を考える上で、有益な一視点を提供するものと思われる。

成 立

本書は万治三年正月、如鉄が二人の子息(平丞・小平)に宛てて記した形態をとるが、末尾に「筆者」として「森田庄九郎 昌成」の署名が記されている。昌成は恐らくは老眼の如鉄を扶けて本書を筆録した、著者に極めて近い人物であろう。

この筆者の名は、幕末明治期の郷土史研究に優れた業績を残した森田柿園(平次、良見)の祖、「盛昌」に良く似ているが、系譜は不明である。万治三年は、盛昌(一六六七〜一七三二)より一世代以上前だが、盛昌の著作『漸得雜記付録』(加越能文庫所蔵)所収の「先祖由来記」に昌成は見えず、また森田家に伝わる系譜類も御子孫の方に調査して頂いたが、昌成は現れないという。

しかし、同家所蔵の「長町森田家系図」(盛昌と同祖の別家)には、脇田家の人々が現れる(以上、柿園の曾孫にあたられる鈴木雅子氏の御教示による)。その一部を左に略記しよう。



三郎四郎は『家伝』にも、「利常卿近習之奉公一廉可有御取立所、

早世、不便残念ノ至り也」と記される如鉄の次男である。また「脇田助左衛門・脇田弥三左衛門」は脇田家の系図(金沢市立図書館蔵『諸士系譜』による)には現れないが、「助右衛門・弥三右衛門」ならば重俊の子息(如鉄の妻の弟)とその孫にあり、年代・代数とも「長町森田家系図」と略々符合している。

すなわち、長町森田家と如鉄家とは重縁で結ばれていた可能性が高く、「昌成」もあるいはその一員であつたかと考えておきたい。

なお『御夜話集』上巻に収める「拾纂名言記」(加賀能登郷土図書叢刊、二七二頁)には「森田少九郎」が見えるが、「昌成」か否かは詳らかでない。

諸本およびその系譜

本書は、日置謙編『加能郷土辞彙』などによって、広く知られている。また若干の連歌(発句)が載録されるため、かつて国文学研究者に着目され、部分的には翻刻されたこともあつた(棚町知彌・鶴崎裕雄・木越隆三編『白山万句』、白山比咩神社、一九八五・五刊)。しかし、諸本の校合をふまえた全文の紹介と、内容の史学的検討は未着手のままである。

さて、筆者が知り得た本書の写本は、次の五種である。

- ① 金沢市立図書館蔵『家伝』 (架蔵番号 090/0/433)
- ② 同館加越能文庫蔵『松雲公採集遺編類纂』所収『脇田家伝書』 (架蔵番号 16.03/188/1)
- ③ 同館加越能文庫蔵『脇田家伝書』(青紙紙写本) (架蔵番号 16.34/88)

④. 同館加越能文庫蔵『続漸得雜記』(青野紙写本)所収

『脇田家伝書』(架蔵番号16.05.6)

⑤. 石川県立図書館蔵『続漸得雜記』(森田良郷自筆)所収

『脇田家伝書』(森田家文庫9箱)

以下、諸本の形状等を述べ、若干の考察を付しておこう(ここでは次の略称を用いる。①金沢市立図書館本/②松雲公採集遺編類纂本/③加越能文庫青野紙本/④『続漸得雜記』本/⑤森田良郷自筆本)。

①. 金沢市立図書館本

内題「家伝」。外題「如鉄家伝記」。薄茶表紙。墨付一九枚。

一丁片面一一行。袋綴。二三×一六・五cm。

発句や書状の引用箇所以外は、カタカナ混りの文で記し、年号・地名・人名・書名・官職名には傍線を朱引し、発句には朱合点を施している。なお全般的にやや古風な表記が見られるのが特色である(例えば「秀家卿之手ニ携」など)。

末尾に次の奥書がある。

右、宝暦十二歳次壬午夏五月旬二鳥寫之畢
元書吉田氏
某之持本也

邑巷軒蒙鳩子記之

『六月朔日校合朱引濟』

右によれば、宝暦十二年(一七六二)五月十二日、「邑巷軒蒙鳩子」が「吉田氏某」の所蔵本を筆写したものである。「邑巷軒蒙鳩子」には『国事昌披問答』『博伽雜談』等の著作があるが、その本名に

ついで二説あつて定かではない。湯浅祇庸は加賀藩の御鷹匠丹羽惣兵衛とし、森田柿園は丹羽四郎左衛門(惣兵衛の子孫)に比定している(『加能郷土辞彙』の「国事昌披問答」項による)。

「吉田氏某」についての確たる手掛りはないが、あるいは『混見摘寫』の著者として知られる、吉田守尚ではあるまいか。『混見摘寫』の筆録は、寛保元年(一七四一)から安永四年(一七七五)までの長期に渉るが、①の筆写年代もこの期間に含まれている。また『混見摘寫』巻一二に収める脇田九兵衛関係記事には、①特有の古風な表現(先述の「携」など)が散見し、守尚がこの本を所持していた可能性を認めることが出来るよう。

さらに筆者は、守尚が藩士「伴八矢」の与力であつたことに注目したい。守尚の主家(五千石)は代々八矢を名乗るが、その祖「八矢長正」(長之)は大坂夏の陣において、如鉄同様、槍の武功があつた。そして如鉄にとっては恩人ともいえるべく、その証言なくしては破格の「御加増」も望み得なかつた。このような両家の関係であれば、如鉄の自伝が八矢家に伝わつたとしても不思議ではなく、その与力守尚もまた、本書に接し得たと考えられる。

なお写本①は、金沢市立図書館が一九三九年十一月十日に購入したものが(受入番号一七〇〇一)、原蔵者等は不明である。また後述の通り、森田良郷・柿園の父子は『家伝』に深い関心を寄せたが、①は披閲していない模様である。

②. 『松雲公採集遺編類纂』本

標題「脇田家伝書」。『松雲公採集遺編類纂』巻一八八所収。墨付三四枚。一丁片面八行。袋綴。二三・五×一七・三cm。

全体を通してひらがな混りの、写本①よりはこなれた和風の文体で表記される(例えば「秀家卿乃手にとり子となる」など)。また、①より頻繁に、「一つ書」をもって文章を区切っており、①とは別系統の写本であると思われる。筆跡は森田柿園のものだが奥書はない。末尾に富田景周撰「協田直能伝」、および湯浅祇庸識語のある「協田略系譜」を付す。

③. 加越能文庫青野紙本

内題・外題とも「協田家伝書」。界高一九cmの青野紙に書写。

墨付一八枚。一丁片面一三行。袋綴。二三・五×一七・三cm。

写本②と同様の文体で表記され、頻繁に「一つ書」で区切るのも同様である。奥書はないが、行間、上部余白に別筆で多数の書入れ(朱書)が施され、「イ本」との校合が試みられている。書写年代は不明だが、料紙は明治初期に前田家編輯方で用いられた野紙である(金沢市立図書館において御教示を受けた)。

④. 『続漸得雜記』本

標題「協田家伝書」。『続漸得雜記』第廿七冊(巻第卅五)所収。

界高二〇cmの青野紙に書写。墨付二一枚。一丁片面一三行。袋綴。二三・五×一七・二cm。

文体、「一つ書」は写本②・③と同様である。奥書・書入れとも認められない。料紙は写本③とは異なる青野紙であるが、やはり前田家編輯方の用箋という(『加越能文庫解説目録』による)。

なお、『続漸得雜記』は、柿園の父森田良郷(一七九〇—一八五七)が、文政から没年までに蒐録したものが、④は恐らく、その原本(次項⑤参照)から筆写したものであろう。

⑤. 森田良郷自筆本

標題「協田家伝書」。『続漸得雜記』第卅五冊(巻第卅五)所収。

墨付一七枚。一丁片面一三行。袋綴。二三・四×一七・三cm。

文体、「一つ書」は写本②・③・④と同様である。箱書によれば良郷の自筆本であるが、末尾には柿園の筆(朱)で次の奥書があり、所々に書入れ(朱・墨)も認められる。

右本紙協田氏ニ伝来也 協田氏本家ハ元祖如鐵以來

世々実子相續 朝鮮種ニテ数代連綿スト云々

右によれば、良郷が見た写本は、協田氏の一分家に伝わったものと考えられる。

以上の粗描からも明らかのように、『家伝』写本には大別して二つの系統が認められる。第一は写本①の系統であり、第二は写本②・③・④・⑤の属するそれである。以下では前者を「甲類」、後者を「乙類」と呼んで区別したい。

乙類の諸本の中で、最も書写年代が古いものは、写本⑤である。そして、『続漸得雜記』写本に収録された④は勿論のこと、柿園の筆写した②や、前田家編集方(柿園も関与した)による③も、写本⑤の系譜を直接に引くものと判断される。乙類写本は森田父子の郷土史研究の営みのなかで、発掘・転写された諸本であるといつて差支えなからう(書名「協田家伝書」も、良郷が付したのかもしれない)。

これに対し、甲類①は、森田父子によって特に参照された形跡もなく、孤立した存在である。ただ写本③に施された、書入れ(朱)の「イ本」は、乙類ではなく甲類であった可能性が高い。それは例え

ば、写本①の第一丁表(六行目)に、

数百年武ニナラハサル故所々被_レ討敗_一

とあるところを、乙類では、

数百年武ニ習ハざる故に少々にて被_レ討敗

と記しているが、写本③の上部余白に記された朱書は、

『少々にてライニ所々トアリ』

と指摘しているからである。しかし、このような例が多数認められるからといって、③の参照した「イ本」が、①そのものであったとは考えられない。なぜなら、乙類写本にはいくつかの脱文が共通して認められるが(逆に①||甲類に特有の脱文も存在し、①必ずしも善本とは言えない)、③は「イ本」をもって、それら全てを補ってはいないからである。

次に、乙類写本②・③・④の前後関係を考える手掛りとして、二つの事実を述べておこう。第一は藩主に対する尊称の違いである。諸本(甲類・乙類とわず)は歴代藩主のうち、本書成立時の藩主「綱利」(五代)、およびその父「光高」(四代、一六四五年死去)に対して「公」の尊称を用いるが、「利常」(三代)は成立時に近い頃まで存命であったにもかかわらず、同一文中でも「卿」を用いて区別している。ところが写本②のみは、全ての加賀藩主に「卿」を付し、「公」は、秀吉・秀頼および徳川將軍に限定している。かかる名分的な使い分けは近世本来のものではなく、柿園による変更とみなさねばなるまい(写本⑤においても、一箇所だけ光高「公」を見消しにして光高「卿」に訂正した箇所があり、柿園の加筆かとも考えられる)。

第二は、如鉄の子息「三郎四郎」の祿高である。その表記を整理すれば、次のように区々である。

甲類	写本①	貳百貳拾石
乙類	写本②	貳百五拾石
	写本③	貳百拾石
	写本④	貳百拾石
	写本⑤	貳百五拾石

ところが、写本⑤の当該箇所を見ると(四丁表一行目〜二行目)、「貳百五拾石」と語句の途中で改行されており、ここを注視すると一行目下端の「五」は「二」とも判読できそうである。より仔細にながめれば「五」は異筆のようにも思われ、また他行の下端に比べて、こころもち下位置に記されるかのようでもある。仮にこの文字が無ければ「貳百拾石」となるし、存在すれば「貳百五拾石」とも「貳百二拾石」とも読解されよう。乙類の祖本ともいべき⑤には、もともと「貳百拾石」とあり、ある時点で加筆がなされたのではあるまいか。

即断は避けねばならないが、乙類では写本②のみが柿園の判断に基づいて独特の表記を採用し、形状・内容からみて親近関係にある③・④は、②より若干古い写本であると言い得よう。

以上の考察をもとに諸本の系譜関係を示せば、次頁の図の通りである(一)内は、現在失われた写本を、実線は直接の系譜関係、破線は推定による系譜関係を示す)。

甲類写本 金沢市立図書館本

【吉田某所持本】①

脇田如鉄著

森田昌成筆

【原本】

〔平丞家本〕

〔小平家本〕

③の「イ本」

(書入れ)

加越能文庫青野紙本

乙類写本

【協田分家本】

森田良郷自筆本

【松雲公採集遺編類纂】本

へ付記)

本稿を成すにあたり、写本の所蔵者である金沢市立図書館・石川県立図書館には格別の御配慮を頂き、また鈴木雅子氏、香村幸作氏(石川県立図書館)、吉本澄與治氏(金沢市立図書館)からは、貴重な御教示を得ることができた。記して深甚の謝意を表する。

なお本稿は、鶴園裕氏を代表とする文部省科学研究費補助金「日本近世初期における渡来朝鮮人の研究―加賀藩を中心に―」(一般研究B、一九八九〜九〇年度)による研究成果の一部である。分担研究者である片倉穰氏は、写本①の所在を夙に筆者に示教され、また本書をめぐる研究会の席上で、中野節子氏・鶴園氏・片倉氏からは、常に適切なご指摘を頂いた。本稿はこのような共同研究の成果であるが、校訂・翻刻の責任は偏に筆者に存するので、個人名で報告することにした。三氏の御寛恕を頂ければ幸いである。

凡 例

- 一、本稿は金沢市立図書館蔵『家伝』(写本①)を底本として翻刻し、乙類諸写本をもって校合を加えたものである。
- 一、上段には底本の本文を掲げ、校訂上問題のある箇所*印を付した。
- 一、底本の脱文は乙類写本で補ない、「()」で囲んで示した。
- 一、底本における割註や小文字の傍書は、なるべく原形を損なわぬよう翻刻したが、本文の改行には特に留意していない。
- 一、乙類固有の「一つ書」により、文章が区切られる箇所には、本文中に「『』」を置いてそれを示した。
- 一、底本の朱書のうち、年号・地名・人名・書名・官職名等に施された傍線と、発句に付された合点は全て除いた。校訂上、特に示す必要がある朱書は、『』中に記した。
- 一、下段には乙類諸写本によって、底本との異同を註記した。ゴシック体の文言は、上段の*印に対応している。
- 一、底本において漢字で示され語句が、乙類でかな文字で表記される場合、またその逆の場合は、煩を厭わず註記した。但し「儀／義」「姓／性」「所／処／處」「二十／廿」「陣／陳」「格／各」等の漢字や、「か／ヶ」「へ／エ」「ハ／ワ」「とも／厩」「より／も」等のカナ文字、また「候得共／候へ共」「之／の」「者／ハ」等の表記の違いには、特に留意しなかった。
- 一、下段註記のうち、②〜⑤の数字は、乙類諸本②〜⑤に対応している。なお、②〜⑤全てに共通する異同は、「乙類」として纏めて示した。

如鉄家傳記 完

家傳

一 生國朝鮮帝都。父金氏、字時省、翰林學士。母姓名失念。予名如鉄ト号ス。依ニ國風ニ幼ヨリ文章ヲ學フカユヘニ記得之。一文祿元年壬辰、関白秀吉公朝鮮ヲ襲シカ爲、肥前名護屋迄御出馬。中國四國之諸大名ヲ引卒シテ備前中納言^{宰相}秀家卿爲ニ大將軍一釜山浦迄渡海。朝鮮ヨリモ要害ヲ構ヘ於ニ所々ニ雖レ防レ之、數百年武ニナラハサル故、所々被ニ討敗ニ、帝都モ敗比ス。于時時省父子戦死ス。予七歳ノ時也。秀家卿之手ニ擒。同年秀吉公名護屋ニ御越年、渡海ノ諸軍勢モ然也。子同年暮、備州岡山迄來ル。秀家卿ノ室、孤ヲ憐給テ御母公ヘ^{號ニ秀春院殿ト贈從一位}送。于時予八歳也。御母公、且亦御慈悲ノアマリニ御嫡子中納言利長卿^{侍從}被ニ送遣一芳春院殿御母子兩君ノ育ヲ以テ成長^{ヒトトナリ}。

利長卿、越中富山江御隱居之刻モ彼地ヘ被召連。若輩之処、恩賞ノ地百石拜領、其後百三拾石御加増、近習御奉公申上ル。加越能三國ノ大小身農工商ニ至ル迄、大半子諸事之取次ヲ被ニ仰付。然所ニ妻子依レ不レ帶、脇田氏帯刀先生重之カ姪ニ嫁シ、姓ヲ改ニ脇田^{彌々}、御前近習^{盛ナル}盛ナルニ因テ、爲ニ諱者^一。一今年之内閉居ス。此事ナカリセハ重疊可レ預ニ御恩賞一処、不幸々々。翌年芳春院殿以ニ御口入一、無レ科通被ニ聞召届一、近習如レ元。利

脚註

如鉄家傳記(外題)、②④⑤なし。③「脇田家傳書」。

家傳(内題)、乙類「脇田家傳書」。翰林學士、③④⑤「イ士」。

⑤「士」と傍書(朱)。如鐵ト号ス、③④⑤「如鐵ト号」。幼ヨリ、②「幼少ヨリ」。

③④⑤「幼時ヨリ」。ユヘニ、②「故に」。記得之、乙類「記傳之」。

襲シカ爲、乙類「襲んか爲に」。名護屋迄、乙類「名護屋まで」。引卒シテ、乙類「引卒し」。

釜山浦迄、②④「釜山浦まで」。要害ヲ構ヘ、②「要害を構ヒ」。

③④⑤「要害構」、③「要害」に「ライ」と傍書(朱)。ナラハサル故、乙類「習ハさる故に」。

所々、乙類「少々にて」、③「少々にてライニ所々トアリ」と頭註(朱)。帝都、乙類「都」、③「帝イ」と傍書(朱)。時也、②「時なり」。

擠、②「とり子となる」。③④⑤「とりことなる」。

然也、②「然なり」。予、乙類なし。③「予イ」と傍書(朱)。同年暮、④「同年」。

岡山迄、乙類「岡山に」、③「イマテ」と傍書(朱)。憐給テ、②「憐ミ給ふて」、③④⑤「憐ミ給て」。御母公ヘ、②「ヘ」を「室家也」(割註)の後ニ付す。

③「御母公」。號芳春院殿、贈從一位利家卿于時宰相ノ室ナリ、乙類、「号芳春院殿、利家卿于時贈一位宰相之室也」と誤記。なお、②「室」を「室家」に、④「芳春院殿」を「芳春殿」につくり、③「贈一位ノ三字イニ利家卿ノ上ニアリ」と頭註(朱)。八歳也、②「八歳なり」。

且亦、③「其后イ」と傍書(朱)。アマリニ、乙類「あまり」。被送遣、②「ヘ被送遣」。

③「イイ之方ヘ」と傍書(朱)。育ヲ以テ成長、乙類「養育を以て人となり」、③「イイハククミ」と傍書(朱)。「人となりライに長(ヒトトナリ)トアリ」と頭註(朱)。

③「イナシ」と傍書(朱)。三國、乙類ナシ。至ル迄、乙類「至るまで」。帯刀、③④⑤本文なし。③「イ帯刀」(朱)。⑤「帯刀」と傍書。姓ヲ改メ、乙類「姓を改て」。

脇田、乙類「弥」。御前近習、②⑤「御近習勤」。③④「御近習」。盛ナル、乙類「盛んなる」。

因テ、乙類「依て」。一今年、乙類「一ヶ年」。不幸々々、②「不幸なり」。

③④⑤「不幸也」、③「イ云々」と傍書(朱)。聞召届、乙類「聞召」。

長卿、數年腫物御煩、頻ニ御氣力減ス。慶長十九年五月廿日御逝去。三個國之上下、奉_レ惜。予悲ノアマリニ、

四方はみな袖乃あまりの五月哉

利長卿御在世之時、各御遺物過分ニ被下。予並之御小姓、黄金一枚宛_レ拝領ストイヘ_レ尺、別而三枚_レ拝領、御嫡君利常卿へ前々ノ如ク昵近奉公可仕旨被仰出、銀ニ拾枚_レ拝領仕。故殿ニヲク_レ奉_レり便ナカリシヲ、當君御惠不淺。『同年大坂秀頼公、御謀叛之沙汰内々有之処、已ニ露頭、兩御所様關東ヨリ御出馬。利常卿北國ヲ引卒シ御手勢三萬餘騎ニテ金澤十月御立、於ニ大津一兩御所様江_レ御目見也。其時高岡ヨリ相越_レ侍共何_レ茂猶預イタシ、大津迄御供仕者四人_{北川久兵衛 高田傳右衛門 野村角丞 某} 早速取合_レ神妙ニ被思召之旨、御意ニテ右面々金銀_レ拝領、時ノ面目也。』御陳所嵯峨_レ釋迦堂也。諸勢休息シテ大坂_エ押寄、數日相挑ト云ヘ_レ尺、名城タルニヨリ無理攻難_レ叶御_レ成、翌年ノ春兩御所様諸國共ニ御帰陳。『右御アツカイハ一旦互ノ御謀ヤラン。又大坂表蜂起ニ付、兩御所様御出馬諸國如元。京都少御逗留ニテ五月五日ニ御押寄。六日ニ大坂ヨリモ勢ヲ出シ、寄手ノ先手掛合せ、所々ニライテ迫合、大坂勢不叶シテ引取。七日惣寄_セ、大御所様天王寺口、將軍秀忠公玉造口、此御先手利常卿也。敵茶臼山迄取出、矢合初_レテ互ニ鬪_レ戰ス。先手岡山所々ニテ鎗ヲ合_セ、敵城中へ取入。』旗本御崩シ惣掛リニ成テ玉造口惣構モカ、ユル事ナラス。敵ニ之丸迄引退、惣構ハ敗ル諸勢ハ真田丸_江乗入、某・葛巻隼人・原與三右衛門・河合數馬四人、玉造ノ埋門ヨリ乗入処ニ、左手ノ四辻ニ味方多勢タマリ居申候間、其場_江乗入、向_レ見渡候へハ、味方一町モ先ニ六七騎モ指

御煩、頻ニ御氣力減ス、乙類「御刀」。②⑤「御刀」の次に虫食跡を表示。③「ニ付御刀ノ四字イニ頻ニ御氣力減シトアリ」と頭註(朱)。廿日、乙類「廿日」。三個國、乙類「三ヶ國」。悲ノアマリニ、乙類「かなしみの餘りに」。

被下。予並之御小姓、黄金一枚宛、乙類欠文。③「イ被下。並之御小姓、黄金一枚宛」と頭註(朱)。拝領ス、乙類「拝領する」。三枚、②「金三枚」。⑤「金」と傍書(朱)。拝領、③「イス」と傍書(朱)。前々ノ如ク、乙類「如前々」。便ナカリシヲ、乙類「便りなかりしを」。御惠、乙類「惠ミ」、③「イ御」と傍書(朱)。沙汰、乙類「沙汰仕」。已ニ露頭、②「已に」。③本文「已」につくり「イ露頭」と傍書(朱)。④「已」。⑤「已ニ」。北國ヲ、②「北國勢を」。御目見也、②「御目見なり」。侍共何茂猶預、乙類「侍とも誰も猶豫」。③「誰」に「イ何」と傍書(朱)。大津迄、②「大津まで」。北川久兵衛・高田傳右衛門・野村角丞・某、乙類割註とせず大書し、北川・野村・高田・某の順番に記す。③朱括弧にて囲み「北川ヨリ某マテライニハ註トナシテアリ」と頭註(朱)。なお②「角之丞」。神妙ニ、乙類「神妙」。之旨、③「候旨」。右面々、乙類「右之面々(江)」。金銀、乙類「金子」。③「イ銀」と傍書(朱)。拝領、②「拝領被仰付」。③本文「拝領」につくり「イス」と傍書(朱)。面目也、②「面目なり」。釋迦堂也、②「釋迦堂なり」。云ヘ_レ尺、②「いへとも」。③④⑤「いへ共」。嚙ニ成、乙類「あつかひになり」。翌年ノ春、③④⑤「翌年春」。諸國共ニ、乙類「諸國司共」。アツカイハ、乙類「扱ハ」。蜂起ニ付、乙類「蜂起ニ付て」、⑤は「付」を傍書。京都少、②「京都に少シ」。逗留、乙類「逗留」。掛合せ、乙類「かけ合」。ライテ、乙類「於て」。惣寄せ、②「惣寄なり」。③④⑤「惣寄也」。利常卿也、②「利常卿なり」。リテ互ニ鬪戰ス、先手岡山所々ニテ鎗ヲ合セ、乙類欠文。ナラス、乙類「不成」。迄、②「まで」。惣構ハ、②「惣構」。③「惣」。④「惣ハ」。⑤本文「惣ハ」につくり「鉢敷」と傍書。玉造ノ、乙類「玉造口之」。乗入処ニ、乙類「乗込ニ」。左手ノ、乙類「左手」。乗入、乙類「乗込」。見渡、②④⑤「見渡し」。指物、乙類「指物を」。

物見付ルヤ否馳加。向ノクツレ土居ニ白ハレンサシタル足輕ノ者百餘モ鐵砲打出ス。待カケタル敵モ突テ出ル。味方モ同シ。敵大勢ニヨツテ味方突退ラル。其時矢野所左衛門討死ス。是ヨリ前ニ迫合有之由。一「味方突退ラレ其場ヲ見申候得ハ、跡先二三町カ間敵味方一人モ不レ見敗北ス。町筋ニ某・古屋所左衛門兩人詞ヲカハシ殘ル。于時葛巻隼人馳加リ左ノ方ニ有。黒ホロ金ノ切圍ノダシ也。其次ニ梶川弥左衛門、地白ノ羽織小姓組番指物シナイ。其内ニ味方少々馳加ル。敵味方散々ニ鎗ヲ合、脇田帶刀・江守角左衛門モ馳加ツテ敵ヲ突クツス。玉造口同ニ丸黒門當手ヨリ敗ル。後日大坂表武功御穿鑿ノ時、松平伯耆申ハ、九兵衛手前古屋ト兩人、ヲクレロニ殘タル規模、並ヲ越タル儀ト申処ニ、山崎閑齋尤ト諾ス。然処、加増惣並之事、其方遺恨ニ可存候由被レ申。尤我等猶以其憤不レ淺由申候ヘハ、一度存分ニ可達由、慥ニ伯耆申之處、病氣不本復死去。我等遺恨不淺次第也。一「御穿鑿之場ニテ我等申ハ、葛巻ト玉造惣構ヨリ同事ニ乗込、某ハ二度目之鎗ヨリ三度目トモニ手ニ合候。葛巻ハ三度目ニ加リ候。然レハ我等規模ト存候ト申候得ハ、閑齋曰、兩人ハ二鎗場迄馬ニテ參候ヤト。不審尤、四辻迄兩人ナカラ馬ニテ參候由答フ。其後閑齋其外之面々モ菟角之無言句。一「水野内匠死去ノ刻迄、毎度參會之節、其方最前ノ働並ヲ越タル処如何ノ義ニテ、御加増其シルシ無レ之哉ト申。一「右鎗ノ御吟味、何某ト云モノ、口上ヲ以、被レ相究、子細ハ、何かシ初度ノ鎗ヨリ其場ノ手ニ合候間、三度ノ内初度ノ鎗一廉規模有之ト存、三度目之鎗御吟味ノ時、葛巻申候ハ、古屋所左衛門ハ隼人ヨリ一足先歟、儲何某ト葛巻トハトタント參候ト申時ニ、何

見付ルヤ、②「見付るなり」。馳加、②「馳加リ」。クツレ、乙類「崩れ」。サシタル、乙類「指たる」。百餘モ、乙類「餘多」。カケタル、乙類「懸たる」。ヨツテ、乙類「依て」。討死ス、乙類「討死」。迫合、乙類「一迫合」。由、③④⑤「よし」。

突退ラレ、乙類「突退らる」。方ニ、乙類「方ハ」。ホロ、乙類「ホロ」。金ノ、乙類「金」。ダシ也、②「出シなり」。③④⑤「出シ也」。其次ニ、乙類「其次」。指物シナイ、④「物」を傍書(朱)。ニ鎗ヲ合、脇田帶刀・江守角左衛門モ馳加ツテ敵ヲ突クツス。玉造口同ニ丸黒門當手ヨリ敗ル。後日大坂表武功御、乙類欠文。但し②「迫合」と記す。⑤「迫合カ」と傍書。

ヲクレロ、③④⑤「後れ口」。殘タル、乙類「残りたる」。然処、乙類「然処ニ」。惣並、乙類「物並」。存候由被申、②「存申候」。③④⑤本文「存候申」につくり「申」の右に「事カ」と傍書。尤、乙類なし。慥ニ、乙類「慥」。處、乙類「処(所・處)ニ」。不本復、乙類「不復」。我等、乙類「我等迄」。次第也、乙類「次第」。

申ハ、乙類「申候」。乗込、乙類「參迄」。トモニ、②「共ニ」。然レハ、乙類「然ハ」。日、②④⑤「云」。③「云フ」。凡ニ、乙類「共ニ」。鎗場迄、②「鎗場まで」。參候ヤト、乙類「參やと」。四辻迄、②「四辻までハ」。③④⑤「四辻迄ハ」。參候由答フ、乙類「參り候由答」。面々モ、乙類「面々ニも」。

刻迄、②「刻まで」。節、乙類「刻」。哉、③④⑤「や」。何某ト云モノ、②③⑤「何某と言者」。④「何某言者」。被相究、乙類「被究」。子細ハ、乙類「子細」。何かシ、乙類なし。初度ノ鎗、乙類「初鎗」。有之ト存、三度目、②③「有之後三度」。④⑤「有之存三度」。儲何某ト、乙類「扱某と」。トタント、②「とたんに」。③④「とたんと」。⑤本文「とたんと」につくり「に歟」と傍書。何カシカ曰、乙類「何某か」。

カシカ曰、葛巻左様ニハ申候へ尺、我等ハ一足跡ノ由申ニ付テ
 惣様借モ有様ノ申分、御前ニモ神妙ニ被レ思召之一由也。然所
 ニ極ル御加増ニ至テ、右之次第甲乙ニ被レ下ニ依テ、何某後悔ニ
 存、後ノ御吟味ノ時偽ヲ申、初ノ正直無ニナリ申候。三度目ノ迫
 合ノ場ノ様子ヲ以テ、勝劣御穿鑿令決定故也。『大樹秀忠公御他
 界之時、大坂戦功御吟味再興之時、先年之御吟味某殘リ申事露頭
 シ、並ヲ越、四百三拾石ノ本知之上ニ、五百七拾石御加増、引合
 千石ノ御一行頂戴、御鉄砲御預御使番ニ被仰付、無ニ比類ノ規模
 數年之遂ニ鬱憤、家ノ面目何事カ如レ之。剩嫡男平丞三百石、次男
 三郎四郎利常卿近習之奉公、一廉可有御取立也。早世、不便殘念ノ至リ也。貳百貳拾石、三男小平貳百石、
 度々ニ被レ召出、御知行拝領仕候。

一後ノ御吟味之時、某申候ハ、先年ノ御穿鑿之次第、古屋所左衛
 門一、葛巻隼人二、梶川弥左衛門三、如此御加増被下候。昔ヨリ
 承及候ハ諸人ニ一足踏出シ、一番鎗トハ申候。孟ノ召出シノ様ニ
 三人突出ル迄殘ノ者猶預可仕候哉。此段先年ヨリ遺恨ニ存トイヘ
 トモ、某若輩ト申、高岡ヨリ罷越新參同前ユヘ、松平伯耆ヲ以テ
 可立御耳ト存候、伯耆死去故、無是非數年ヲ送候處、此度之御吟
 味ニ達御耳事忝通、近習篠原宗榮ヲ以テ申上ル。尤神妙々々。左
 様ニ可有之ト被成御意候。『伴八矢岡山ニテ鍵ヲ合、其後又町口
 鎗場ヘ加、其時某殘居申候ヲ八矢健ニ見申候由、二度目ノ御吟味
 ノ時申上ル。此方ヨリ證據ニ引不申候處ニ、八矢如レ是申候ニ付
 而、利常卿弥被聞召届、御加増惣並ヲ越如件。
 『利常卿小松御隱居ノ時、某小松ヘ可被召連人數之処ニ、光高公某
 被召仕度通被仰上候へ尺、一二往ニテ御許諾無レ之。然ラハ可レ

左様ニハ、乙類「左様ニ」。申ニ付テ、②③⑤「辞申に(ニ)付テ」。④「辞申
 候付テ」。借モ、乙類「扱も」。ニモ、乙類「ニても」。由也、②「由なり」。
 然、乙類「然る」。極ル、②「極月」。次第甲乙ニ被下、②「次第被申候被下」
 ③「次第と申被下」。④⑤「次第被申被下」。何某、乙類「何かし」。ナリ申、
 乙類「成申」。迫合ノ、乙類「迫合」。以テ、乙類「以」。時、③「イ後」と
 傍書(朱)。先年之、乙類「先年之働」。某、乙類「其」。③「イ某」と傍書
 (朱)。引、③「イ都」と傍書(朱)。一、③「宛イ」と傍書(朱)。御預、②「御
 預ケ」。御使番ニ、乙類「御使番」。規模、乙類「頭規模」。③「頭」に「イ
 ナシ」と傍書(朱)。平丞、②「平之丞」。利常卿近習之奉公、一廉可有御取立
 處、早世、不便殘念ノ至リ也、乙類割註とせず大書。但し③は括弧(朱)で囲み
 (一)ノ内イニハ註トナセリ」と頭註(朱)。なお乙類は「近習」を「御近習」
 に、「至リ也」を②「至なり」、③④⑤「至也」につくる。
 貳百貳拾石、②「貳百五拾石」③④「貳百拾石」、⑤は「貳百五拾石」につく
 るが、行末に記された「五」は異筆の追記かと思われる。仕候 ③「イス」と
 傍書(朱)。

御穿鑿之次第、乙類「御穿鑿之次第」。一番鎗トハ、乙類「一番鎗と」。召
 出シノ、④「召出し候」。殘ノ、乙類「残り之」。猶預、乙類「猶豫」。イヘ
 トモ、③④⑤「いへ共」。ユヘ、乙類「故」。伯耆、乙類「伯耆守」。以テ、
 乙類「以」。存候、乙類「存候所」。事忝通、乙類「事々以通」。近習、乙類
 なし。以テ、乙類「以」。神妙々々、乙類「神妙候」。

町口、②「町中」。加、②「加り」。其時某、乙類「某其時」。見申候由、②
 「見申由」。③④⑤「見申候よし」。不申候處、乙類「不申候(處)」。如是、
 乙類「如此」。弥被聞召届、②「後被聞召候よし」。③④「後ハ聞召候由」。
 ⑤「後ハ被聞召候由」。惣並ヲ越、乙類「並を越」。

光高公、②「光高卿」。某、乙類「某を」。然ラハ、③「然は」につくり「ラ」
 を右傍に小書。

被進候、大坂表之事ナト被仰立、面目ラシキ御意ノ由、光高公御直ニ被仰聞候。

一寛永廿年五月、御小姓頭ニ被仰付、神尾主殿助江戸ヨリ光高公御書持參、前田出雲守ト兩人被申渡、御意之趣ソレカシ・中村惣右衛門、御小姓頭ニ被仰付候間、常々御奉公ニ不限、御心持有之御意之趣、主殿口上ニ被申渡、料分貳百石拝領申候。

小性頭之内、津田源右衛門・松平采女就病者數年任断指除候。此度兩人儀小性頭申付候。連々思寄事ニ候間、可得其意候。委曲神尾主殿助可申候。かしく。

五月十九日 筑前 光高 御判

脇田 九兵衛殿

中村惣右衛門殿

右御書頂戴仕トイヘ、予存ル通有之ニ付而、今枝民部方マテ以書付申上。

覚

一私儀、此跡 中納言様御近習之御奉公被 仰付候処、眼かすミ其上筋氣痛不行歩ニ付、西尾隼人取次、誓紙を以御理申上、被成御赦免、御役人ニ罷成候。其後御算用場被 仰付候へ共、御國ニ而之御奉公故、唯今迄相勤申候。

一古肥前様以来、御近習之御奉公仕来、且而公儀向不存候。今ほとまして御旗本衆一人 存不申候へハ、年罷寄眼かすミ候てハ、若役之御奉公公界向難勤、其段別而迷惑奉存候。

一少將様 終御奉公不申上候処、跡々忝仕合難有奉存候。私叶申御奉公ハ如何様 申上度覚悟御座候。併寛永八年大坂表之義

大坂表之事ナト、乙類「大坂表之事ハたと」。②「表」なし。光高公御直ニ被仰聞候、乙類なし。

寛永廿年、③「イ光高公御代」と傍書(朱)。御小姓頭ニ、乙類「御小性頭」。神尾主殿助、②「神尾主殿」。③④「神尾主殿殿」。⑤「神尾主殿殿」につくり二番目の「殿」の左に「ヒ」と傍書。光高公、②「光高卿」。⑤「公」を見消しとし、「卿」と傍書。

前田出雲守ト、乙類「前田出雲守」。ソレカシ、乙類「某」。

御小性頭ニ、乙類「御小性頭」。

思寄事、乙類「思召寄事」。

神尾主殿助、乙類「神尾主殿」。

有之ニ付而、乙類「有之ニ付」。以書付、乙類「書付を以」。

不行歩ニ付、乙類「不行歩」。誓紙を以、乙類「誓紙」。

唯今、乙類「只今」。

今ほとまして、乙類「今程さして」。

存不申候、乙類「不存候」。年罷寄、乙類「年寄」。

迷惑、乙類「迷惑」。

終ニ、③④⑤「終」。

私叶、乙類「私二叶」。

覚悟、乙類「覚悟」。

中納言様重而御吟味之刻、最前私並結句上めの御加増被下者^ニ茂越、過分之御加増拝領仕、物頭被仰付、外聞実儀忝冥加至極、難有奉存候へ共、眼かす^ニ筋氣御座候故、御近習御奉公御断申上、御役人^ニ罷成申候。唯今早速御請申上候儀、連々たまり申候様^ニ中納言様思召之処も難斗、迷惑^ニ奉存候。其上御代々諸侍、年頭之御礼等をも、人持之次^ニ御鉄砲頭申上、其上いつれの組頭^ハ御鉄砲頭^ハ自然之時も御先手^江加り申候^ニ而諸^ハ侍望申^ハ規模之御役^ニ御座候^而諸^ハ事おとなしく御代々成来候。ケ様之儀心中乍存、忝と迄申上所存、表裏御座候へ^ハ、結句御うしろくらし儀と奉存候間、乍恐如此^ニ候。尤御帛城待付可申上儀^ニ御座候得共、私老後露命難斗、餘之儀替候条、先貴殿迄申入候。右之趣表向^ハ被立御耳儀者、御訴訟かましく候間、御内々を以、御前可然様奉頼候。以上。

六月六日

脇田九兵衛

今枝民部殿

民部返書

猶以御内状^并御書付之儀、此度かなめ^ニ候間、御次^而御被見^ニ可入由、被仰越候。一世之御申分、今なうてハ懸御目申ましきと御認御はしかに^ニ候。御小姓頭之事、人持中にも其器用多無之など、随分被思召寄候處、此度御書付さたの外^ニ存候得共、事之外之御存分、我等か、ゑも又御つりも請可申かと千万不可然候へ共、入御披見申候。御書付入御披見、被思召相違、御きもつふしの躰^ニ相見^江申候。以上。

今度、伊藤宇右衛門御知行被仰付、爲御礼參上、御便状到来。具

上めの、乙類「上目之」。③⑤「上」に「ウハ」と傍書。被下者、乙類「被下候者」。

唯今、乙類「只今」。

思召之処も、乙類「思召も」。迷惑^ニ、乙類「迷惑」。其上、乙類なし。

御鉄砲頭^ハ、乙類「御鉄砲^ハ」。

侍望申^ハ規模之御役^ニ御座候^而、諸^ハ底本に欠落、乙類を以て補^フ。

ケ様、乙類「か様」。

忝と迄、②「忝旨」。③「忝と」。④⑤「忝迄」。

如此^ニ、乙類「如此」。

民部返書、乙類「民部返状」。

御次^而、③「御次^ニ而」。御被見^ニ、乙類「御被見」。

懸御目、乙類「掛御目」。

はしかき^ニ、乙類「はし書^ニ」。

多無之、③④⑤「多無候」。思召寄、乙類「思召」。候處、乙類「候處(所)」。

さたの、④「さの」。外^ニ存候、乙類「外存候」。

か、ゑも、乙類「かたへも」。

躰^ニ、③④⑤「躰」。

具、②「具^ニ」。

令拜見候。

一 今度、貴殿御小姓頭被仰付御行當之由、御外聞珍重候へ共、如仰御年被寄、御近習御役御迷惑たるへきと何茂御噂申御事候へき。一度中納言様御赦免被成、御國之御用被仰付候処ニ、御眼かすみ御筋氣、彼は公界向御奉公難成、第一中納言様江御奉公御断御申上、安々と御請も御前如何可被思召候哉。右方御たまりニ成候而一入御迷惑之由、此段御尤ニ候。連々乍存其段申上候事不成物と御推量之由、併貴殿被思召とハ、御前御意之通、各別の事候故、弥とかく愚意ニ不及候。

一 玉井藤左衛門・山森吉兵衛、御馬廻組頭被仰付、貴殿御小姓頭、結句兩人方劣申由、御書中ニ候。御前ニ被思召候とハ、天地相違之所、不及是非候。中納言様六年以前ニ御隠居被遊候節、御小姓頭之儀、津田源右衛門病者ニ罷成候。松平采女儀ハ伯耆守孫故、被仰付候へ共、其器量無之、誰ニ而茂御指替有度との御父子様御内談度々と相聞申候。御家中大勢之御人持ニ候へ共、其仁無之、御延引被成候。御馬廻組頭ニ被仰付候衆などニハ、中く可被仰付躰ニ而無之と相聞へ候。御小性頭始而被仰付候ハ丹羽織部ニ而茂、大正寺ニて手ニ合、大坂岡山ニ而其分御加増被下候。其以後安彦左馬、葛巻隼人、杉江兵助、津田源右衛門、何も歴々ニて候。御加増もそれく被仰付候。近年、中納言様御代ニケ様之仁御馬廻組頭ニハ不被仰付候歟と存候。併貴殿思召方色々被仰立候上ハ、御別紙御状并御書付其ま、可致披露と存候へ共、此分ニ而ハ相手も出来、又第一御前向不可然候歟と存候故、御同名小平殿・中村六之丞を我等所江呼、一談合いたし、御氣ニ入候

行當、乙類「行當り」。御外聞、乙類「外聞」。珍重ニ、乙類「珍重」。如仰乙類なし。たるへきと、乙類「可為と」。候へき、乙類「候得共」。

被思召とハ、乙類「被思とハ」。事、乙類「事」。

御馬廻組頭、乙類「御馬廻頭」。

津田源右衛門、乙類「津田源右衛門義儀」ハ。

度々と、乙類「度々」。相聞、乙類「相聞得」。

組頭ニ、乙類「組頭」。

ニ而茂、乙類「ニ而候」。其分、乙類「其時分」。

其以後、乙類「其後」。安彦左馬、乙類「安彦左馬助」。

組頭ニハ不被仰付候歟、乙類「組頭ニ被仰付候歟」。思召、乙類「思召寄」。

不可然候歟、乙類「不可然」。

六之丞、乙類「六丞」。御氣ニ入、③④⑤「御氣入」。候間敷、乙類「間敷」。

間敷候へ共、御書付引直、大形御存分之躰^ニ認直、其よりの筆跡^ニ小平殿へ能被似^ハ候故、調させ^一昨日、御前江上申、以之外^ニ思召^ニ相違仕合^ニ候。中納言様も此役儀被仰付候ハ、糸仕合^ニ可存之由、御意^ニ候。筑前様も過分之規模と思召寄外聞旁被仰付候處^ニ、其身左様^ニ存候へハ、諸事不祥^ニ可存候。自然之御用^ニ茂組中裁許難成事^ニ候間、御指替可被成と被^ニ思召候旨、御内意^ニ而^ニ以之外御氣^ニ不入候。

一御父子様連々被思召候者、御代々御小姓中御用^ニ立候者、數多有之候。自然之時、難所江者御自身御手向可被成候。其時分第一御小姓を以、御勝利たるべく候。其頭たるへきもの人多内^ニ茂誰^ニ而可有之歟と數年御父子様御吟味と相聞申候。然所^ニ、御馬廻組頭劣候との御存分、我等共初合点不參候。定而御思案たるへきとハ存候得共、天地相違之事^ニ候。

一御眼かすみ御年被寄、江戸辺御供等難成、第一先年、中納言様江御断之筋目相違之御断迄ハ尤候。然共、餘り其分^ニ被仰立候へハ御奉公人作法も如何可有之哉と、此段も難斗、少御存分之通を^茂書加申候へキ。認替候下書、小平殿方可被進之由^ニ候間、可被遂御被見候。右御書付をハ拙子^ニ御預置^ニ候。具^ニ小平殿方可被申入候。恐惶謹言。

六月十九日

今枝民部直恒

脇田九兵衛様 御報

達而可及御断方且ハ恐多により、御小將頭御請申上。

一同年九月、江戸江被召寄、翌年、大千代様御三歳^ニ被爲成候間、御白髪可上之旨、御内意^ニテ、正保二年正月廿一日、御守殿^ニ之

認直、乙類「認直し」。其より、乙類「夫より」。
小平殿へ、乙類「小平殿」。候故、調させ、底本欠文、乙類により補う。上申、乙類「上申候」。以之外、乙類「以之外^ニ」。
思召^ニ、乙類「思召」。相違、乙類「相違之」。仕合^ニ、乙類「仕合」。
候處^ニ、④「候所」。左様^ニ、乙類「取様^ニ」。
思召候旨、乙類「思召之旨」。
以之外、乙類「以之外^ニ」。

候者、③「候^ニ」。御用^ニ、乙類「御用」。

たるへく、乙類「可為」。多内^ニ、②「多キ内^ニ」。

相聞申候、②④⑤「相聞へ候」。③「相聞候」。然所^ニ、乙類「然處(所)」。

初、乙類「始」。たるへきとハ、乙類「たるへきと」。

事^ニ候、乙類「事」。
難成、乙類「難被成」。
御断迄ハ、乙類「御断迄」。尤候、乙類「尤^ニ候」。然共、乙類「然とも」。

餘り、乙類「餘」。

候へキ、乙類「候キ」。
御預置^ニ候、②「御預被置」。③④⑤「御預置」。具^ニ、③④⑤「具」。

六月十九日、乙類「六月廿九日」。

達而可、乙類「奉而不」。御断^ニ、乙類「御断義(儀)」。

同年、③「イ正保元」と傍書(朱)。

白髪、③④⑤「志らか」。可上之旨、乙類「可上旨」。③「イ之」と傍書(朱)。
二之間、乙類「二ノ間」。

間 光高公御前ニテ御髪^置御シラカ上ル。大千代様ヨリ康光御脇指、光高公ヨリ黄金・御小袖、女共方江銀子、大姫君様ヨリ女共方江銀子・御小袖、何茂塚原次左衛門并御局ヲ以、過分ニ拝領仕。于時御悦儀上句ヲ奉ル。

いた、くや千年始乃霜の松

直賢

見とりも春になひく呉竹

光高公

長閑なる池乃岩ほに鶴の居て

光高公

『大千代様御髪置之儀式 大樹家光公達 上聞、何者上候哉ト御尋ニ依テ、某名被聞召上、夫婦子孫繁昌ノ者、其上大坂表ノ武功モ被聞召上旨 光高公御直ニ被仰聞候。奥方ヨリハ御局ヲ以、是又被仰聞候。其比此沙汰江戸御屋鋪中并金澤ニモ少々可有傳聞候。』

『悲哉、同年四月五日 光高公トミニ御カクレ、其程ノ次第難尽筆紙。子カナシミニ不堪、當座ニ上句ヲ設ケ百韻獨吟。』

花はちりて日々になけきの茂り哉

直賢

『一回忌十百韻ヲツ、リ影前ニ備奉ル。』

花ハあたのたとへ有けり去年乃夢

直賢

とふ跡の花やけりぬる軒の艸

花にちる下にかくる、袖乃露

いかにしていかに卯月のほと、きす

まほろしの傳やかたへり郭公

しとふなよ月の都を本津人

かたよらぬ影や最中の秋乃月

光高公、②「光高卿」。

光高公、②「光高卿」。女共方、乙類「女方」。③「イ共」と傍書(朱)。

塚原次左衛門、乙類「塚原治左衛門」。③「原」の右に「本イ」と傍書(朱)。

御悦儀、乙類「御祝儀義」。

いた、く、②「戴く」。霜の松、②④「松の霜」。③本文「松の霜」頭註「松の霜イに霜のまつ」(朱)。⑤「松の霜」。③本文および⑤の「霜」には「ユキ」とルビ。

見とり、②「みとり」。呉竹、③④⑤「くれ竹」。光高公、②「光高卿」。

光高公、乙類「同」。

被聞召上旨、③「被聞召上而」につくり「而」に「イ旨」と傍書(朱)。④「被聞召上而」。⑤「被聞召上而」につくり「而」に「旨」と傍書。光高公、②

「光高卿」。被仰聞候、②「被仰聞候由」。⑤「被仰聞候」につくり「由」と傍書。奥方ヨリハ、乙類「奥方より」。屋鋪、乙類「屋敷」。金澤ニ、②「金澤江」。③「金澤江」につくり「イニ」と傍書(朱)。④⑤「金澤へ」。

光高公、②「光高卿」。トミニ、②「頓ニ」。③「トニ」につくり「イミ」と傍書(朱)。④「トニ」。⑤「トニ」につくり「トミ」と傍書(朱)。

御カクレ、乙類「御隠れ」。

カナシミニ、乙類「悲ニ」。設ケ、乙類「もふけ」。獨吟、③「イナシ」と傍書(朱)。

花はちりて、③この上に「独吟」と小書(朱)。なけきの、②「悲きの」。

一回忌十、乙類「一回忌に」。③「会」に「問イ」と傍書(朱)。百韻、③④⑤

「百韻」。ツ、リ、乙類「つくり」。影前ニ、②「御影前ニ」。⑤「影前ニ」につくり「御」と傍書。備奉ル、②「奉備」。③「備奉ル」につくり「備」に「イ供」と傍書。

花ハあたの、乙類、以下の句の頭に「第一」から「第十」までの番号を記す。

直賢、②なし。けりぬる、乙類「ふりぬる」。④「る」を傍書。かくる、③「か、る、」につくり「イく」と傍書(朱)。まほろしの、⑤「まほろしや」につくり「や」に「の」と傍書。本ノマ、乙類なし。

山の端の心あわせや今朝の月
淡雪乃あわとみし世の恨哉

武蔵野の煙くらへや雪の富士

『光高公御逝去以後、大千代様御幼君、三ヶ國之御仕置立帰リ、利常卿万端御身ニ引掛、無間断被仰付。某古へ二越、別而忝御意共折々之證文如左。』公事場奉行被仰付、其後金澤町奉行可仕由御意之処大役重疊、難勤旨達而御断申上ル。然者公事場其外、少々御用共可爲御赦免、御小姓頭并町奉行可令裁許由、重而被仰出、今以相勤。利常卿折々、予ニ御懇之御意、奉書ナト略書記之。

慶安年中、小松葭嶋ニテ御茶被下刻、當座、

月『〇』よし嶋ねの木立今朝乃雪

金澤江罷帰以後、小松ヨリ到来之状、

御別紙御状、令拜見候。今度者御仕合忝所殘珍□ニ存候。貴殿

哥道心かけ連哥かうしや之由、被聞召上御噂之由、古左近・

左門江御意之旨ニ候。就其御墨跡をも俄ニ取ニ被遣候と右兩人

物語ニ候。扱々御手柄哥道之冥加ニ御叶候と申事ニ候。將又上

句四句迄調可進之旨、得其意申候。内々左様ニ存候。土州江令

相談、追而可申達候。以上。

十一月廿日

津 玄蕃

葛 隼人

脇 九兵様 御報

又一通

先日孝治之第三仕置被申候。

一時雨跡に深山の里とひて

孝治

脇 九兵様 御報

又一通

先日孝治之第三仕置被申候。

一時雨跡に深山の里とひて

孝治

みし、乙類「見し」。恨哉、乙類「うらみ哉」。

煙、②「烟り」。③④⑤「けふり」。くらへや、②「くらへの」。③「くらへ

につくり「イヤ」と傍書(朱)。④⑤「くらへ」につくり「の欺」と傍書(朱)。

光高公、②「光高卿」。御逝去、③「御逝去」。立帰リ、乙類「立帰」。

無間断、乙類「日夜無間」。古へ二越、乙類「儀右之趣」。

公事場其外、乙類「公事」。

御懇之、乙類「御懇意之」。御意、乙類「御意之趣」。

月〇、乙類「月夜」。嶋ね、②「嶋根」。雪、③④④「ゆき」。直賢、底本欠

落、乙類により補う。

今度者、乙類「今度」。忝所殘、乙類「無殘所(處)」。

珍□ニ、乙類「珍重」。

心かけ、乙類「心懸」。かうしや、乙類「巧者」。

左門、②「品左門」。⑤「左門」につくり「品」と傍書。御墨跡、④「墨跡」。

被遣候と、②「被遣候由」。③「被遣候」。④⑤「被遣候由」。但し⑤は「由

を傍書。

哥道之、乙類「哥道」。御上句、乙類「御」を大書。

四句迄、②「四句目迄」。③④⑤「四句目まで」。

脇 九兵様、乙類「脇九兵衛様」。

里とひて、②「里をとひ」。③④「里とひ」。⑤「里とひ」につくり「を」と

傍書。

脇 九兵様、乙類「脇九兵衛様」。

里とひて、②「里をとひ」。③④「里とひ」。⑤「里とひ」につくり「を」と

傍書。

脇 九兵様、乙類「脇九兵衛様」。

里とひて、②「里をとひ」。③④「里とひ」。⑤「里とひ」につくり「を」と

傍書。

葭嶋ニおゐて

岩にたに心有けり雪の庭

明宣

一市川長左衛門御茶被下候砌、仕合之様子、脇九兵衛江物語仕候。事之外御感ニ御座候。

一脇田九兵衛御茶被下候節、九兵衛連歌よく仕候。あれほと仕ものなく候。只之ものにてハ無之由、品川左門江被仰聞候旨、古左近方被申聞候。九兵衛葭嶋ニ而發句、定而御聞可被成候。自是書付不進之候。右上句左近書写被申候間、御詠覽ニ入可申と存、定家小色紙俄御掛被成候義、九兵衛ニ御見ても可被成ためニ被為掛由、是又左近被申聞候。哥道にも何茂冥加ニ叶たる仕合と申儀ニ候。餘無比類故、爲御知如此ニ候。以上。

十一月廿日

津田玄蕃

今枝弥平次様

承應元年ノ正月、小松可令參賀卜存候処、

年頭爲御礼、御手前此地江可被罷越之旨、相立御耳。寒氣之節候之条、罷越儀必無用ニ候。此地江參候同前被思召候間、緩々と可有養生之旨、被仰出候。尤可忝御仕合候。恐々謹言。

正月十三日

津田玄蕃

脇田九兵衛殿

予病氣養生之刻、

御餌柄之雲雀十五、兩人江被遣候。各病者老人之事ニ候間、雲雀給見被申候ハ、能可有之と被思召、氣分ニ能覚被申候ハ、おひく雲雀可被下候間、料理仕、其上ニ而心持能候ハ、拙子方迄様子可被申越之旨、御意ニ候。誠ニ忝御懇之御仕合ニ候。

有けり、乙類「ありけり」。明宣、乙類「明定」。

物語仕候、乙類「物語仕」。事之外、②「事ノ外」。③④「事外」。⑤「事外」につくり「ノ」と傍書。御感ニ、乙類「御感ニ(に)而」。

連歌よく、乙類「連歌能」。

なく候、乙類「ならハ」。只之もの、乙類「只之者」。仰聞候旨、乙類「仰聞旨」。左近方、乙類「左近方より(も)」。

書付不進之候、乙類「書付進之候」。

被申候間、乙類「被申候之間」。存、乙類「存候」。

小色紙、②「小式紙」。③「小紙」。④⑤「小紙」につくり、「式紙」と傍書(⑤は朱)。俄、乙類「俄に」。九兵衛ニ、乙類「九兵衛へ」。被為掛由、乙類「被為懸」。

十一月廿日、乙類「十一月」。

弥平次、③④⑤「弥五次」につくり「按平ノ化カ」と傍書。

元年ノ正月、乙類「元年正月」。存候処、乙類「存候處(所)ニ」。

寒氣之節、乙類「寒氣之節ニ」。

同前、乙類「同前ニ」。

養生、④「保養」。仕合候、乙類「仕合ニ候」。

被思召、乙類「被思召候」。

被下候間、乙類「被下候」。拙子、乙類「拙者」。

誠ニ、③④⑤「誠」。

恐惶謹言。

六月十五日

竹田市三郎

脇田 九兵衛殿
黒坂吉左衛門殿

御兩人御飛札入御披見申候。先日被遣候雲雀、被下見被申候処、持病之心持能覚被申旨、事之外御機嫌能御座候。雲雀態あハさせ遣可申旨、重而被仰出、則八ツ進之申候。誠以忝 御意ニ御座候。重而爲御礼状を茂越申事無用と被 仰出候。拙子心得ニ而遣候躰ニ可仕との御事御座候。其御心得尤ニ候。越中江雲雀鷹被遣候間、其節者沢山ニ可被遣候。其時者いかほとも御礼ニ飛脚を茂被指上尤ニ候。此度者必々無用御座候。中〳御機嫌之事ハ筆紙ニ不被申候。誠ニ冥加ニ御叶候侍ニ御座候。恐惶謹言。

六月十九日

竹田市三郎

脇田 九兵衛様
黒坂吉左衛門様

明曆年中ニ、

先日御用之儀ニ付、切々小松江往来苦身ニ被 思召候。年被寄御家中之かさりにも候之間、常々養生息災ニ可有之旨、御懇之御意候。漸さむく成候条、可有恙之由被 仰出、御小袖一ツ被遣候。頂戴尤ニ候。御礼此地江被致祠候事、必無用之旨、堅可申遣由、被 仰出候間、可被得其意候。恐惶謹言。

九月七日

津田玄蕃

脇田九兵衛殿

御機嫌能、乙類「御機嫌ニ」。態、乙類「態々」。

遣候躰、乙類「遣躰」。御事、②「御事ニ」。御座候、乙類「御座候間」。

御心得、乙類「御意得」。

其節者、乙類「其節」。其時者いかほとも、乙類「其時ハいか程も」。

此度者、乙類「此度ハ」。

恐惶謹言、乙類「恐々謹言」。

年被寄、②「年を寄」。

候之間、③「候間」。御懇之、③傍書。

御意候、③④⑤「御意ニ候」。漸さむく、乙類「漸々さむく」。成候条、乙類「成り候条」。

恐惶謹言、乙類「恐々謹言」。

〔明曆三年ノ暮、江戸天守臺御普請、綱利公江御頼被成旨、上意之趣承、某儀數年、利常卿御芳情忝不淺、綱利公御代御普請始申、無役人ナカラ御奉公ニ候間、餘命モ不存候条、此度御奉公ノ名殘ニ候条、役人並ニ被仰付候様ニト望申候處、奇特ニ申上ル旨、利常卿御意之趣、今枝民部内状。

猶以御訴訟一段首尾能相調、於拙子大慶仕候。首尾無殘所候間、可御心易候。以上。

先月廿一日御書付并御状三通、一昨十一日之御夜詰過、水原清左衛門方被相届、令拜見候。

〔来年御殿守臺御普請、加賀様江就被仰出、貴様之儀無役ニ候得共、御代初而之御普請、其上、御老後行衛なかく御奉公之望も無之候間、此度御家中並ニ御普請役被相勤、又此地江御越御屋敷之御番ニ而茂御勤有度由、御書中之通委細承届、一段尤可然存に付而、翌朝御紙面之通、具品川左門江致物語、御書付渡置申候。〕今夕能次而有之、御書付入、御披見候處、奇特之被申上一段尤思召候。望之儀ニ候条、半役可被相勤旨、被仰出候。御前之首尾無殘所、御手柄と存候。役入之儀並茂可有之間、追而此地三人衆迄可申入候。此地被召寄儀ハ有間鋪候。二三日中清左衛門可被罷帰候。其節委細可申達候。右之様子無心許候ハんと、先一日もはやく御吉左右申入度、便宜も不存候へ共、此状調置申候。平丞殿へも御心得頼入存候。

〔貴様より先、金沢頭衆之内一人、来年御役望之書付、品川左門迄参、立御耳申由ニ候。二番目ニ候得共、餘り間茂無之中ニ、左様之沙汰御聞ニ而御申上とハ不被思召躰ニ候。其段御氣遣

綱利公、②「綱利卿」。
趣承、②「趣承り」。利常卿、④「利常公」。綱利公、②「綱利卿之」。
候間、乙類「候条間」。

可御心易、乙類「可被御心易」。
廿一日、乙類「廿一日之」。御夜詰過、乙類「御夜詰過ニ」。

貴様之、⑤「之」を傍書。
御代初、乙類「御代始」。

三人衆迄、②「三人衆まで」。此地、乙類「此地へ（江）」。
召寄儀、乙類「召寄候儀」。有間鋪候、乙類欠文。
可被罷帰候、乙類「罷帰」。無心許、乙類「無心元」。
はやく、乙類「早く」。
先、乙類「先ニ」。金沢頭衆、乙類「金沢衆」。
申由ニ候、乙類「申候由」。中ニ、乙類「中々」。
其段、乙類「此段」。

有間敷候。〔御紙面之通、具左門江申達候間、可易御心候。御息災と相見へ、御書面跡々ニ無替儀、先々目出度存候。御普請御用意彼是以之外取込續兼、難義仕候。

〔時分柄寒氣甚候得共、中納言様御持病さして御痛茂無御座、御膳無御滞被召上候条、可御心易候。加賀様御機嫌よく事之外御成仁、今程切々御客なとも有之、御用ハ日々ニ重り一入骨折申候。此状茂鶏時分ニ漸調申候。委細追而可申達候。恐惶謹言。

十一月十三日

今技民部

品川左門状

脇田九兵衛様 御報

改年之御慶目出申納候。先以此方替儀無之、兩殿様御機嫌能被成御座候。然者先月四日之御状、令拜見候。當年御普請役御望ニ付而、今民部殿迄委細御申入之通、立御耳、半役可被相勤之旨、被仰出、忝思召之由、尤ニ存候。御懇之御意共、珍重存候。御懇之預御札却而痛入存候。其地別条無御座、貴様御堅固之旨、目出度存候。猶永日万喜可申入候。恐惶謹言。

正月三日

品川左門

脇田九兵衛様 御報

〔利常卿、万治元年十月十二日拂曉ニトミニニ身マカリヲハシマス。事不及是非次第也。某、漸利常卿御前モ熟候間、隠居之御断可申上ト頼ミムナシク、御幼君御十六歳、愚七十五、殘命露ノ消ヲ待耳。

〔金澤於宝圓寺 微妙院殿御作善被執行。予、悲嘆ノコ、ロサシ百句ヲツラネ牌前ニ納奉ル。

具、乙類「具ニ」。可易御心、乙類「可御心易」。相見へ、③④⑤「相見」。無替儀、乙類「無相替儀(義)」。

さして、乙類「指而」。無御座、乙類「無御座候」。

御機嫌よく、乙類「御機嫌能」。

切々、乙類なし。なども、乙類「杯も」。重り、乙類「かさなり」。鶏時分ニ、

②「鶏鳴時分」。③④「鶏時分」。⑤「鶏時分」につくり「鳴歎」と傍書。

漸、乙類「漸ニ」。

目出、乙類「目出度」。

御状、④「御状御状」。

委細、乙類「委曲」。

御札、乙類「御札」。其地、乙類「其御地」。

恐惶謹言、乙類「恐々謹言」。

トミニ、②本文「頓ニ」につくる。③④⑤は「頓カ」の傍書なし。

ムナシク、乙類「空敷」。露ノ消ヲ、②「露之消ルを」。③④⑤「露之消を」。

被執行、乙類「を執行る」。③「を」に「イ御」、「る」に「イナシ」と傍書

(朱)。コ、ロサシ、乙類「志さし」。牌前、乙類「御牌前」。

袖に見よき世は北の片時雨

直堅*

十二月十日、御遺骨高野御登山見送奉りテ、

婦山何そハ終に雪乃道

直堅*

愁涙難止。

〔万治二年春、微妙院殿爲 御遺物、金銀并御道具ナト、小松人持物頭、其外御近習之面々、諸奉行等人々品ニヨリ拝領、高下有之。金澤ニオイテハ御一門御老中金銀御道具拝領也。御小將頭・御馬廻組頭、黄金五枚宛、予モ令拝領也。御鉄砲頭以下物頭分、黄金三枚貳枚多少有之。

右ハ 綱利公御下知如件。

〔同年七月三日、奥村因幡・津田玄蕃ヲ以被 仰出、予 御代々御奉公申、年モ寄候間、隱居仕、安樂ニ可罷有旨、忝 御意ニ而、嫡子平丞ニ千石之御一行被下、隱居料三百石拝領、重墨難有仕合、年来之望相達、則法躰トナリ、名ノミムカシニカヘリ如鉄ト改メ、聊ト幽居、薪尽ナンタヲマチ侍ル。

予、家業作文タリトイヘ尺、ヲノツカラ和國ノ風ニナラヒ、哥道執心ス。

一華堂 乘阿 如見

古田織部

織公ハ西三条三光院殿江

源氏執心一部之功訖。雖然如見

一華堂傳授之趣、講釋可申

所望ニヨリ度々讀申内ニ、西殿

之御聞書并口決、不殘如見江

直堅、乙類「直賢」。

送奉りテ、乙類「送り奉りて」。

婦山何、③本文「婦山河」につくり、「河イニ何ニ作ル」と頭註(朱)。また、「婦」に「イ」の傍書(朱)。直堅、乙類「直賢」。

人々、乙類「人の」。

金澤ニオイテ、乙類「於金澤」。御老中、乙類「御家老中」。拝領也、②「拝領なり」。

馬廻組頭、乙類「馬廻頭」。黄金、乙類なし。但し②「黄金貳」⑤「黄金」と傍書。御鉄砲頭、乙類「御鉄砲」。但し③「イ頭」と傍書(朱)。

貳枚、②なし。多少有之、②「多少可有之」。

綱利公、②「綱利卿」。

御奉公申、②「御奉公申上」。③本文「御奉公申」につくり「イ上」と傍書(朱)。⑤「イ上」と傍書。可罷有旨、乙類「可罷在旨」。

平丞ニ、②「平丞江」。

法躰 乙類「法體」。ムカシニカヘリ、乙類「むかしにかへりて」。

聊ト幽居、乙類「聊之幽居」。但し③「イト」と傍書(朱)。タヲマチ侍ル、②「事を待侍る」。③「たを待侍る」。⑤本文「たを待侍る」につくり「た」を見消しにして「事」と傍書。

家業作文、乙類「家業ハ作文」。ヲノツカラ、②「自から」。③④⑤「自ら」ナラヒ、乙類「習ひ」。哥道執心ス、②「歌道に熱す」。③④⑤「歌道熱す」。但し③「イ執心」と傍書(朱)。

古田織部 織公ハ、乙類「古田織部公ハ」。三光院殿江、乙類「三光院殿」。

如見、③④⑤「如元」。但し③「イ見」と傍書(朱)。⑤「元」を見消しにして「見」と傍書(朱)。

一華堂、乙類「一花堂」。所望ニヨリ、③④「所望」。但し③「ニイ」と傍書(朱)。讀申内ニ、③「讀」に「イ講」と傍書(朱)。

西殿、乙類「兩殿」。但し③「イ西」と傍書(朱)。御聞書、乙類「御用書」。但し③「イ聞」と傍書(朱)。

如見、③④⑤「如元」。但し③「見イ」と傍書(朱)。

⑤「元」を見消しにして「見」と傍書(朱)。

物語也。

芳春院殿

直賢 脇田九兵衛

*如見居士者、薩州住人、爲遊客哥道一篇志深。住宅ヲ不取、國々流浪シテ所々ニライテ人々ノシタシミ不淺。コ、ロハセ風流ニノ、無欲ノ人はヲ感スル而已。一トセ 芳春院殿、自江戶加州江被爲入候折節、如見ヲ御誘引有テ、加越之連哥師^氏、此流ヲ汲輩アマタナリ。サハイヘト切紙傳授ノ人ハ、予一人トオホエ候。其後、利常卿ノ室^{号天徳院殿御扶持人トナリ}、宦女竹^{号岩崎トイフ者}源氏相傳弟子^ニ被成、數年金澤^ニ在留ス。

古今傳授之事

宗訊 ^{堺町人河内屋} 宗柳 ^{嶋田屋}

石野和泉 ^{但集非傳授 宗訊箱傳}

牡丹花

財部真存 ^{薩州住人}

財部以貫

芳春院殿

直賢 ^{脇田九兵衛}

常信 ^{大黒是常}

芳春院殿 同上

麦生田道徹

如見

山田仁右衛門

今技民部直友

奥村因幡和豊

*集傳授之事、宗訊聞書。

芳春院殿江石野和泉ヨリ依上之。如見

集傳授、元祖宗訊・真存一流之趣、芳春院殿被^レ聞召及^レ、依^二

御懇望^一讀申處、宗訊聞書如^レ合^二符切^一。勿論彌御信行不^レ淺。

如見嫡孫、山田仁右衛門依若輩、難波津之哥ノ使有ヨシニテ、予

如見居士者、乙類「如元居士ハ」。但し③「イ見」と傍書(朱)。⑤「元」を見

消しにして「見」と傍書(朱)。薩州住人、②⑤「薩州ノ住人」。志深、②「志

深ク」。ライテ、乙類「於テ」。シタシミ、乙類「親ミ」。コ、ロハセ、③

「ハ」に濁点(朱)。一トセ、③「イ年」と傍書(朱)。如見ヲ、③④⑤「如元ヲ」

但し③「イ見」と傍書(朱)。⑤「元」を見消しにして「見」と傍書(朱)。

加越之、乙類「加越能」。但し③「のイ」と傍書(朱)。^氏、乙類「共」。アマ

タナリ、乙類「餘多ナリ」。サハイヘト、乙類「幸ト」。傳授、乙類「傳授」。

オホエ、乙類「覚エ(へ)」。利常卿ノ室、②「利常卿室家」。③④⑤「利常卿

室」。但し③「イ之」と傍書(朱)。号天徳院殿、乙類大書。但し③括弧で囲み

「イ註ナリ」と傍書(朱)。ナリ、乙類「也」。但し③「イ成」と傍書(朱)。号

岩崎、乙類大書。但し③括弧で囲み「イ註ナリ」と傍書(朱)。トイフ者、乙類

「トイフモノ」。堺町人河内屋、③④⑤割註。嶋田屋、②④⑤「島田屋」につ

くり「常信」に付す(④⑤右傍書)。③は朱線をもって「宗柳」に懸く。大黒是

常、乙類なし。但し③は朱書で「大黒是常イ」と補う。但集非傳授、宗訊箱傳、

②一行につくる。③「集非」に「烏丸」と傍書(朱)し、「箱傳」に「授」を付

記(朱)。また「箱」を異体字につくり、「箱イ」と傍書(朱)。牡丹花、乙類

「石野和泉」。「財部真存」と高さを揃えて記す。薩州住人、③④⑤大書、但し

③括弧で囲み「イ註」と傍書(朱)。麦生田、③「麦」を異体字につくり、「麦

イ」と傍書(朱)。財部宗佐、③「佐」に「作イ」と傍書(朱)。如見、③④⑤

「如元」。但し③「イ見」と傍書(朱)。⑤「元」を見消しにして「見」と傍書

(朱)。直賢、③④⑤は「芳春院殿」の左脇下に記す。集傳授之事、宗訊聞書、

乙類こゝで改行し、二字下げにて「芳春院殿江石野和泉ヨリ依上之如見」集傳

授、元祖宗訊・真存一流之趣」と二行に続け、「芳春院殿」でまた平出改行。

如見、③④⑤「如元」但し③「イ見」と傍書(朱)。⑤「元」を見消しにして

「見」と傍書(朱)。如合符切、③「如」の次に「イ見」と傍書(朱)。御信行、

乙類「御深仰」。但し③「イ信」と傍書(朱)。如見、③④⑤「如元」。但し③

「イ見」と傍書(朱)。⑤「元」を見消しにして「見」と傍書(朱)。哥ノ使、乙

類「歌使」。但し③「歌」の次に「の」、「使」に「イ便」と傍書(朱)。有ヨ

ニ被預、彼者成長シテ可相傳仕、遺言箱ヲ開申折節、直友執心不淺ニ因テ同聽。宗訊・真存聞書之箱共ニ綱利公之御文庫ニ有。牡丹花嫡流無疑事可知。真存法師ハ哥人也。夢庵江所望ノ發句、

うくひすも梅か香おしむ羽風哉

肖柏

依傳聞之記耳。

右如見法師モトヨリ一所不住之人ニシテ、又遊客トナリ京都ニノホリ、其後武州江戸ニイタリ、後藤三郎宅ニ身マカリ訖。干時七十五歳。予悼之、

飛螢こゑきかぬ玉乃行衛かな

直賢

一子、若輩ヨリ奉公ノ品々ツクトカソフレハ、瑞龍院様御代、三箇國小取次被、仰付、某ト大橋左内宛所ノ御直書方々ニ可有之。微妙院様御代、諸代宦手前殘金奉行并金澤惣構奉行、御納戸金銀奉行青木助丞兩人、大坂表御穿鑿之後、御使番御鉄砲拾五挺御金御用如前々。其後江戸直違御普請役望候テ、御金奉行御理申上、御赦免。

三箇國御代宦前御吟味之刻、又御用被 仰付、新川算用聞前田刑郎兩人、右吟味一通相濟候テ、三箇國御算用奉行奥村源左衛門・宮木采女・青木助丞・某四人、御家中侍共除知御吟味被 仰付候刻、御算用之上ニ奉行被 仰付、津田源右衛門・菊池大學・青山織部・森権大夫・中村惣右衛門、相奉行。

御公事場葛巻隼人・奥村源左衛門・菊池大學・某四人。陽廣院様御代、御小性頭津田源右衛門・松平采女断ニ付、御指除被成、中村惣右衛門・某兩人、森権太夫・北川久兵衛兩人ニ御加被成候。微妙院様ヨリ金澤町奉行、富永勘解由左衛門ト某兩人被 仰付候

シニテ、②「有之由ニ而」。

相傳仕、遺言、乙類「相傳、任遺言」。箱ヲ開、乙類「箱をもひらき」。綱利公、②「綱利卿」。③「利」に「イ紀」と傍書(朱)。御文庫ニ有、②⑤「御文庫ニ有之」。所望ノ、乙類「所望之」。

うくひすも、乙類「鶯も」。肖柏、③「背柏」につくり「イ肖」と傍書(朱)。モトヨリ、乙類「基より」。③「イ本来」と傍書(朱)。人ニシテ、③「し」に「イナシ」と傍書(朱)。遊客トナリ、乙類「遊客と成て」。ノホリ、乙類「登り」。江戸ニイタリ、乙類「到江戸」。後藤三郎、乙類「後藤少三郎」。宅ニ、乙類「宅にて終に」。予悼之、乙類なし。但し③朱書にて「予悼之イ」と補う。螢、乙類「はたる」。こゑ、②「聲」。行衛かな、乙類「行衛哉」。

若輩、⑤「若輩乃」につくり「乃」を見消しとす。奉公ノ、乙類「奉公之」。ツクト、②④⑤「ツクト」。

三箇國、乙類「三ヶ國」(以下同じ)。大橋左内、③「大橋左門」。⑤「大橋左門」につくり「門」を見消しにして「内」と傍書(朱)。可有之、③④⑤「可在之」。御代、乙類なし。御金御用如前々。其後江戸直違、乙類欠文。

御算用奉行、乙類「御算用場奉行」。但し⑤の「場」は傍書。

除知、⑤「除地」につくり「地」を見消しにして「知」と傍書。

御公事場、乙類「公事場」(以下同じ)。葛巻隼人、乙類「葛巻隼人ニ」。

仰付候刻、乙類「仰付、則」。

刻、御公事場除知御用御断申上、御赦免、御小將頭如前々。此外少分當座之御用不及記、御奉公之品々御代宦ト人持ニハ不成、乍去、頭分並之者大方之人持ヨリ御賞翫之事、無其隱。富貴者天命。

右某子孫末々になり、如何なる筋の玉かつらかけても志らぬ世に、もし此筆の蹟殘留らは、心得給へあなかしこ。

万治三年正月吉辰 脇田九兵衛直賢入道 如鐵 在判

脇田平丞殿

脇田小平殿

筆者

森田庄九郎

昌成在判

右宝曆十二歳次壬午夏五月旬二鳥寫之畢元書吉田氏某之持本也

邑巷軒蒙鳩子記之

『六月朔日校合朱引濟』

墨附十九葉

御用不及記、御奉公之品々、乙類欠文。富貴者、乙類「富貴ハ」。

末々になり、乙類「末々に成」。

在判、乙類「判」(以下同じ)。

右宝曆十二歳次以下(奥書)、乙類なし。但し、⑤には森田柿園の朱筆で、次の奥書がある。「右本紙、脇田氏ニ傳來也。脇田氏本家ハ元祖如鐵以來、世々実子相續、朝鮮種ニテ数代連綿スト云々」。また③は富田景周撰「脇田直能傳」および湯浅祇庸識語「脇田略承譜」を付す。

脇田如鉄関係史料集

笠立 井 純 一

本稿は、加賀藩における一「渡来朝鮮人」、脇田(金)如鉄(九兵衛、直賢)関係の記録・文書を聚集、翻刻したものである。

如鉄は異国の地域社会に如何に包摂されていたか。この問題を考えるための基本史料は、前章に掲げた『家伝』であろう。しかし自伝の常として、それはあくまで著者の主観的叙述に止まっている。もとより其処に盛られた「事実」にいかほどの信を置くべきかは、慎重な検討を要する課題であろう。編者等が関係史料の調査を必要としたのは、このような理由によっている。

幸いなことに、加賀藩関係史料は金沢市立図書館近世史料室に一括して収められ、系統的に整理されている。ここに不十分ではあるが如鉄関係史料をひとまず集成し、その略歴を年譜として示し得たのは、一に同館のご高配と館員諸兄弟のご支援の賜物である。記して深謝の意を表したい。

なお本史料集は、一、如鉄の著作 二、如鉄関係文書 三、如鉄関係記録 の三部からなる。第二、第三節内の項目は便宜的なものだが、各項目では可能な限り編年整理を試みた。

年譜……………	一〇三
目次……………	一〇三

一、如鉄の著作

【1】脇田如鉄覚書……………	一〇五
----------------	-----

二、如鉄関係文書

【1】「三箇国小取次」としての文書……………	一〇九
【2】大坂陣武功関係文書……………	一一四
【3】算用場・除知奉行としての文書……………	一二五
【4】藩主側近としての文書……………	一二八
【5】金沢町奉行としての文書……………	一二九
【6】その他……………	一三五

三、如鉄関係記録

【1】侍帳……………	一三六
【2】由緒書……………	一三五
【3】系譜……………	一三五
【4】評伝……………	一三三
【5】雑録……………	一三六

一五八六(万曆十四/天正十四・丙戌) 一歳

朝鮮帝都(漢城)に出生。如鉄ヨシテツと名付く。父は翰林学士金時省。幼少より「作文」を学ぶ。

一五九二(万曆廿/文祿元・壬辰) 七歳

五月 漢城陥落。時省父子戦死。宇喜多秀家軍の捕虜となる。
十二月 岡山に到着。

一五九三(文祿二・癸巳) 八歳

宇喜多秀家夫人(お豪)の手元から、金沢の前田利家夫人(芳春院)の手元に送らる。

芳春院および前田利長の膝下で成長。

一六〇〇(慶長五・庚子) 一五歳

芳春院、人質として江戸に至る。

一六〇五(慶長十・乙巳) 二〇歳

利長の富山退隠に伴われ、百石を食む。

その後、百三十石を加増され近習奉公し、加越能三國の諸事を取り次ぐ(三箇國小取次)。

〈この頃〉

脇田重之(重俊)の姪(娘)と結婚し、脇田姓を名乗る。

説言により一年閉居。翌年、芳春院の口添えで許さる。

一六一一(慶長十六・辛亥) 二六歳

長男、平丞(直能)出生。

一六一四(慶長十九・甲寅) 二九歳

五月廿日、利長没。享年五十三。生前、遺物として黄金三枚等を拝領。発句「四方はみな袖のあまりの五月哉」を詠む。

六月 芳春院、山田如見を伴い江戸より金沢に帰る。如見の金

沢滞在期間に、源氏物語切紙伝授・古今伝授を受く。

十月 大坂冬の陣勃発。利常に従い、大津にて金銀拝領。

一六一五(元和元・乙卯) 三〇歳

正月 両軍和睦。

四月 大坂夏の陣に出陣。

五月七日、稲荷口にて槍を合せ、殿軍をつとめて功績あり。

九日、武功穿鑿の為、働きを書上げ差し出す。

八月廿四日、重ねて大坂表の武功を書上げ差し出す。

恩賞として二百石加増さるも、不満。

一六一六(元和二・丙申) 三一歳

三男、小平出生。

一六一七(元和三・丁巳) 三二歳

七月十六日、芳春院金沢に没。享年七十一。

一六二四(寛永元・甲子) 三九歳

五月廿五日、脇田重季(養父)没。享年八十。

一六二五(寛永二・乙丑) 四〇歳

嫡子平丞、召出さる。知行三百石。

一六二七(寛永四・丁卯) 四二歳

この年、知行四百三十石にて残金奉行を勤む。

一六三一 (寛永八・辛未) 四六歳

大坂陣戦功の再吟味始まる。

一六三二 (寛永九・壬申) 四七歳

正月 徳川秀忠没。

伴八矢の証言等により大坂表の武功が評価され、一挙に五百七十石を加増(都合千石)。積年の鬱憤を晴らす。

御鉄砲頭、御使番に任せらる。

一六三七 (寛永十四・乙丑) 五二歳

閏三月三日、算用場奉行として見える。

一六三八 (寛永十五・戊寅) 五三歳

十月七日、算用場奉行として見える。

一六三九 (寛永十六・己卯) 五四歳

利常の小松退隠に従うを止め、光高の請により金沢に残留。

一六四一 (寛永十八・辛巳) 五六歳

沢田忠右衛門、横山山城守の聞書きを書き上げ、脇田九兵衛に付して光高へ献上。

一六四三 (寛永二十・癸未) 五八歳

五月十九日、御小將頭を命ぜらるも、一旦お断り。

六月 今枝民部と書状往復の後、御小將頭受諾(足輕頭より)。

頭料二百石を給さる。

九月 江戸に召し寄せらる。

一六四五 (正保二・乙酉) 六〇歳

正月廿一日、犬千代(綱利・三歳)に「白髪」を献上し、康光脇

差・黄金・小袖等拝領。発句「いたたくや千年始の雪の松」を詠む。

徳川家光、光高から犬千代髪置の儀を聞く。如鉄の名も上聞に達する。

四月五日、光高急死。享年三十一。当座に発句「花はちりて日々になげきの茂り哉」を詠み、独吟百韵。

光高没後、利常から公事場奉行を仰付らる。

のち、金沢町奉行を仰付られる。その際、大役重畳の故を以て公事場奉行を免除され、御小將頭および金沢町奉行のみ晩年まで勤む。

閏五月十八日、大野湊神社神主に、落主らの意を伝える。

一六四六 (正保三・丙戌) 六一歳

四月 光高一回忌に際し百韵をつづる。発句「花はあだのたとへ有りけり去年の夢」。

一六四八 (慶安元・戊子) 六三歳

孫、七兵衛(平丞長男)出生。

一六四九 (慶安二・己丑) 六四歳

正月 小松への年頭御礼の交名中に「脇田九兵衛」が見える。二月七日、除知奉行として見える。

四月十二日、金沢町奉行として見える(七月廿八日、同前)。

一六五一 (慶安四・辛卯) 六六歳

七月廿八日、金沢町奉行として見える。

〈慶安年中〉

利常、小松葭嶋にて近侍に茶をふるまう時、特に直賢の

ため掛軸を定家小色紙に替える。葭嶋にて発句「月夜よし嶋根の木立今朝の雪」を詠む。

一六五二(承応元・壬辰)

六七歳(六九歳)

七月廿八日、金沢町奉行として見える。

この年、自身を「六十九歳」と記す。

一六五三(承応二・癸巳)

六八歳(七〇歳)

正月 小松参賀を止められ、養生を申し渡される(「家伝」には承応元年とあるが、「加藩国初遺文」関係箇所につき

れた、森田柿園の註記に依って改めた)。

閏六月四日、金沢町奉行として見える(閏六月十五日、八月四

日、十月八日、十二月十一日、同前)。

一六五四(承応三・甲午)

六九歳(七一歳)

八月十六日、金沢町奉行として見える。

〈この頃〉

病氣養生の折、利常から餌柄の雲雀を老病の薬として与えらる。

一六五五(明暦元・乙未)

七〇歳(七二歳)

七月廿二日、金沢町奉行として見える。

一六五六(明暦二・丙申)

七一歳(七三歳)

六月十一日、金沢町奉行として見える。

一六五七(明暦三・丁酉)

七二歳(七四歳)

三月十二日、金沢町奉行として見える。

八月廿五日、懸橋天神月次連歌興行。「釣簾巻上る袖の涼しさ」と句作。

十月 江戸城天守台手伝普請、綱利に命ぜらる。無役人ながら御奉公を申し出、半役を仰付らる。

この年、能順、綱利の請に応じ小松に住する。

〈明暦年中〉

御用の儀にて小松へ往来するを勞われ、利常から小袖を拝領。

一六五八(万治元・戊戌)

七三歳(七五歳)

十月十二日、利常没。享年六十六。百句をつくり牌前に奉納。

発句「袖に見ようき世は北の片時雨」。

十二月十日、利常の遺骨を高野山へ見送り、発句「帰山何そは

終に雪の道」を詠む。

この年、自身を「七十五歳」と記す。

一六五九(万治二・己亥)

七四歳(七六歳)

春 利常の遺物として、黄金五枚を拝領。

五月廿一日、家督を嫡子平丞に譲るも、なお御小將頭を勤む。

隠居料三百石(平丞に知行千石を与えらる)。

七月三日、致仕を許さる。出家。「名ノミムカシニカヘリ」、

如鉄と号する。

一六六〇(万治三・庚子)

七五歳(七七歳)

正月 森田庄九郎昌成の助けを得、「家伝」を纏める。

七月十九日、病没。法名、玉峰(宝)如鉄居士。能順、発句「露

の世は其言種を名残哉」を詠み、これを悼む。

一、如鉄の著作

【一】脇田如鉄覚書

青地順行蔵書御借上分
 もひ
 高徳公瑞龍公御家臣武功
 陽廣公御意ニ而脇田如鉄書上候寫

大納言様御家臣

大納言様御少身之時々数度之武功、御家中無比類由、但場数ハ不承候

村井豊後守

同御少身之時々心はせ御座候由、就中末森之城かへ申候儀、武功莫大之由、承及申候

奥村伊与守

先々数度之武功、殊末森ニ而之鐘、承申候

山崎彦右衛門

半田半兵衛

同断

末森之鐘、承申候

野村傳兵衛

同断

北村三左衛門

富田越後守

末森ニ而鐘之内ニ而御座候由、申候ものも御座候。儘承不申候。御加増ハ右之もの共同前。八王寺ニ而城をかつき申候刻、大音主馬一所ニ付合申候。殊外ふりよく御座候由、主馬口上承申候

奥野与兵衛

末森之御加増、右之者共同前。但まきれ御座候由、下々取沙汰承申候

片山伊賀守

御先手之由、殊柳ヶ瀬ニ而鐘之由、承及申候。儘不存候。大納言様古肥前様、御秘蔵被思召候由、承申候

岡嶋備中守

御先手。佐々内蔵介と越中加州御取合、越中連の間まで御働之時、能様承及申候

青山佐渡守

柳ヶ瀬ニ而鐘仕候由、承及申候。其上無比類律儀者ニ而、大納言様、古肥前様、殊外御秘蔵被成候

篠原出羽守

武功場数ハ不承候。大納言様別ニ而御秘蔵思召、金沢定御城代、被仰付置候

奥村・河内守

古肥前様御代、大正寺御陣仕、浅井而能所ニ人数を立、与力弓之者ニ射させ申候由、承及申候。末森竈城も仕候由

富田下総守

八王寺而高名仕、蒙砦。大正寺而手負。浅井表而長九郎左衛門人数。敵のりわり申候時、下総覚悟ヲ以、長父子討死不仕候由、其場而、古肥前様へ長、直ニ申上ル由、承及申候

小塚藤右衛門

奥村孫介

富田与五郎

右三人、柳ヶ瀬御陣之時、人持分之内討死仕候由、其外も可有御座候へとも、承及不申候

九里少藏

『此間三四寸本紙白紙也』

古肥前様御家臣

横山々城守

鳥越之鑓、八王寺而高名。其外心はせも御座候様ニ、承申候。筑紫而暗討逢申刻、手柄之由、及承候

本多安房守

備前中納言殿ニ在之時、伏見関ヶ原而よく御座候由、但鑓を仕共、

承申候。其上、備前中納言殿へ忠節も有之由、承申候

奥村因幡守

幼少之時、伊与ト末森竈城仕候由。八王寺ニても高名仕候由、承申候。但、慥不存候

山崎長門守

先々度々武功、殊御家ニテ鳥越之鑓、其隠無御座候

松平伯嗜守

先々度々武功、殊御家而浅井之鑓、其隠無御座候。鳥越而も、内藏介方而一番ニ進ニ申候処、鉄炮ニあたり、鑓之手ニ逢不申候由、承申候。かんしやく而も、大闇様ヲ金錢拜領仕申候

神尾圖書

八王寺而も高名仕候由、但慥覚不申候。大正寺押陣之時、押へニ御残シ置被成候処、小松々敵出付申候。歴々御残シ置候へとも、圖書一人裁許神妙御座候由、上坂又兵衛・大橋九郎

兵衛、古肥前様御前而直申上候。大正寺々人数御入レ候時、圖書大正寺而手負候へとも、浅井表而裁許よく仕候由。鳥越

而もふりよく御座候処、鉄砲深手負、鑓之手ニ逢不申候由、稲垣与右衛門、魚津而古肥前様へ申上ヲ、私直承申候。御秘

藏ニ被思召候

若輩之時、上田作兵へと申強力もの、越中御鷹場而鉄砲打申候付而、古肥前様ヲ被 仰付はなし打ニ仕申候。八王寺而も

高名仕候由、慥覚不申候。大正寺而よき勤仕、過分御加増被

下候

浅井左馬助

下候

○大音主馬

十六之年、かんしやく而、すはたにて高名仕。八王寺而廿二
三歳之刻、一番首討捕。大正寺而よき働仕、蒙大抵申候。然
共古肥前様御耳ニ如何立申候哉。左馬介々御加増少分ニ被下
候付而走り、細川三斎ニ居申候を、御加増被下、被召返候。
古肥前様御秘藏ニ被思召候

葛巻 隼人

大正寺御陣ニよき働仕、御加増被下候。大坂表之儀、當御代
之事情間、不及申上候

宮崎 藏人

八王寺而能御座候。

先々も高名御座候由、殊大正寺而よき働仕、御加増被下候。
末森ニ籠城仕、能候由、及承候

上坂又兵衛

徳山五兵衛所ニ居申時々、数度之高名、鉄砲頭仕、古肥前様
被召置、鉄砲頭之内而、無比類御秘藏。浅井而も鉄砲のもの
よく引廻シ申分もよく御座候由、御加増も伯嗜同前、進退ニ
被成候

水越 縫殿

浅井而鐘仕申候。其先之武功、承及不申候

御座候由

河原 兵庫
大平 左馬允
吉田 数馬

神尾圖書与力

坪田次左衛門

右四人、かんしやく而、大閣様々金錢拜領仕候由、但数馬儀
ハ、大閣記ニ無御座候間、私覚ちかへニ御座候哉

梅野 大學

八王寺大正寺而、高名仕候由、大音主馬同前、古肥前様御小
性頭而御座候

稲垣与右衛門

徳山五兵衛所ニ、鉄砲之もの志上数度高名、古肥前様而鉄
砲頭被 仰付、上坂ニ次テ御秘藏被思召候

太田 但馬守

かんしやく而、大閣様々預御感。八王寺而高名。浅井而家礼
ニ鐘をさせ申候

自身鉄砲にて二人

打申候由、及承候。

大野 甚丞
岩田 内蔵介
井上 勘左衛門
山田 出羽守

新座者御座候。大正寺なまつ橋ニおゐて、棚こしニ突合、よ
き働仕候由ニ付而、御加増過分被下候。御感状も被下候かと
覚申候

八王寺にて討死仕候由。
御小性之内、御用ニ立申由承及候

○九里 少蔵
名失念仕候

丹羽 織部
大道寺 新四郎

山田出羽同前ニ

此五人、よき働仕候由、但佐藤久右衛門ハ古肥前様鉄炮頭、
残者ハ孫四郎様之ものニ御座候

半井 名失念仕
佐藤久右衛門

大野 甚丞

大正寺なまつ橋ニおゐて、一所ニよき働仕、山田出羽ニこと
わり候へとも、後出羽不存候由申付而、申分ニ可仕覚悟御座

横山 因幡守

鳥越ニ鐘仕候由、承及申候

石川 左源太

鳥越ニ高名仕候由、又ハ鐘共申候。慥不承候

津田 遠江守

浅井鐘以前ニ、敵方々ふりよく見へ申候由、取沙汰仕候と承
及候

鷺津 九蔵

鳥越ニ一番鐘、討死仕候由御座候。柳ヶ瀬而も、鐘仕候由、
太閤記ニ見へ申候

水野 内匠

先々武功御座候様承申候。御家ニても手ニ逢可申候へ共、其
様子不存候。一度・申候を、古肥前様被召返候

杉江 兵助

大正寺而一番首之由、承及申候

佐々内蔵介所ニ在之。肥後ニ武功御座候由、承及申候。大坂

ニ討死仕申候。大正寺而も能様承及申候

堀田平右衛門

大橋九郎兵衛

大正寺押陣之時、小松々敵出申候刻、裁許よく御座候由、上
坂又兵へ古肥前様へ申上候を、承申候

右御家ニ手ニ逢申者、承及候分、存出之次第、書付申候。いづれ
も覚ちかへも可有御座候。猶以様子存候ものニ御尋被成候者、慥
しれ可申候。他之家中ニ武功つもり、御家へ被召出候歴々之儀ハ、
不及申上候。以上

右一巻、

陽廣公御意而、脇田如鉄被書上候ひかへ、如鉄孫七兵衛より正
徳五年十二月借用、令書写候。元本如鉄 小兵衛手跡、杉原
半切紙草案のまゝなり。追而書人候所、并消申所等、本紙之
通に写置候也

追而右覚書草案ノまゝにて所持申候

深雪かんも甚、何方もこまり申候。弥無御別条候哉。人々いたミ
覚へ被申候。然者、内々被仰聞候覚書、懸御目候。是ハ久々私家
ニ所持候ものニ御座候。慥さうニ候。

光高様御意而、書上候ものニ御座候。入

御覽物、其上遠慮も御座候処、世間江出シ不申候。貴公様御数寄、

懸御目候。本望ニ奉存、進之申候。御覽被成、面白被思召、御写留候ハ、いか様共ニ奉存候。且又先日ハ御秘書被下、忝奉存候。再見仕候。承事なる御文段、礼式も感心仕候。今暫御貸可被下候。随分相債拝見仕候。以上

十二月廿七日

青藏人様

脇田七兵衛

◎如鉄が藩主光高の需めに応じ、藩草創期の功臣を書き上げたもの。金沢市立図書館加越能文庫蔵『高德公瑞龍公御家臣武功陽廣公御意書脇田如鉄書上』(16.34-28)によって翻刻した。本冊子は如鉄が子孫に伝えたその草案を、正徳五年(一七一五)十二月、青地齊賢(藏人と号す。礼幹の兄)が借りて書写し、青地家に伝わった写しをまた、齊賢の子孫順行(栄次郎)から前田家が借り上げたもので、末尾には齊賢のものとと思われる奥書(朱書)と、脇田七兵衛(如鉄の孫)から齊賢に宛てた書状写しが付されている。

右冊子は、祖型を忠実に伝える写本として貴重であるが、金沢市立図書館にはこの他、①加越能文庫蔵『脇田如鉄覚書』(16.34-193)、②雅堂文庫蔵『脇田如鉄覚書』(097-24)の二点があり、内容は本冊と同じである。①②ともに奥書「宝曆十二壬午臘月下流」があり、①は青野紙に書写されている。なお、朱書は「内」に、異筆は「」内に示した。(以下同様)。

二、如鉄関係文書

【1】「三箇国小取次」時代の文書

〔1〕津幡甚丞所蔵文書

かけ物にて三ふくあるよしニ候間、いづれもミせ候やうニ可申候

つばたのやと、じんの丞所に、せうとく太子のいつせうかいを、かき申候かけ物ある由候。それをミ度候間、ちとかし申候やうニ可申候。早々其方より申つかハし候へく候。かしく

十一月十九日

九兵へ

左内

はひ

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『加藩国初遺文』(16.28-74)によって掲げた。編者森田平次は左のように述べるが、『北徴遺文』(石川県立図書館蔵)中には見出し得なかった。

右、北徴遺文載之。

原書加賀国河北郡津幡村甚丞所蔵。

同人由緒書云。瑞龍院様御代ニ、先祖甚丞方ニ聖徳太子一生界之掛物御座候処、上可申旨、九兵衛殿・左内殿へ、御直筆之御書被為下、致頂戴所持仕候。

〔2〕津幡弘願寺所藏文書

九兵へ

左内

ひ

けふのかけゑ三ふく、ゑぬしくれ可申候や、たつね度候。ぬしひさ
ういたし候ハ、かへし可申候。かしく

十一月廿四日

九兵へ

左内

ひ

つはたじん丞ニ、小袖壱ツとらせ申候。又、ゑのぬしのほうすへ、
良子三まへつかハし、しん丞ニ、よく心へ候て申候へと、まいり候
かやし可申候。かしく

十一月廿四日

九兵へ

左内

ひ

賀州津幡く、ハんし、年頭之礼ニ被相越、鳥目三十足到来候。祝着
之由、可申候。かしく

二月四日『御判』

為見廻、使僧并柿一折到来。欣悦之至候。謹言

十月三日 筑前 利光 『御判』

弘願殿へ

◎『加藩国初遺文』卷七によって掲げ、併せて『北徴遺文』卷
八を参照した。

〔3〕高岡聖安寺所藏文書

〔以下九枚連寫〕〔付箋〕

聖安寺々、見事之寒菊、くれられ候。此比未稀之事候。心付候通、
令満足之旨、能々申度候。かしく

十一月朔日『御判』

九兵へ

左内

ひ

しやうあんし、それこいられ候や。しゆもつも、ちとくろミ、もの
き申候やうニ御人候かと存候。ミられ候ハ、出しミせ可申候。それ
におよハす候ハ、出申ましく候。かしく

十九日

九兵へ

左内

ひ

今日のくすりなく候間、しやうあん寺をよひ候て、あわせ可申候。
昨日のくすりのミ申候。一たんふく中もよく候由、可申候。又今日、
ひよく候間、かのきうおも、只今いたし申候由、可申候。以上

十一月十五日

せうあん寺

まいる

ひ

我ノくしゆもつのくすり賜候ニついて、あみた本ぞんにうらはんのすみつき賜候。誠ノくねんの入候事、まんそく候。我ノくふたんのしほき、くい物などに、ぎんミいたし候間、ねんの入られ候事、一入まんそく候。其方へたいし、きづかいにてハなく候。ふたんのしおきのていに候間、其心へ候て可被下候。かしく

十一月十五日

けん物

九兵へ

ひ

一、昨日、きうをいたし、くすりをのミ候て、しゆもつすこしうつきやミ申候やう候

一、ふくちいよくよく候。かわり事候ハ、可申候。以上

十一月十六日

しやうあん寺

まいる

ひ

一、とくたちの事、心へ候。せんとおろし申され候、さん里の二ツノきうまで、いたし申候間、下のきう今日いたし可申候。ふく中かわる事なく候。以上

十一月十七日

九兵へ

左内

ひ

かく中・しやうあん寺、朝出られ候ハ、いかにもねんの入めしをふるまい候へく候。大所人に申つけ候て、まい朝ふるまい候へく候。以上

十一月廿日

しやうあん寺

まいる

ひ

一、ふくちう、かわる事なく候

一、しゆもつ、一たんやハラキ申候

一、そとくろふしのしゆもつ、うづき候へ共、さしたる事なく候
つけくすりにていへ、しゝあかり申かと存候。かしく

十一月廿一日

此由、物語候へく候。かしく

十一月廿二日

しやうあん寺、よくつめられ候。あさ夕、ふるまいの事、よくねんの入可申候。かやうにほねおりの所ニ、しせん我ノく、どくなどくい申候事、あるへきなど、そんなせられ候事もあるへし。ゆミや八まん、とくなど、すこしもくい不申候。又、一義の事ハ、此いせんが、ようせうのため、一ゑんなく候間、

九兵へ

左内

ひ

今日ハひるじふん々、むしさし出候間、明日のくすりハ、まつ一ふくせんし候て、あけ候へく候。くすりのたゞりにてハ、候ましく候と存候。あしハ、いよくくつろき申候。以上

十一月廿三日

しやうあん寺

ひ

かかくすり、なく候ハ、これヲ可申候

一、むし心も、さきほと々、やハラき申候

一、かう物之事、心へ候

一、くろふしの所、まへのごとくにハうつき候ハねとも、おし候へ

ハ、うミハ上へすこしつゝ出申候。大きにわなり不申候

一、あしかうのおりめの物、まへ々ハ大方、いへより申候

一、くさミハ、まへのごとくにて候。かしく

十二月二日

九兵へ

左内

ひ

せう安寺ないやくの、そのくわへ物なしの、内やくをのミ度候。それにて、一たんよく御入候間、かく中・道かんへも、だんかうさせ可申候。以上

正月卅日

せう安寺

まいる

ひ

我くしゆもつに、御所殿ハはいれうの、うんけんかうのかうやく

をつけ申候。かようのしゆもつニもよく候や、あまりうづき申候間、つけ申候。あまりつよきこうやくにて候ハ、はん々ハつけ申ましく候。かしく

二月一日

せう安寺

ひ

まいる

しゆもつ、かわる事なく候。今夜もうづき申候、くすりハ一昨日のくすりのごとくに候や。昨日のくすりハ一昨日のよう、ちとあぢかちかへ申候かと存候。今日、二ツのきう、いたしまいらせ候。

かしく

二月二日

せう安寺

ひ

しゆもつ、今夜ハちと、いつ々うづき申候。ふくちうもすこし、こわり候て、夕部けさくたし申候間、あまりくたし申候かげんハ、むようニ候へく候。以上

二月三日

せう安寺

ひ

まいる

くすりなく候間、可賜候。今夜ハさしてうつき不申候て、よおもよくふせり申候。ふく中もかわる事なく候。かしく

二月十一日

市川長左衛門
宮井二郎右衛門
肥

年頭祝儀として、聖安寺より鳥目五十疋くれられ候。満足のよし心へ候て、可申候。かしく

正月七日 利長「御印」

◎『加藩国初遺文』卷八によって掲げた(左のとおり平次の付記がある)。なお『北徴遺文』卷八を参照した。

右十七通、北徴遺文載之。

原書ハ、越中国高岡聖安寺所蔵。

按ニ、右聖安寺ハ、本願寺派真宗ノ道場ナリ。其頃ノ住職、醫道ヲ心得、殊ニ巧者ナルニ依テ御療養方ヲハ被命タルナルヘシ。又、右御真筆ノ親簡中ニ、かく中・道かんへもだんかうさせ可申ト載玉フ。かく中・道かん、皆扶持シ玉ヘル醫師ノ名ナリ。元和元・二年ノ土帳ニ、三百石内山覚中百石道閑ト記載シ、寛永四年ノ土帳ニモ、御薬師衆、三百石覚中、百二十石道閑トアリ。諸土名言録云、元祖内山覚中ハ、瑞龍公、富山ニ御在城中、被召出、今富山ニ覚中町ト称スル地、即チ覚中ノ居跡ナリト云。

又按ニ、右親簡共ニ、九兵へ・左内ト載玉ヘル九兵衛ハ、脇田九兵衛直賢ニテ、左内ハ大橋左内也。

一、慶長十年富山御隠居士帳ニ、

大小将衆 貳百石 大橋左内
詰小将衆 貳百三拾石 脇田九兵衛

一、脇田如鐵自記云(省略)

〔4〕中山家所蔵文書

(端裏)

九兵へ
左内 ひ

年頭之礼として、ミヤのこし主計・甚丞越候て、鮎甘・昆布五そく、くれ候。よく心得候て、可申聞候。かしく

正月九日(花押)

(端裏)

九兵へ
左内 ひ

(端裏貼紙)「御書年頭」

賀州宮越之主計越候て、鮎十奉之候。能来候由心得候て、可申聞候。かしく

正月十三日 利長(花押)

(端裏)

九兵へ
左内 はひ

加州宮のこしの、きも入兩人こし候て、かきつけのことく、さげ二つ・こぶ五そく、くれ候。よくこし候よし、可申候。以上

十月廿六日

◎旧宮腰町々年寄役、中山家所蔵文書。金沢市立図書館蔵のマ
イクロフィルムによって示した。

【2】大坂陣武功関係文書

〔1〕大坂表働面書付

『大阪表働の様子面々書付下抄』

當月七日、大坂おもて御合戦付て何も手前へ御たつね被成候間、
以書付申上候。

一、いなり口の町にて、てき鐘をもち候てい申候所へ参かゝり、やりにてつき合申候。やうす、かち川弥左衛門見られ候よし、被申候。しはらく候て、みかたつきたてられ候ところニ、ふる屋所左衛門、我等ことはあわせのこり申候。かつら巻隼人、其刻はしり出られ候間、やうすミられ可申候。その後、てきみかた、やりにてつきあい、てきをつきたて、いなり口のもんまておいかけ申候へとも、くたひれ申候て、つきとめ不申候うちニ、てき、もんへとりこミ申候。則ようす、ふる屋所左衛門・かつら巻隼人・かち川弥左衛門ニ御たつね可被成候。以上

五月九日

半田大炊殿

大窪助進殿

脇田九兵衛

『大阪表働の様子面々書付下抄』

大坂おもてニテ手前かせきの様子、書付を以、申上候。

いなり口町すちへ参申候へハ、てきみかたあひをへたて、其中へ両方より、やりをもち申候者共、出あひい申候間、われらもはしりくわゝり、一所ニつきあひ申候。其やうす梶川弥左衛門、見申候間、しやうこニたち可申候由、申候。其後、ミかたをつきまくり申候間、古屋所左衛門と我等、ことばをつがい残り申候。兩人よりへちに、あとニ残り申人ミへ不申候。其ばへ、葛巻隼人あとよりはしりくハ、り申候を、我等ハよく見申候。其刻は、我等をも見申候由、被申候へ共、いまハ見不申候由、かつら巻被申候。其うち、てきまへかとそなへい申候所まで、ひきとり申候ゆへ、てきみかたのあひたしはしす候てミへ申候うちニ、古屋・かつら巻・我等などい申候所へ、ミかたはしくはしりくわゝり申候て、又つきあひ申候。其時、てきをつきまくり申候。其のぼのやうす并我等てまへなど、伴雅楽介見申由、申候間、御たつね可被成候。其道をつきあけ申候て、いづれもあとニつかへ申候御人数、三の丸へつき申候とミへ申候。以上

八月廿四日

脇田九兵衛

閑斎様

安房守様

山城守様

伯耆守様

内匠様

まいる

『大坂表働の様子面々書付下抄』

今度、大坂いなり口にてやりにてつきあい申候。其様子、かち川
弥左衛門・江守鹿助・山森主計・横地忠左衛門・野村七左衛門、
右五人之衆、見被申候。其上、御ゆみの衆、岡田八郎兵衛と申人
も被申候間、様子右之衆へ御尋可被成候。以上

五月九日

脇田帯刀

山崎閑斎様

本田安房守様

横山々城様

松本伯耆様

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵

『大坂表働面々書付』(16.51)

165) によって掲げた。本冊子は前田家編輯方の青紙に写され
たものだが、内容は元和年中の大坂夏陣論功行賞における
書上である。如鉄のものが二通ある理由は、判然としない。
また「伴八矢」の証言についても、『家伝』に記されたそれ
とは若干の齟齬を見せる。参考として、脇田帯刀(如鉄の義
兄で、妻の父にあたる)の書上も、併せ掲げた。

【3】算用場・除知奉行としての文書

〔1〕(算用場、寛永十四年)

定

- 一、諸代官前算用之事、一ヶ年切に可相究。但、收納米・登米地拂
以下、明夏中令中勘定、来々年春中遂結解、請帳可差上事
- 一、堂形蔵納米二萬五千石に定置候。但、依年多少可有之。右入米
跡々つよく改候故、百姓迷惑仕候由。自今以後不可及其儀。能
程に改可納所旨、蔵奉行・諸代官に申付候条、可成其意事
- 一、堂形蔵米拂直段之事、奉行人より相尋儀於有之者、宜申談事
- 一、蔵納・登米員数、春中相極、諸代官可申渡。加州三月・四月、
越中・能州内海四月・五月・六月可為出船。其以後出船破損之
断立間敷事。付、積荷状之事、代官手前より念を入、出船之刻
算用場江可相断事
- 一、同登米、海上道中かんだめしの事、奥村因幡守以相談、奉行人
遣当年相極、向後遂算用べく事。付、敦賀より海津まで駄賃、
年々聞届可令勘定事
- 一、同登米若船破損、米改奉行人之事、時々因幡守以相談可申渡事
- 一、諸代官より上り金銀之事、算用場より金銀奉行方江書付相添可
渡事
- 一、諸代官残銀・米、在々手前々々利足定之事

銀 子 二 割
米 二 割半

堂形入未進銀

二割

一、吉初銀、三月中春夫銀、五月中秋夫銀、年切代官より可差上。

若右日限於相延者、利足同前之事

一、登米拂金、年切に代官より可差上。但、断於有之者用捨遂吟味、明春中可相延事

一、諸代官より以誓詞断申儀有之間敷候。遂穿鑿相極、其上帳面記置可指上事

一、知行割符之事、井内清兵衛・栗田與右衛門、和田八右衛門・下村兵四郎申付候。所附村数多無之物成を以草高を平均、物成如定納所候之様可令相談也。右四人雖申付、面々存寄之通於有之者、不及遠慮可申談事

一、明知以下代官付之事、右知行割四人之者申渡、其近所之代官手寄々々可申付。若新代官に於申付者、因幡守可令相談事

一、切米・扶持方并諸職人下行米割符之事、人々応奉公之品、或は依年蔵所遠近可有相違。会所之者吟味、書付之上を以可書出也。不在国時分者、会所之者書付、安房守・山城守可為裏判事

一、見立檢地之事、物成定候上は、無故不遺様諸代官檢地奉行江も申付候条、可成其意事

一、登米并地拂・下行口米定之事

江沼・能美一石に付

四升

石川・河北同

四升五合

羽咋同

五升

鹿島同

五升五合

越中同

五升五合

地拂同

三升

下行同

二升

堂形入米同

二升

蔵返し同

但給人分
一升五合

一、諸代官下代数定之事
高三千石より下

一人

同四千石より七千石

二人

同八千石より一万千石

三人

同一万二千石より一万七千石

四人

同一万八千石より上

五人

但、右下代数多少、代官所随村数、弥吟味を以可相極事

一、諸百姓出銀、家一間に三匁宛たるべし。右之員数獲不可有之事

一、算用場出座之事、日出に出、日暮に可罷帰事

一、算用之事、物頭者勿論、小算用之者下々迄、作言仕儀堅可令制
禁事

一、算用場江用人之外出入一切可停止事

右条々不可違背者也

寛永十四年閏三月三日

宮城采女

一通

脇田九兵衛

一通

奥村源左衛門

一通

青木助丞

一通

◎「加賀藩御定書」によって掲げた。なお富田景周「下学老談」

には、「御算用場奉行は、寛永十五年奥村源左衛門・宮木采女・脇田九兵衛を始とす。但是より先き、三輪志摩・稲葉左近・津田勘兵衛と云説あれども、命ぜらるゝ年月詳ならず」とある。章末の『藩国官職通考』記事も参照のこと。

(2) (算用場、寛永十五年)

以上

態以飛脚申入候。仍而今度、從其元米奉行人罷帰候刻、御手前此跡残金銀之内貳貫目、来春可被指越候旨、被仰越候。則為申聞候處、貴殿之義、於其元久々用所等申入候間、右残金之内、拾枚分用捨可仕候旨、被申出候。左候ハ、残る分年々を以、御算用可被遂候。為其申達候、恐々謹言

寅十月七日

奥村源左衛門『判』

青木助之丞『判』

脇田九兵衛『判』

宮木采女『判』

高嶋屋

傳右衛門殿

御宿所

◎『加藩国初遺文』によって掲げた(平次は「寅十月ノ書翰ハ、寛永十五年乎」と註記)。なお『国事雑抄』(七五一頁)参照。

(3) (除知、慶安二年)

除知之御手前借金銀相済候後、今卷ヶ年、右之知行高被除置、物成銀子ニ拂、其主ニ預ヶ置、除知場之預り状を請取可申之旨、被仰出候由、津田玄蕃殿・葛巻隼人殿々紙面ニ御座候条、御家衆中へ可被仰渡候。預状之文言、御合點不参候ハ、御案内次第書付可遣候。將又与力分之預り状ハ其御与頭手前ニ先被請取置候様ニ可被仰入候。恐惶謹言

二月七日

津田源右衛門

森 権大夫

山森吉兵衛

脇田九兵衛

京都 菊池 大学

小松 辻 平之丞

◎『加藩国初遺文』によって掲げ、金沢市立図書館加越能文庫蔵「松雲公御手沢遺書写」(内題「慶安二年之記」16.26-115)を参照した。なお平次の「遺文」註記は左の通りである。

右、慶安二年留記載之

按二、松雲公夜話録ニ、微妙公ノ時、不破彦三跡目廿余年不被命、其後風ト御失念ノ由ニテ、跡目被命、久々無息ニ罷在難義可仕由、御意ニテ二十余年ノ知行米、不残一時ニ賜リケル。彦三、甚不如意者ノ処、透ト借財返并シ勝手取直シタリ。何ノ御意モ無之ト云ヘ兵、勝手取直ノ為ニ被成

タル哉ラント、其頃、取沙汰スト、享保四年四月五日夜、
拜聴仕トアリ。是彼除知ノ事ヲハ、承違ヘルナラン

【4】藩主側近としての文書

〔1〕 (正保二年)

金沢寺中両神主方々、中納言様へ御札、飛脚を以上申候。則致披露
候処、御機嫌之事御座候。其旨可被仰遣候。恐惶謹言

後五月十八日

杉本二郎左衛門 名判

脇田九兵衛様

人々御中

◎『加藩国初遺文』によって掲げた(平次は「正保二年也」と
註記する。なお、『国事雑抄』(六八四頁)を参照した。

〔2〕 (正保二年)

猶々、大姫君様へ給上り不申付而、御折紙無之候。御着ハそ
へ不申入候之旨、添上申候。以上。

中納言様・犬千代様・万菊様御折禱執行候て、御札御上候。則今枝
民部殿・杉本次郎左殿差上候て、両所々御状御返し候。一段首尾能
候間、可御心安候。次自分ニ鱗三刺給候。珍物別而賞翫申候。猶期
来音之候。恐惶謹言

壬五月十八日

脇田九兵衛(花押)

寺中神主

将監殿

権之丞殿

御返報

猶以、何もくハしくは、杉本二郎左衛門方々可申入候。早々
御上ケ候事、尤候。以上

又、何も御さかな、さしそへてよく候ハ、御着可上与存候
へハ、御札斗可給候よし、何も被申候ゆへ、御札斗上申候。

以上

御飛札拝見申候。仍中納言様江、御祈禱之御札御給候て、則市三郎
迄被成見申候処、犬千代様江早々可上候由、就 御意、何も御札犬
千代様・万菊様へ上り申候。其段、可御心安候。大姫君様江も、今
迄給上り不申候間、其儀無之候。早々御上ケ候事御尤候。将又、拙
者方へ、鱗三刺御返御意候。毎度御入御念之段、別而忝存候。此御
方能様ニ仕候而、御札とも上ケ申候間、可御心安候。恐惶謹言

後五月十九日

脇田三郎四郎(花押)

寺中

将監様

権丞様

◎大野湊神社所蔵文書。現時点で編者が実見し得た、唯一の如
鉄自筆書状である。金沢市立図書館蔵のマイクロフィルムに
よって翻刻した。なお参考として、同内容の脇田三郎四郎
(如鉄次男)書状を付した。

【5】金沢町奉行としての文書

〔1〕（慶安二年）

権現堂町・両末寺町其外町並ニつゝ、き町を立有之処之儀、本町同然、諸法度以下諸事町奉行より可被申付候事

慶安二年四月十二日

津田玄蕃頭

葛巻隼人正

横山左衛門尉

長九郎左衛門尉

奥村河内守

宮城采女殿

脇田九兵衛殿

◎『加藩国初遺文』によって掲げ、『国事雑抄』（八九頁）を参照した。

〔2〕（慶安二年）

来八月十五日、宮腰寺中祭礼ニ付而、神事能執行仕度由、両神主及理候条、如跡々、町役者被申付尤候。恐々謹言

丑七月廿八日

葛 隼人「一判」

小松 津 玄蕃

奥 河内守「一判」

横 左衛門「一判」
前 出雲守「一判」
長九郎右衛門「一判」

宮城采女殿
脇田九兵衛殿 人々御中

◎『加藩国初遺文』によって掲げ、『国事雑抄』（六六六頁）を参照した。

〔3〕（年未詳）

金沢町紺屋政、為年頭之祝儀、手綱二筋、罷越上之。聞届旨、可申候也

「御印」

正月廿一日

宮城采女

脇田九兵衛

◎『加藩国初遺文』によって掲げた。『国事雑抄』（七二九頁）参照（「右は本紙大奉書紙也」と註す）。年代は不詳だが、相役（宮城采女）の名によってここに置いた。

〔4〕（慶安四年）

来八月十五日、宮腰寺中祭礼ニ付而、神事能執行仕度由、両神主及

断候条、如跡々、町役者被申付尤候。恐々謹言

卯七月廿八日

長九郎左衛門 『一判』

前田出雲守 『一判』

津田玄蕃頭 『一判』

奥村河内守 『一判』

富永勘解由殿

脇田九兵衛殿

◎『加藩国初遺文』によって掲げ、『国事雜抄』(六六七頁)を参照した。

〔5〕 (承応元年)

来八月十五日、宮腰寺中就祭礼、如例年神事能執行仕度由、両神主及断候条、跡々之通、町役者被申付尤候。恐々謹言

辰七月廿八日

前田出雲守 『一判』

長九郎左衛門 『一判』

小松 津田玄蕃

越中 小幡宮内

京都 奥村河内守

小松 本多安房守

富永勘解由殿

脇田九兵衛殿

◎『加藩国初遺文』によって掲げ、『国事雜抄』(六六七頁)を参照した。

〔6〕 (承応二年)

進上

刺鱈 十刺

梅干 一壺

右、銀座彦四郎、飛脚を以上申候。以上

御印

閏六月四日

脇田九兵衛 『判』
富永勘解由左衛門 『判』

〔7〕 (承応二年)

大橋又兵衛殿
九里覚右衛門殿
岡嶋兵庫殿

中納言様為可奉御機嫌規、其御地銀座彦四郎方々、以飛脚御着指上候。令披露候処、町人など遠路飛脚上候義、きとく成義被為思召、能帳付置可申旨、御意御座候。則御印被下候条、忝奉存、可致頂戴之旨、可被仰渡候、首尾残所も無御座候。各御状も入御披見申候。恐惶謹言

閏六月十五日

岡嶋兵庫 『一判』

九里覚右衛門「一判」
大橋又兵衛「一判」

脇田九兵衛様

富永勘解由左衛門様
御報

◎右二通は「加藩国初遺文」によって掲げた。平次の註記は左の通りである。

右、金沢家柄町人、金屋彦四郎所蔵

藤田安勝筆記云、惣而御在國ノ時分ハ、御国之侍中江戸ニ被成御座候内ハ江戸ニ相詰、罷在候侍中々折々時節之物、又ハ軽き魚鳥等を指上、江戸御往来之時分ハ御道中へ差上候。惣而献上物ハ、目録を添差上申ニ、御覽被遊候驗ニ、その目録ニ御印被成下候。大形、御自身被遊候。又古市孫三郎ニ被仰付事も御座候。右献上物ハ、御近習之者共、又ハ御次廻江罷出、御用相勤候者へも、被下候。云々。
なお、「国事雑抄」(六一三頁)を参照した。

[8] (年末詳)

今度、銀座彦四郎、狛船役并町役御免許之御墨付拜領仕、為御礼以名代、輕二百節上之候。御折紙之写、彦四郎書付、各御添状之趣、犬千代様立御耳候処、相心得可被申聞旨御意候。弥御機嫌能候間、可御心安候、恐々謹言

九月廿七日

今 枝 民 部「判」

青山将監「判」

脇田九兵衛殿
富永勘解由左衛門殿

◎「加藩国初遺文」によって掲げた(平次は「原書金沢家柄町人金屋彦四郎所蔵」と註記)。なお「国事雑抄」(五九九頁)参照。年末詳だがしばらくここに置く。

[9] (承応二年)

當月十五日、宮腰寺中就祭礼、如例年神事能執行仕度由、両神主及断候条、跡々通、町役者被申付尤候。恐々謹言

巳八月四日

長九郎左衛門「一判」
津田玄蕃「一判」
奥村因幡守「一判」
小幡宮内「一判」
横山左衛門尉「一判」
本多安房守「一判」

富永勘解由殿
脇田九兵衛殿

◎「加藩国初遺文」によって掲げ、「国事雑抄」(六六七頁)を参照した。

[10] (承応二年)

銀座八左衛門替り人之義、被致吟味書付被指越、則入御披見候處、紙屋武兵衛、可被仰付候旨御意候条、被得其意可被申渡候、恐々謹言

十月八日

奥村 因幡【判】
津田 玄蕃【判】
前田 对馬【判】
長九郎左衛門【判】

富永勘解由左衛門殿
脇田 九兵衛殿

[11] (承応二年)

金澤町銀座、紙屋武兵衛ニ被仰付候付而、為御礼當地罷越、鯉魚百節指上申ニ付、各御書付并御状、一昨十日到来、致拜見候。則御書付入御披見、夜前御前へ被召出、御禮申上候。いさい武兵衛可申上候。将又、八百屋三右衛門銀子、昨日不残指上申候。猶一兩日中、從是可得貴意候。恐惶謹言

十月十二日

浅野藤左衛門【判】
神戸 蔵人【判】

富永勘解由左衛門殿
脇田 九兵衛殿

[12] (承応二年)

今度、金澤町銀座、紙屋夫兵衛ニ申付候。為禮有到来、悦入由可申聞候。謹言

犬千代

十二月十一日

脇田 九兵衛殿
富永勘解由左衛門殿

◎右三通は「加藤国初遺文」によつて掲げた(平次は「皆承応二年ノ書簡也」と註記)。なお「国事雑抄」(六一二頁)参照。

[13] (承応三年)

「以下四枚可寫」【付箋】

定

- 一、少分之賣買之儀ハ、御分國一統、銭つかひに可仕事
- 一、銀子之義者、今迄之ことく、極印銀・取込銀とも、とりやり可仕事
- 一、銭近日、上方々御取寄、問屋可被仰付事
- 右、被仰出者也

承応三年八月十六日

富永勘解由左衛門【判】
脇田 九兵衛【判】

町年寄十人
本町肝煎中

◎『加藩国初遺文』によって掲げた。なお『国事雜抄』（五三

四頁）、『加藩貨幣録』（九四頁）にも載録されるが、後者

は「定」を「寛」につくる。『遺文』の平次註記は左の通り。

右、加藩貨幣録載之

藤田安勝筆記云。承應年中之始迄ハ、御領國中錢遣無之、白銀を細ニ切置遣ひ申候。又ハ、米を小升ニテ斗候て、賣物等買整、日用を達申候。承応三年之頃、御領國中も錢遣ニ被仰付候。其時分、中村久越申上候ハ、萬買物整候ニハ結構成義と申上候処、世間錢遣ニ成候故、此方之國中も其通ニ不申付候ヘハ、用事整不申候。然共、買物自由ニ成候て、おのつから末々まで整安ク候ニ付、後々に至り候て、輕き下々まで勝手の為ニハ見て置候ヘ、宜しかるましく候。久越か鼻ノ先之能事迄を申候よし、御意被遊候

按ニ、右上文ニ載タル承應三年八月十六日、町奉行富永・脇田両氏ノ達書ニ、錢近日上方々御取寄被成、問屋可被仰付云々。元禄七年金屋文仁ノ言上書ニ、御分國中錢遣ニ可仕旨被仰付、錢座才許仕、錢遣ニ罷成。同人由緒書ニハ承應三年八月々、錢座相勤、錢遣ニ相成ト載タリ。然ルヲ、享保六年ノ改作方旧例ニ、承應三年十月ヨリ御國一統ニ錢相場相究ル。但一統錢遣ハ、正保元年々初ルトアルハ誤也。三壺記ニ、寛永十三年、寛永新錢鑄造之事ヲ記載シテ、北國筋ニテハ、曾て錢を見知らすトアルニテモ知ルヘシ

〔14〕（承応三年）

寛

- 一、銀子一匁より下之分、三ヶ国一統に錢遣に可仕事
 - 一、一匁より上者、極印銀・取込銀兩様共に遣可申事
 - 一、錢近日上方より御取寄被成、問屋可被仰付事
- 右、被仰出者也

承応三年八月十六日

富永勘解由左衛門判

脇田九兵衛判

町年寄十人

本町肝煎中

◎『国事雜抄』（二二頁）ならびに『加賀藩貨幣録』（九四頁）に

よって掲げた。なお、後者には次の註記がある。

按ふに、右は金沢町奉行より金沢町年寄等への達書なりしかど、初二条僅かの異文にて両通なるは、奈何なる所以なるか詳かならず。故に今両通並び載せたり。但し此の寛書は町年寄等への心得の為達したる寛書ならんか（後略）

〔15〕（明暦元年）

来八月十五日、宮腰寺中就祭礼、如例年、神事能執行仕度旨、両神主及断由、寺社御奉行葛巻藏人・茨木右衛門被申候条、如跡々、町役者被申付尤候。恐々謹言

未七月廿二日

脇田九兵衛殿

津田玄蕃『判』

脇田九兵衛殿

奥村因幡『判』

◎大野湊神社所蔵文書。金沢市立図書館蔵のマイクロフィルム

横山左衛門『判』

によって示した。年次不明だが、しばらくここに置く。

長九郎左衛門『判』

小幡宮内『判』

〔17〕（明暦二年）

脇田九兵衛殿

富永勘解由左衛門殿

請取銀子之事

一、老貫七匁者 朱封銀 平野屋半助分

一、老貫七匁者 同 銀 越前屋喜兵衛分

代米六拾三石三斗三升三合三夕

但、今年老石ニ付三拾老匁八分宛

右、寶圓寺祠堂米代銀、平野屋半助・越前屋喜兵衛指上銀、津田

玄蕃殿・奥村因幡殿・前田対馬殿々各江申来任紙面、請取置処如

件

明暦貳年六月十一日

葛巻藏人

茨木右衛門『印判』

脇田九兵衛殿

富永勘解由左衛門殿

寶圓寺祠堂米代銀、葛巻藏人・茨木右衛門請取手形之趣、無相違候。

以上

脇田九兵衛『判印』

〔16〕（年不明）

◎『加藩国初遺文』によって掲げた（平次は「按ニ、明暦元年也」と註記）。『国事雜抄』（六六七頁）参照。

来八月十五日、寺中祭礼付、神事能被執行度之旨、両神主相断候之由、寺社御奉行葛巻隼人・森権太夫・山森吉兵衛被申候間、如跡々町役者可被申付候。恐々謹言

七月十日

奥村因幡（花押）

津田玄蕃（花押）

小幡宮内（花押）

御合 横山左衛門

煩 長九郎左衛門

湯治 本多安房

富永勘解由殿

富永勘解由左衛門『判印』

平野屋半助殿

越前屋喜兵衛殿

山城守物語

〔本文省略〕

卯月五日

脇田九兵衛殿

沢田忠右衛門

◎『加藩国初遺文』によって掲げた(平次の註記左の如し)。

宝圓寺下祠堂米代銀、貸付方及銀高、此帳冊ニテ知ルヘシ。

右下祠堂ハ、所謂大坂両度合戦討死ノ人々ノ祠堂ナリ

『国事雑抄』(二五頁)を参照した。

◎『加藩国初遺文』によって掲げた(平次の註記左の如し)。

松雲公親筆奥書云

此書、往昔、依家君陽廣公之仰、澤田忠右衛門尉、尋聞横

山山城守而書記之。就脇田九兵衛尉、所進呈之者也。下畧

平次按ニ、右横山城州、尋聞セシメラレタルモ、寛永系圖傳

撰定ノ時ニテ、恐クハ寛永十八年ナランカ。湯浅元禎ノ常山

紀談云、横山山城守長知ハ、織田家豊臣家ノ事能ク覚ヘ居タ

ルニヨリ、小瀬甫庵、毎夜伽シテ、長知ノ常談ヲ聞取テ、信

長記・太閤記二部ノ書ヲ著シ、世上ヘ流布セシムト。但シ長

知ハ大功ノ人ニテ、人ノ勇武ヲサノミ目ニ懸ス、大方ノ事ハ

称美モセス、只武士ノ有ヘキ事ト心得タリ。故ニ甫庵ニ語り

ケル事、遺漏多シト云ヘリ

〔18〕 (明暦三年)

如例年、朔日二日、長谷観音院^三為祭禮能被仰付候条、如跡々町役者共、罷出候様ニ可被申渡候。恐々謹言

酉二月十二日

横山左衛門

『判』

長九郎左衛門

『判』

『不連』

脇田九兵衛殿
富永勘解由殿

◎『加藩国初遺文』によって掲げた。

〔6〕 その他

〔1〕 (寛永十八年カ)

慶安二

中納言様江當年頭御禮之次第

一番、来十一日罷越、十二日之御礼

前田三左衛門殿

横山左衛門殿

村井兵部殿	大音主馬殿
奥村因幡殿	成瀬内蔵助殿
岡嶋一郎兵衛殿	中川一郎右衛門殿
横山右近殿	松平玄蕃殿
不破彦三殿	加藤圖書殿
横山主膳殿	奥村又十郎殿
横山雅楽助殿	成瀬市正殿
葛巻蔵人殿	篠嶋豊前殿
堀与左衛門殿	西尾隼人殿
宮木采女殿	津田源右衛門殿
篠原監物殿	森川勘解由殿
多賀左近殿	奥村玄蕃殿
奥村三郎兵衛殿	奥村河内守殿
岡田次大夫殿	浅加左京殿
菊池大学殿	山森吉兵衛殿
茨木刑部殿	脇田九兵衛殿
半田次兵へ殿	寺西三郎右衛門殿
岡嶋五兵へ殿	吉田忠左衛門殿
熊谷久右衛門殿	葛巻内蔵助殿
富田内蔵允殿	本保大内蔵殿
中村安右衛門殿	不破源六殿

正月三日

年寄中

◎『加藩国初遺文』によって掲げた(平次の註記左の如し)。

右、慶安二年留記載之

微妙公、於小松城、年頭御祝詞申上ル次第也。(中略)

右ハ、小松附諸士ノ御礼ナルカ

〔3〕 (明暦元年)

追啓 御発句など可有之候。被仰聞候ば可忝候。直賢湯治之間の発句承候。朝夕其御地之事のみ存出候。以上

便宜候間、申達候。先以其地御安全之段承、珍重に令存候。我等儀無事に在京仕候。京都も殊之外寒氣にて御座候。越白根も雪の時分にて可有之と、去年黄門様御介抱之御芳情も存出候。節々御会も候様に承候。於京都は日夜隙無之候付、連歌も中絶仕候。昌程発句等之興行之下書進上申候。御披見可被遊候。委細重て可申達候。穴賢

十一月二十五日

遊行上人 他阿

津田玄蕃殿 人々御中

◎『国事雜抄』(三三九頁)によって示した。

〔4〕 (明暦三年)

賦何田連歌

千代の秋神や告げん松の聲

天満月のすめる瑞籬

水清き御池に浮ぶ霧晴て

利常

綱利

利次

砌に羽吹鶴あまたなり
 ひかり指真砂の上や廣からん
 そそきし雪の朝け静けし
 雨の後軒端の竹の風過て
 釣簾巻上る袖の涼しさ
 見るくも影あらハなり飛□
 流の末になひく草く
 岸傳ひさして小船や下すらん
 住一村や近き川つら
 くらかりし山のあわひも明離
 峯より嶺の雪や消なん
 さたかなる松ハ嵐の宿りにて
 淋しさや只室の戸の暮

利治
 惣代
 能順
 孝治
 直賢
 清元
 方勝
 賞山
 重政
 重俊
 重幸
 能賀
 執筆

◎『加藩国初遺文』によって掲げた(平次の註記左の如し)。

右ハ明曆三年八月廿五日、懸橋天神始テ月次の連歌興行ノ
 時也。菅家見聞集載之、付札云、利常卿今年三月廿一日、
 小松御発駕、明年九月御帰國也。御句匠江戸ヨリ到来ナル
 ヘシ

(5) (万治元年)

追啓 歳暮彼是に付、中納言様御事被思召出候はんと存候。
 御追悼之御発句なども可有之候。承度候。此方にては替儀も

無之候。朝暮不存忘候。御縁次第に於江戸得御意候にて可有
 之候。脇田九兵衛殿切々御相手にも被参候にて有べく候。以
 上

便宜候間、一筆申宣候。貴公弥御無事に被成御座候哉。承度候。我
 等事無恙在京申候。中納言様御事千度万度存出候迄に御座候。御心
 底察入候。今程は風雅之事も御心に入申間敷と令察候。松坂・板津
 両檢校も御噂申候。来春は是非く下向仕候て、黄門様へ懸御目候
 様にと存候無甲斐儀に罷成候。拙僧も来年は早々藤沢へ入寺申候。
 江戸御在府之刻は可得御意候。江戸にて三浦宗真之御咄被成候かし。
 是は別て我等と由緒有之人にて御座候。得御意、品々具に被申越候。
 委申入度存候へ共、急便候間早々如此に御座候。穴賢

壬十二月十七日

津田玄蕃殿 人々御中

遊行上人 他阿

◎『国事雜抄』(三三九頁)によって示した。

三、如鉄関係記録

【1】侍帳

〔1〕慶長十年富山侍帳

慶長十年利長様富山江被召連候人々

(中略)

●詰小将衆

- 一、六百石 宮井太郎右衛門 一、六百石 市川長左衛門
 - 一、貳百三十石 脇田九兵衛 一、四百石 松原内匠助
 - 一、三百石 河合勘右衛門 一、三百石 佐竹将監
 - 一、百六拾貳石八斗 高崎安甫
- 知行高貳千五百九拾貳石八斗
人数七人

◎『加賀藩初期の侍帳』(加賀能登郷土図書叢刊)によって示した。

〔2〕寛永四年侍帳

●御算用衆

- 一、千三百石 宮崎蔵人 一、四百石 鈴木権助
- 一、三百石 井内清兵衛 一、貳百五拾石 加藤長右衛門

- 一、貳百三十石 葛野藤太夫 一、貳百石 寺西李兵衛
- 一、百石 村山彌五右衛門 一、百石 戸田半平
- 一、百石 坂井小平太 一、六拾石 河村少兵衛

残金奉行

残金奉行

- 一、四百三十拾石 脇田九兵衛 一、貳百石 森口六右衛門
- 一、貳百石 松原少左衛門 一、百八拾石 松江次郎兵衛

御作事奉行

御作事奉行

- 一、貳百石 辻 助左衛門 一、貳百石 牧 甚左衛門

御作事奉行

御作事奉行

- 一、百石 橋本加右衛門 一、百石 吉田縫殿
- 一、五拾石 石黒九兵衛 一、三拾石 萩原彦兵衛

宮腰御材木奉行

宮腰御材木奉行

◎『加賀藩初期の侍帳』(加賀能登郷土図書叢刊)によって示した。

〔3〕元和之侍帳

●鐵 炮 頭

(五郎左衛門ト替)

本多組

- 一、貳千五百石 長瀬主計 一、千四百石 渡部八右衛門
- 一、貳千石 村山豊前 一、貳千四百三十拾石 野村左馬助
- 一、千七百石 浅野五郎左衛門 一、八百石 佐藤久右衛門

長組

河内組

村井組

長組

本多組

村井組

本多組

一、千五百石 岡田治太夫 一、貳千石 安藤長左衛門

一、千石 野村小右衛門 一、千石 伊藤外記

一、千三百石 井上勘左衛門 一、千貳百石 藤田八郎兵衛

一、千四百石 石川虎之助 一、千五百石 富永勘解由

一、千貳百石 奥村五兵衛 一、千八百石(御野) 本庄主馬

一、五百石 長田市兵衛 一、千五百石 杉江兵助

一、貳千石 篠嶋豊前 一、千石 別所勘右衛門

一、千貳百石 高畠木工 一、五百石 松田次郎兵衛

一、千石 石黒角左衛門 一、千石 鈴木孫左衛門

一、貳千石 澤市郎左衛門 一、千石 脇田九兵衛

一、九百石 寺西三郎右衛門 一、貳千石 阿部甚右衛門

人数合貳拾八人

知行合三萬九千九百三拾石

(中略)

●小性分

(百端)
五千石加祿

三百石加祿

一、貳千五百石 小幡宮内 一、八百五拾石 伴 八矢

一、千四百五拾石 五百石加祿 浅野将監 一、八百五拾石 葛巻隼人

一、千五百石 伊藤内膳 一、七百石 渡辺長五郎

一、千四百石 大橋四郎右衛門 一、七百石 有賀主膳

一、千五百石 斎藤中務 一、六百石 津田長吉

貳百五拾石加祿

一、千石 生駒監物 一、千五百石 茨木小刑部

一、千石 河原兵庫 一、四百石 浅加左京

一、千石 西村右馬助 一、三百石 熊谷右衛門

一、千石 熊谷勘解由 一、貳百石 菊田逸角

一、貳百石 萩野市十郎 一、貳百石 湯原三左衛門

一、百五拾石 渡部左兵衛 一、貳百石 大橋兵部

一、三百石 野々村清三郎 一、貳百石 磯野主計

一、五百石 津川兵部 一、貳百石 沖野主馬

一、百五拾石 鈴木大藏 一、三百石 今井左馬助

一、貳百石 寺西内匠 一、三百石 上木鹿之助

一、貳百石 津田監物 一、貳百石 栗田権兵衛

一、五百石 本保大藏 一、三百石 古屋忠右衛門

一、貳百石 林八十郎 一、三百石 黒坂主計

一、貳百石 入江山三郎 一、七百石 神子田九郎太郎

一、三百石 井上左近 一、六百石 市川長左衛門

一、百五拾石 丹羽権兵衛 一、五百石 長谷川大學

一、三百石 木村茂兵衛 一、五百石 横地忠左衛門

一、七百石 高田傳左衛門 一、五百石 市村新丞

一、七百石 玉井掃部 一、五百五拾石 山本久左衛門

一、七百石 浦上治部 一、四百五拾石 山崎次郎兵衛

一、六百石 鴨野外記 一、五百石 豊嶋新九郎

一、六百石 関右衛門 一、五百石 川勝木工

一、六百石	吉田逸角	一、五百石	小塚半右衛門	一、三百石	北村八兵衛	一、貳百石	野村弥三郎
四百石加祿							
一、五百石	寺西主馬丞	一、四百三拾石	中村嶋之丞	一、貳百五拾石	土肥庄兵衛	一、貳百石	今村平八
(金左衛門卜替)				一、貳百七拾石	大窪九兵衛	一、貳百石	小塚源太左衛門
一、四百石	上木平兵衛	一、四百五拾石	寺嶋牛助	一、貳百五拾石	窪田九郎兵衛	一、貳百石	安井半左衛門
一、四百石	日夏三左衛門	一、四百石	大窪覺兵衛	一、貳百五拾石	遠田勘右衛門	一、千三百石	千貳百石加祿 宮木采女
四百石加祿						千石加祿	
一、四百石	氏家久兵衛	一、四百石	久世平左衛門	一、貳百石	大橋左門	一、千石	西尾隼人
(加右衛門卜替)				一、貳百石	廣瀬彦進	一、千石	津田外記
一、四百石	本保十太夫	一、四百石	櫻井丹助	一、貳百石	木村藤兵衛	一、四百石	坂田源兵衛
一、五百石	本保大蔵	一、四百石	瀧 左源太	百石加祿	佐分利喜左衛門	一、七百石	(藤右衛門卜替) 佐々宮内
一、四百石	斎藤市左衛門	一、四百石	脇羽九兵衛	一、貳百石	佐久間掃部	一、貳百八拾石	上村八左衛門
一、四百石	堀 勘兵衛	一、四百石	藤懸又太夫	一、貳百石	不破忠左衛門	一、貳百石	栗田久兵衛
三百石加祿					原 瀬兵衛	一、貳百石	渋谷数馬
一、四百石	久田儀左衛門	一、四百石	福田八右衛門	一、貳百石	中村三左衛門	一、貳百石	吉田五郎兵衛
一、四百石	青木助丞	一、三百石	佐藤兵部	百五拾石加祿	杉本次郎左衛門	一、三百八拾石	大窪助進
一、四百石	佐藤帶刀	一、三百石	小嶋八兵衛	一、百五拾石	宇野左衛門	一、百石	多田五郎兵衛
一、三百五拾石	江守覚左衛門	一、三百石	千福縫殿	一、貳百石	淺野四郎兵衛	一、百石	菊田源左衛門
一、三百石	岡 左衛門	一、三百石	大塚帶刀	一、貳百石	吉田平助	一、貳百石	片山主馬助
三百石加祿					副田権左衛門	一、五百石	片山彦右衛門
一、三百石	栗田四郎左衛門	一、三百石	渡部彌次右衛門	一、百五拾石	吉田平助	一、五百石	
一、三百五拾石	平田三郎左衛門	一、三百石	原 與三右衛門	一、貳百五拾石	浅野四郎兵衛	一、五百石	
六百石加祿					宇野左衛門	一、五百石	
一、三百五拾石	近藤九郎右衛門	一、三百石	野々村勘左衛門	三百石加祿	中村三左衛門	一、五百石	
百石清庵跡目					中村三左衛門	一、五百石	
一、三百五拾石	神戶治太夫	一、三百石	小林六左衛門	一、貳百石	淺野四郎兵衛	一、百石	
一、三百石	入江長兵衛	一、三百石	前田右衛門	一、百五拾石	吉田平助	一、貳百石	

一、貳百石 副田主計 一、四百石 千秋太郎左衛門

千石加祿

一、六百石 杉原内匠 一、三百石 瀧 太左衛門

一、三百石 板津左兵衛 一、三百五拾石 中村安右衛門

一、三百石 河合數馬 一、百五拾石 瀧川掃部

貳百石加祿

一、三百石 加古左太夫 一、三百三拾石 山田大学

百石加祿

一、三百石 平塚善甫 一、貳百石 井野左衛門

一、三百石 池田松齋 一、貳百石 岸 主計

一、百石 高橋善九郎 一、千石 九里寛右衛門

三百石加祿

一、百石 堀 左太夫 一、四百石 渡部吉左衛門

一、貳百石 村井左近 一、五百三拾石 荒木六兵衛

一、百石 北川伊織 一、四百三拾石 大石木工

一、四百五拾石 伴 無理兵衛 一、五百石 安宅左近

一、貳百石 稲野五兵衛 一、貳百石 中村九八郎

一、貳百石 稲野又兵衛 一、三百石 斎藤長三郎

一、千五百石 安彦左馬丞 一、八百石 松平又右衛門

一、千七百石 丹羽織部 一、四百石 佐久間猪兵衛

一、三百石 近藤治右衛門 一、百石 吉川十兵衛

一、百石 杉森五兵衛 一、三百石 古屋小源太

一、三百石 松平隼人 一、 奥山平八

一、貳百石 神戸八兵衛 一、 津田権助

一、 生駒助十郎

人数合百六拾七人

知行合七萬千六百七拾石

◎『加賀藩初期の侍帳』（加賀能登郷土図書叢刊）によって示した。脇田九兵衛は右に、「鉄砲頭・千石」と見える。しかし、この石高・役付は寛永の加増以後のものであり、異本のうちには、九兵衛を載せないものもある。また右の「小性分」には「四百石 脇羽九兵衛」とあるが、異本にはこれを「脇田」と記すものがある。元和年間の侍帳には異本多く、内容の慎重な検討が必要とされよう。ここでは参考のため、次項以下に幾つかの異本を選び、「鉄砲頭」および「小将分」の箇所を掲げた。

〔4〕先代侍帳

鉄 砲 頭

新算用場ニ衆

一、貳千五百石 長瀬主計 一、貳千石 村山豊前守

御馬廻ニ成 子

一、千七百石 浅野五郎左衛門 一、千五百石 岡田次太夫

一、千石 野村小右衛門 一、千三百石 井上勘左衛門

一、八百石 佐藤久右衛門 一、千四百石 石川虎助

四千五百石ニ成

一、貳千四百卅石 野村左馬丞 一、貳千石 安藤長左衛門

御馬廻ニ成

一、千百石 伊藤外記 一、千四百石 渡部八右衛門

一、千貳百石 跡分 子 藤田八郎兵衛
一、千五百石 与頭二成 子 富永勘解由

一、千貳百石 跡別 奥村五兵衛
一、五百石 同 子 長田市兵衛

一、貳千石 篠嶋豊前守
一、千貳百石 高畠木工

一、千石 石黒覚左衛門
一、貳千石 本庄主馬

一、千五百石 千石二成 子 杉江兵助
一、千石 御普請奉行二成 別所勘右衛門

一、五百石 松田太郎兵衛
一、千石 鈴木孫左衛門

一、千石 三万三千七百卅石力

一、千五百石 伊藤内膳
一、千四百石 大橋四郎右衛門

一、千五百石 齊藤中務
一、千石 生駒監物

一、千石 河原兵庫
一、千石 千五百二成 西村右馬助

一、二千石 江戸子 熊谷勘解由
一、八百五十石 七 神子田九郎二郎

一、千五百石 四千石二成 伴 八弥
一、二千石 四千石二成 葛巻隼人

一、七百石 渡部長五郎
一、六百石 馬廻二 津田長吉

一、千五百石 四千石二成 式千四百五拾石二成 茨木小刑部

一、四百石 九百石二成 浅加左京
一、三百石 熊谷右衛門

一、二百石 菊田逸角
一、同 萩野一十郎

一、百五十石 暇 渡辺左兵衛
一、三百石 暇 野々村清三郎

一、五百石 同 津川兵部
一、三百石 今井右馬助

一、二百石 暇 津田監物
一、五百石 本保大蔵

一、二百石 林八十郎
一、二百石 入江山三郎

一、同 湯原三左衛門
一、同 冲野主馬

一、百五十石 鈴木大蔵
一、二百石 栗田権兵衛

一、三百石 上木鹿介
一、百五十石 丹羽権兵衛

一、四百石 宮木内蔵丞
一、七百石 玉井掃部

一、七百石 浦上治部
一、六百石 鴨野外記

一、同 使 関忠右衛門
一、同 馬廻二成 吉田逸角

一、同 郡奉行 市川長左衛門
一、五百石 長谷川大学

一、二百石 幼少 横地忠左衛門
一、五百石 馬廻 市村新丞

一、五百五十石 千石二成 使 山本久左衛門
一、四百五十石 羽織 山崎次郎兵衛

一、五百石 馬廻二成 水嶋新九郎
一、五百石 川勝三右衛門

一、同 九百石二成 使 寺西主馬丞
一、四百石 上木金左衛門

小性分

一、七千石 壹万五百二成 小幡宮内
一、二千石 浅野将監

一、二千石 二六

一、千石 二六

一、千石 千五百二成

一、千石 千五百二成

一、千石 千五百二成

一、千石 千五百二成

一、千石 千五百二成

一、千石 千五百二成

一、四百石 齋藤二郎左衛門
 一、同 中村嶋丞
 一、四百石 大窪角兵衛
 一、四百石 瀧左源太
 一、同 藤懸又太夫
 一、六百石 暇 青木助丞
 一、同 千石二成 使 江馬覺左衛門
 一、三百五拾石 平田三郎右衛門
 一、同 神戶次太夫
 一、同 佐藤兵部
 一、同 郡役人 千福縫殿助
 一、同 小 渡瀬弥二右衛門
 一、同 原与三右衛門
 一、同 小林六左衛門
 一、三百石 馬廻 北村八兵衛
 一、二百七十石 大窪九郎兵衛
 一、同 遠田勘右衛門
 一、同 金山 廣瀬彦進
 一、同 千嶋八兵衛
 一、同 今村平八
 一、同 久田儀左衛門
 一、四百五十石 寺嶋牛助
 一、四百石 久世平右衛門
 千石二成 御使番 田
 一、四百石 脇羽九兵衛
 一、同 福田八右衛門
 一、五百石 佐藤帶刀
 一、三百石 栗田四郎左衛門
 馬廻二成
 一、同 近藤九郎左衛門
 一、三百石 入江長兵衛
 一、同 小嶋八兵衛
 一、同 大塚帶刀
 郡役人
 一、同 千福八郎左衛門
 役人子
 一、同 野々村勘左衛門
 一、同 前田右衛門
 一、二百五十石 土肥少兵衛
 道方役人
 一、二百五十石 窪田九郎兵衛
 殘金
 一、二百石 大橋六右衛門
 一、同 役人 木村藤兵衛
 一、同 野村弥三郎
 一、同 小塚源太左衛門

一、二千三百五十石 宮木采女
 三 御小性頭二成
 一、千石 津田外記
 一、七百石 佐々宮内
 馬廻二成
 一、四百石 佐久間掃部
 一、同 原瀬兵衛
 一、百五十石 杉本二郎左衛門
 一、三百石 使 浅野四郎兵衛
 一、二百石 栗田久兵衛
 一、同 吉田五郎兵衛
 一、三百卅石 大窪助進
 一、同 菊田源左衛門
 一、二百石 福田主計
 一、三百石 板津左兵衛
 一、同 物書 加子左太夫
 一、二百石 行山主馬助
 藏役人
 一、四百石 千秋太郎左衛門
 御なんと方役人
 一、三百五十石 中村安右衛門
 一、三百卅石 山田大学
 一、二千三百石 西尾隼人
 公事場役人
 一、四百石 坂田源兵衛
 一、二百石 佐分利喜左衛門
 一、二百石 不破忠右衛門
 左
 一、二百石 中村二郎右衛門
 一、二百五十石 宇野五左衛門
 郡役人
 一、二百八十石 上村八左衛門
 道方役人
 一、同 渋谷数馬
 殘金役人
 一、三百石 松原小左衛門
 一、百石 多田五郎兵衛
 役人子
 一、百五十石 副田権左衛門
 一、千六百石 松原内匠
 一、同 河合数馬
 一、同 哥書 池田李斎
 一、五百石 片岡喜右衛門
 一、三百石 瀧太左衛門
 一、百五十石 瀧川掃部
 一、二百石 井野左衛門

一、百石 堀左太夫 一、二百石 村井左近

一、百石 北川伊折 一、四百五十石 伴無理兵衛

役人

一、二百石 稲野五兵衛 一、同 同 又兵衛

子

一、千五百石 我孫子左馬丞 一、千七百石 子 丹羽織部

一、千石 子 九里覚右衛門 一、四百石 渡部吉左衛門

一、五百卅石 荒木六兵衛 一、四百卅石 大石木工

一、五百石 安達左近 一、二百石 中村九八郎

一、三百石 斎藤長三郎 一、八百石 松平又右衛門

馬廻

一、四百石 佐久間猪兵へ 一、三百五十石 近藤三郎左衛門

一、百石 吉川十兵衛 一、三百石 古屋小源太

七万六千九百七拾石

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『先代侍帳』(16. 30-37)の關係箇所を示した。

(5) 元和之始金沢侍帳

鉄砲頭

五百

式千石 『五郎右衛門ト改』 長瀬主計

千七百石 浅野五郎左衛門

式千石

千五百石

村山豊前守

岡田治太夫

千石 野村小右衛門 千三百石 井上勘右衛門

八百石 佐藤久右衛門 千四百石 石川虎之助

式千四百三拾石 野村左馬亮 式千石 安藤長左衛門

千式百石 伊藤外記 千四百石 渡辺八右衛門

千式百石 藤田八郎兵衛 千五百石 富田新左衛門

千式百石 奥村五兵衛 五百石 長田市兵衛

式千石 『元和 前田対馬組ニアリ』 笹島豊前守 千式百石 高島木工

千石 石黒覚左衛門 千八百石 本庄主馬

千五百石 杉江兵助 千石 別所勘右衛門

五百石 松田次郎兵衛 千石 鈴木孫左衛門

式千石 沢市郎右衛門 五百石 松田三郎兵衛

九百石 寺西三郎右衛門 千石 脇田九兵衛

式千石 安部甚右衛門

『九拾人』廿九人

(中略)

小性分 丹羽織部 杉江兵助

一万千石 五千石御加増 小幡宮内 千四百五拾石

千五百石 伊藤内膳 千四百石 大橋四郎右衛門

千五百石 斎藤中務 千石 生駒将監

千石 河原兵庫 千石 浅野将監

千石 三百石御加増 西村右馬之助

三百石御加増	八百五拾石	伴 八矢	千石	熊谷勘解由	四百五拾石	山崎次郎兵衛	五百石	豊島新九郎
	八百五拾石	葛巻蔵人	七百石	渡辺長五郎	五百石	河勝三右衛門	同	小塚半右衛門
	七百石	有賀主膳	六百石	津田長吉	同	御馬廻 四百石力	同	上木金左衛門
式百五拾石御加増	千五百石	茨木小刑部	七百石	浅香左京	四百石	日夏三左衛門	同	氏家久兵衛
	三百石	熊谷右衛門	式百石	菊田逸角	同	千式百石御加増 加右衛門	同	本保大蔵
	式百石	萩野市十郎	百五拾石	渡辺左兵衛	四百石	齋藤市左衛門	四百石	堀 勘兵衛
	式百石	野々村清三郎	五百石	津川兵部	同	久田義左衛門	四百三拾石	中 島 丞
	三百石	今井左馬之助	式百石	津田監物	同	寺島牛之助	四百石	大窪角兵衛
	五百石	本保大蔵	式百石	林 八十郎	四百五拾石	久世平右衛門	同	桜井丹助
	式百石	入江山三郎	同	湯原三左衛門	四百石	瀧 左源太	同	脇田九兵衛
	式百石	大橋兵部	同	御暇 礪野主計	同	御馬廻 藤懸又太夫	同	福田八右衛門
	同	仲野主馬	百五拾石	鈴木大蔵	同	青木助丞	同	佐藤帯刀
	式百石	寺西内匠	式百石	栗田権三郎	同	同	同	賞左衛門也
	三百石	上木鹿之助	百五拾石	古屋忠右衛門	三百五拾石	江守鹿之助	三百石	岡 左門
	百五拾石	黒坂主計	七百石	神田九十次郎	三百石	三百石御加増 御馬廻	同	平田三郎左衛門
	三百石	井上左近	百五拾石	丹羽権兵衛	同	五百石御加増 式千敏	同	百石濟庵ノ疎目ニ被下
	三百石	村武兵衛	七百石	高田傳右衛門	同	近藤九郎左衛門	同	神戶源太夫
	七百石	玉井掃部	同	浦上治部	同	入江長兵衛	同	式百五十五石御加増
	六百石	鴨野外記	六百石	関 忠右衛門	同	北島八兵衛	同	佐藤兵部
	同	吉田逸角	同	市川長左衛門	同	大塚帯刀	同	千福八郎左衛門
	五百石	長谷川大学	五百石	田忠左衛門	同	渡瀬八郎左衛門	同	原 与三左衛門
	同	市村新丞	五百五拾石	山本久左衛門	同	野々村勘左衛門	同	小林六左衛門

(中略)

下学老読ノ内、寛永四年ノ士帳ヲ見シニ、今ノ七手組ノ様ナル者、六手有。其頭八二人也

一番 本多安房守 神谷信濃守

頭組共八人 〱知行合八万六千三十七石也

二番 横山山城守 富田越後守

頭組共十四人 知行合八万二千四百

三番 奥村河内守 成瀬内蔵助

頭組共二十二人 知行高八万

四番 村井飛驒守 山崎長門

頭組共十五人 知行合八万四千百石

五番 長九郎左衛門 富田下総

頭組共十老人 知行合七万三千三十石

六番 前田左兵衛 岡島備中

頭組共十七人 知行高七万六千四百石

是也。此六組ノ組衆ハ皆、高知面々ニテ、尤今人持中之先祖多し。但此組之内、御先手鉄砲頭も二三人、又ハ四五人も交る。然共此士帳ニ人持組トハなし。但、予カ先祖ニ代越後ハ、寛永八年十一月廿三日、微妙公々被下御書ニ、其方組人持トあれハ、是高明也。万治・寛延、此末虫入候へは、此前ニも所々虫入候へは、下学老読等ニ而引合、直し可置也。子々孫々へ秀一申おくる所也

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『元和之始金沢侍帳』(16.30)

33)の、関係箇所を示した。

[6] 元和之始頃侍帳

鉄 砲 頭

五郎右衛門ニ替ル

一、貳千五百石

長瀬主計

一、貳千石

〱村山豊前守

一、千七百石

浅野五郎左衛門

一、千五百石

岡田次大夫

一、千石

野村小右衛門

一、千三百石

井上勘左衛門

一、八百石

佐藤久右衛門

一、四百石

石川虎助

一、貳千四百卅石

野村左馬丞

一、貳千石

安藤長左衛門

一、千石

伊藤外記

一、千四百石

渡部八右衛門

一、千貳百石

藤田八郎兵衛

一、千五百石

富永勘解由

一、千貳百石

奥村五兵衛

一、五百石

長田市兵衛

一、貳千石

篠嶋豊前守

一、千貳百石

高島木工

一、千石

石黒角左衛門

一、千八百石

御殿 本庄主馬

一、千五百石

杉江兵助

一、千石

別所勘右衛門

一、五百石

松田二郎兵衛

一、千石

鈴木孫左衛門

一、貳千石

沢市郎右衛門

一、九百石

寺西三郎右衛門

一、千石

脇田九兵衛

一、貳千石

安部基右衛門

一、千石

此七人與本ニナシ

一、九百石

寺西三郎右衛門

一、千石 但、獸人カ
「●」皆川新右衛門 一、貳千石「●」黒谷法然左衛門

一、千石 但、化物カ
「●」大森彦七

(中略)

小性分 「丹羽織部
杉江兵助 イニ頭カ如此有」

一、貳千五百石 五千石加増
五ヲ一五十四 小幡宮内

一、千四百五拾石 浅野将監 一、千五百石 伊藤内膳

一、「四」大橋四郎右衛門 一、千五百石 齊藤中書

一、千石 生駒監物 一、千石 河原兵庫

一、千石 西村右馬助 一、千石 熊谷勘解由

一、八百五拾石 伴 八弥 一、八百五拾石 葛巻隼人

一、七拾石 渡辺長五郎 一、七拾石 有加主膳

一、六百石 津田長吉 一、四百五拾石 「貳百五十石加増」
茨木小刑部

一、四百石 「七イ」 御馬廻 浅加左京 一、三百石 熊谷右衛門

一、貳百石 菊田逸角 一、貳百石 萩野市十郎

一、百五拾石 渡部左兵衛 一、三百石 野々村清三郎

一、五百石 津川兵部 一、三百石 「左イ」
今井右馬助

一、貳百石 津田監物 一、五百石 〇本保大蔵

一、貳百石 林八十郎 一、貳百石 入江山三良

一、貳百石 湯原三左衛門 一、貳百石 「イニナシ」
番 大橋兵部

一、貳百石 同 「磯イ」 一、貳百石 仲野主馬

一、百五拾石 浅野主計 一、貳百石 寺西内匠

一、貳百石 鈴木大蔵 一、三百石 上木鹿助

一、百五拾石 番 栗田権兵衛 一、三百石 黒坂主計

一、七百石 古屋忠右衛門 一、三百石 井上左近

一、百五拾石 神子田九郎二良 一、三百石 木村武兵衛

一、七百石 丹羽権兵衛 一、三百石 玉井掃部

一、七百石 富田傳右衛門 一、七百石 鴨野外記

一、七百石 浦上治部 一、六百石 鴨野外記

一、六百石 関忠右衛門 一、六百石 馬廻ニナル
吉田逸角

一、六百石 郡奉行 市川長左衛門 一、五百石 長谷川大学

一、五百石 「●イニナシ」 横地忠左衛門 一、イ五百石 「横地番通カ」
イ田忠左衛門

一、五百石 市村新丞 一、五百五拾石 「左イ」
山本久右衛門

一、四百五拾石 「子ニ被下」 山崎次郎兵衛 一、五百石 水嶋新九郎

一、五百石 「三右衛門イ」 川勝木工 一、五百石 小塚半右衛門

一、五百石 四百石加増 御馬廻 寺西主馬丞 一、四百石 上木平兵衛

一、四百石 日夏三左衛門 一、四百石 氏家久兵衛

一、四百石 千二百石加増 加右衛門 本保十太夫 一、五百石 「衍文カ」
本保大蔵

一、四百石	齋藤市左衛門	一、四百石	堀勘兵衛	一、貳百石	野村弥三良	一、貳百石	今村平八
一、四百石	久田儀左衛門	一、四百石	中村嶋之丞	一、貳百石	小塚源太左衛門	一、貳百石	安井半左衛門
一、四百五拾石	寺嶋牛助	一、四百石	大窪角兵衛	一、千三百五拾石	宮木采女	一、千百石	西尾隼人
一、四百石	久世平右衛門	一、四百石	桜井丹助	一、千石	津田外記	一、四百石	坂田源兵衛
一、四百石	瀧左源太	一、四百石	脇羽九兵衛	一、七百石	今藤右衛門 佐々宮内	一、貳百石	佐分利喜左衛門
一、四百石	御馬廻 藤懸又太夫	一、四百石	福田八右衛門	一、四百石	「猪兵衛イ」 佐久間掃部	一、貳百石	不破忠左衛門
一、四百石	青木助丞	一、四百石	佐藤帶刀	一、貳百石	「孫介イ」 原瀬兵衛	一、貳百石	死 鱧二郎兵衛
一、三百五拾石	覚左衛門 江守鹿介	一、三百石	岡左衛門	一、貳百石	中村三左衛門	一、百五拾石	杉本二郎左衛門
一、三百石	六百石加増 栗田四郎左衛門	一、三百五拾石	平田三郎左衛門	一、貳百五拾石	宇野五左衛門	一、貳百石	三百石加増 浅野四郎兵衛
一、三百五拾石	馬廻ニナル 近藤九郎右衛門	一、三百五拾石	神戸次太夫	一、貳百八拾石	上村八左衛門	一、貳百石	栗田久兵衛
一、三百石	入江長兵衛	一、三百石	佐藤兵部	一、貳百石	渋谷数馬	一、貳百石	松原小左衛門
一、三百石	小嶋八兵衛	一、三百石	千福縫殿	一、貳百石	吉田五郎兵衛	一、貳百石	宮崎助太夫
一、三百石	大塚帶刀	一、三百石	渡瀬弥二右衛門	一、三百三拾石	大窪助之進	一、百石	多田五郎兵衛
一、三百石イ千福八郎左衛門		一、三百石	原与三右衛門	一、百石	菊田源左衛門	一、百五拾石	吉田平助
一、三百石	野村勘左衛門	一、三百石	小林六左衛門	一、百五拾石	副田権左衛門	一、貳百石	福田主計
一、三百石	前田右衛門	一、三百石	北村八兵衛	一、六百石	松原内匠	一、三百石	板津左兵衛
一、貳百五拾石	土肥少兵衛	一、貳百七拾石	大窪九兵衛	一、三百石	川合数馬	一、三百石	加子左太夫
一、貳百五拾石	窪田九郎兵衛	一、貳百五拾石	森田勘右衛門	一、三百石	平塚善甫	一、三百石	池田松兵衛
一、貳百石	大橋左内	一、貳百石	廣瀬彦之進	一、貳百石	行山主馬助	一、五百石	片岡彦右衛門
一、貳百石	木村藤兵衛	一、貳百石	千嶋八兵衛	一、四百石	千秋太左衛門	一、三百石	瀧太左衛門

(7) 慶長年中御家中分限帳

一、三百五拾石	中村安右衛門	一、百五拾石	龍川掃部
一、三百三拾石	山田大学	一、貳百石	井野左衛門
一、貳百石	岸 主計	一、百石	高橋善九良
一、百石	堀左大夫	一、貳百石	村井左近
一、百石	北川伊折	一、四百五拾石	伴無理兵衛
一、貳百石	稲野五兵衛	一、貳百石	稲野又兵衛
一、千五百石	馬廻 へ安彦左馬丞	一、千七百石	へ丹羽織部
一、千石	へ九里寛右衛門	一、四百石	渡部吉左衛門
一、五百三拾石	荒木六兵衛	一、四百三拾石	大石木工
一、五百石	安宅左近	一、貳百石	中村九八郎
一、三百石	斎藤長三良	一、八百石	馬廻 松平又右衛門
一、四百石	「●イニナシ」 佐久間猪兵衛	一、三百五拾石	松次右衛門子 近藤三郎左衛門
一、百石	杉森五兵衛	一、三百石	次右衛門 松平隼人
一、百石	吉川十兵衛	一、三百石	「●イニナシ」 古屋小源太
「イ一、貳百石	イ生駒助十郎	「イ一、貳百石	イ津田権之介
「イ一、貳百石	イ奥山平八	「イ一、貳百石	イ神戸八兵衛

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『元和之始頃侍帳』(16.30.30) によって示した。

鉄 炮 頭

二千五百石	長瀬主計	二千石	村山豊前
千七百石	浅野五郎左衛門	千七百石	丹羽織部
千五百石	岡田治太夫	千石	野村小右衛門
千石	水野勘兵衛	老万石	小幡右京
三千石	加藤石見	三千石	近藤甲斐守
三千石	篠原織部	四千石	山下兵庫
千三百石	井上勘左衛門	八百石	佐藤久右衛門
千四百石	石川虎之助	二千四百三十石	野村左馬允
二千石	安藤長左衛門	千二百石	伊藤外記
千四百石	渡辺八右衛門	千二百石	藤田八郎兵衛
千五百石	富永勘解由左衛門	千五百石	林 半右衛門
千貳百石	富田弥五作	千貳百石	奥村半兵衛
五百石	長田市兵衛	千五百石	杉江兵介
千五百石	安彦左馬允	二千石	篠嶋豊前
千貳百石	高畠木工	千石	吉田伊織
千石	石黒寛左衛門	千八百石	本庄主馬
千石	別所勘右衛門	五百石	松田太郎兵衛
御 使 番	脇田帶刀	千七百石	

(中略)

一色主膳・平野弥二右衛門組 (中略)

五百式十七石 脇田右京

(中略)

同(式百石) 脇田半兵衛

(中略)

御小将分

式千五百石 小幡宮内 千四百五十石

イ二千石

千五百石 伊藤内膳 千四百石

千五十石 齊藤中務 千石

同 河原兵庫 同

同 熊谷勘解由 八百五十石

同 葛卷藏人 七百石

同 有賀主膳 同

同 玉井掃部 同

六百石 松原内匠 同

同 関忠右衛門 同

同 市川長左衛門 五百石

同 横地^忠右左衛門 同

同 川勝木工 同

同 小塚半右衛門 同

同 山本久左衛門 四百五十石

四百石 上木牛兵衛 同

同 氏家久兵衛 同

同 齋藤市左衛門 同 浅賀左京

同 堀勘兵衛 同 久田義左衛門

同 中村藏人 同 大窪角兵衛

同 久世平右衛門 同 桜井丹介

同 瀧左源太 同 脇田九兵衛

同 藤懸又太夫 同 福田左京

同 青木助丞 同 佐藤帶刀

同 寺嶋牛之助 同 本保大藏

四百五十石 津田長吉 同 江守鹿之助

同 熊谷右衛門 同 岡左衛門

三百石 栗田四右衛門 同 津田監物

同 平田三郎左衛門 同 近藤九郎左衛門

同 神戸治太夫 同 入江長兵衛

同 佐藤兵部 同 小嶋八兵衛

同 千福縫殿 同 大塚帶刀

同 渡瀬弥二右衛門 同 千福八郎左衛門

同 原与三右衛門 同 野々村勘左衛門

同 小林六左衛門 同 前田右衛門

同 北村八兵衛 同 土肥庄兵衛

同 窪田九郎兵衛 同 遠田勘右衛門

同 大窪九郎兵衛 同 大橋左内

同 廣瀬彦進 同 木村藤兵衛

同 豊嶋八兵衛 同 野村弥三郎

同 今村平八 同 小塚源太左衛門

同 式百七拾石 同

同 式百石 同

同 式百七拾石 同

同 式百七拾石 同

同	安井半左衛門	同	不破忠左衛門
同	原 瀬兵衛	同	鱈 次郎兵衛
百五十石	杉本次郎左衛門	同	宇野五左衛門
貳百石	中村三左衛門	同	浅野次太夫
貳百五十石	上村八左衛門	貳百石	栗田久兵衛
同	小々將 富田逸角	百五十石	渡辺太兵衛
貳百石	荻野市十郎	同	松原小左衛門
同	渋谷数馬	同	谷 五郎兵衛
同	宮崎助太夫	三百三十石	大窪助之進
百石	多田五郎兵衛	同	富田源左衛門
百五十石	吉田牛之助	同	副田権左衛門
貳百石	福田主計	三百石 御右筆	平野善左衛門
同	同 板津左兵衛	同	河井数馬
同	賀子左太夫	貳百石	阿部雲左衛門
同	行山主馬	五百石	片岡彦右衛門
四百石	千秋太左衛門	三百石	瀧太左衛門
三百五十石	中村安右衛門	三百三十石	山田大学
貳百石	井野左右衛門	同	岸 主計
百五十石	瀧川掃部	貳百石	村井左近
百石	堀 左太夫	同	高橋善九郎
同	中小將 北川伊織	四百五十石	伴 無理兵衛
貳百五十石	稻野五兵衛	貳百石	稻野又兵衛
百石	古屋五左衛門	千石	九里覚右衛門
四百石	渡辺吉左衛門	貳百石	津田少左衛門

百五十石 内藤傳七 同 内藤源太左衛門
 貳百石 小林少兵衛

(中略)

右之内慶長五年、大正持御陣ニ討死之輩有之。又利長公御隠居以後、被召抱人々も有之候。且又落帳も有之歟。組之内不足も相見候。尤本紙之儘ニ写事「畢」。

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵「慶長延宝加陽分限帳」(16.30-29)によって示した。

[8] 古組帳抜粹

慶安三年「庚寅」二冊

○金沢御小性与人数之帳 寅六月一冊 脇田九兵衛
 廿二日 森 権太夫

私ニ曰。但し知行方無之。名前役付等有之

御小性与人内 都合百四拾六人

帳面ノ奥充所 津田玄蕃頭殿

但、慶安四年ノ帳無之。

一、慶安五年「壬辰」承応卜改元 二冊

「私ニ曰。

慶安二年より有之。付札ニ朱ニテ、イロハ付一二付も有之候所、慶安二年ヲ一イ、三年ヲ二ハ、五年ヲ三ロと有之。然レハ最前ヨリ、四年ハ欠如ト見ヘタリ

○慶安五年
御小姓知行高并歳付之帳
七月廿一日

森 権太夫

脇田九兵衛

千五百石(五拾壹歳)有賀經殿助、百石(四拾三歳)高柳勘左衛門迄、百三拾四人。金子貳枚・拾人扶持(貳拾八歳)水野半之佐。春二百三十五人

千石

外貳百石与頭料

六十九歳

脇田九兵衛

千三百石

外貳百石与頭料

六十七歳

森 権太夫

(中略)

知行高

合四万九千八百八拾五石

内五百石者料知

御小姓数

合百三拾七人

私ニ日、組頭共ノ数也。

右之内、定 御用人

(中略)

一、御公事場横目

(後略)

脇田平之丞
田辺兵右衛門

△御小性人数知行高帳

在郷也 脇田九兵衛 森 権太夫

(中略)

三百石

脇田平丞

(中略)

貳百石

脇田小平

(中略)

千五百石

内貳百石与頭料

森 権太夫

千貳百石

内貳百石与頭料

脇田九兵衛

知行高

合五万八百五石

人数百四拾八人 自分共ニ

金子貳枚
拾人扶持

水野半丞

以上

午 十一月十八日

在郷也 脇田九兵衛 判
森 権太夫 判ナシ

御寄合

一、明曆三年『丁酉』

三冊

(中略)

○御扶持方切米給銀帳 一冊

岡島治兵衛 裁許
山森伊左衛門

(中略)

「御小姓頭」 脇田九兵衛

森 権太夫 与

暮渡り

一、判金貳枚

拾人扶持

水野 半丞

○御扶持方切米給銀帳 一冊

(中略)

「金沢町御奉行」 富永勘解由左衛門

「本役御小將頭」 脇田九兵衛 与

一、三人扶持 金沢町年寄之者拾人分

(中略)

切米 百八拾石

扶持方 拾三人扶持

(中略)

右之通、今度遂吟味、相究候。向後指引之義、入念可改旨、被仰出所如件

御印

明曆三年三月十八日

前田 对馬

近藤新左衛門殿

河勝三右衛門殿

山村二郎兵衛殿

「右扶持方御切米帳也」 『式冊』

「御小將頭と兼ル」

脇田九兵衛 一冊

富永勘解由左衛門

一、千五百石

外貳百石町奉行料

(中略)

右之通ニ御座候。以上

万治元年閏十二月五日

知行高歳付ハ御小姓与帳面ニ記上申候

脇田九兵衛 判

富永勘解由左衛門 判

奥村因幡殿

津田玄蕃殿

前田对馬殿

○金沢町下代兩人町廻御鉄炮之者式拾人町年寄拾人御扶持方御切米御給銀并下代兩人歳付帳 一冊

脇田九兵衛 富永勘解由左衛門

(中略)

右之通ニ御座候。以上

万治元年閏十二月廿日

脇田九兵衛

富永勘解由左衛門

奥村因幡殿

津田玄蕃殿

前田对馬殿

万治貳年 森 權太夫 一冊
 ○御小性帳 亥六月八日 脇田九兵衛 御番頭 三十一歳
 本紙トデ切レハナレ居 申ニ付、写置申候

一、八百石 御番頭 三十一歳 富田内蔵允 一、五百石 長谷川三右衛門、
 二十歳 有加縫殿助、一、千石 篠原大学、
 一、千石 三十歳 小堀孫兵衛、一、千石 脇田平丞、
 一、千石 三十五歳 今枝牛之助、一、七百五十拾石 半田左京、
 一、九百石 四十三歳 羽田三右衛門、一、七百石 恒川監物、
 一、七百石 四十一歳 一木逸角、一、七百石 津田五郎兵衛、
 一、七百石 三十七歳 佐久間半右衛門、一、六百五十拾石 浅井八左衛門
 一、六百石 廿七歳 奥村五兵衛、一、六百石 津田源三郎、
 一、六百石 四十八歳 水原清左衛門、一、六百石 一色瀬兵衛、
 一、六百石 四十五歳 團 七兵衛 一、六百石 宮井太郎右衛門
 一、六百石 三十五歳 若城小兵衛、一、六百石 御馬廻へ入 三十四歳
 一、六百石 三十六歳 高島主膳、一、六百石 大窪忠左衛門、
 一、五百五十石 廿八歳 氏家内蔵允、一、五百石 津田孫十郎、

一、五百石 廿歳 横山主水、一、五百石 廿四歳 篠原頼母、
 一、五百石 五十五歳 服部左源太、一、五百石 五十七歳 小寺甚右衛門、
 一、五百石 五十八歳 今村五郎兵衛、一、五百石 三十九歳 村上助右衛門、
 一、五百石 四十五歳 掃山助右衛門、一、五百石 三十九歳 村 善右衛門、
 一、五百石 三十四歳 馬淵加右衛門、一、五百石 三十七歳 井口次兵衛、
 一、五百石 五拾四歳 今井李助、一、五百石 三拾九歳 古屋孫市、
 一、五百石 三十四歳 中村新丞、一、五百石 四十七歳 高山勘兵衛、
 一、五百石 六十九歳 遠藤数馬、一、五百石 四十歳 鶴見勘助、
 一、五百石 三十二歳 戸田与市郎、一、五百石 三十三歳 岡田九八郎、
 一、五百石 三十二歳 柘植数馬、一、五百石 廿一歳 有賀長九郎、
 付札、今度就被仰付、歳未承候 岡田助三郎 一、四百五十拾石 三十八歳 吉田逸角、
 一、四百五十拾石 四十七歳 伴 無理兵衛、一、四百五十拾石 廿六歳 菅野兵左衛門、
 一、四百五十拾石 四十三歳 宮部弥三右衛門、一、四百石 五十五歳 古屋加兵衛、
 一、四百石 六十四歳 津田覚兵衛、一、四百石 五十七歳 千秋太郎左衛門、

一、四百石 五十三歳 小幡彦四郎、一、四百石 三十八歳 橋爪五兵衛、
 一、四百石 五十四歳 脇葉権右衛門、一、四百石 三十二歳 井上久太郎、
 一、四百石 四十二歳 鷹見甚左衛門、一、四百石 五十四歳 由比五郎左衛門、
 一、四百石 三十九歳 佐藤帯刀、一、四百石 四十五歳 多羅尾六兵衛、
 一、四百石 三十二歳 宮崎清左衛門、一、四百石 三十八歳 大島甚兵衛、
 一、四百石 四十五歳 村与右衛門、一、四百石 三十三歳 渡辺所左衛門、
 一、四百石 廿四歳 加藤三四郎、一、四百石 廿三歳 脇田熊之助、
 一、四百石 三十九歳 大場又三郎、一、三百五拾石 付札、今度就被仰付、歳未承候 加須屋八郎右衛門、
 一、三百五拾石 廿六歳 中川八右衛門、一、三百五拾石 四十六歳 平田二郎右衛門、
 一、三百五拾石 五十五歳 井上六右衛門、一、三百五拾石 五十歳 平野源左衛門、
 一、三百五拾石 四十九歳 谷与右衛門、一、三百貳拾石 三十三歳 北村八兵衛、
 一、三百貳拾石 四十八歳 宇野五左衛門、一、三百石 廿七歳 菊池弥八郎、
 付札、今度就被仰付、歳未承候 神尾伊兵衛、一、三百石 三十八歳 菊池惣左衛門、
 一、三百石 五十四歳 野々村勘左衛門、一、三百石 五十三歳 坂倉助太夫、

一、三百石 六十歳 大石斎宮、一、三百石 五十四歳 岸村五郎右衛門、
 一、三百石 四十八歳 板津兵助、一、三百石 五十歳 駒井与兵衛、
 一、三百石 三十五歳 小川孫左衛門、一、三百石 三十五歳 渡辺藤左衛門、
 一、三百石 四拾壹歳 斎藤主馬、一、三百石 三十六歳 平井次郎兵衛、
 一、三百石 五十三歳 後藤季左衛門、一、三百石 三十九歳 兼松小右衛門、
 一、三百石 五十二歳 田辺兵右衛門、一、三百石 廿八歳 小泉勘十郎、
 一、三百石 四十七歳 伊藤宇右衛門、一、三百石 四十二歳 加須屋傳兵衛、
 一、三百石 廿九歳 石川三丞、一、三百石 五十二歳 佐垣九右衛門、
 一、三百石 六十歳 高橋傳右衛門、一、三百石 三十三歳 近藤伊兵衛、
 一、三百石 廿六歳 岡田左内、一、三百石 三十九歳 生駒伊兵衛、
 一、三百石 四十歳 河勝木工、一、三百石 廿九歳 堀勘左衛門、
 一、三百石 三十四歳 永原五郎左衛門、一、三百石 三十二歳 半田権之助、
 一、三百石 三十五歳 宮川安右衛門、一、三百石 廿八歳 近藤志摩、
 一、三百石 三十七歳 北川又右衛門、一、三百石 三十二歳 中村権丞、

一、三百石 廿三歲 大屋權三郎、一、三百石 廿九歲 瀬川五郎兵衛、
 付札、今度就被仰付、歳未承候 五十五歲 庄田市丞、一、三百石 三十歲 安井源兵衛、
 一、三百石 五十七歲 堀田清左衛門、一、三百石 四十五歲 土師与右衛門、
 付札、今度就被仰付、歳未承候 四十四歲 三好左助、一、貳百五十拾石 四十六歲 桜井与兵衛、
 一、貳百五十拾石 四十八歲 久野十兵衛、一、貳百五十拾石 三十八歲 峯 孫左衛門、
 一、貳百五十拾石 五十歲 窪田九郎兵衛、一、貳百五十拾石 五十九歲 中村七右衛門、
 一、貳百五十拾石 四十九歲 桑島藤右衛門、一、貳百五十拾石 四十一歲 原八郎右衛門、
 一、貳百五十拾石 廿六歲 別所八右衛門、一、貳百五十拾石 六十六歲 藤懸七郎左衛門、
 一、貳百五十拾石 五十壹歲 遠田勘右衛門、一、貳百五十拾石 五十歲 金子与右衛門、
 一、貳百五十拾石 五十歲 前波甚右衛門、一、貳百五十拾石 四十二歲 松原半右衛門、
 一、貳百五十拾石 廿三歲 西村八兵衛、一、貳百五十拾石 三十四歲 前田弥五作、
 一、貳百五十拾石 拾八歲 山森十次郎、一、貳百五十拾石 四十七歲 廣瀬□助、
 一、貳百五十拾石 拾八歲 福島長吉、一、貳百貳拾石 四十七歲 今村久兵衛、

一、貳百貳拾石 五十歲 不破久兵衛、一、貳百貳拾石 三十八歲 高山猪左衛門、
 一、貳百石 四十二歲 宮崎弥左衛門、一、貳百石 五十七歲 丹羽伊兵衛、
 一、貳百石 六十歲 飯尾市丞、一、貳百石 三十壹歲 宮城左平太、
 一、貳百石 四十四歲 脇田小平、一、貳百石 五十四歲 宮井喜兵衛、
 一、貳百石 五十壹歲 加藤彦左衛門、一、貳百石 三十六歲 池田權之丞、
 一、貳百石 四十三歲 氏家九郎兵衛、一、貳百石 四十九歲 和田数馬、
 一、貳百石 四拾三歲 関屋新兵衛、一、貳百石 四拾六歲 富野新兵衛、
 一、貳百石 五十四歲 笹井權左衛門、一、貳百石 三十二歲 野崎市郎右衛門、
 一、貳百石 四十九歲 横井五郎右衛門、一、貳百石 三十四歲 田辺八左衛門、
 一、貳百石 廿六歲 中村久太郎、一、貳百石 廿八歲 山田又太郎、
 一、貳百石 四十歲 岡田五郎左衛門、一、貳百石 四十歲 熊谷又八、
 一、貳百石 廿六歲 中村權兵衛、一、貳百石 廿七歲 高田七右衛門、
 一、貳百石 三拾五歲 斎田權左衛門、一、貳百石 三十歲 篠島源右衛門、
 一、貳百石 三十一歲 箕浦新左衛門、一、貳百石 廿九歲 板垣小平、

一、貳百石 廿九歲 田邊孫作、一、貳百石 五十六歲 鷹栖甚右衛門、
 一、貳百石 三十五歲 横田吉兵衛、一、貳百石 三十七歲 行山新右衛門、
 一、貳百石 三十九歲 小幡七郎兵衛、一、貳百石 三十三歲 中川平右衛門、
 一、貳百石 廿八歲 佃源八、一、貳百石 十九歲 金子源右衛門、
 一、貳百石 八十八歲 野村半兵衛、一、貳百石 四拾壹歲 菅野久兵衛、
 一、貳百石 三十五歲 野崎八左衛門、一、貳百石 三十七歲 小谷傳左衛門、
 一、貳百石 廿九歲 山東次五右衛門、一、貳百石 三十八歲 大河原五右衛門、
 一、貳百石 三十四歲 小林助八、一、貳百石 四十三歲 齋藤長兵衛、
 一、百五拾石 五十六歲 津田忠兵衛、一、百五拾石 五十六歲 渡辺清右衛門、
 一、百五拾石 四十七歲 廣瀬藤右衛門、一、百五拾石 三十歲 山田仁右衛門、
 一、百五拾石 三十歲 今枝伊兵衛、一、百五拾石 五十六歲 清水勘介、
 一、百五拾石 三十六歲 野村四郎左衛門、一、百貳拾石 五十歲 丹羽次郎兵衛、
 一、百貳拾石 五十九歲 矢部角左衛門、一、百貳拾石 五十二歲 青木新右衛門、
 一、百貳拾石 五十一歲 渡部治三郎、一、百貳拾石 四十三歲 廣瀬仁右衛門、

一、百貳拾石 五十歲 坂野市佐、一、百石 五拾六歲 松宮惣右衛門、
 一、八拾石 三十歲 森田清三郎、一、金子貳枚 三十五歲 水野半佐、
 一、貳拾人扶持 三十五歲 富永次郎兵衛、一、清水市丞、
 一、廿八歲 安井源丞、一、付札、歲拾三相中不申候 西村伴右衛門
 御中小姓
 一、千三百 貳拾七歲 横山志摩、一、千石 貳拾四歲 中川七兵衛、
 一、千石 貳拾九歲 村上小七郎、一、千石 貳拾壹歲 溝口十郎右衛門、
 一、六百石 貳拾壹歲 藤田八郎兵衛、一、五百石 貳拾貳歲 中川采女、
 一、五百石 廿歲 青山長次郎、一、四百石 貳拾貳歲 坂井久馬助、
 一、三百石 廿七歲 稻垣三郎兵衛、一、貳百五拾石 廿六歲 赤尾平六、
 一、貳百石 廿七歲 河野数馬、一、貳百石 三十九歲 近藤喜三郎、
 一、百五拾石 三十四歲 矢野所左衛門、
 一、千百三拾 七石 内百三拾 七石 料知 私ニ云、小松御馬廻頭也
 五斗 五斗 岡島兵庫
 知行高合七万七千四百拾七石五斗
 内 貳百石者 与力知

百八拾七石五斗 料・知

人数合貳百拾六人。但御中小性拾三人共二

當分之 御用人

一、御作事方

一、御城中御着到付。但此御用ハ

毎年老事替ニ相□成申候。異

風石の場ハ二月十日々替々一

人充召出申候

一、御目付衆御賄方御用

定 御用人

一、會所

一、諸方々上ル金銀請取御貸渡

請拂

一、御かね小拂

一、与力明知銀・傳馬銀・不參銀・

郡打銀・過料銀・催促銀・御

普請役銀

一、御家中出銀 御用

一、町方火事風吹可召出旨、御仰

御座候。今度上申候。最前々

御納戸金銀入立御奉行、重而

御道具預り申御用共ニ被 仰

付候

一、割場

一、御横目

一、御馬御用

一、御鷹方

一、町方火事風吹ニ可召出候。其外、

何ニも不懸、九兵衛ニ被相付置

旨、御印御座 候。今度上申

候。重而 仰出無御座候

一、对馬・因幡・玄蕃

寄合所へ相詰申候

以上

齋藤長兵衛

平井次郎兵衛

窪田九郎兵衛

山田仁右衛門

行山新右衛門

横田吉兵衛

半田権之助

津田源十郎

金子与右衛門

渡辺清右衛門

笹井権左衛門

由比五郎右衛門

脇田小平

鷹栖甚右衛門

今枝伊兵衛

清水勘介

堀田清左衛門

万治貳年六月八日

三百石 七拾四歳

森 権太夫判

三百石 七拾六歳

脇田九兵衛判

奥村因幡殿
津田玄蕃殿
前田对馬殿
今枝民部殿

○第二御小性

「但此一冊年号ナシ」
「相考ル所万治元年歟」

一冊

一、六百石 御番頭 五十五

小野木治兵衛
歳付ナシ
ヲ以テ引合スルニ、万治元年トモ
二年トモ不相明。万治二年ノ御小
性帳ニ森権太夫・脇田九兵衛歳付
知行付、隠居ノ跡也。隠居後頭名
同前。御小性方へ加りいたまハ此
よし同歟。コ、ヲ以テ相見レハ此
一冊ハ夫已前歟。森・脇田在役ノ
跡分明也

一、六百石 河島平左衛門

五十二

一、五百石 長瀬新九郎

五十五

一、五百石 村田半助

五十五

一、長谷川六右衛門

五十七

私ニ曰。但、万治元年ノ帳ニハ御
番頭也。此帳ニハ御大小将也

一、四百五十石 高田勘右衛門

三十一

一、四百石 三宅新左衛門

五十一

一、三百石 加須屋長三郎

七十六

一、貳百石 片岡助左衛門

三十七

一、百五十石 久徳傳兵衛

七十六

一、百貳十石 高山伊右衛門

三十七

●私ニ曰

右拾人、万治二年ノ帳ニ無之名前也。万治二ノ帳ニ、伴無理兵
衛と有之。此帳ニハ伴七兵衛とアリ。脇田平丞此帳ニハ三百石

とアリ、万治二年之帳ニハ千石とアリ。是ハ脇田九兵衛隠居、
せかれ平丞江家督之千石と成タルナリ。脇田小平ハ九兵衛二男
歟。役付帳ニ小平者町方火事風吹ニ可召出候。其外、何ニも不
懸、九兵衛ニ被相付置旨、御印御座候と有之
右ノ外ハ、万治二年之帳ニ有之名前共也。万治二年之帳ニハ此
帳ニ無之名前も有之也。此帳ト同様之名前ニハ名之下ニ、ノ印
付置也。此帳ニも御中小性番頭横山也。名ハ志摩之助トアリ。
万治二年帳ニハ、志摩ト有之。志摩之助ハ御小性之時申ノ名歟。
後ハ之助ヲ省キ志摩ニ成タルノ由、承及置也。万治二年之頃ニ
志摩ニ成タル跡也

一、千五百石

内貳百石頭料

七十三 森 権 太夫

一、千式百石

内貳百石頭料

七十五 脇田 九兵衛

●私ニ曰

右之通有之。万治二年之帳ニ、森権太夫七十四歳、脇田九兵衛
七十六歳与有之。此帳ニハ二人共ニ知行高之内頭料等も記有之。
万治二年之帳ニハ二人共ニ三百石と有之。しかれば隠居後歟。
其上、此帳ニハ脇田平丞三百石と有之。万治二年之帳ニハ、脇
田平丞千石と有之。家督之跡無相違。此帳面年号無之トイハレ、
万治元年之帳ト見ヘタリ。年号無之ニ付、二年之一括ニ紛レ入
タル歟。万治二年之付札ニハ廿七冊ト有之候へとも、此帳とも
ニ廿八冊アリ。又万治元年之付札ニハ六十九冊ト有之テ、六十
八冊有之。此一冊ヲ二年ノ括ニ入離レタルカ。猶可考

○小松金沢割場裁許之者

其外御鉄炮之者人高之帳

進士作左衛門 一冊
久世平助
齊藤長兵衛

(中略)

金沢小松割場付之外御鉄炮之者

(中略)

一、廿人 町廻

富永勘解由左衛門 裁許
脇田 九兵衛

(中略)

万治貳年正月九日

進士作左衛門 判印

久世平助 判印

齊藤長兵衛 判印

○御馬廻一組帳

脇田九兵衛 一冊
不破伊織

(中略)

千貳百石 内貳百石頭料知

脇田九兵衛

侍数 八拾貳人

知行高 四万八百五十石

内四百石料知 貳百石与力

寛文元年閏八月十一日

在郷也 不破伊織

脇田九兵衛 判

「此九兵衛ハ平丞歟追而可考」

○御小性帳

(中略)

四百石宛 拾四人 (中略)

貳拾六歳 脇田小左衛門

(中略)

三百石宛 三十八人 (中略)

四拾八歳 脇田小平

(中略)

寛文元年壬八月廿三日

◎以上、金沢市立図書館加越能文庫蔵「古組帳抜粹」(16.30-38)
(全三冊)中の関係箇所を抜粹した。但し万治二年「御小性帳」
は如鉄晩年のものとして興味深いので、全文を翻刻した。

【2】由緒書

〔1〕諸士由緒帳

一、千石

外貳百石与頭料

脇田九兵衛

陽廣院様江寛永貳年被 召出、御知行三百石拝領仕。萬治貳年、

如鉄隠居被 仰付、私先知如鉄被下、如鉄知行私拝領仕候

一、父

脇田如鉄

瑞龍院様江如鉄八歳之時、文禄二年被 召出、御知行貳百三
拾石被下

微妙院様御代大坂御陣以後、七百七拾石御加増、都合千石拝領
仕候。万治三年致病死候

一、外祖父

三代先 脇田帶刀

高德院様御代御奉公仕

微妙院様御代、古 飛驒守様江被為附、於江戸果申候。御知行
貳千石被下置候。私母、実ハ帯刀姪ニ而御座候

一、外祖母

半田半兵衛娘

一、せかれ

廿二歳 脇田七兵衛

八歳 脇田乙助

「養他北川喜兵衛」

一、聲

御馬廻与 伊藤牛之助

同 与 栗田久右衛門

御小将与 菅野兵左衛門

同 与 笹嶋与市郎

御馬廻与渡部与市郎せかれ 渡部源兵衛

御射手与嶋田十兵衛せかれ 嶋田弥左衛門

伊藤牛之助せかれ 伊藤久太郎

菅野兵左衛門せかれ 菅野九八郎

笹嶋与市郎せかれ 笹嶋少吉

嶋田弥左衛門せかれ 嶋田十三郎

御小将与 脇田小平

脇田十左衛門

御小将与 由比五郎左衛門

御小将与 神保長右衛門

同 与 神保八左衛門

同 与 由比源七

浪人由比五郎左衛門弟 神保勘六

浪人神保長右衛門弟 「小平養子」

御馬廻与 野村半兵衛

同 与 山田又太郎

御射手与 石丸吉丞

一、姪

定番御馬廻与 吉田段助

御馬廻与 国府助右衛門

御射手与 富田助八

村井藤十郎家来 村井理兵衛

御馬廻与 中村二郎兵衛

御小将与 脇田小左衛門

飛脚守様被召仕候 田丸兵庫

同 山崎権丞

以上

一、母方従弟
一、相聲

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『諸士由緒帳』(16.31-39)のうち、第五卷「脇田九兵衛」の部分に翻刻した。九兵衛(直能)「せがれ」七兵衛の年齢から、寛文九年の由緒書と推定される。

〔2〕加陽人持先祖

脇田九兵衛事

一、千石

外貳百石組頭料

脇田九兵衛

光高公へ寛永式年被 召出、御知行三百石拝領。万治貳年、如鉄隠居被 仰付、私先知如鉄知行私拝領仕候

一、父

脇田如鉄

利長公へ如鉄八才之時、文禄貳年々奉仕。式百三拾石被下 利常公御代、大坂御陣以後、七百七拾石御加増、都合千石。万

治三年病死仕候

一、外祖父

三代先 脇田 帶刀

利家公御代々奉仕。利常公御代、古飛驒守様被為附、於江戸果申候。御知行式千石之旨。私母、実八帶刀姪ニ而御座候

一、外祖母

半田半兵衛娘

せかれ

二十二歳 脇田七兵衛

同

八歳 同 乙 助

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『加陽人持先祖』(G. 31-33)の「脇田九兵衛」部分を翻刻した。「1」同様、寛文九年の由緒書の写し(但し抄録)と推定される。

【3】系譜

〔1〕当邦諸侍系図

脇田兵部重〇(此一文字者難見分云々)

初名善左衛門。御家被召時節者称小法師丸。仍御判物被調小法師丸云々。自越前府中奉仕

帶刀重之

二千石。後号主水

善左衛門

六百石。初名右京(役高九百石。无相違給之)

家説云。善左衛門一男猪之助。新知四百石。勤小々姓。而早死。仍一男重徳被召出。賜兄領四百石。善左衛門死時。四百石者上り。賜家領六百石。勘

兵衛仕小々姓。給二百五十石。知右衛門出小々姓。給二百石。加増而為三百石

中村六之丞

刑部養子。別知給五百石。

此者。先中村次郎兵衛、中村惣右衛門ト兄弟分也。

此子孫、中村弥三右衛門、宇兵衛、吉郎兵衛、善之助等也

左衛門重徳

初別知三百石。父死後家領六百石。別知八上ル

善左衛門重祐 德之助重宏

実直定子

勘兵衛 別知二百五十石

於番所乱氣。仍被預類中。此筋断絶

知右衛門重直 又八郎重武

三百石別知

女子 渡部半十郎妻。早世

女子 今枝清左衛門妻

女子 渡部半十郎後妻

女子 中村源太郎妻

女子 村井勘右衛門妻

女子 脇田重行妻

小五郎 五百石。早世

帶刀

二千百石。実重之弟。善左衛門兄。養子也

九兵衛直賢

馬回頭。婿養子也。元來朝鮮陣之時、乱取之小兒也。

妻村井理斎女。帶刀姪養子。之而嫁直賢

助右衛門 助右衛門 喜八郎 弥三右衛門

子分

笠間平馬

女子

常右衛門

九兵衛直能

馬回頭。千五百石

三郎四郎

小平直常 十左衛門 実長(直)定指次之弟。早世

三百石。 惣兵衛 実由比先五郎左衛門二男。早世

彦兵衛重行 久大夫

実神保氏

女子 神保先長右衛門妻

女子 由比先五郎左衛門妻

七兵衛直長(定)

馬回頭。妻齊藤忠明女

北川喜兵衛 庄右衛門養子。乱氣逐電

女子 伊藤牛之助勝行妻

女子 渡部源兵衛 妻

女子 笹嶋与一郎 妻

女子 菅野兵左衛門 妻

女子 畠田弥左衛門妻

女子 栗田二代久右衛門妻

善左衛門 側男也。重徳養子

七十郎 早世

女子 渡部五太夫 妻

女子 齊藤三左衛妻
 女子 村源左衛門妻
 九兵衛直徳 妻重徳女
 源次郎 嗣高木氏家
 庄二郎

帶刀 千五百石。実後藤先次郎兵衛男也。

仕大正持。後遁世

主馬助 早世

女子 直徳妻

女子 才図書妻

女子 後藤先次郎兵衛妻

女子 山崎権之丞妻

女子 田丸兵庫妻

女子 村井又兵衛妻

女子 杉江兵助妻

女子 中村先(二)代次郎兵衛妻

女子 脇田重徳妻

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『当邦諸侍系図』(16:31-44)の
 うち、「脇田家譜」の翻刻である。

〔2〕諸士系譜

脇田氏 本國越前。祖帶刀仕朝倉義景。其子重季也
 兵部重季

始帶刀。仕朝倉義景。后於越前府中、仕高德公。六百石。

御使番并金澤御留守居。元和三隱居。寛永元五廿五死。八十才。娶太閤臣播州宇野右京進女(於宇野八幡討死)。右京

進女、秀吉公江證人ニ上置候処、備前中納言御籠中江奉仕。

后芳春院様ノ依命、兵部へ嫁娶

帶刀重俊

千七百石。御使番。元和御馬廻頭。后大正寺二千石

小五郎 早世

女 如鉄妻

半兵衛

后帶刀。御家老役。二千百石。万治元死

帶刀 始権之助。實後藤次郎兵衛二男。在故遁世。号宗

甫(イニ有)。断絶

八女 九兵衛直能。山崎権丞重徳。田丸兵庫

浅香左平太。中村次郎兵衛。今枝清左工門

助右衛門

新知二百石。小松御馬廻

喜八郎

同上。實中村次郎左工門三男。宝永五死

弥三右衛門

同上。娶森田三太夫妹

友之丞 岡田金右工門養

善左衛門

先父死

弥三左衛門尚徳

同上。宝曆七死。七十八才

津左衛門 高桑五兵衛養

瀬兵衛尚尺

始源太左工門。同上。実清左工門二男。小松御馬廻。

娶村勘五左工門女。天明五三組外内作事奉行并御材

木伐出御用。后御馬廻。寛政七御抱守。同八大小将

組。御膳奉行。同十三五死。五十五才

新兵衛 田辺甚太夫養。弥三左工門弟トアリ

九丞 村井臣村并平兵衛養

虎太郎有尚

始織人。寛政十二廿二同上。同十二江戸御廣式番。

享和三無御用。文化二玉藥奉行。文政元死

延次郎 与三左工門養

犬五郎 横地勝左工門養

弥三左衛門尚方

文政元二十四同上。同五五二御馬廻。同九公事場

横目。天保五二廿三御丸御廣式御用達并金谷兼。

同年七十一御免。同年八廿四再公事場横目。同十六

朔定番御番頭

良之助 始忠太郎。平田清左工門養

半兵衛 兄重俊養

善左衛門重勝

家督六百石(元和三年也)。大小将番頭。后足輕頭。

後御免。娶一色主膳女。延宝二死

猪之助 御子小将。元和元四百石。寛永 死

小左衛門重徳

同上。娶帶刀女。延宝五新川郡奉行。后御免。正徳

二死

勘兵衛 三百石。有故一門へ御預

知右衛門重直

万治二子小将。二百石。寛文七加百石

三百石。娶山田又太郎女。再中村次郎兵衛女。延

室五字出津。元禄三改作奉行。同十死。后御馬廻
五女 村井勘右工門。中村源太郎。福田孫丞。
彦兵衛。今枝清左工門

又八郎重武

娶山田八郎兵衛女。元禄十一九十三同上。御馬廻。
同十二六九大小將。宝永五六ノ十四護國公御部屋
附聞番。正徳三八六御側小將番頭。享保四六廿一
御部屋附御先筒頭兼御歩支配。同七二八死。四十
三才

女 中村典膳。奥村十蔵

弥兵衛貴武

始左膳長武。實久大夫次男。娶瀬川長左衛門女。
享保八十二一三ノ一。同十一八ノ十三本知三百
石。同二十二七組外。同十三八九表小將見習。
元文二八二大小將組。大應公御部屋附奥納戸奉行。
延享二十一ノ五無御用御表向相勤。同四八大小將
指除組外。宝曆七十一廿二公事場横目。明和九四
御馬廻。安永五三死。六十五才

與三左衛門

實半五右工門子。二百石。御馬廻。天明元九廿八
死

八郎左衛門

實子也。配分百石。始半五右工門養子不縁二付
飯り配知也。組外。天明六四十三定番御馬廻り。
享和三七廿五死。娶御料理人上田次右工門女。
安永五七ノ十一被召出

石之助幹武 享和三二十六同上

左内武風

始延二郎。天明二六廿九同上。実瀬兵衛二男。始
又八郎美武。御馬廻御武具奉行。文化八宮腰御詰
米奉行。文政六八ノ十一定番御番頭。同九十一廿
九組外番頭。天保七 死。七十才

女 城戸助八。坂井八十八

左兵衛

實石之助弟。天保七十二廿三同上。組外。同九壬四
基五郎君御守

善左衛門重祐

實直長二男。婿養。元禄十二先父死
女 中村三郎左工門。平松友丞。

九兵衛。實、中村三郎左工門女。山田覺左工門

八郎大夫

娶神尾主殿養女。病身足ヲ痛。嫡子作大夫御歩。二男
吉郎兵衛、田伏弥五兵衛養。三男小八郎、山田傳大夫
養

半五右衛門祐国

始庄大夫。始重遠。后重道。承祖五百石。大小將組。
享保十一御馬廻。安永六二廿四死。八十三才
女 平松右源次

織人 實子。早世

善左衛門祐忠

始源左工門。實土方孫三郎三男。婿養子。同上。安
永九高岡町奉行加人。天明二本役。同五御免除。同
六御作事奉行。同八十一廿三御免除。寛政元二十八
別宮口留御用。同三御指除。享和二十二廿八新川郡
奉行加人。文化元宮腰町奉行。同九四四組外番頭。
同四十七三御免。文政三死

与三左衛門 弥兵衛養

女 阿部十左工門。善左工門

善右衛門祐茂

文政三二十六同上。御馬廻同
女 神尾昌左衛門。多田次郎左工門
辰次郎

源左衛門祐一 文政十七四同上。始安之助。御馬廻

六丞 中村刑部養。

九兵衛直賢

幼少ヨリ日本江来。瑞竜公へ被召出。四百五十石。自
微妙公加五百五十石。合千石
朝鮮人。文禄二仕高德公。千石。娶重俊女。后妻村井
長次郎養女。殘金奉行。足輕頭。寛永廿年御小將頭。
万治 致仕。称如鉄。同三死
女 後藤次郎兵衛。中村次郎兵衛

九兵衛直能

始平丞。千五百石。娶帶刀女。町奉行。御馬廻頭兼御
用人。延宝三死

七兵衛直長

同上。娶齊藤宗津女。天和二御歩頭。段々昇進至定
番頭。享保九致仕。称夕庵。同十七八廿八死。八十
五才

十左衛門 小平養

喜兵衛 北川庄右衛門養

女 伊藤牛之助。栗田久右工門。渡辺源兵衛。
笹島与一郎。菅野兵左工門。島田五左工門

七十郎 早世

九兵衛

同上。娶小左工門女。御馬廻。宝曆三死。七十六才

善左衛門 小左工門養

源次郎 高木庄兵衛養

七郎左衛門 新番

四女 渡辺五太夫。中務嫡、齊藤三左工門。

林源左工門。長瀬主計

治左衛門直廉

同上。御馬廻。明和九十四死。四十五才

隼太 小川直右工門養

女 坂井伊織。高山彦四郎

哲兀郎直温

同上。始留之助。御馬廻。天明二五廿一重教公御近

習。同三八閉門。同四三廿五御免。減千石。后遠慮

御免。同五十一廿三二百石引足。合七百石。大小將。

娶横山又五郎女。寛政二七十九依不行狀二百石減。

逼塞組外。同六六廿九御免。同十二彌波射水郡奉行。

享和元御免。文化十一御馬廻。文政五 死

女 高木伊織妻

平之丞直興

文政九十二同上。同十ノ廿大小將。娶吉野善八郎女。天保九十一四御普請奉行。同年八十一高岡町奉行。同十三大小將横目

小平

三百石。娶武部四郎兵衛女。元禄三死

女 神保長右工門。由比五郎左工門

十左衛門 實直能二男。早世

惣兵衛 實由比五郎左工門二男。早世

彦兵衛

實神保長右工門二男。娶善左工門女。同上。元禄七割

場奉行。同十一依病御免。同十二死

久大夫

同上。娶堀次郎八女。元禄十六大小將。正徳四八死

直右衛門

女 神保次郎太夫。原勘十郎

清左衛門直良

始右源次直度。娶前田直賢臣津田弥三兵衛女。享保同

上。同九表小將。延享三定番御番頭。段々昇進至物頭

並。同十二二十死。五十六才

左膳 又八郎養

伊織直暢ちやう

始三左衛門。同上。大小將。天明元組外遠慮。同五八

ノ廿九御免。同年十八夜出奔。倅同道

幸次郎 弥三左工門養

女 河内山七左工門

勇三郎 父同日出奔

女 古屋孫市

◎金沢市立図書館蔵『諸士系譜』(1930)のうち、脇田家譜の翻刻である。

〔3〕脇田略系譜

脇田氏曩祖。九兵衛直賢入道如鐵者。朝鮮國出生。高麗金氏之裔也。文祿中為虜而渡來于我皇國。遂為吾藩士。示來子孫連綿。血脉不絕矣。蓋天保中。其嫡孫係于惡痛為不具。而無子子孫將斷絕哉。嗚呼世家之不運不堪遺憾耳

弦齋湯淺祇庸識

脇田略系譜

重季

本國越前。俗名帶刀。又兵部。仕于朝倉義景。后於越前府中仕于利家卿。賜六百石。歷仕于利長卿利常卿。使番等相勤。元和三年致仕。寬永元年九月廿五日歿。八十歲

妻豊太閤家士播州宇野右京進女。右京進者於八幡討死

重俊

俗名帶刀。仕于利常卿。賜千七百石。使番馬廻組頭相勤。寬永十六年被屬于大聖寺藩。賜二千石

某 俗名小五郎。仕于大聖寺藩。新知五百石。早世
女 九兵衛直賢妻

某

俗名平兵衛。為兄重俊之嗣子。於大聖寺稱帶刀。賜二千石。為家老役。万治元年歿。無男子

女 二代九兵衛直能妻

重勝

俗名善左衛門。仕于利常卿光高卿綱紀卿。賜六百石。大小性番頭足輕頭相勤。延宝二年歿

妻一色主膳女。子孫連綿

某 俗名六丞。為中村刑部之養子。賜五百石。大小性番頭相勤。妻稲野又兵衛女

直賢

俗名九兵衛。実朝鮮人。金氏時省翰林學士之男。称如鐵。文祿元年為虜。于時七歲。同二年利家卿小君御養育。後仕于利長卿。歷仕利常卿光高卿綱紀卿。元和元年大坂夏陣頭殊功。賜千石。使番足輕頭算用場奉行公事場奉行小性頭金沢町奉行等相勤。万治二年七月致仕。

剃髮称如鐵。養老料三百石賜之。同三年七月日歿。享年七十五歲。為脇田帶刀重季之猶子。称脇田氏妻脇田帶刀重俊女

直能

俗名平丞。後九兵衛。利常卿近習勤。三百石賜之後。家督相續。加增知共千五百石賜之。金沢町奉行馬廻組頭兼用人役。延宝三年歿

妻脇田半兵衛女

某 俗名三郎四郎。利常卿近習勤。二百五十石賜之。早世

某 俗名小平。仕于利常卿光高卿綱紀卿。三百石賜之。元禄三年歿。子孫連綿。妻武部四郎兵衛女

女 長女。神保長右衛門妻。次女。由比五郎左衛門妻

直長

俗名七兵衛。父遺知千五百石相續賜之。仕于綱紀卿。

步頭馬廻組頭兼公事場奉行定番頭等相勤。享保九年致仕。称夕庵。同十七年八月廿八日歿。八十五歲

某 俗名十左衛門。為伯父小平之養嗣子

某 俗名喜兵衛。為北川庄右衛門之養嗣子

女

某 俗名七十郎。早世

某

俗名九兵衛。父遺知千五百石相續賜之。馬廻組。宝曆三年歿。七十六歲

某 俗名善左衛門。為同姓小左衛門之養嗣子

某 俗名源次郎。為高木庄兵衛之養嗣子

某 俗名七郎左衛門。新番組

女

直廉

俗名治左衛門。父遺知千五百石相續賜之。馬廻組

明和九年十月四日歿。四十五歲

某 俗名弥十郎。為小川直右衛門之養嗣子

女

直温

俗名留之助。後哲兀郎。父遺知千五百石相續賜之。馬廻組。天明二年重教卿近習勤。同三年有役失閉門。翌

四年三月廿五日閉門被免。知行減知五百石賜之。同五年十一月廿三日二百石引足。七百石賜之。大小性組。

寬政二年七月十九日依不行狀知行再減知五百石賜之。

組外被指加逼塞。同六年六月廿九日被免。同十二年曠

波射水郡奉行。享和元年被免。文化五年馬廻組入

女 青木伊織妻

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『松雲公採集遺編類纂』(16)

317) 第一八八卷所収『脇田家伝書』付載系図の翻刻。

[4] 諸頭系譜

「十五▲」公事場奉行

寛永十八
奥村源左工門 長元
寛文三 魚津郡代

寛永十八
小塚藤右衛門 秀勝
明曆四二朔死

「御小將頭」
脇田九兵衛 直賢
万治二五廿一隱居 「杯如鉄」
(後略)

「十六▲」御算用場奉行

三輪志摩 長好
寛永 隱居 「杯法受」

元和
稻葉左近
(中略)
宝永十七 切腹

増 元和二年頃ヨリ至
寛永十三年
津田勘兵衛 重次
(後略)

寛永十八
岡島市郎兵衛 元為

「御小將頭」
津田勘兵衛 重次
慶安四四廿死

正保三
横山右近 重知
延宝四三廿五死

宮城采女 長成
寛永十八 切腹

奥村源左工門 長元

脇田九兵衛 直賢

延宝五三二御馬廻頭之次列極

「▲」御小將頭

御役料二百石 一組 組頭一人 番頭一人
横目一人 大小将二十三人 都合二十五人
天和二壬戌十一六 六番廻取極 同年十一廿 八組分
但同年九廿九 六隊御定
(中略)

「△」當役天和以前之分

延宝五三月二日列
御馬廻頭次二極

文祿三

千七百石
脇田主水 重之
加三百石合二千石

伏見
千七百五十拾石
小林八兵衛

慶長 自御使番
七百石
恒川監物 斎而
慶長頃二代

元和二 自足輕頭
千七百石
丹羽織部 孝延
同九 死

同九 死

自足輕頭
千六百石
杉江兵助
寛永

千石
可慶
村田吉左工門
慶安二二八死
六十四

寛永七 自足輕頭
五百石
石黒太郎右工門 久長
同十四 死

自足輕頭
四百石
葛巻隼人 昌俊
寛永人持組慶安四死

四千石
長次
本保大蔵
隱居 有斎

千二百石
有賀縫殿助 宗俊
承応二 死

寛永七 自足輕頭
二千石 五百石
中村總右工門 正成
正徳三死 寛永十

寛永十九 自御使
千四百石
北川久兵衛
加三百石 合千七
百石 慶安三死

千石
松平采女 康次

自御大小将番頭
三千石
津田源左工門 重次
人持組 万治元死

元和 自御使番
千三百石
森 權大夫 祐知
万治二 隱居 「杯是豊」

寛永廿 自足輕頭

脇田九兵衛 直賢 千石

万治二隱居「称如鉄」同三死

(後略)

「▲」最前物頭相動候人々次第不同

(前略)

寛永二十 足輕頭

御小將頭

脇田左兵衛 直賢

(後略)

◎金沢市立図書館蔵『諸頭系譜』(090-851)によって、脇田九兵衛関係記事を抄録した。

【4】評伝

〔1〕混見摘寫

一、本藩の脇田九兵衛 直方万治二年七月 文禄壬辰の朝鮮の役ニ、七
隱居如鐵と改

歳にて日本浮田家の嫡となり、吉備の岡山江来る。秀家の御臺所甚孤を憐ミ賜ひ、翌年八歳にて御家江被連奇。芳春院様益御不便被加、成長いたし、利長公江被召出、御知行四百石被下置、脇田帶刀重之か姪を嫁娶して、姓を脇田と称す。朝鮮ニ而父ハ金氏、

字ハ時省と号し、翰林学士也。九兵衛大坂夏陣に、黒門先而葛巻隼人・古屋所左衛門など、一所ニ鑓を合、段々御取立被成候。然る処、如鐵嫡となり日本江来りし初め、秀吉公御前にても士庶人のわかち、幼少もの猶更言語も通しかねたり。外ニも生捕に幼少者老人あり。于時医師道三とやらん、兩人ニ朝鮮にて覚たる歌を唄しむ。兩人共にうたひ候へ者、如鐵歌は音律ニ叶ひ、今老人の幼少もの、歌ハ律ニあわず。扱ハ如鐵ハ士の子と相知たり

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『混見摘寫』(16.28-64)卷十二によって示した。

〔2〕燕台風雅

脇田直能(通名九兵衛)。所居號瀧雪亭。錦里先生門人也。先生游此亭詩。竹樹連岩壁。軒亭據水源。飛泉陰雪瀟。高榜細雲翻。僚友集仁里。弟兄同義門。勤勤主人意。酒茗到黄昏。景周按。此詩中景況與今其故家所望符。如直能學量。無隻字可見。則佳否不可論。然作詩者以錦里集次韻。脇田九所贈絕句。試誦來詩如對面。不知身既在平安可知焉。又學茶式於千宗室而白眉其門。余家今藏直能所制茶匕一把。(宗室之來本藩。在寛永三年。時僧玄機峰。送千氏宗室居士之加州行五絶。宗室老居士於茶大悟人。間譚茶事處句句祖師禪。後微妙公召小松。賜歲祿二百石。又賜居宅於月城)。直能父曰直賢(通名九兵衛)。本姓金。韓人也。文禄元年朝鮮之役。浮田中納言秀家。將大軍至釜山浦。直賢父翰林学士金時省。防戦為國死。時直賢僅七

歳。為秀家所擒而來備前岡山。明年癸巳。秀家夫人憐其孤弱。以有通家之誼。送芳春夫人於金澤。夫人閱其險巖慙凶。躬親撫育。於是。瑞龍公年俸賜百斛為近侍重。及長使脇田姓胃之。相傳。直賢每遊小龍野臺牛阪上。目送自稚松山下泉水流尾西走。以彷彿故國地景。垂思鄉淚云。直賢以浪華之役玉造口樹槍功拔衆。微妙公為之賜家秩千斛。直賢又長聯歌。與菊池武康淺井政一等友善。如慶壽松雲公生髮儀發句（載也千年初乃霜乃松。時陽廣公嗣賜其第次句第三句。次句曰。綠茂春仁靡久與竹。第三句曰。長閑奈流池乃藤仁鶴乃居天）。膾炙人吻。或嗜歌道。傳受古今秘決。於一華堂乘阿如見。微妙公累賞精熟其技能。萬治己亥解綬。號如鐵。明年七月卒于家。

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『燕台風雅』（16.90-）第四卷
よつて示した。

〔3〕加賀藩史稿

脇田直賢幼名ハ如鐵（直方所撰家傳）。九兵衛ト稱ス（家傳、諸士系譜）。朝鮮京城ノ人。本姓金氏。父名ハ時省。翰林學士ナリ。直賢幼ヨリ學ニ入リ。作文ヲ學フ（家傳）。長スルニ及ヒテ勇武。兼ネテ聯歌ヲ善クス（大阪表働面面書附、家傳參取）。文祿元年。征韓ノ役作ル。浮田秀家軍ヲ帥キテ。釜山浦ニ至リ。進ミテ京城ニ入ル。時省防戦之ニ死ス。時ニ直賢七歳。秀家ノ擒スル所ト爲リテ。備前岡山ニ來ル。秀家ノ夫人前田氏其孤弱ヲ憐ミ。親家ノ故ヲ以テ。明年之ヲ金澤ニ送リ。芳春夫人ニ托ス。夫人亦深く之ヲ愍ミ。躬親ヲ鞠

養ス。既ニ長シ。瑞龍公ノ近侍ト爲リ。深く寵遇ヲ受ク（家傳）。公富山ニ高岡ニ退老スルニ及ヒテ。從ヒテ之ニ隸シ。百石ヲ食ム。尋キテ百三十石ヲ加ヘ。擧ケラレテ調者ト爲ル（家傳、慶長十年富山士帳參取）。何ハクモ亡ク。脇田重俊（帶刀）ノ女ヲ娶リ。其氏ヲ冒ス（家傳、諸士系譜）。任用漸ク隆ナルヲ以テ。人ノ讒スル所ト爲リ。諺ヲ獲テ屏居ス。年ヲ逾エテ免白シ。釋サル。公薨後。大阪ノ役作ル。微妙公軍ヲ帥キテ西上ス。時ニ高岡ヨリ來リ屬シテ後レサル者。直賢等四人有ルノミ。公之ヲ嘉ス。再役復々從ヒテ玉造口ノ寨ヲ攻ム。敵敗走ス。葛巻昌俊（隼人）、原與三右衛門、河合數馬ト。偕ニ追尾シテ城ニ入リ（家傳）。槍ヲ擧ケテ血戦ス（大阪表働面面書附）。既ニシテ敵衆ヲ合セテ返戦シ。我兵沮喪ス。直賢及ヒ古屋重直（所左衛門）留ル。尋キテ昌俊等至ル（大阪表働面面書附、家傳）。直賢復々追撃シ。城門ニ薄ル。城火スルニ値ヒテ。遂ニ退ク（大阪表働面面書附）。適々武者奉行松平康定（伯耆）至リ。深く直賢、重直ノ勇ニ感ス（家傳）。亂定ル。功ヲ以テニ百石ヲ加フ。寛永中。復々五百七十石ヲ加ヘ。通シテ千石ヲ食ム（家傳、諸士系譜）。使番ト爲リ（家傳）。先筒頭ヲ兼ネ。算用場事務ヲ理ム（家傳、諸士系譜）。公小松ニ徙ルニ及ヒテ。從臣ノ一二列ス。世子固ク請ヒテ之ヲ留ム。此ニ於テ世子ニ隸ス（家傳）。陽廣公襲封ノ四年。大小將頭ニ擧ケラル。直賢衰老ニ瀕スルヲ以テ固ク辭ス。允サレス（陽廣公親翰、直賢今枝直恒往復書牘、家傳）。遂ニ命ヲ奉ス（家傳、諸士系譜）。正保ノ初メ。直賢江戸ニ在リ。時ニ松雲公甫メテ三歳。會々髮置ノ式ヲ擧ク。直賢白髮ヲ上ル。二公物ヲ賜ヒテ之ヲ褒ス。公嗣封後。公事場奉行ヲ兼ヌ。尋キテ町奉行ニ轉ス。萬治元年。公幕府ノ天主閣ヲ修

ス。直賢年老イタルヲ以テ課役無シ。自ラ請ヒテ之ニ應ス。公嘉納ス(家傳)。明年退老シ。祝髮シテ其幼名ヲ以テ號ト爲ス(家傳、諸士系譜)。公別二三百石ヲ賜ヒテ老ヲ養ハシム。直賢特ニ微妙公ノ知遇ヲ得。晩節洵リニ物ヲ賜ハリ。且ツ慰問スル所ト爲ル(家傳)。公嘗テ放鷹獵ル所ノ天鷲十翅ヲ賜ヒ。人ヲシテ謂ハシメテ曰ク。聞ク老後天鷲ヲ食スレハ。神ヲ養ヒ氣ヲ補スト。今特ニ之ヲ賜フト(微妙公夜話)。而シテ其躬ヲ小松ニ詣リ陳謝スルヲ尼ム。人之ヲ異數トス(微妙公夜話、家傳)。直賢生平詠スル所ノ聯歌極メテ多シ(家傳)。一時ノ才俊菊池武康、淺井政右等ト友トシ善シ(燕臺風雅)。其瑞龍公ヲ悼ム句ニ云ク。預毛判彌南、楚傳乃阿末利能、佐都伎可那。微妙公薨時ノ句ニ云ク。曾傳爾美與、宇幾世波伎多能、加太志具禮。陽廣公薨時ノ句ニ云ク。波奈半知里天、比備爾那解幾乃、之牙利加南。松雲公ノ髮置ヲ慶スル句ニ云ク。伊多駄玖也、知止勢波事免乃、末都迺由伎。葭島茗ヲ賜フ時ノ句ニ云ク。津伎予與之、志萬禰能巨駄知、計佐能由幾ト。此等ヲ秀句ト爲ス(家傳)。又古今和歌集ノ秘訣ヲ一華堂乘阿如見ニ受ケ。造詣スル所有リ。微妙公屢々其技能有ルヲ稱ス(家傳、燕臺風雅)。公嘗テ直賢ヲ葭島ニ召シ。茗ヲ賜フ。期ニ前チ。左右ヲ戒メテ曰ク。聯歌ニ工ナル九兵衛ノ如キハ。恐ラクハ方今比無カラント。藤原定家ノ書幅ヲ懸ケシメ以テ享ス(津田正忠書牘、家傳)。直賢亦自ラ言フ。作文素ヨリ吾家藝タリ。然レトモ久シク皇國ノ風化ニ浴シ。漸磨習染。稍、歌道ニ熟スルヲ覺ユト(家傳)。相傳フ。直賢小立野牛坂ノ上ヲ過クル毎ニ。淺野川ノ水西流スルヲ覽。謂ヘラク風光故山ニ彷彿タリト。愴然トシテ懷舊ノ涙ヲ垂ルルコト之ヲ久シクスト云フ(燕臺風雅)。萬治三

年歿ス(諸士系譜、菅君棟録)。時二年七十五(家傳)。俳人能順腕句ヲ作りテ云ク。都由乃世判、曾迺許止駄禰袁、奈貞利可難(聯玉集)。初メ關白秀吉朝鮮ノ捕虜ヲ延見ス。童子二人有リ。語言通セス。其苗族ヲ判シ難シ。乃チ二人ヲシテ俚謠ヲ謳ハシム。其一律ニ協ヒ。其一然ラス。協フ者ハ即チ直賢ナリ。是ニ於テ。定メテ士人ノ子ト爲スト云フ(混見滴寫)。子直能、三郎四郎、小平。三郎四郎寛永中蔭ヲ以テ微妙公ニ事ヘ。二百二十石ヲ食ミ。近侍ト爲ル。父ニ先チ歿ス。小平三郎四郎ト同シク事ヘ。二百石ヲ食ム(家傳)。後チ百石ヲ加フ。元祿三年歿ス。子彦兵衛襲封シ。彦兵衛ノ曾孫直暢(伊織)ニ至リ。亡命シテ後ヲ断ツ。直能後ヲ受ク(諸士系譜)。直能初メ平ノ丞ト稱ス(家傳、諸士系譜)。後チ九兵衛ト更ム(諸士系譜、燕臺風雅)。寛永中。蔭ヲ以テ微妙公ニ事ヘ。三百石ヲ食ム(家傳)。直賢退老後襲封シ(家傳、諸士系譜)。後チ増シテ千五百石ニ至ル。金澤町奉行ヲ歴テ。馬廻頭ニ晉ミ。用人ヲ兼ヌ(諸士系譜)。直能學ヲ好ミ。木下貞幹ニ從遊ス(錦里文集、燕臺風雅)。其宅小立野尻厩阪ノ上ニ在リ(延寶金澤圖)。古木茂リ。瀑布懸リ。其境太々幽ナリ(錦里文集)。嘗テ室一楹ヲ建テ。顔シテ灑雪亭ト曰フ。貞幹來遊シテ詩ヲ賦ス。號シテ一時ノ雅會ト稱ス(錦里文集、燕臺風雅)。又聯歌ヲ善クス。嘗テ江戸ニ祇役シ。行々句ヲ得ル。輕妙誦ス可シ。其富山ノ句ニ曰ク。阿計凡乃邪、由伎迺多知矢麻、與古賀須美。滑川ノ句ニ曰ク。波留左米茂、麻宜流流多備乃、耶奴里加奈。能生ノ句ニ曰ク。由不奈美乃、日可計也仁秀布、佐久良加比。富士山ヲ觀ル句ニ曰ク。與茂半波奈、世乃保可那連耶、不ニ迺由伎ト。以テ一斑ヲ闕フ可シ(多毛登艸)。又茗式ヲ千ノ宗室ニ學ヒ。其

高足ト稱ス(燕臺風雅)。延寶三年没ス。子直長、十左衛門、喜兵衛。十左衛門叔父小平ノ子養スル所ト爲ル。喜兵衛馬廻組北川庄右衛門ノ養子ト爲ル。直長後ヲ承ク。直長七兵衛ト稱ス。諸職ヲ累歴シ。定番頭ニ陞リ。享保九年。退老シテタ葺ト號ス。十七年歿ス。年八十五。子九兵衛後ヲ承ク。九兵衛ノ孫直温(哲兀郎)ニ至リ。削減シテ五百石ヲ食ム。子孫世々襲封ス(諸士系譜)。

◎永山近影纂『加賀藩史稿』(前田直行刊、一八九九年)卷十二、列伝十による。

【5】雜 録

〔1〕菅君襟録

寛永十五(戊寅)年

此年、大坂エ御登米初ル。御試トシテ、百石為御登也。杉原九郎兵衛(足輕)ヲ裁許ニ被遣。此時ノ算用場奉行ハ奥村源左衛門・宮城采女・脇田九兵衛・青木助佑也(是算用場奉行ノ始)

万治二(己亥)年正月

九日。石川・内藤両御目付衆、金沢逗留中ハ、組頭者頭タル人々ハ、朔日・十五日・廿八日ニ、礼義可相勤旨、被 仰渡ニ依テ、毎月

朔 日 中村惣右衛門(与次)

山森吉兵衛

吉田平兵衛(元茂) 岡嶋五兵衛(一信)

野村治兵衛(永美) 杉浦仁右衛門(守成)

十五日 浅 香 左 京(元長) 脇田九兵衛(直賢)

森 権 太 夫(祐知) 三輪藤兵衛(吉次)

前田八左衛門

廿八日 神 尾 数 馬(直武) 富永勘解由左衛門(助盛)

吉田忠左衛門(茂直) 山本文左衛門(俊尚)

寺 西 主 馬(伊安) 山崎小右衛門(長有)

此外ノ頭分、在江戸或小松ヨリ未引越、或御用掛也。

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『菅君襟録』(16.12.3)によつて示した。

〔2〕微妙公御発語

一、小松江御隠居之後、越中江御鷹野に御座被成、御餌柄の雲雀十宛脇田九兵衛・黒坂吉左衛門方江被下候。品川左門方より申越候は、御意には、雲雀は年寄之棄にて候間、兩人給可申候。御礼申上候には不及候。此儀竹田市三郎・古市左近に被仰付、折々兩人方江可被下候と、御意之趣申来り候。何茂難有儀与泪を流し忝がり申候由。

◎『御夜話集』(加賀能登郷土図書叢刊)上巻によつて掲げた。

〔3〕微妙公夜話録

一、神保長八に、われが祖父脇田九兵衛方へ心安者共寄合咄申候時分、しわき殿様と言ふかと御尋候故、いや左様之事は不承候。御物きらしとは申候由申上候へば、左様には申間敷と御意候故、誓言をたて申候へば、夫はいな事に而候。年寄候へば殊之外しわく成候。昔に違ひ加増其外とらせ候事も二三度も思案する。むかしは思ひ寄与其尽遣し候与被仰候由。神保八左衛門咄承候。

◎『御夜話集』上巻によつて掲げた。

なお『微妙公夜話録』には、この他「脇田九兵衛殿咄承候」と註された話が五件あるが、内容的に如鉄とは無関係である。

〔4〕微妙公御夜話・異本

一、微妙院様御代（正保二年）筑前守様御逝去金沢へ可告来朝、板津八兵衛鷹をすゑ門前へ罷出候得ば、人三人通申候。一人は殊之外顔の形横へ長く、今一人は豎へ顔長く、又一人は顔事の外丸く有之。何も常の人にて無之、懸通り申候。不思議に存、何とも難心得事と心の内に考候は、長く・丸・横長三つにて候間、何と歎三ヶ国へひゞく程の事出来可申前表にて候哉と存、家内へ入、其尽書状調、近所の脇田九兵衛方へ指遣、此頃逢不申趣、扱は三ヶ国へひゞき申程の珍事は無之候哉、替りたる儀御座候ゆゑ尋申候。委細之儀逢候て可申旨書状認遣候處、九兵衛返事

に相替儀無之候旨申来候。然処に其日の夕飯後江戸より早飛脚参着、四月五日筑前守様御逝去之旨告来候。不思議なる事に候。藤田平兵衛咄申候。通程の者足が地に付不申様に八兵衛見申候と申説有之候得共、右実正之由に候。八兵衛は近き頃迄物頭に罷在候。板津権佐親にて候。

一、或時定家卿筆にて歌の読方被書記候文の掛物を、京極安智被求、事の外珍敷物にて、微妙院様へ被懸御目候。勝れたる物に候故、御覽置被遊候様に光高公へ被仰進候。必御写し遊されまじき旨被仰進候処、光高公御覽被遊、珍敷物に候間何とぞ御写置被遊度被思召、脇田九兵衛などへ御相談にて、則御自身御写被遊候処、御写仕廻被遊候時分、与風御筆御取落し墨付申候。殊之外御迷惑がり、いかゞ可被遊哉と御意に付、九兵衛申上候は、私持参仕、いか様にも宜様に可申旨申に付、左候はゞ如何様にも宜様に可仕候得と御意に付、則持参仕、右之御様子微妙院様へ申上候得ば、左様の事可有御座と被思召、御写不被遊候様に被仰進候。安智へは可然様に可被仰遣候間、此段申上候様に御意に付、罷帰其趣申上、御安堵被遊候。安智へ微妙院様より、御使者を以右之旨趣被仰遣候。余り珍敷物ゆゑ筑前守写申候処、墨を付鹿抹成儀に御座候。写不申様に申候得ども、右之趣に候旨御断被仰遣、墨の付たるまゝにて被遊候。安智御口上之趣御間候て、御使者に御逢、御念に入られ候趣御答御座候て、さて是は御使者への物語に候。ケ様に墨付候ても落し申儀いとやさき事に候間、御おとさせ無何事御返し可被成候、御貞信成御事

奉感候旨御申、見事成御様子に御座候。其以後墨を御おとさせ候て、又被遣御目につかけられ候旨に候。九兵衛物語に御座候よし、健成事に候旨、脇田氏咄。

一、山崎に傘張有。利久の弟子有て昔侘をいたしつる。此数寄屋今に有由被聞召、御大工太左衛門被遣、様子為御見、葭島に御造作被仰付、山崎の御数寄屋といふ。是にて御近習之者に御茶被下る。

御掛物 東坡竹 但後脇田九兵衛に被下よし。

御釜 大講堂

御茶入 唐物盆立

御盆 盆はくりくゝの角盆

御茶道 品川左門

右御会席は葭島右御書院にて被下、御茶は御数寄屋にて被下、御露地の案内は分部卜齋に被仰付。氣を付所にて卜齋立留、何茂氣を付て御物ずき奉感。五人組にて一日に三立程宛也。御数寄屋は一疊目なり。何茂甚恭事に奉存由。

◎『御夜話集』上巻によつて掲げた。なお、第一話に登場する板津氏と如鉄とは親昵の間柄であつたらしく、八兵衛の弟正の(檢校)は如鉄に連歌を学んでゐる。また、第三話は『拾遺名言記』にも載録される。

(5) 懐慮夜話

一、相公様御代初、御射手組市川右馬介と申者、勝手能私者にて、虚病を構御奉公をも不勤、引籠罷在候に付、山崎小右衛門等為検使(小右衛門足輕頭也。此外御目付等有之、追て可考。)捕者に被仰付、奥村故彦岐にて被申渡。卷州の曰。右馬之助は弓を能射、其上甲斐々々敷者也、其氣遣可有之と有時、小右衛門曰、臆病者に候へば逃走氣遣候処、甲斐々々敷者之由先以安堵仕候よし挨拶す。小右衛門曰比は無口不調法者に候得共、武義の事得物にて、ケ様の儀も申候と其比感じたる事也。扱捕手の足輕共呼出、右馬介氣どり候て弓杯射出し候は、大勢手負あやまち人出来可申候間、欠込人有之候間出し可申由申させ、二三人足輕を遣し、外の人数は物影にかくし置候て、右馬介出る所を捕可申由也。足輕の内森川五郎右衛門と言者す、み出候て、右馬介は私捕可申由を言。其躰輕忽にして、事之外身をふるはし、氣揚り仕ざる躰也。さて人数を揃へ、小右衛門馬に乘し時、赤き裏の小袖尻をつまげ、是を以小右衛門目印とすべしと言。右馬介宅は浅野川川原辺也。兼て言談じのごとく、足輕共を遣し、欠込人有之候間吟味可仕よし、玄關にて呼はらせ候。森川は此者共に不構、勝手口の方へ廻り候処、右馬介右之音を聞、大脇刺をさし、朝の事にて食後に候や、楊枝をくはへ露地下駄をはき、せど口の方より何事に候や、左様之者は居不申と申出候所を、五郎右衛門捕たりと声を懸、組付、上を下へと組合申音に、何も欠付うるたへ申候而森川共に切付、五郎右衛門も深

手負放し申候。市川は大勢にてすたくに仕候。刀の上へ切重
ねく仕候て、何茂さゝらのごとく成申候由に候。森川は立身
被仰付、後々迄公事場牢の鎖番仕候。是は御歩並の者と見え申
候。右之節山本源右衛門親瀬兵衛も御歩組にて罷越候。後脇田
如鉄方へ参此咄仕候。其方も切候哉と申に付、成程切候て刀捨
り申由申候へ者、其段は不苦候、ケ様之節能死候て切に不及と
て指置候へ者、後におくれたる名を取申事有之ものに候。一段
の事と申候由。此比までは御国・他国とも、仕者・捕者抔と有
之、若き者共嗜申候。次第に武義衰へ、ケ様之事も絶果申候。

一、大坂黒門にての鎗五人は、葛岡平四郎・葛巻隼人・梶川弥左衛
門・古屋所左衛門、今一人可追考也。黒門に何も付居申所、敵
門を開き出申に付、どつと崩申候時、右之五人は塀の腕木へ取
付、こたへ残り申候て、敵とはたくと突合申候。誰も鎗の心
付申者無之処、隼人只今のは鎗にて候間、各其心得候へと申合
候由に候。御掃陣已後御吟味之処、葛岡一番に進み鎗仕候由荒
言申候。残る四人へ御尋候処、平四郎にて者無之候、隼人迅き
様に覚候由申候。是に付平四郎腹立候て、過言等茂有之故、偽
申由にて御成敗被仰付、隼人一番に成、其外三人共夫々御賞美
に候。其後寛永六年重て大坂高名御穿撃之時、隼人残三人方へ
罷越、愈先年之通拙者一番との証拠に立てくれ候へと頼申候処、
三人共中々御手前など一番に罷出所に無之、拙者と一所に立並
居被申候。黒具足着たる者先へは進み申候。其時御手前黒具足
にては無之とて取合不申候。肥前様御聞被遊、一番は彼者に

有之と見え申候、惜事被遊候由御後悔被遊候也。諸隼人儀最前
之通一番に御立被成御加増被下候。残る三人は其次に御加増も
被下候由。戦国の武士意地有事各如此。治国と雖奉公の功を争
ふに至ては是に相等し。一人之言を以人之善悪は難定事也。

(後略)

◎『御夜話集』下巻によって示した。右第二話には如鉄の名は
見えないが、大坂陣行賞の一事例として掲げた。

[6] 三壺問書

加州の士大坂陣高名穿撃の事

寛永八年十月月上旬に、先年大坂陣に高名の者共大形に聞届け加増を
遣す。元和二年に家中又者共迄手柄の次第聞届け褒美を遣すといへ
共、唯今又委細に可被聞召の旨被仰出、古老の者共、御次にて覚の
者共召寄せ、証拠を糺し其の場の儀を申上ぐるに付き、鎗合に前後
の争ひ有り。首にもぎつけ・直首の違ひ有り。悉く口論に及ぶ族も
有り。夫々に御吟味ありて恩賞厳密に執行はせ賜ふ。弓箭の本意未
代の面目也。岡山表にて鎗合せたる人々には、
伴 八矢 安 見 右 近 野 村 左 馬
西 尾 隼 人 篠 原 織 部 津 田 勘 兵 衛
横 山 大 膳 宮 城 采 女 山 田 覚 左 衛 門
後 藤 左 衛 門 丹 羽 織 部
南条の辻にて鎗合せたる人々には、

葛巻隼人 古屋所左衛門 梶川弥左衛門
 山森吉兵衛 脇田九兵衛 猪子九郎左衛門
 半田治兵衛 氏家久兵衛 山本久左衛門
 野村七左衛門 江守覚左衛門 横地忠左衛門
 大野甚之丞 脇田帯刀 浅井八左衛門
 葛巻平四郎 河合惣三郎 小川次郎九郎
 沢田治左衛門 滝与右衛門 佐藤久右衛門
 寺西主馬 北川久兵衛 浅野将監
 和田助右衛門 森権太夫 浅野与右衛門
 金子与右衛門

(後略)

御遺物の事

(中略)

御家来へ被下御遺物の覚

(中略)

一、金子五枚宛
 岡嶋兵庫 山森吉兵衛 菊池大
 茨木右衛門 青山織部 神尾数馬
 脇田九兵衛 富田勘解由左衛門 江守覚左衛門
 寺西主馬允 大橋又兵衛 湯原八之丞
 伊藤内膳 浅加左京 中村惣右衛門
 青地四郎左衛門 岩田内蔵助 森権太夫
 浅野藤左衛門 山崎半左衛門 江守半兵衛

(後略)

◎『三壺問書』(加賀能登郷土図書叢刊)によって示した。

なお『可観小説』に次の記事が見える(この九兵衛は直能)。

三壺記は(山田)四郎右衛門一人の作にては無之、平生脇田九兵衛家へ心安く出入いたしける故、九兵衛も余程迭代有之旨。

(7)可観小説

一、山森吉兵衛閉門後の御加増

当御代初山本久左衛門御旗奉行、山森吉兵衛寺社奉行被仰付候処、吉兵衛御断申上候に付、閉門被仰付候。三年有之御赦免の時分、一倍の御加増被下候。其時分脇田如鉄・森是雲立腹の事共あり。

一、葛巻隼人の働御僉議

同日黒門にて梶川弥左衛門、一錢剃の小屋蔭に居て見ければ、一番葛巻隼人、次に古屋所左衛門行くを見て、推続き弥左衛門も行くと言ふ。其外も別の所に居たる者、隼人が出るを見て出るもの多し。其内に大男の黒威せるもの、隼人よりも張出て敲き合たり。此者は則古屋所左衛門と御穿議極る。又御馬廻に葛岡平四郎といふ大男、黒威しを着、右の所に居たる内より一番にかけ出て突合ひ、敵引ければ門内へ付入し、門内にて能

き敵を突伏て首取たりといふ。去ども其後大坂の事にて平四郎切腹せり。二度目の御僉議の時、梶川弥左衛門如何おもひけん、葛巻隼人より張出て働たるは葛岡平四郎也といひ出たり。弥左衛門口上前後相違す。微妙公葛岡事を殊の外御惜み御後悔被成候と云ふ。又隼人へ御尋は、黒門にて敵門外へ引入し時付入に可仕事也。何とて其凶をばづしけると也。隼人私事足に矢疵を蒙り、其矢を抜候へ共、足甚だ腫出で引取申事さへ難仕ほどに、付入は成不申候といふ。其外へは御尋も無之。

一、孕婦、胎児を失ひし奇談

元文元年秋七月、我公東都に述職たり。小姓番頭高山善左衛門従て東行す。八月二十三日善左衛門妾（小幡大炊給人何某か女也）二十四五歳、懷孕既に十一月に成て腹痛し、産の催しと見ゆ。仍之穩婆及び医師魚住道徹等を招きぬ。医婆いまだ不至、脯時に臨て其孕婦忽に失たり。挙家大に驚き、男女相集て搜索すれども家内には不見。日暮て提灯を以て土蔵を見るに亦不見。二階に人の苦しむ声聞えぬ。仍之二階に登りみれば、什器の間に孕婦伏て在りぬ。正気無^レ之に付蘇香圓用ひて心氣もつき自ら云。安産し男児を得たりしが、何もの共なく其児は取て行くと覚えて、其外の事は不覚と云。先づ家内の常居の所へつれ来りぬ。医師・穩婆も来り診し、昨日迄の胎氣とは大に違ひ常婦とひとし。然共出産のしるしは聊無之、衣服に穢血もなく胎氣の散じたる迄也。是日風雨甚敷く終日通宵、目ざすともなき事なるに、孕婦土蔵に在しに衣裳少しも不霑、手足に泥土の痕も

なし。至て怪敷き事故、道徹も断申入れ棄も不用候。世間風説迄にては難^レ信候故、高山婿斎藤三左衛門は近所故相尋ね候処、右の趣申聞、善左衛門へも申遣候由に候。明の李時珍が本草綱目人傀の条下に、古今の異産種々の事記載有^レ之儀存付、考看候処如^レ此に似寄申事も無之候。孕體の交のみにあらず、其婦人土蔵の二階に存在仕候事も、亦一奇怪に候。此事に似申儀は、脇田夕庵・藤田意案等の老人の話と頗る似申事有之に付、左に記之。

陽広公の御代今の二丸御殿にて、或る時夜中御衣裳に御用有之、可差上旨御意に候処、預りの御奉行共は下宿し不^レ有合^レ候。其夜宿直の頭脇田九兵衛（七兵衛祖父如鉄事）、御横目千秋太郎左衛門へ申談じ御納戸へ遣之、御衣裳の篋奇鎖を啓き引出しを出し候処、十一二歳許の女子飛出で、太左衛門に懐き付候。其辺に有合候もの甚駭き候。太郎左衛門其女子を懐き留め放ち不申、御用の御衣裳は人に取出させ上之候て、女子は御次へ懐き罷越頭共へもみせ、何方より罷越候哉相尋ね候処に、越中高岡小馬出辺に住居仕候紺屋の女に候。今昼何もの共不知つれ罷越候旨申候。仍之早飛脚を以て高岡へ尋ねに遣候処、右紺屋は金沢の方へ女子を尋ねに差越候ものと、半途にて出合申候。女子失亡仕候事は、其日の昼の事に候由申、紛無之儀に付渡し遣候。太郎左衛門仕形を陽広公御聞被遊、殊に感じ思召候は、はやり過たる仕形に候はゞ疎忽成事も可有之所、鎮りたる仕様に候。御感賞の爲とて御衣類の品三端被爲下候。太郎左衛門は今の千秋太郎左衛門曾祖父にて、半左衛門父にて候。此事先年より承

及たる事ながら、至極の奇怪と存じ不及筆記候処、此度高山が妾の事に付記し置きぬ。丙辰九月十一日

◎『可観小説』(加越能叢書)によって示した。

『藩国官職通考』の寺社奉行の項には、第一話に關連して、「武役に非ざるを悉り御断申上るにより閉門たり。後御免又被仰付の処、又御断申上る。思召有之。先相勤候様被命、無程御旗奉行に転ず」と記されている。なお、『可観小説』には「北川庄右衛門の役儀お断り」なる項もあり、この頃、藩士の役儀断りは折々見られたもようである。

〔8〕藩国官職通考

○公事場奉行 四人

一人は寺社奉行より兼帯す。又御馬廻頭よりも勤之。(定番頭御小將頭より勤むる先例有)。

夫公事場の起元知る処なし(中略)。又其奉行の始めも知れず。古へは常に年寄衆出席ありし成べし(中略)。寛永十八年陽広公御入国の時、奥村源左衛門長元(源左衛門祖)・岡島市郎兵衛一陳・小塚藤右衛門某勤之(中略)。右年間以後には津田勘兵衛重次(中略)・脇田九兵衛直賢(鉄兀郎祖)勤之。皆御小將頭たり(此時組頭より加ること本文の如し)。(後略)

○御算用場奉行 三人

一人は人持より勤之(人持二人勤むる例あり)、二人は御馬廻頭より勤之(定番頭或組頭並よりも勤之)。

其起元未詳。三輪志摩(雅楽助家祖)・稲葉左近(左近能州一國の

御代官を勤め、数年の勘定立たずして、寛永十七年切腹を命ぜらる。其時の所行甚廉潔なり。事は可観小説・混見摘写等に悉く見えたり。又云、左近能州惣支配と成り、所口に御算用場有りて是に奉行たるとあり。又一説、寛永十五年の頃御算用場奉行たるとあり。未^レ知^ニ孰^ハ是。按るに元和の頃当役を勤め、後所口御代官を勤め、再び御算用場奉行と成りたる歟。是右の三説を助けて考るなり)。元和年中より勤之と云。又津田勘兵衛重次も元和二年の頃勤之。寛永十五年奥村源左衛門長元(昌披問答には奥村父子相統勤之とあり)・宮城采女(子孫断絶)・脇田九兵衛直賢・青木助丞(御小將組なり。此時平士より加り勤む。與右衛門祖)勤之。(今茲大坂登米のこと始まり、試に米百石を被^レ遣ことあり。其時の奉行は本文四人なり。此事見聞集に見えたり。○一説に此時三輪志摩・稲葉左近・津田勘兵衛・奥村源左衛門を命ぜらるとあれ共、三輪は元和五年隠居、稲葉は前に註する如し。津田は御家老たれば又此説当らず。今見聞集に従ふ。○小説起本に、篠田助左衛門・平岡五左衛門・伊藤内膳を小松御算用場奉行とあり。又前田七郎兵衛も小松御算用場奉行と家譜等に見ゆ。是微妙公御隠居中の事なるべし。是を金沢御算用場奉行とあれ共非なり。故に爰に註記する也)。同十八年陽広公御入国の時には、奥村源左衛門・岡島市郎兵衛・小塚藤左衛門(三人共公事場奉行兼帯にして、小塚は町奉行をも兼帯す)勤之。(後略)

◎湯浅祇庸著『藩国官職通考』(加賀能登郷土図書叢刊)によって示した。

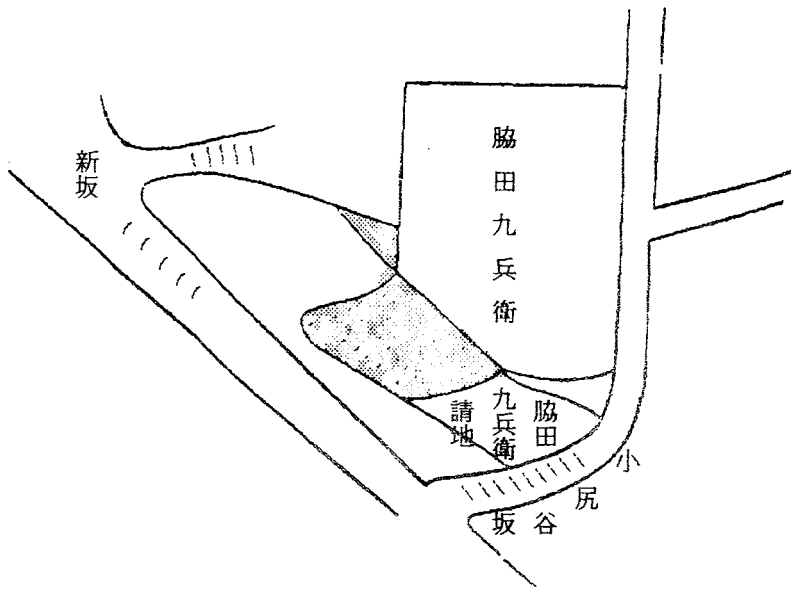
○小將町

元禄六年士帳に、小姓衆町或は御小姓町とあり。此の時代は如レ斯
 呼びたりしと聞ゆ。旧伝に云ふ。昔黄門利常卿の頃は小姓組の諸士
 をば此の地に集め置かれんため、小姓頭脇田九兵衛を初め小姓衆の
 人々へ邸地を賜ひたり。故に御小姓町或は小姓衆町と呼び、後には
 小姓町と呼べりと。一書にも脇田九兵衛直賢小姓組頭命ぜられ、小
 姓町にて邸地を賜ふ。陽広公の時なり。とあり。按ずるに、万治三
 年に記載せし脇田如鉄自記に、寛永廿年五月御小姓頭被レ命、料分
 二百石拝領す。神尾主殿江戸より光高君御書持参、前田出雲守被レ
 申渡レとあり。微陽両公遺事に、陽広公御代御小姓出来之刻、於レ
 途中一御乗輿際へ被レ為レ召、誰々に不レ奇、父母妻子等之儀御尋
 被レ遊といふ事見江たり。按ずるに、右は寛永の末頃にて、則ち脇
 田九兵衛直賢を小姓組頭に命ぜられし頃の事なるべく聞こゆ。され
 ば小姓町の小姓組の人々は少将光高君の時命ぜられし小姓共にて、
 其の時小姓町の町名を呼び初めたるならん。

○脇田九兵衛旧邸

延宝金沢図に下の如く記載す。

右邸地に脇田氏子孫代々居住し、明治廢藩の際此の地を退去し、後
 畠地となし、或は水田となしたり。今は其の遺名を称するのみ。



○脇田九兵衛直賢伝

燕台風雅に云ふ。(中略)按ずるに、脇田氏に伝来せる万治三年直賢歿前に子孫へ残しける自記に、一生の履歴を巨細に載せたり。其の大略をば左に記載して備考とす。(中略)

按ずるに、同年秋七月七十五歳にて歿す。

小松能順の聯玉集に云ふ。脇田直賢の身まがり給ふ悼。

露の世はその言種を名残哉

又脇田如鉄懐旧。

手向にも摘むやその世を忍ぶ草

○脇田九兵衛直能伝

直能は直賢の長男にて、若名平丞と称し、相統後九兵衛と称し、遺知共千五百石を賜はり、金沢町奉行となり、後馬廻組頭に転じ、用人役を兼ねたり。燕台風雅に云ふ。(中略)平次按ずるに、直能は延宝三年に歿す。三男六女あり。長男直長七兵衛と称し、遺跡を継ぎ、遺知千五百石を賜はり、歩頭・馬廻組頭兼公事場奉行を勤め、定番頭に至り、致仕して老名を夕庵と称し、享保十七年八十五歳にて歿す。四男四女あり。長男某九兵衛と称し、遺知相統、宝暦三年七十六歳にて歿す。二男二女あり。長男直廉治左衛門と称し、明和九年四十五歳にて歿す。一男一女あり。一男直温初め留之助と称し、後哲兀郎と改称す。泰雲公の近侍を勤め、度々咎を蒙り、家禄減少五百石となり、後二百石加恩大小姓組となり、寛政二年不行状に依つて二百石減少、五百石となりたり。是より後歴世子孫連綿して、直賢以来朝鮮人の血統連続すといへども、家勢は稍劣れり。然りとい

へども実に朝鮮国より渡来せし人々多き中にも、脇田氏は名家にて、殊に直賢・直能・直長の三代は文武兼備の士なりといふべし。

○灑雪亭邸

脇田二代九兵衛直能は千宗室の門弟にて、茶人なりしゆゑに、邸内小尻谷の傍なるがけへかけ、築山・泉水などの露地を造り、茶室を建て灑雪亭と名付けたり。其の地景甚だ見事にて古木生茂り、奇石奇巖そびえ、滝などもありて世人之を賞翫す。古木多き中にも、楓は昔高尾より取寄せたりとて、一抱余の老木四十余本ありと。旧伝に云ふ。此の露地は二代九兵衛の時千宗室の指図にて造らせたるなりと。按ずるに、前頭燕台風雅に載せたる九兵衛直能伝に、錦里先生灑雪亭に遊びける時の詩に、竹樹連岩壁。軒亭據水源。飛泉陰雪灑。高榜細雲翻。と木下順庵が作れる詩語にても、園中の風景知られけり。おもふに此の園地は延宝の金沢図に載せたる脇田九兵衛請地とある地なるべし。其の地は前頭の図に見ゆる如く、九兵衛邸地の継ぎなる小尻谷のがけ地なり。さて右離亭の園地明治六年十一月脇田氏居宅売却の時悉く取払い、今は其の遺跡も残らず、悉く田畠とはなりたり。

○森田柿園著・日置謙校『金沢古蹟志』(金沢文化協会、一九三三年)によって示した。

東南アジア渡航朝鮮人に関する覚書

—— 豊臣秀吉の朝鮮侵略により強制連行された朝鮮人と東南アジア ——

はじめに

小稿では、豊臣秀吉の朝鮮侵略により強制連行されたと思われる朝鮮人が、東南アジア各地に残した足跡を素描し、かつ、これに係る若干の問題点を指摘することにする。

一六世紀末、ポルトガルを始めとする西欧勢力のアジア進出を契機に、世界的規模で空前の奴隷貿易が展開されたが、秀吉の派遣した日本軍によって掠奪・転売された多数の朝鮮人たちも、こうした世界的潮流の中に抛出され、自己の本来の意思とは無関係に広い範囲でその足跡を印した。彼等の数奇な運命と悲劇的活動は、西欧・中国及び日本の諸勢力が交差する中で全体として自立の度を高めつつあった東南アジア諸地域においても、断片的ながらその事跡を追究することができる。

世界的規模における奴隷貿易の展開過程の中の東南アジアの歴史的位置を示し、その歴史的意義を明らかにすることが筆者の当面の研究課題であるが、そのためには、東南アジアにおける人身売買の実状や奴隷の存在状況を明らかにする必要がある。この意味で、秀吉の侵略により掠奪・連行・転売された朝鮮人の動向は、筆者の研

究課題を究明するための基礎的作業であろう。

すでに先学諸賢が論及されているにもかかわらず、ここに、改めて東南アジアにおける朝鮮人の存在状況といくつかの問題点を整理する形で提示し、今後の課題の解明に備えておきたいと思う。

一 東南アジアにおける奴隷(奴婢)

いつの頃からか定かではないが、東アジアや東南アジアにおいても、一定の生産力の発展を基礎とする私的財産所有制の社会、あるいは階級社会への移行に歩調を合わせるかのごとく、人身売買が行われるようになり、人を売って奴隷あるいは奴婢となし、これを貨売することによって利を得る通商活動が展開していた。

少なくとも文献の記載するところによると、唐代の中国では、かなり広範囲な規模で奴隷売買が盛行し、なかには万余人の奴婢を有する者さえ出現し、その使用・売買により巨利を博する者がいたといわれる。すなわち、唐代、嶺南の地に一大勢力を築いた豪族・馮盎は、「奴婢萬餘人」を所有したが^(一)、こうした多数の奴婢所有現象は、唐から宋にかけて、この嶺南の地で良人を掠奪して生口・奴婢となす風習や、奴婢転売による利得行為の盛行を背景とするも

片 倉 様

のであった⁽⁷⁾。奴婢の用途は様々であったが、嶺南の地では売られた奴婢が祭鬼用の犠牲に供されたこともあり⁽⁸⁾、宋代の文献だが「交趾金坑之利、遂買吾民爲奴」⁽⁹⁾とあるように、ベトナムの金坑では中国人を購買し、彼らを奴として使用していたし、また後述のごとく、当時、中国人でベトナムに奴婢として転売された者も少なからずおり、さらには、新羅の張保臯(張弓福)^{チンゴウフク}が唐からの帰国後、新羅大王(興徳王)に「遍中國以吾人爲奴婢、願爲鎮清海、使賊不得掠人西去」⁽¹⁰⁾と述べ、実際に清海鎮に赴任して朝鮮人の海外流出を抑止したのであるように、国家や民族の枠を越えて奴婢は商取引の一対象となっていた。奴婢あるいは奴隸は、掠奪・売却を経て地域や国家を越えて遠方まで運ばれる事例も多く、このような一種の人的交流は、単に社会・経済諸活動において少なからぬ意義を有するだけでなく、文化的交流の側面からみても、けっして軽視できないことであつた⁽¹¹⁾。

周知のように、いわゆる倭寇の時代(一四〇一―一五世紀の倭寇、一六世紀の倭寇)においては、倭寇集団によって朝鮮・中国や日本の男女が掠奪され、奴婢化され、各地に売却される現象がますます進行し、拡大した。倭寇が俘虜朝鮮人らを遠地に転売した事例を始め、同じく掠奪されて奴婢となった中国人の悲劇など、中国や朝鮮の諸文献には、これら悲惨な生涯を過ごした人びとの態様を物語る記述が掲載された⁽¹²⁾。なかには、倭寇に虜せられた中国人がその後、爪哇国使として逆に爪哇から中国(明朝)に派遣されるという興味深い事例も報ぜられている⁽¹³⁾。明の使者がベトナムで「蠻人」を「私市」して僕とした話もまた⁽¹⁴⁾、東南アジアが倭寇による人身

売買、奴婢転売とけっして無関係な世界ではなかつたことを示すうえである。

ところで、倭寇集団の性格は国際性を帯び、その集団形成は仲間意識に支えられていたという見解があり⁽¹⁵⁾、そのすさまじい掠奪と残忍な殺戮の諸行為は、もとより人倫の道においても美化・容認し得るものではけっしてないが、この集団が東アジア諸国の既存の身分秩序の枠組を超えて結合し、著しく国際性を帯びた性格を有していたことは看過すべきではないと考える。倭寇による人的掠奪、奴婢転売は、その活動の広域化とともに地域的広がりをみせ、彼らが掠奪・転売の対象とした民族や種族も数多く存在したことからしても、この集団はまさに国家を超え、国際色豊かだったのである。

その頃の東南アジアは、倭寇により奴婢が将来される、いわば「入」の地域であつたばかりでなく、奴婢などを中国その他に貢献する「出」の地域でもあつた。たとえば『明夷録』を繙くと、爪哇・安南・暹羅斛や真臘などから明に対し、番奴・黒奴・象奴などが数人から三〇〇人の規模で貢献された記載を見出すことができる⁽¹⁶⁾。これらは、東南アジア諸国から明への貢納物の一として取り扱われ、奴のいわば公的輸出の一形式に属するが、一方、東南アジアからの私的売買による輸出も当然行われていたと想定してよからう。ベトナム黎朝の法典『国朝刑律(黎朝刑律)』巻一衛禁章(七五條)には、外国人に対する奴婢と象馬の売却を禁じた規定が設けられたが、この禁令の背景に奴婢の海外流出という現象が存在したことを看取することが可能であろう⁽¹⁷⁾。

東南アジアにおける諸国家間の交流と国際的通商活動の展開は、

奴婢とか奴隷を国際色豊かな存在とした。すでに先学によって指摘されているように、一六〜一七世紀の頃、東南アジアでも広く奴隷取引が行われ、これを出身地別にみても、ポルトガル人、ジャワ人、中国人、バンダ人、グゼラート人、日本人など多様であり、東南アジア在住の日本人も、当の移住地の一般的慣習に従って彼らを買買・使役していた⁽¹²⁾。一一世紀から一六世紀までの歴史を叙述したベトナムの文献をみても、占奴(占城の奴)^{チンベ}・大理国奴・大理奴・外国奴など、その出自が外国であることを明示した奴婢名が散見する⁽¹³⁾。宋代の中国では、南州の客旅が嶺南の人を溪洞蛮に誘い、一人につき二両で売り、さらに溪洞蛮はこれを三両で交趾に転売し、その数は数百千人を下らなかったという記載もあり⁽¹⁴⁾、ベトナムには外国出身の奴婢が少なからず存在したことが知られる。こうした傾向はベトナム特有の現象ではなく、数の面で多少の差はあっても、東南アジアで一般的にみられた現象であつたろうと思ふ。

東南アジアにおける奴婢の身分の広範な存在を奴隷制の問題として捉え、これが東南アジア米作民族に共通して認められる女子の財産相続、夫婦財産専有と並行して存在し、かかる財産相続制の変化と奴隷制の衰退が深く関係していたとする見解が提示されており⁽¹⁵⁾、一方、東南アジアの奴隷制は、二〇世紀の初頭まで支配的な生産関係となることはなかったが、農奴制度とともにウクラードとして併存していたことも論ぜられており⁽¹⁶⁾、いずれにせよ、東南アジアの奴婢・奴隷の問題は、その歴史の解明において軽視し得ぬ研究課題であり、なお一層、具体的な存在状況を明らかにする必要があり、それを社会構成体のなかでどのように位置づけるかについ

ても、今後の詳細な検討を要するところが少なくない。

二 東南アジアに渡航した朝鮮の人びと

豊臣秀吉の朝鮮侵略は一面、「人取り」戦争であり⁽¹⁷⁾、侵略軍の主力が奴隷貿易の盛んな西国の諸将であったことも影響して一大「奴隷狩り」が展開され、一四〜一五世紀以来の東アジア海上人身売買貿易は、秀吉の朝鮮侵略に至ってその頂点に達した感があり、このため朝鮮の人口は激減したとさえいわれる⁽¹⁸⁾。

日本軍や日本商人により掠奪された朝鮮人の捕虜は日本に連行され、その多くは長崎・大村・平戸に運ばれ、ポルトガルの奴隷船に積み込まれ、海外に連れ去られた。彼らは鉄炮・白糸(絹)などの代価として売られ、マカオ・ゴア・マニラに、遠くは遙かローマにまで連行された。ポルトガル人の奴隷貿易参加により東アジア及び東南アジアの奴隷貿易は、世界の奴隷貿易とも結合するようになり、それは世界的規模へと拡大するに至ったが⁽¹⁹⁾、秀吉の朝鮮侵略は、こうした世界の趨勢に一層輪を掛ける役割を演じた。

朝鮮人の捕虜・男女がいかに数多く海外に売られていったかは、朝鮮人の売買価格がきわめて安かった点からも充分に推測が可能である。よく知られているように、イタリアの商人カルレッティは、アフリカで奴隷一人を一〇〇スクード(当時一スクードは英貨四シリング)で買い入れ、コロンビアのカルタヘーナで一八〇スクードで売り、リマまで連れて行った四人を何百スクードかで売ったが、日本では朝鮮人五人を二ニスクード余で買ったとあり⁽²⁰⁾、ポルトガル商人の「奴隷狩り」によると、少年アントニオ・コレアの場合、

一人当りの買い取り価格は、およそ一四スクードであったとあり⁽²¹⁾、とにかく人数が多かったため、きわめて安値で取り引きされていたことがよく分かる。

朝鮮の捕虜たちは、ポルトガル人や日本人などの奴隷商人によって海外に売り出されたが、なかでも、ポルトガル商人の奴隷取引は、量的においても地域的広がりにおいても群を抜き、本国のアジア侵略と深く関連しつつ、大規模に展開された。鉄炮・白糸と奴隷は、ポルトガルとアジア貿易のキー・ワードでさえあった。このあまりにも激しい人身売買・奴隷取引の状況に対し、日本耶穌会は、一五九八年に司教セルケイラの司会した会合で、人身売買にかかわった者を、ことごとくキリシタンの仲間から除名(破門)するという宗教刑を科す宣告をしたほどであった⁽²²⁾。この禁令の現実的効果については疑問の声もあるが、とにかく、日本軍により奪取・連行された数多の朝鮮人が、ポルトガルその他の商人たちによって長崎・平戸などから遠く東南アジア方面に連れ去られて行ったのであった。東南アジアに渡航した朝鮮人に関しては、すでに諸先学が言及されているが、ここに彼らの事績を整理・要約してみよう⁽²³⁾。

(1)アントニオ・コレア(その他四名)

フロレンス出身のフランチェスコ・カルレッティは、一二スクード余で五人の朝鮮人を買ひ、彼らに洗礼を授け、一五九八年(慶長三)に長崎からゴアに連れ出し、ここで四人を解放、アントニオだけ、一六〇六年、フロレンスに連行した。その後、アントニオはローマに住み、アントニオ・コレア(Antonio Corea)の名で知られていた、という。

(2)ウルスラ

ウルスラ(Ursula)は女性。その名より判断してキリシタンか。ベトナム北部トンキンでベトナム語やオランダ語を操り、トンキン政府とオランダ人などの外交・貿易の仲介で活躍した。彼女が朝鮮人か日本人か、まだ定説を持ち得ない。

(3)カイ(カイオ)

朝鮮生まれ。日本軍に捕らえられて渡日。佛寺に入ったが、安息を得ず、キリスト教に改宗(一六〇〇年か)、大坂・堺・北国で伝道士として活動した。一六一四年、高山右近とともに呂宋に追放されたが、右近の死後、長崎に潜入し、七、八年の間、伝道に従事し、小使徒と呼ばれた。一六二四年(あるいは二五年)、長崎で火刑を受け、殉教した。

(4)川崎や助右衛門の女房

一五九九年に朝鮮から肥後八代に來り、一六一一年、長崎に行き、天川(マカオ)に売り渡され、キリシタンとなった。一六一六年(元和二)、日本に帰り、長崎外浦町に住んだ。長崎奉行竹中采女正重興の時、同町でころび、一向宗徒(大光寺)となった⁽²⁴⁾。

(5)趙完璧

チンギョ

晋州の士人。一五九七年、弱冠にして捕らえられ、京都に來る。文筆に長じていたので、備われて日本の貿易船に乗り組み、一六〇四年から連年三回、ベトナム興元県(フンゲン)に渡航した。その他、一度呂宋にも渡航した。一六〇七年、回答使の呂祐吉(ロウユキ)に随って朝鮮に帰国した。岩生成一氏(後述)は、三度とも角倉了以の船に乗って

渡越した、と推論されている。

(6) トメ・コレア

一六三三年(元和九)、モルッカ諸島中のアンボイナ島で虐殺事件が起こり、その犠牲となってオランダ人に処刑された人びとの中にトメ・コレア(Thome Corea)なる者がいた。おそらく、彼も一度日本に渡り、転じて同地に行き、この悲運に遭った朝鮮出身の人物であろう(28)。

(7) ペドロ・コレア

ペドロ・コレア(Pedro Corea)は、バタビア在住民の洗礼簿一六三五年九月二日条に、バタビア移住日本人の娘マリヤの洗礼に立ち会った堺出身の人物という。彼もまた、朝鮮から日本に渡来し、なんらかの機会に同地に転住したものと思われる(29)。

(8) マリナ・パック

若くして日本に渡航。一六〇六年(慶長一一)、ゼスス会の宣教師によって洗礼を受け(Marina Paccu)、その後、日本から追放され、マニラに行き、一六三六年(寛永一三)五月二五日に六二歳で昇天した。朝鮮出身の女性である(30)。

(9) 朝鮮国人(姓名不詳)

長くカンボジアに住んでいた。のち一六四二年(寛永一九)、ルビノに従って日本に潜入したが、長崎で穴つるしとなった(31)。

(10) 朝鮮国人(姓名不詳)

『明実録』一六〇九年(万曆三七、慶長一四)五月二日条に、日本からの呂宋渡航船の中に、先年、倭のために虜せられ、転売された朝鮮国人がいた。岩生氏によると、この年の呂宋渡航船は、

末吉孫左衛門・小西長左衛門または安当仁からせすの三者のうちの一であつたらう、という(32)。

前掲挙例の人物中、トンキンの女通詞として外交畑で活躍したとされるウルスラに関しては、朝鮮人説と日本人説が唱えられ、その出自が分明でない。朝鮮人説は、一六三七年一月三十一日に平戸でオランダ商館長カール・ハルチンクがトンキンに渡航するヴィセン・ロメイとメルヒオール・ファン・サントフォールトの両人に与えた指令中の文言、ウルスラ朝鮮の出身、などを典拠とし、一方、日本人説は、同じく一六三七年正月、平戸を出帆してトンキンに向かったオランダ船グロル号の航海日誌にみえる、日本婦人ウルサン(Olusasa↓Uru-Sa)などに依拠して唱えられてきた(33)。たとえば、東南アジアの日本町や貿易に精力的に取り組んでこられた岩生氏は、最初ウルサンとウルスラは同一人物で、日本人と解釈されたが、その後、別の論稿では、前稿との不一致につき明確な言及はないが、ウルスラ朝鮮人、と解釈を改められ、ごく最近では、五野井隆史氏がこの問題を専論として取り上げられ、ウルスラ日本人説を唱えられている。

筆者として確たる根拠があるわけではないが、あえて大胆な推測が許されるなら、ウルスラとウルサンは同一人物であり、彼女はもと朝鮮人であり、日本に連行の後、ベトナム北部トンキンで活動するに至ったのであり、彼女を日本人とするのは、確かに日本にも住み、日本語を理解し得たことと、日本の地からベトナムに渡航した事情などに起因した誤伝ではないか、と推考する。よって、前掲渡航朝

鮮人の中にウルスラを加えた次第である。後考に俟ちたい。

東南アジアへの渡航朝鮮人の中には、文筆や語学の才などにより政治や貿易の場で活動した人物も存在したが、他の多くは、奴隷または奴隷同然の状態で遠く東南アジア方面に売り飛ばされ、ふたたび祖国朝鮮の土を踏むことはなかった。その間、ポルトガル人その他によりキリスト教の洗礼を受けた者も少なくなかったが、このことは、日本の封建権力のキリシタン弾圧によって彼らを二重の悲惨な境遇に追い込む羽目に陥れたのである。

三 趙完璧伝における一、二の問題

かつて岩生成一氏は、ベトナムに渡航した朝鮮人・趙完璧の伝記の全文(一五六―一五七)を紹介し、かつその内容などに解説を付されたことがあった(31)。この伝は、一朝鮮人が一七世紀初期のベトナムの国情や朱印船貿易の状況につき親しく見聞したところに基づいて記した、きわめて貴重な史料であり、当時のベトナム人、とりわけ支配層及び文人たちの、秀吉の朝鮮侵略と朝鮮の文物に対する関心の程度を窺知することができる興味深い史料でもある。岩生氏の論稿を補足するに過ぎないけれども、この趙完璧伝にはなお検討を要する点もあるので、ここでは、とくに二つの問題に関して卑見を開陳しておきたい。

一つは、趙完璧が渡航先ベトナム(甲辰・一六〇三年から連年三回渡航、一六〇七年に朝鮮に帰国)で面会し、歓待を受けた掌監・文理侯の鄭勤なる、高齡八〇歳の人物に關してである。同伝をみると、「有文理侯鄭勤者、以年八十、居處甚侈、地多茅蓋、而文理侯

家用瓦、瓦縫油灰、以孔雀羽、織綃爲帳」、一日招生、生至則有高官數十人、列坐宴飲」とあり、彼が出会った鄭勤は、当時の黎朝統治下のベトナムで事実上、中央政府(昇龍)で実権を掌握していた鄭氏の一族かもしれないが、かりにそうでなくとも、かなり有力な人物であったに相違あるまい。管見による限り、当の人物の名は、ベトナムの現存史書には見当たらないが、近藤守重の『外蕃通書』安南国書に収められた「安南国文理侯達書」(弘定拾壹年貳月廷日)中にみえる文理侯と同一人物であろう(32)。岩生氏によると、趙完璧が便乗した「倭船」は角倉了以の持ち船であり、前掲達書その他から判断して角倉は、渡航先の興元県で任に就いていた文理侯とかなり深い關係にあつたらしい(33)。

趙完璧伝の「掌監」と達書の「總太監掌監事」(『歴朝憲章類誌』卷一三、官職誌、歴代分設之綱によると、總太監は正三品)は相對應する職名であろうし、文理侯なる爵名は、同書中の守重の按文に「又按二、文理侯ノ稱ハ、漢書二、高祖、南海尉陀(ト)ニ詔シテ云、它居二南方一長治レ之、甚有二文理一、ト云字二原ツキシナルヘシ」とあるように、南越王国の趙佗(前一二七)に淵源する由緒ある諸侯名であり(34)、おそらく勲功・門閥の人物に除せられたものである。趙完璧を歓待した鄭勤なる人物は、任地の興元県で朱印船貿易をはじめ外国貿易を管掌していた、鄭氏政權の中でもかなりの有力者であり、広く士人と交流し、朝鮮の事情や文化に浅からぬ関心を寄せていた文化人でもあつた。彼らの外国情報は、ベトナム・中国間の外交關係からだけでなく、任地その他に渡航して来る外国船

からもたらされるものも少なくなかったであろう、と推量される。

二つ目の問題は、趙完璧が伝えたベトナムの情報についてである。彼の伝によると、文理侯の家に招かれた時の模様が、「一日招生、生至則有高官數十人、列坐宴飲、以生爲朝鮮人、皆厚待之、且饋酒食、問其被虜之由、曰倭奴之侵暴貴國、俺等亦聞之、頗有悶惻之色、仍出一卷書示之、曰此乃貴國李芝峯詩也、芝峯即辟光號也」と記され、当時のベトナム人、とりわけ文理侯や高官たちが秀吉の朝鮮侵略に関する情報をすでに入手しており、被虜人の趙に対し憐憫の情を示し、よって彼を厚遇し、かつ、丁酉（一五九七）の訪中時に朝鮮の使者からベトナム使臣に贈られた李芝峯の詩集を、文理侯らが愛読していたという（36）。

ベトナムは、朝鮮とは地理的に遠く離れた国ではあるが、朝鮮の文化や情報が伝えられ、貴重な交流が行われていたのである。ベトナムと朝鮮の関係といえば、『大南寔録』に散見する、あの阮朝の皇帝が家臣に下賜した高麗人參のことが想起されるが、ベトナム人にとっての朝鮮は、単に高麗人參の産地であるばかりでなく、中国との冊封的国際関係においては類似の位置を占める国であり、近くは秀吉の侵略の対象となった地域であり、李芝峯のごとき優れた文人を出した国でもあった。朝鮮との文化交流などを通して、ベトナム人、とくに高官・知識人は「貴國乃禮義之邦、與鄙國同體」（「趙完璧伝」という認識に到達し、同じ儀礼の国として親近感を持っていたのであった。

一方、趙完璧は、ベトナムの地理・風俗・慣習等について述べ、かの地の人びとが読書を尚び、郷閭には往々学堂があり、児童は

『蒙求』を誦んでいたことを報じ、ベトナム人の学問的関心の深さを客観的に伝えた。確かに伝中、ベトナムを「蠻貊之郷」と呼び、朝鮮人士としての伝統的華夷思想の片鱗が彼の認識の中にも窺えるけれども、なによりも自己体験に基づいて仕上げられた本伝記には、かの新羅の名儒・崔致遠チシヨウが著わした「補安南録異図記」におけるがごとき強烈な華夷思想は感じさせない（36）。むしろ、この伝には華夷思想を探し出すのに苦労するほど、そうした思想・意識は濃厚ではない。希薄といっても過言ではないと思う。崔致遠も、当時の朝鮮人としてはきわめて貴重なベトナム情報を紹介し、これを自らの国際的活動の一つの証として内外に示したが、一方では、古代貴族が一般に持ち合わせていた華夷思想の枠内でベトナムを見詰めており、この思想から解放されてはいなかった。これに対し趙完璧の方は、不本意な契機ではあったろうけれども、国際的通商活動の中でベトナムの人と文化に直接接触したため、ベトナムを夷狄・南蛮と単一に規定して終りとするような思想に拘束されることが比較的少なかった。その意味では、この得難い自己体験が、彼をして並の朝鮮人士のベトナム認識（華夷思想）の域を超えさせたのであり、あわせて、彼も、当時の国際的通商活動に生きた人びとの開放的精神を持ち合わせていた、といえるのではなからうか。

おわりに

朝鮮人にとってそれは、各人の運命を決定的に狂わせ、もとより不本意であり、悲痛・苛酷極まりないことであったが、秀吉の侵略で連行された朝鮮の人びとの活動は、東アジアから遠く東南アジア、

さらにその西方にまで及び、各々の地域で幾多の足跡を遺した。一六〇一七世紀初期、まさにこの時期の東南アジアは、諸民族の自立的発展(民族的諸王朝の形成・発展)、西欧勢力の政治的・経済的・宗教的進出、中国や日本などの商人集団の活動等々、この地域世界に生きる人びとの運命は、諸外国勢力の多様な利害・打算と無関係に論じられない複雑な構図を描いていた。強制連行された朝鮮人たちは、このような東南アジアでさまざまな形でかわり合いを持ったのである。遙かに祖国を想い、己の境遇に思いを馳せつつ、東南アジアでなにを感じ、この地域の人や文化といかに交流したのだろうか。

本稿は、諸先学の業績を振り返りながら、渡航朝鮮人の問題を通して、遠く離れた朝鮮と東南アジアの接点を求めるために筆を執ったものであるが、事実関係を整理し、問題提起をすることに終始した。本題名に「覚書」を付した所以である。今後とも、新史料の発見を目指すとともに、論点を深め、東南アジアで活動した朝鮮人の思いと行動に迫りたいと考える。

注

(一)『資治通鑑』卷一九三、唐紀九、太宗貞觀五年(六三二)十二月条。

小稿では、本文中、文献史料に記された奴婢を奴隸なる語で表示した場合があり、両語を峻別して用いていない。本来、身分的・法的に表現される奴婢と、階級的概念である奴隸とは判然と識別して使うべきであろうが、ここでは、こうした概念規

定の問題には深入りしないことにした。

(2) 唐代の嶺南における人身売買・奴婢転売については、河原正博『漢民族華南發展史研究』(吉川弘文館、一九八四)九二、九四、九六―一〇三各頁参照。

(3) 河原前掲書、一〇一、四〇四各頁。

(4) 『嶺外代答』卷七、金石門、生金条。

(5) 『三国史記』卷四四、張保臯伝。

(6) 牧野巽「東亜米作諸民族における奴隸制——序説的試論」(『高田先生古稀祝賀論文集・社会学の諸問題』有斐閣、一九五四)三二七頁。

(7) 『朝鮮世宗実録』己酉十一年(一四二九)十二月乙亥条「通信使朴瑞生、具可行事件以啓、……一、倭賊嘗侵略我國、虜我人民、以爲奴婢、或轉賣遠國、俾不永還、其父兄子弟、痛心切齒、前未得報讐者、幾何人乎、臣等之行、每泊舟處、被虜之人、爭欲逃來、以其主枷鎖堅固未果、誠可愍也、日本、人多食少、多賣奴婢、或竊人子弟賣之、滔滔皆是(後略)」。

宋希環著・村井章介校注『老松堂日本行録』(岩波書店、一九八七)漁舟、唐人、四〇頁。その他、詳細は石原道博「倭寇と朝鮮人俘虜の送還問題」(『朝鮮学報』九輯、一九五五)七四―七七頁、同名論文(同誌、一〇輯、一九五五)七九頁参照。倭寇の時期区分については、田中健夫「倭寇 海の歴史」(教育社、一九八二)一―二四〇頁、同「前期倭寇」「後期倭寇」というよび方について(『対外関係と文化交流』思文閣出版、一九八二)三七三―三七七頁参照。

(8) 『明実録・英宗実録』卷一九、正統元年(一四三六)丙辰閏六月「壬辰、爪哇國使臣財富八致滿榮、自陳初姓洪名茂仔、福建龍溪縣民、取魚爲業、被番倭虜去、脫走於爪哇、改今名、遣進方物來京、願乞復業、上命有司給脚力口糧、送還本家」。

(9) 『明実録・太祖実録』卷二四四、洪武二十九年(一三九六)丙子二月「甲午、禮部尚書任亨泰奉使安南還、降爲監察御史、亨泰在安南私市蠻人爲僕、故降之」。

(10) 和辻哲郎『鎖国』(『和辻哲郎全集』一五卷、岩波書店、一九六三)三三三〜三三四頁。

(11) 『明実録』には東南アジア諸国からの奴婢(番奴・黒奴・象奴)貢獻の記事が散見する。『明実録・太祖実録』卷一二一、洪武十一年(一三七八)十二月乙丑、丁未、同書、卷一三九、同十四年十月己亥、同書、卷一四一、同十五年春正月乙未、同書、卷一九三、同二十一年八月辛酉、壬寅、同書、卷一九三、同年九月壬戌、丙戌、同書、卷一九四、同年十二月乙丑、癸丑、『明実録・英宗実録』卷三一七、天順四年(一四六〇)七月甲申、丁丑、等々。安南からは象奴以外に蘭者・闍堅の貢獻もあった。『明実録・太祖実録』卷一四五、洪武十五年五月丙午、丙子、同書、卷一五五、同十六年六月己未、壬午、同書、卷一七九、同十九年十二月辛丑、戊申の各条。なお、拙著『ベトナム前近代法の基礎的研究——『国朝刑律』とその周辺』(風間書房、一九八七)三八〇、四三八、四四七各頁も参照。

(12) 岩生成一『統南洋日本町の研究』(岩波書店、一九八七)一〇二〜一〇四頁。

(13) 拙著前掲、三七九、四三八各頁。

(14) 『桂海虞衡志』(『文献通考』卷三三〇、四裔七、交趾所引)。

なお、『統資治通鑑長編』卷三四九、神宗元豐七年(一〇八四)冬十月戊子条には、ベトナムに掠せられた中国の婦人は、左手に刺墨され、官客と称せられたとあり、『宋会要輯稿』刑法二、禁約三、紹興三十年(一一六〇)十二月六日条には、ベトナムに接壤する溪洞では生口一人が五、七両の価であったという。河原前掲書、一〇一頁も参照。

(15) 牧野前掲論文、二八一〜三一八頁、とくに三〇六、三一五〜三一七各頁。同「東亜米作民族における財産相統制の比較」

(『社会学評論』一卷一号、一九五〇)一五〇〜一五六頁。

(16) 中島健一「東南アジアにおける農奴制度と奴隷制度」(『史観』五四・五五合冊、一九五九)二〇七〜二三二頁。

(17) 山口正之『朝鮮西教史 朝鮮キリスト教の文化史的研究』(雄山閣、一九六七)二〇頁。

(18) シュタイシェン著・吉田小五郎訳『切支丹大名記』(大岡山書店、一九三〇)二二七頁。相田洋「東アジア奴隷貿易と倭寇」(藤維藻・王仲榮・奥崎裕司・小林一美編『東アジア世界史探究』汲古書院、一九八六)二〇六〜二〇七頁。山口前掲書には「朝鮮は人口の十分の一を失ったようである。」(二〇頁)とある。

なお、日本商人による「奴隷狩り」の光景については、僧慶念『朝鮮日々記』(内藤雋輔『文禄・慶長役における被虜人の研究』東大出版会、一九七六)六〇一頁参照。

(19) 相田前掲論文、二〇六頁。ヨハネス・ラウレス『高山右近の生涯——日本初期基督教史——』(エンデルレ書店、一九四八)二一三頁。

(20) 榎一雄『商人カルレッティ』(大東出版社、一九八四)七七、八二〜八三各頁。

(21) 山口前掲書、二二頁。岩生前掲書(一〇七〜一一〇頁)には、バタビア在住日本人が関係した奴隷取引価格に関する貴重な資料が掲載されている。

(22) シュタイシェン前掲書、二一七〜二一八頁。姉崎正治『切支丹伝道の興廃』(同文館、一九三〇)三一六〜三二一頁。

(23) 各人のうち出典名の注記がないのは、本稿の他の個所で引用済み故、割愛したためである。

(24) 近藤守重『亜媽港紀略藁』上、地名及往来之事 附令條、寛永十九年(一六四二)キ 長崎平戸町人別帳。同人別帳によると、夫の川崎や助右衛門も高麗の者であり、同町の池本小四郎の父も高麗出身だったという。

(25) 岩生成一「モルッカ諸島移住日本人の活動」(『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』五輯、一九三八)一四六〜一四八頁。同「安南国渡航朝鮮人趙完璧伝について」(『朝鮮学報』六、一九五四)八頁。

(26) 岩生前掲論文(一九三八)一四五〜一四七頁。

(27) Colin, Francisco: Labor Evangelica Ministerios Apostolicos de los Obreros de la Compania de Jesus, Fundacion, y Progressos de su Provincia en las Islas Filipinas.

Historiados por el Padre F. Colin. Parte Primera Sacada de los Manuscritos del Padre Pedro Chirino... Barcelona, 1900-04, tome III, pp.503-504.

(28) 姉崎前掲書、四四一頁。

(29) 『明実録・神宗実録』卷四五八、万曆三十七年(一六〇九)五月壬午「有倭船漂入閩洋小埕者、舟師追至漳港及仙崎、獲夷衆二十七人、譯係日本商夷往販異域、爲風飄閣、其中有朝鮮國人、先年爲倭所虜、而轉賣者、次爲呂宋、爲西番、或鬻身爲使令、或附舟歸國」。岩生前掲論文(一九五四)七頁。

(30) 朝鮮人説については、レオン・パジエス著・吉田小五郎訳『日本切支丹宗門史』上巻(岩波書店、一九三八)一七七頁。岩生前掲論文(一九五四)九頁。同『新版朱印船貿易史の研究』(吉川弘文館、一九五八)四五二頁参照。日本人説については、岩生成一「江戸時代初期トンキン在住日本人」(『歴史地理』五三卷六号、一九二九)五三〜五六頁、金永鍵『印度支那と日本との関係』(富山房、一九四三)五二〜五五、六五各頁。五野井隆史「トンキンの日本人女通詞ウルスラについて」(『日本歴史』四八六号、一九八八、八九〜九二頁)参照。研究会では、ウルサンは地名蔚山ウルサンと関係があるのではないか、という指摘を受けた。

(31) 岩生前掲論文(一九五四)一〜一二頁。

(32) 『外蕃通書』(『近藤正斎全集』第一、国書刊行会、一九〇五)第二二冊、安南国書二、安南国文理侯達書「安南国又安處總大

監掌監事文理侯達書、**黒印**與^ニ日本國鐵艦長弟莊左衛門・彥兵
 ・忠左・甚右・源右・多右・傳兵・彥一・善左・隆右・彌右・
 吉左・喜^一（一本作嘉）兵・又右・與次右・善次・甚三等、原行^ニ
 往角藏鐵艦尾、合得^ニ一百五人、其本處官大都堂右府舒公・文
 理侯・駙馬官廣富侯・公意欲^ニ功德、恰憫^ニ遠國鐵艦之情、以^ニ
 家物^一給養、全^レ生再起^レ京、拜^ニ粟主上徳、廣給^ニ與粮衣、
 旨判令^レ回^ニ日本國^一幸甚、其大都堂舒公等、官給作^ニ船艘^一、
 許^ニ回本國^一、以全^ニ功德之義、茲達^レ書回^ニ日本國^一、弘定拾
 壹年（二六一〇）貳月廷日（玖日）」。

(33) 岩生前掲論文（二九五四）四〇五頁。

(34) 文理侯の文理なる語については、『漢書』卷一下、高紀一下、
 十一年（前一九六）「五月、詔曰、粵人之俗好相攻擊、……會天
 下誅秦、南海尉它居南方、長治之、甚有文理、中縣人以故不耗
 減、粵人相攻擊之俗、益止俱賴其力、今立它爲南粵王、使陸賈
 卽授璽綬、它稽首稱臣」参照。

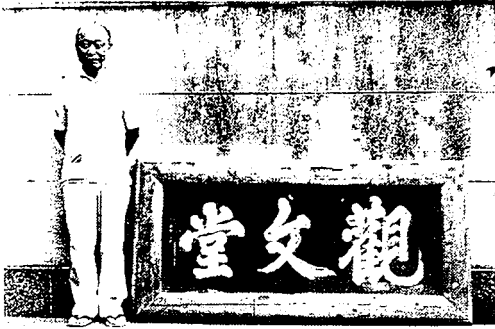
(35) 一五九七年に明の都・燕京でベトナムの国使馮克寬フンクワツヤンと朝鮮の李
 睟光とが文化交流をしたことに關しては、『大越史記全書』本
 紀、卷一七、丁酉（光興）二十年三月条に、「是月、明人又使委
 官王建立就我國催貢會勘、牒于京師、大議起行、……自此南北
 兩國復通、命工部左侍郎憑（馮）克寬爲正使、大常寺卿阮仁瞻
 爲副使、如明歲貢、并求封、克寬至燕京、適遇明帝萬壽聖節、
 克寬上拜賀詩三十首、明武英殿大學士少保兼太子太保吏部尚書
 張位以萬壽詩集上進、明帝御筆批曰、賢才何地無之、朕覽詩集、
 具見馮克寬忠悃、殊可深嘉篤美、卽命下刊版、頒行天下、於是

朝鮮國使刑曹參判李睟光爲之作序」とある。その他、同趣旨の
 記事が『歷朝憲章類誌』卷八、人物誌、勲賢之輔、馮克寬条に
 もみえる。『芝峯先生集』卷八、安南國使臣唱和問答録 丁酉
 冬赴京時 については、金前掲書「安南國使臣唱和問答録に就
 いて」二三五―二四二頁参照。『明実録・神宗実録』卷三二六、
 万曆二十五年（一五九七）十一月壬辰及丁酉の各条にも關連記事
 が掲げられたが、詩云々の記載は見当たらない。

(36) 『桂苑筆耕集』卷一六、補安南錄異図記。「補安南錄異図記」
 と「趙完璧伝」の比較的吟味検討は、今後に残された課題であ
 る。

〔図版〕

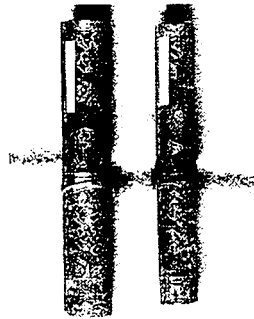
黒本稼筆 『朝鮮李東郭書 觀文堂額由来記』双卷



池保氏と「觀文堂」額



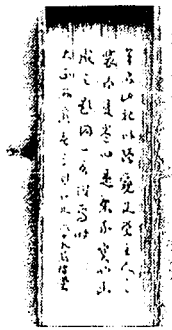
函蓋表



卷子二軸



函身外底



函蓋裏

笠片
井倉
純
一 穰(解説)
(撮影: 野矢)

以究其非事
 書與公天瑞體
 文至之類之至
 不念公自知能
 伸一口可與之
 而如為中為東
 部之字亦亦
 各讀字宜辨姓
 字氏為鮮浦宗
 時人未識詔元
 善公亦識事為
 九月禮裝述
 友總而仕為
 與信不能家
 室適采何
 善也盡侶如
 於權之排家
 眼小未其如
 內如法之更
 可讀念此額
 高備
 可定不意
 高於前田乃
 三由天門子受

由来記一(その1)

未難形、其學
 堂實中人其
 桑如之、以楊子
 唐師其祝以如
 德忠則之、
 出之、之、以、及
 呼之、整、故、也、
 如、誰、竟、牙、屬
 二、三、等、未、了
 了、得、之、氏、年、
 梅、存、之、未、如、
 以、傳、可、以、
 也、呼、如、親、也
 家、倫、泰、性、也
 益、有、不、然、
 留、之、感、也、乃
 各、叙、而、也、在
 以、禮、未、君、之
 大、山、四、年、
 仁、上、女、姓、自
 梅、堂、元、人

由来記一(その2)

後次伊藤、軍野如、
 明如、敏、如、夜、其、半、之、
 室、其、許、為、軍、堂、也、
 此、其、之、言、也、
 擬、其、堂、三、大、字、亦、
 此、文、其、未、定、程、分、
 或、寫、其、手、也、
 其、三、兒、子、生、二、大、
 堂、以、能、軍、也、軍、路、
 亦、未、有、入、應、也、
 職、耳、位、也、名、語、字、
 幽、幽、通、瑞、齋、方、年、
 野、博、也、古、矣、如、
 持、其、子、猶、子、於、
 別、也、故、信、也、
 堂、軍、野、之、辨、明、
 所、不、決、則、梅、堂、應、
 定、其、高、辰、二、氣、
 而、其、之、
 梅、堂、元、人

由来記二

〔釈文〕

〔函蓋表〕

朝鮮李東郭書

觀文文堂額由来記 双卷

〔函蓋裏〕

余書此記以贈觀文堂主人、
裝為双卷曰是余家宝也函
成乞題因一言附焉時

大正丙寅春三月廿九 六十九翁稼堂印

〔函身外底〕

〔別筆〕

「稼堂黒本植先生筆」

〔由来記一〕

印

紀觀文堂事「書賈池君揭觀」文堂之額久矣「余今茲自朝鮮」帰一日
訪君問「而始知其為東」郭之筆東郭「名礪字重叔姓」李氏朝鮮肅宗
時人才藻超凡「善書正徳辛卯」九月擢製述「官随正使趙」泰億來聘

差」室鳩巢傾」蓋如応倡和」尽權見韓客」唱和集是以」内地往々見
其誦今此額」最端整」可觀聞旧」扁於前田万」之助君字堂」者維新
之後学」堂糜市人才川」某求之以揭于」店頭君視以為」恆書林之号
者乃乞之以及」于今日蓋亦係当」時之遺跡者今也」朝鮮文華掃」地
雖覺其属」二三等者不」可得而此筆」独存君家永」揭光輝可」以伝
可以珍」也吁仰觀此」字偏察此世」蓋有不勝今」昔之感者乃」并記
所聞知」以贈于君之」大正十四年歲」次乙丑秋八月」稼堂老人

印 印

〔由来記二〕

後読伊藤辛野和韓」唱和録。則觀文堂三」字。東郭為辛野所書」也。
其問答曰。辛野。要」書觀文堂三大字。東郭」此無大筆。更任何如。」
当写呈耳。後日遂」書觀文堂三大」字。以贈辛埜。辛野」京都人。
応松雲公」聘來住者。名祐之。字」順卿。通称斎宮。辛」野博通古
矣。松雲公」就群籍有疑疑。」則必使侍臣問於辛」野。辛野一々弁
明。有」所不決。則擬議応」教。寛(元)文丙辰二月卒。」年五十六。
今写以正」前文之謬云。」稼堂老人 印

〔註〕函に書かれた文字は原本に従って改行し、『由来記一』、『由来記二』は行の変わり目ごとに「印」で示した。『由来記二』一四行目末の「疑疑」は、二字目を抹消してある。

なお、現存「観文堂」額の左端には、「朝鮮東郭」(筆者未詳)を刻した木片が付せられている。

ここに紹介するのは、金沢の生んだ高名な漢学者で第四高等学校でも教鞭を執られたことのある黒本稼堂（植、一八五八―一九三六）が、金沢の古書肆・池善書店に掲げられていた「観文堂」なる看板（額）の来歴・由来をしたためた肉筆卷子函入り二巻である。実は、一九八六年一月一日、池善書店の子孫で現当主の池保氏（池亮吉氏の長男、調布市在住）から、高岡町の旧宅を処分することになり、荷物を整理していたところ、標題の由来記が見付かったので見てほしい、との連絡を受け、早速、同月二十九日にお宅に伺い、これを拝見する僥倖に恵まれた。冒頭に掲げた写真（看板は一九八五年八月八日撮影）はその折に撮らせていただいたものである。

かつて松田甲氏は、「正徳朝鮮信使と加賀の学者」において、一七一（正徳辛卯元）年に朝鮮通信使が来日した時、加賀の儒者・伊藤幸野（スケユキ）が朝鮮の名儒・李東郭（イドンクワク）に江戸で「観文堂」（幸野の書齋・書堂名）の三大字の揮毫を懇請し、後日それを贈られたこと、幸野はこの三大字を木の版に彫りうつして扁額を作り、遺墨を書した紙片ともども、これを珍藏していたであろうこと、その後、これが池善平氏の代になって池善書店の看板として店頭に掲げられ、同書店が屋号を観文堂とも称するに至ったこと、そして、この看板「観文堂」の三大字が李東郭の遺墨を刻したものであることを発見したのは、外ならぬ稼堂であったことなどをすでに紹介していたが、加賀藩のなかの外国文化、とりわけ朝鮮文化に強い関心を持っていた

た筆者らは、（イ）この扁額が伊藤家から池善書店の手に渡るまでの経路・経緯、（ロ）同書店がこの「観文堂」を入手した時期、（ハ）肝心のこの看板と李東郭の遺墨自体の存否、存在するとすればその所在などの諸点について知りたいものだと思い、ここ一、二年の間、郷土史家などに教えを請いつつ、「観文堂」の行方を尋ね求め、関連資料の調査を行なってきた。

幸いにも、「観文堂」の看板の方は、一九八五年六月に池善書店の子孫の旧宅の倉庫に保管されていることが分かり、堅牢な額縁付きで木板に刻された、李東郭の端整な筆致を拝見し、近世における日朝善隣文化交流の一遺産が、この金沢の地にも現存することを確認することができた。ただ、扁額・看板のもとになった題簽（紙片）については、山森青硯氏の記憶によると、この書店が香林坊に移転する時、同書店に蔵されていた由であるが、残念だが、今は杳として行方知れず、である。

二

先代の池亮吉氏が「金沢で三番目に古いといわれていた書肆」と書き、保氏も「金沢で一番古いのは石井（片町）、次は近八（横安江町）、うちは三番目、とよく聞かされた」と述べたように、池善書店は、金沢で屈指の古書肆であり、また、四高生の知識と思想の源泉であったと評され、その創業から閉店までの百十余年間に、池城屋善兵衛・池善平・観文堂・観文堂書店・池善書店・池善書林等の名で数多くの図書を刊行し、漢籍を中心とする良書を江湖に送り出した。そして営業種目は、図書の出版・販売ばかりでなく、古本類

の売買、各種製本にも及んでいた。

池善書店によれば、書店の創業は一八三二（天保二）年である。同書店刊行書のなかに、巻末の広告欄に「観文堂書店（天保二年創業）」と明記したものがあり、その創業年を特定することができる。もっとも、一九一五（大正四）年十二月一日発行の富田景周編輯『燕台風雅』をみると、この書は「創業七拾週年（じゅうしゅうねん）紀年出版」と銘打たれており、これで計算すると、一八四五（弘化）二年頃の創業ということになり、創業時期に十数年の隔たりが生じるが、ここでは上記広告欄の明記に従い、創業は一八三二年と見なしておこう。ちなみに、弘化二年は善平氏生誕の年である。これは伝聞の類だが、当初の店は、現在の片町一丁目、LABROの向かい側辺りにあった、という。

池善書店の祖先は、創業後しばらくの間、池城屋を屋号としていたらしい。亮吉氏が書いた「一中の思い出」（一九六三年頃執筆）によると、「先祖以来四代目の本屋商売を、戦争で棒に振って……」とあり、亮吉氏まで四代続いたことになっているが、筆者らが知り得た範囲では、池城屋善兵衛・池善平・池亮吉の三氏の名を知ることとどまる。保氏の書翰（一九八七年二月二十三日付）によると、池家は創業以来、初代と二代が女主人、三代が善平、四代が亮吉の各氏が続くという系統になるらしく、初代から善平氏までは血縁的親子関係がなかったということのようであるが、創業から二代目までの池城屋について、これ以上の詳細は不明である。保氏という初代あるいは二代目の女主人の配偶者が、すでに池城屋善兵衛を称していたことも十分に推測可能であるが、現時点では、それを確認づける文献資料が見出せない。いずれにせよ、いま判然としているのは、

もともと善平氏は、森下町（モリセト）の瀬木吉右衛門（瀬木屋）の長男であったが、一八六六（慶応二）年、戸主はやさんの養嗣子として池家に入籍し、一八八三（明治十）年、養母の死亡によりその家督を法的に相続した、ということである。池城屋が池姓を一般に名乗るようになったのは、平民への苗字使用許可（一八七〇年）からいわゆる壬申戸籍実施（一八七二年）の頃ではないかと推察され、この書店が池善書店と称するようになったのも、善平氏以後のことであろう。

南陽堂の先代・柳川昇爾氏は「文久元年池善兵衛、屋号を観文堂と称し、南町に住む。」と記し、池善兵衛なる人が観文堂と称し、南町に住むようになった年を一八六一（文久元年）と断定する書き方をしたが、南町への移転はさて置き、この年までに池家が「観文堂」を入手していたと見なすのは、後述のように疑問であろう。

善平氏の時代には、この南町三五番地で書店業が営まれたが、その場所は「尾山神社前停留場前」、現在の金沢ニューグランドホテルの向かい側であった。氏の時代に、池善書店・観文堂の名は世間に広く知れ渡るようになった。善平氏は、一九二三（大正十二）年に隠居届を出して家督を長男の亮吉氏に譲り、一九二七（昭和二年）に数えて八十三年にわたるその生涯を終えた。『北陸毎日新聞』（一九二七年九月一日付夕刊）によると、老衰のためであった。

父の隠居届提出後、家督を相続した亮吉氏は、その後約四年間、同じ南町の地で営業していたが、一九二七（昭和二年）、より正確には善平氏の亡くなる数か月前のようだが、香林坊、すなわち旧石浦町七七番地、日本銀行金沢支店に向かって左隣四軒目、現在の香林

坊109の地所に移転し、書店業を続けた。しかし、一九四三（昭和十八）年の末になると、転業のため「先祖以来百年余り続けた商売」に終止符を打ち、ついに閉店という仕儀となった。価格等統制令（一九三九年）、太平洋戦争の勃発（一九四一年）という悪状況のなかで、良書の出版、古書の正当な販売が不可能になってきたことが廃業の原因に数えられよう。亮吉氏の「池善書店閉店の辞」（昭和十八年十一月十二日付）には、来月十日頃閉店の予定、と記されていた。

閉店後、池家の人たちは高岡町に居を構えていたが、亮吉氏の没後（一九六六年没、満七十歳）、しだいに金沢の地を離れ、ただ亮吉氏の妻・美先さんだけが、金沢を離れたいということで高岡町に住んでいた。しかし、病気が高じて上京した後は、住み慣れた家も空家同然となり、この旧宅も昨年の冬に処分された、と聞き及んでいる。件の由緒ある看板「観文堂」は、閉店後、この高岡町の旧宅の倉庫のなかで世間の目に触れることもなく眠っていたのである。

三

ところで、『朝鮮李東郭書・観文堂額由来記』であるが、これは、黒本稼堂の流麗な墨書を二巻の巻軸装丁函入りに仕立てたものである。木函の蓋の表と裏に書かれた、稼堂直筆の函書きに目をやると、稼堂から贈られた「観文堂」の由来に関する二通の文を家宝として愛蔵するため、観文堂主人が函入り巻軸に装丁し、重ねて題を請い、仕上げたものであることが書き記されている。両文を一読すれば明らかかなように、稼堂が観文堂主人の懇望により函書きしたのは、由

来記の最初の一文を草した時（一九二五年秋八月）から数えて七か月後の一九二六（大正丙寅）十五年春三月二十九日のことであった。当時の観文堂、すなわち池善書店の店主が亮吉氏であったことは、前述の通りである。

由来記双巻のうち、一九二五（大正乙丑）十四年秋八月付の文章には、朝鮮より帰国後の稼堂が一日、池善書店を訪れ、久しく同書店に掲げられていた「観文堂」なる看板（額）の文字が、実は正徳時の朝鮮通信使に随行した製述官・李東郭の揮毫になるものであることを、はじめて知ったことが記されている。文中にみえる趙泰億チヤウテイルは正徳時通信使の正使（上使）であり、同じく池君とあるのは、その当時の書店主を指すのであれば亮吉氏のことであろう。この時点では、この看板の由来が室鳩巢と李東郭の交流に由来すると述べるにとどまり、これに伊藤幸野が当事者として深く関係していた史実までは解明されていなかった。

当の由来記のなかでもっとも注目に値するのは、この看板が池善書店の手に渡るまでの経緯が書き記されていることである。いまとなつては、これは貴重な参考資料といえよう。おそらく、善平氏その他のから聞知した情報が中心であろうが、稼堂の記載によると、この看板は、藩政時代のある時期から前田万之助の学堂にあったが、維新後、同学堂が廃せられると、市人の才川某の店頭に掲げられるようになった。これを池善書店の先代が書林の号として意を満たすものと考えて才川某より求め、今日に至った、という。稼堂、そして善平氏によるかぎり、池善書店が「観文堂」を入手し、それを店頭に掲げたのは明治維新直後ということになり、文久元年、南町移

転と同時に観文堂を屋号としたと解するのは疑問であろう。山森氏が紹介された、欽定四経題簽板木の明治庚戌（一八七四年）初秋の撰文に「観文堂主人池翁」とあり、遅くとも一八七四（明治七）年までに、この書店が「観文堂」を手に入れていたことは間違いない。

前掲由来記に登場する人物のことであるが、一時、この「観文堂」を蔵した前田万之助は、『先祖由緒并一類附帳』（一八七〇年、前

田瞬一、金沢市立図書館所蔵、加越能文庫）にみえる知故（トモツネ

土辞彙）には知故とある）、通称万之助を指すのではなからうか。

彼は、一八三二（天保三年）に六千石を襲ぎ、寺社奉行を経て一八三六（同七）年に御家老、ついで御用加判に任ぜられた藩臣（一八六八年没）であった。また、市人の才川某は当時、古道具屋を業としていた人物であり、これも山森氏の話だか、彼は池善書店の近所で営業していた、という。

別の巻軸に収められた文章（由来記二）は、さきに書かれた由来記の補正にあたる。その後、稼堂は伊藤幸野の『和韓唱和録』（『正徳和韓唱和録』一七二一年、金沢市立図書館所蔵）を読み、この「観文堂」の三大字は、李東郭が幸野の懇請に応じて揮毫し、贈ったものであるという新史実を発見した。ここには同書の当該部分が、「明日」という二語を除き、そのまま転記され、次いで幸野の人物と学識などが略述されている。観文堂は幸野の書齋・書室名であった。こうして稼堂は、この看板が金沢と朝鮮の両学者の交流に端を発し、朝鮮通信使が日本にもたらした一文化遺産であることを確認したのである。なお、この文章には稼堂の落款はみえるが、その日付は明記されていない。だが、乙丑秋八月以後、丙寅春三月以前の

間にこの一文が書き記されたことは、論を俟たないであろう。

以上、標題の由来記について、その看板の来歴・由来を中心に紹介してみた。これにより、この「観文堂」という名の看板が正徳時における日朝学者の文化交流の一所産であり、その後、伊藤家から直接、前田万之助に渡ったのか、あるいは誰かの手を経て万之助に転じたのか不詳だが、いずれにせよ、万之助から才川某の手に移り、維新直後に南町の池善書店の店頭に掲げられるに至った歴史的経緯を知ることができ、この意味で、この由来記は、かかる経緯を後世の人たちに教えてくれる、価値のある資料である。

四

近世において日朝交隣に重要な役割を演じた朝鮮通信使の訪日は、幕府・大名はもとより、町人・百姓に至るまで異常な関心の的であった。とりわけ、日本の儒者や文人たちは、沿道の客館（宿舎）に馳せ参じ、互いに競って漢詩の唱酬に励み、書画の揮毫を要請し、筆談を通して歓を尽くした。正徳時の通信使来日に際しては、金沢からは稲生若水（稲若水、義）、伊藤幸野、青地俊新（礼幹）、坂井順元（良正）、河島南楼（正郷）が相国寺慈照院祖縁上人の仲立ちで大坂・京都に出向き、李東郭等としばしば筆談唱和した。なかでも幸野は、大坂から江戸までの往復に通信使と同行し、その間、江戸で李東郭に対し、問題の観文堂を一紙に大書せんことを懇請し、後日これを贈呈されたのであった。

日朝文化交流の証であり、幾星霜の間、金沢の先人たちが仰ぎみてきた「観文堂」は、いま涌波の某所に保管されている。

これは「観文堂」に関する、つたない中間報告にすぎないが、起稿に当たり、山森青硯・岡田一男・時野谷勝・池保・村田路人の諸氏から、数々の教示、懇篤な助言を賜うことができ、金沢市立図書館・石川県立図書館においては、貴重な文献の閲覧に格別の配慮を頂いた。ご厚志に対し心からお礼を申し上げます。また代々、この看板と由来記を宝蔵されてきた池家の方々に敬意を表すとともに、これらの大切な遺産の公表を快諾された池保氏に重ねて感謝を申し述べらる。

〔主要参考文献〕

- (1) 松田甲「正徳朝鮮信使と加賀の学者」(『統日鮮史話』第二編、一九三二年、朝鮮総督府、一九七六年、原書房)。
- (2) 柳川昇爾「藩政時代の郷土の書林」(『せゝらぎ』金沢市各校下親交録、第二集、好文社、一九五八年)。
- (3) 宮川成一「郷土の書肆と主な刊行物」(『石川郷土史学会々々誌』創刊号、一九六八年)。
- (4) 山森青硯「『加賀国学蔵板』印に就いて」(青硯文庫、一九六八年)。
- (5) 岡田一男「池さんと私」(『金沢大学教養部報』第八号、一九七四年)。
- (6) 池保「『池さんと私』を読んで」(一九七四年)。

(金沢大学附属図書館『こだま』第八五号、一九八七年四月、から転載)

伊藤幸野著『正徳和韓唱酬録』

片 倉 樓

一

加賀藩の儒者伊藤幸野(祐之、幸野は号、一六八一—一七三六)の『正徳和韓唱酬録』は、正徳元(一七一)年に渡来した朝鮮通信使の製述官李東郭(磧、東郭は号)らと幸野とが、大坂から江戸までの往還において詩の唱和を繰り返し、かつ、互いに筆語唱酬を交わした状況を具体的に著録した書であり、加賀藩の学者と通信使一行の学問的・文化的交流の一斑をうかがうにたる、きわめて貴重な文献である。この書は金沢市立図書館に所蔵されており、他の所蔵機関にはその所在を確認し得ず、往時、松田甲氏が「正徳朝鮮信使と加賀の学者」(『続日鮮史話』第一編、朝鮮総督府、一九三二、復刻、原書房、一九七六)のなかで言及された以外に、その構成や内容について詳細に紹介されたことがなかったものである。

前稿「黒本稼堂筆『朝鮮李東郭書 観文堂額由来記』双巻」(『こだま』第八五号、一九八七年四月一日)において、筆者らは、かつて黒本稼堂(植、稼堂は号)翁が『和韓唱和録』(現存本の題名は『正徳和韓唱酬録』)を披見し、当時、池善書店の店頭に掲げられていた看板「観文堂」の三大字が、実は幸野の懇請に応えた東郭の揮毫に成るものであるという新史実を発見したことを紹介したが、

その際、当の書の内容とか価値に関してはいっさい触れなかった。ここに新たに稿を起し、久しく取り上げられることのなかった『正徳和韓唱酬録』につき若干の解説を加え、あわせて他書との概括的な比較照合を行ない、今後、加賀藩政期における日朝善隣友好の歴史を考察するための一つの縁にしたいと思う。

二

現存する『正徳和韓唱酬録』(二冊、写本)は、半紙判袋綴(縦24・2cm、横16・8cm)、縹色表紙(後補か)、墨付三丁(扉を含む)で、『南海唱和録』(七丁、巻首扉一葉、正徳五(一七一五)年に幸野が泉州の唐金梅所、紀州の祇園南海と唱和した詩などを載せたもの)と題する書と合綴の体裁をとっている。両書は同筆だが、いずれも筆者自筆のものではなく、某氏による伝写本である。元来、上記二書が別本であったことは論を俟たない。所々に虫食い跡が見ずる。

まず、縹色表紙の題簽に「正徳和韓唱酬録」と書され、右肩に金沢市立図書館の分類番号(S944)を記した白い貼紙が、その下に「貴重書」と印した濃紺の貼紙が付せられている。見返しの左下には別筆で「珍書 他ニナシ」の墨書がある。これは後日、何某かが

この書の貴重な価値を強調したいため認めためたものであろう。

次に、扉(本来の表紙)には、『正徳吟韓唱酬録』の題がみえる。

この書体は本文の書体と合致するが、表紙の題簽のそれとは異なる。扉の右肩にも分類番号の貼紙があり、その下に同じく「貴重書」の紙片が貼布され、さらにその下に「金沢市立図書館蔵書」の朱印が捺されている。この題においては、「和」の古字「味」が用いられたが、こうした例は、合綴の書『南海唱和録』の表題と本文中の何か所、都合二か所に見付けることができる。

本文第一丁を開けると、最初に首題「正徳和韓唱酬録」が書かれ、その左一行下に「加州伊藤斎宮」がみえ、この書の著者が辛野であることを明記する。そして、その首題の下に「南圃書屋太田」の押印が入っており、これが、もと太田南圃(敬太郎)氏の所蔵にかかる書であったことが知られる。さらに、第三行目の上辺りに「大礼記念 金沢市立図書館記」の朱印も捺されている。金沢市立図書館の目録カードによると、これを金沢の石井書店より購入した旨が記され、同図書館への受入れ整理の日付が昭和二十一(一九四六)年三月十日となっている。

本書の行格つまり文字の排列状態(字誌)は、半丁ごとに九行、毎行一六字を標準とし、細字双行に記された辛野の自注が所々に書き込まれている。全巻を通じて軽快な筆致で書写されたが、文中、見せ消その他の方法で訂正が施され、後述のごとく、誤字や脱字なども見受けられる。後半部に「呂祐吉、慶運、丁好寛ノ誤リ(松田)」という正誤を示した張り紙があるが、これはかつて、松田氏が論文をまとめる過程で本書を閲読された証左であり、まことに興味深い。

最後に、末丁の中央上部に「正徳和朝唱酬録」と書され、裏表紙の裏張りに「2516 21.3.10 大礼記念 金沢市立図書館」の印紙が付してある。

本書には、跋文・序文または奥書が皆無ゆえ、この書自体によってその成立年月を確定することは困難である。『国書総目録』では、この書の成るを正徳元年とし、『加能郷土辞彙』による、とあるが、『加能郷土辞彙』が正徳元年に書成ると断定したわけではない。ところが松田氏の論稿には、辛野の門人不破梅関(篤敬が元文紀元丙辰(一七三六)秋八月壬申に刻した墓碑銘(野田山、筆者未見)が掲げられ、そのなかに「正徳辛卯、韓人來聘、會僧祖縁奉官命一償之、先生与祖縁善、乃從之遊、返朝人於撰武之間、唱酬若干、壬辰北帰、以其所作之詩及筆語数条、更写以進、故君侯、侯嘉之」とあり、当地の諸文献、たとえば『加能越書籍一覽』卷一七、詩文類、白雪樓集、『三州遺事』中編、卷四、伊藤辛野、及び『燕台風雅』卷六、学士伝、伊藤由貞の各項は、こぞっておそらく梅関の銘文に従い、辛野の帰藩を正徳二年のこととし、そして同年、藩主前田綱紀に対し、改めて浄書した書を献呈したと述べている。少なくとも野田山の碑文による限り、正徳元年臘月(陰曆十二月、以下、月は陰曆で示す)十八日に大坂の淀河口で通信使一行を見送った辛野は、翌正徳二年に帰藩し、旅中に書き留めていた覚え書き、あるいは草稿の類に手を加え、体裁を整え、浄書し、これを綱紀に献呈したということであろう。この藩主への、おそらく完備された、献呈本は、残念ながら杳として行方不明であり、したがって現存本

は、この献呈本の原本が伝写されたものであろう。なお綱紀は、正徳二年七月十五日に参勤の途に就いたから、藩主への本書献呈は、幸野が同年某月に帰藩してから、遅くとも七月中旬までの間であったという推定が成り立つのではなからうか。

三

『正徳和韓唱酬録』は、大坂から江戸、そして江戸から大坂まで、すなわち正徳元年菊秋（九月）の初対面から同年臘月十八日の別離までの往還における、幸野と東郭などの相互唱和や筆語唱酬を月日順・旅程順に書き付けた書である。本文中には数か所、著者の簡略な解説が挿入され、かつ登場人物についても、著者の自注が随所に書き込まれている。詩の唱和と筆語唱酬は、贈詩と次韻、問（「稟」）と答が各々対応形式で載録されており、相互唱和と問答応酬の妙をうかがうに便利な構成となっている。

本書は、最初に「大阪前録」（現存本はすべて「大阪」なる字で示す）という項目を掲げ、幸野と東郭らとの初対面における相互の通刺、自己紹介の筆語（筆談）から始まり、「辛卯菊秋」の詩の唱和・筆語問答、「西京筆語」を経て、「辛卯陽月上瀚（十月上旬）」の富士山に関する唱和、「辛卯孟冬・初冬（十月）十六日」の武州における幸野の作詩、そして江戸での唱和と筆語を排し、帰途は「大磯駅」「小田（原）駅舎」での唱和と筆語、「辛卯初冬」の清見寺（静岡清水市）における唱和と筆語を叙す、という順序で書き記されていく。幸野の述べるところによると、彼は、尾州で一行と一旦別れて道を勢州にとり、伊勢詣でを済ませ、京を経て大坂に帰り、大

坂の地で一行と再会した。最後の交流の地となった大坂では、再会（「大阪重逢」）と惜別などの詩の唱和と筆語問答の応酬が「季冬（十二月）十夕」「辛卯臘月上浣」「辛卯季冬上浣」「辛卯臘月上浣」「辛卯臘月十有八日」「辛卯季冬日」の日付などを付して排列されている。

収録された詩の数は、贈詩ならびに次韻などすべてを合わせて五一首に及び、これを詩形別に分類すると、五言絶句四、七言絶句三、五言律詩二、七言律詩一二となり、作者別では幸野一八、東郭一六、泛叟六、竜湖五、鏡湖五、平泉一を数え得る。詩の主題は多岐にわたるが、人的交流、友誼、往還の風景、旅情、奉謝が詠ぜられ、同時期の他の唱和集にみられるような露骨な派閥意識はあまり表出されておらず、桑韓唱酬の事実に即した偏頗のない記録としての価値が認められる。筆語において政治問題が論議されなかったことも注目される。

詩または筆語が書中に掲載された人物を調べてみると、通信使側では李東郭が最多登場回数（誇り、これに南泛叟（聖重、従事官書記）、敵竜湖（漢重、副使道書記）、洪鏡湖（舜衍、正使道書記）、趙平泉（泰億、正使）、奇斗文（斗文は名、嘗百軒と号す、良医）、李花菴（爾芳、写字官）、鄭哨官（幸野は哨官を名と注すが、これは官名であろう）、朴直長（泰信、直長は官名）、金哨官（世珍、幸野による）と名は益声、哨官は官名）、洪峻屹（製述官小童が順次登場し、詩及び筆語などで名のみ記された人物としては、壺谷先生（南竜翼、明暦通信使従事官）、呂祐吉（癡溪、慶長通信使正使）、慶運（七松、同副使）、丁好寛（一翠、同従事官）、雪月堂（李三錫のこと、李花菴

の父、天和通信使写字官)、任(任守幹、号は靖庵、副使)、李(李邦彦、号は南岡、従事官)を挙げることができる。これに対し、日本人の側では、もとより著者の詩及び筆語がほとんどあらゆる場面に掲げられたが、筆語などで名のみ登場する人物として、寺田立革(臨川、広島藩儒官)、馬島侯(对馬藩主宗義方^七、縁長老(別宗和尚、祖縁上人、相国寺下の慈照院僧、接伴僧)、祇園南海(正郷、紀州藩儒官)、林公父子(林鳳岡《信篤》、林竜洞《信充》、国子祭酒等)、雨森(雨森芳洲《誠清》、对馬藩儒官)、狩野某(画工)、室鳩巢(直清、幕府儒官)、芝岸老師(清見寺僧)、梅嶺(本保長益、賀州の人)、四水(大沢猶興、賀州の人)、玄牧(辛野によると武州の人)、俊新(青地俊新《礼幹》、加賀藩武官)、光峰(画工か、未詳)、霞沼(松浦霞沼《允任》、对馬藩儒官)があり、いろいろな場面・話題のなかで登場する。上記人物のうち儒者は、これを学統別にいえば、当然のこととはいえ、その大多数が辛野と同系統の程朱学に属する。

四

ところで、『正徳和韓唱酬録』は珍書と称せられ、金沢市立図書館では「貴重書」扱いとなっているが、ここでしばらく、他書との比較検討を加えてみよう。

なにはさておき、本書を読むときに必ず参照しなければならないのは、辛野著・平(生駒)直武・源(岡田)信之等編輯『白雪楼集』(全五〇巻・補遺、写本、国立国会図書館蔵、鶴軒文庫)巻一六―一七の部分である。いうまでもなく、『白雪楼集』は、辛野の詩文を収録した大著であるが、その巻一六に「大坂前録」、同じく巻一七に

「大坂後録」と題し、『正徳和韓唱酬録』とほとんど同内容の記録を載録している。両書の異同を示すと、『白雪楼集』のほうがやや詳しく、唱和の詩一九首と筆語問答二か所が新たに増補されており、なかでも辛野が、綱紀の命を受け、東郭に『大明律講解』の印本の有無を質した一問一答は、綱紀の『大明律』文献などに対する深い関心の一端を窺知することができる。きわめて興味をそそる。たぶん『白雪楼集』の当該二巻部分は、辛野自筆の『正徳和韓唱酬録』その他を参照・整理して作成されたのであろう。両書の排列順序は大同小異だが、『白雪楼集』に比し、現存の『正徳和韓唱酬録』にはやや誤字・誤記が目立ち、脱字・脱文や、語の顛倒も見付けられ、作詩者または筆語者の名を当然明記すべき所(二一か所)でその記名を欠くなど、全体の整合性・統一性に少しく問題がある点を指摘しなければならない。こうした不備や瑕疵は、辛野の手元に残った自筆の稿本類にみられなかったとはいえなからうが、伝写の過程で不用意に生じたものも少なくないのではなからうか。しかしその一方、『白雪楼集』にはなく、本書にのみ記された語句も、数は多くないが見受けられるので、この点は改めて検討しなければならない。いづれにせよ、本書を解説するためには『白雪楼集』を必読しなければならない。これとの校合作業が不可欠なのである。

次に重要なのは、雨森芳洲の『縞紵風雅集』巻七に収められた数々の詩との比較照合である。『縞紵風雅集』は、詩の載録に当たって相互唱酬の形式を採用しなかったこともあって、詩の排列順序にかなりの前後異同が生じたが、それでも辛野の自著に収められた全五一首のうち、実に三二首(五絶三、七絶一八、七律一一)に及ぶ多

数の詩が収められ、これとは別に、東郭と鏡湖が辛野に贈った詩二首と、竜湖が辛野に奉じた賦、及び辛野が「東韓諸君」に呈した賦（同書、巻四）が収められ、両書の語句の異同を検討することも含め、あわせてこれを参照する必要がある。

その他の文献では、『鷄林唱和集』巻七、浪華前編に、前記全五一首のうち九首が排列順序を前後逆にした形で収められ、かついちにの筆語問答も収められたが、『両東唱和別録』では、同じく全五一首のうち八首が収められ、『燕台風雅』では、わずかに辛野の詩二首（七絶と七律各一首）がみえるにすぎず、『通航一覽』第三、巻一一〇、朝鮮国部八六、筆談唱和等天和度 正徳度にいたっては、平泉の詩一首が収められたにとどまる。朝鮮李朝側の文献、たとえば金頭門等の『東槎録』には、辛野の詩や名はいっさい見当たらない。

要するに、『正徳和韓唱酬録』を考察するためには、いくつかの関連諸文献を参照しなければならないが、とりわけ『白雪楼集』、ついで『縞紵風雅集』との比較対照により語句の異同や誤りを正すことが肝要であり、こうした基礎的研究を通してこの書の歴史的価値を、改めて見直すことができる。

五

正徳元年、六代将軍徳川家宣の襲職を賀するため、趙泰億を正使とする通信使一行が来日したが、このとき伊藤辛野（二一歳）は、接伴僧祖縁の斡旋で大坂・江戸間を通信使団と同行するという僥倖に恵まれた。『正徳和韓唱酬録』は、その折の国際的文化交流の学問

的一成果である。

現存本はその構成と内容においていささか問題があり、ために『白雪楼集』などの関連文献の参照が必須であるけれども、本書を通じて辛野の、通信使の学者・文人に対する、ひいては朝鮮の学問に対する熱い思いを感じることが出来る。東郭との唱酬対応における辛野の懇請態度、ときにはあまりに執拗な唱和の要請に対し、相手方の困惑した表情さえ行間から看取できそうである。

この書のなかには、彼我の文化交流の一斑を示す、いくつかの挿話も綴られている。金沢の文化遺産となった「観文堂」三大字の揮毫要請をはじめ、辛野と竜湖・朴直長の間に交わされた諺文問答（のち大坂で金哨官に諺文の文字を書いてもらった、という）、同じく辛野と朴直長兩人の間に交換された楽浪の楽に関する問答等々は辛野の朝鮮文化に対する好奇の念と関心の強さを物語る。この旅のなかで著者は、朝鮮では胡椒を薬物として重用するという新知見を得たし、道中における東郭との交流は、彼から対馬までの同行延長を誘われるほどに深まった。また通信使たちのなかでは、雨森芳洲の朝鮮語と室鳩巢・祇園南海の詩がとくに好評を博していたことも書き留められ、参考になる記事も少なくない。

予期せぬことではあったが、この解説を草する過程で『白雪楼集』巻三一、吟詠日課第四、享保十五（一七三〇）年七月四日の条を読み、そこに辛野（五〇歳）が花硯と称される硯を家蔵しており、この硯は東郭から贈られた朝鮮紫石の硯（墨池の上下に花片を刻したものである）、藩主高覧の栄に浴したことが記されていることを知った。辛野は、東郭から朝鮮製の硯をも贈呈され、これを宝蔵して

いたのであった。

以上、『正徳和韓唱酬録』研究の一助にもなればと考え、若干の蕪辞を連ねたが、小稿を成すに際し、多くの方々のご援助とご協力をいただいた。このたびも、本書が金沢市立図書館に架蔵されていることをはじめ、多々教示を賜った同僚の笠井純一氏に衷心から御礼を申し上げなければならぬ。当文献の複写利用を快諾された金沢市立図書館、その他の文献閲覧につき便宜を図っていただいた尊経閣文庫にも感謝の意を表す。なお筆者は、伊藤幸野の墓・碑文の所在をいまだに突き止めていないが、この間、郷土史家や野田山墓地管理事務所などの方々に教えを請うた。深謝申し上げる。野田山墓地に詳しい中島正之氏は、この碑文を眺めた記憶があるといっておられる。春の雪解けを待って始められる氏の調査に期待する。

〔付記〕近八書房の先代近弥二郎氏は、「野田山墓標の探訪」

（『石川郷土史学会誌』第三号、一九七〇）において、たまたま太田敬太郎氏の遺稿の一部（筆者未見）を入手し、そのなかに伊藤幸野の墓碑銘が収められていたと述べ、その墓碑銘の全文を掲載されたが、上記論稿中に掲載された碑文には、幸野を華野と記すなど、いくつかの誤りが見受けられる。近氏の、野田山墓地に関する調査結果などはほどなく刊行される由である。

（金沢大学附属図書館『こだま』第八八号、一九八八年

一月、および『同』第八九号、同年四月、から転載）

日本近世初期渡来朝鮮人一覧稿

本稿は、近世初期の渡来朝鮮人・その他関係事項について、下記参考資料等から忽卒に抜出したものであり、体裁も不統一である上、不完全な中間報告にすぎない。今後関係文献を渉猟し、補訂に努めて行きたい。

参考資料および略称

『内藤』：内藤雋輔『文禄慶長役における被擄人の研究』（東大出版会、1976）

「丸茂」：丸茂武重「文禄慶長の役に於ける朝鮮人抑留に関する資料」（『國史学』61、1953）

「アンケート」：本研究会が行なったアンケート調査の結果（本報告書に詳細を掲載）

地 域	渡来人名その他	出 典 そ の 他
宮 城	高麗氏某 (切米焼)	「アンケート」(山岡院空源妙蘊大師) 「アンケート」(但し否定的な論が多い)
栃 木	将軍の厨子	『内藤』 p181.(慶州の生れ)
東 京	李愛賛 曹一男 金僉使の子 春伊(崔弘烈の妻) 崔順伊 一女子(淳昌生れ) 朴應仁 秦尚礼 苐叱金 叱沙里 者叱徳 安慶佑 朴佑の女	『内藤』 p146, 150. 『内藤』 p146.(平戸から来着) 『内藤』 p146.(放砲を善くす) 『内藤』 p149. 『内藤』 p149.(春伊の子) 『内藤』 p150. 『内藤』 p150. 『内藤』 p150. 『内藤』 p193. 『内藤』 p193. 『内藤』 p193.(叱沙里の妻) 『内藤』 p193.(医術、300石) 『内藤』 p202.(家光の侍女)
静 岡	おたあジュリア 允 福 木工・銅工等の技術者？ 駿河版関係の技術者？ 良知家？	「丸茂」「アンケート」 『内藤』 p67, 201.(宦官)「アンケート」 「アンケート」 「アンケート」 「アンケート」
名古屋	朴承祖 蔚山生れの被擄人 鎮海出の被擄人 一女子(金海生れ) 南海の居民	『内藤』 p144, 150, 151, 201.(徳川義真の臣) 『内藤』 p144.(徳川義真の臣、鳥銃の技を教う) 『内藤』 p144.(徳川義真の臣、鳥銃の技を教う) 『内藤』 p145. 『内藤』 p179.
岐 阜	岡田将監の妻	『内藤』 p144, 202.
三 重	栗本與三右衛門 武左衛門／権太夫 権右衛門／八右衛門	「アンケート」 「アンケート」 「アンケート」
石 川	本報告書所収「加賀藩における渡来朝鮮人」〔別表Ⅰ〕参照。	
滋 賀	被擄二女(両班の女) 被擄三女(全羅の者)	『内藤』 p144. 『内藤』 p150.

<p>京 都</p>	<p>姜沆 (姜睡隠) 姜渙 姜濬 金捧 金禹鼎 姜士俊 申徳驥 鄭連守 李曄 申繼李 金景行 林子敬 徐慶鵬 徐慶春 高敬民 李甲 趙完壁 張仁凱 羅允弘 (紅) 柳植 柳錫俊 李行一 金吉生 河完海 河愐 李猷民・その妹 金命順 順興君 李憲 一女子 (全羅道昌平の人) 李成立 金春福 李文長 被擄人 6人 被擄人ら 大春 妙雲 南忠元の女子 宗嚴</p>	<p>『内藤』 p2, 15, 471, 743. 「アノクト」 『内藤』 p24. (姜沆の兄) 『内藤』 p24. (姜沆の兄) 『内藤』 p24. (姜沆の妻の父) 『内藤』 p24. 『内藤』 p8, 24. (慶長6年刷還) 『内藤』 p24. 『内藤』 p24. 『内藤』 p25, 201. (加藤清正の虜、秀吉に送らるも逃亡、自害) 『内藤』 p27, 484. 『内藤』 p33. 『内藤』 p44, 473, 477. 『内藤』 p44, 477. 『内藤』 p44, 477. 『内藤』 p44. 『内藤』 p44. 『内藤』 p75. 『内藤』 p94. 『内藤』 p94. 『内藤』 p94, 102, 107. (女性) 『内藤』 p94, 107. (女性) 『内藤』 p96. 『内藤』 p98. 『内藤』 p98. 『内藤』 p100. (僧侶) 『内藤』 p106. 『内藤』 p107. 『内藤』 p107. 『内藤』 p107. (女性) 『内藤』 p142. 『内藤』 p142, 201. (北政所に仕えた宦者) 『内藤』 p142, 201. (北政所に仕えた宦者) 『内藤』 p143. 『内藤』 p151. 『内藤』 p177. (170人の内、男子は二三人) 『内藤』 p194. (女性、光州生れ) 『内藤』 p194. (女性、光州生れ) 『内藤』 p202. (北政所に仕えた女性) 『内藤』 p311. (金戒光明寺を開創)</p>
<p>大 阪</p>	<p>ナマリ千代 被擄男女群衆 男女21人 白受繪 安必得 海平令 一老婦 柳命還 梁夢麟 慎向・恵蘭 被擄人ら 魯認 (錦溪) 奇孝淳</p>	<p>『内藤』 p771. 「アノクト」 「丸茂」(黄慎『日本往還日記』、堺浜で通信使の帰国に際し物狂おしげに絶叫した) 『内藤』 p7. (慶長 5年大坂より逃還) 『内藤』 p27, 485. (小西長右衛門の家にいた被擄人) 『内藤』 p64. 『内藤』 p78. 『内藤』 p93. 『内藤』 p100, 106. 『内藤』 p100, 106, 107, 201. 『内藤』 p100, 102, 106, 107. (女性) 『内藤』 p182. (通信使の門外には来るが同行は願わない) 『内藤』 p347, 474. 『内藤』 p349.</p>

和歌山	李真栄（一恕） 李梅溪 李立卓 西養 金継銘	『内藤』 p772. 「丸茂」「アンケート」 『内藤』 p772. 「丸茂」「アンケート」 「丸茂」「アンケート」 『内藤』 p772. (海善寺の僧) 『内藤』 p104.
兵庫	武林唯右衛門 梁應海 金應昌 韓應鳳 一被擄人（東萊生れ）	「アンケート」島根県立図書館回答 『内藤』 p96, 111, 112. (僧侶) 『内藤』 p96. (僧侶) 『内藤』 p96, 112?. 『内藤』 p176.
鳥取	海老屋・綿屋・対馬屋・炭屋、他	『内藤』 p770. (宮部市兵衛の捕虜、銀山の出現に乗じて蓄財、富商となり城下に一家をなす)
島根	李郎子 李陶仙・金陶仁 泉大官	「アンケート」 「アンケート」 『内藤』 p707.
岡山	八千（松村弥三郎） （唐人山） （唐人） 高麗人 7人 （唐畑・唐人畑・唐人開） 左京	『内藤』 p766. 「丸茂」 『内藤』 p769. (久米郡大井西村字坪井上・賀陽町の地名) 『内藤』 p769. (勝南郡和氣庄羽仁村にある姓) 『内藤』 p769. (平松盛正の家来) 『内藤』 p769. (地名) 『可観小説』「宗近作の脇差」（本報告書所収「加賀藩における渡来朝鮮人」付載史料参照）
広島	岡井久右衛門 高麗の小童 金開金 宗室の女（祖は和陽君） 一被擄人 朴佑（休菴） 安景宇（卓菴） 金應福（正三郎） 木漢	『内藤』 p765. 『内藤』 p765. (山野井氏の郎徒) 『内藤』 p113. 『内藤』 p183, 202. (福山城主水野忠勝の妹の侍女) 『内藤』 p92. (妻は嚴渭の女) 『内藤』 p114, 119. (僧侶、嚴島で医業) 『内藤』 p114. (僧侶、医者) 『内藤』 p114. 『内藤』 p114.
山口	李 聖賢 李 如有 李 就菴 李 等和 孟 二寛（武林次庵） 岡田半左エ門 李敬（坂高麗左エ門） 李勺光 三輪忠兵衛の祖父 唐人の女房 （唐樋町） 名嶋八右衛門（趙林） 小村半珍（趙某） 朴佑の女 泉大官（小泉）	『内藤』 p757. 『内藤』 p757. (聖賢長男) 『内藤』 p757. (聖賢次男) 『内藤』 p757. (聖賢三男) 『内藤』 p758. (李聖賢の傳の一人、孫唯七は赤穂義士) 『内藤』 p759. 『内藤』 p759. (萩焼、妻も朝鮮人) 「丸茂」「アンケート」 『内藤』 p760. (萩焼、李敬の兄) 「丸茂」「アンケート」 『内藤』 p762. (萩焼) 『内藤』 p762. 『内藤』 p762. (萩市の町名) 『内藤』 p763. 『内藤』 p763. 『内藤』 p202. (吉川広家の侍女) 『内藤』 p707.

徳島	鄭希得(月峯) 鄭慶得 奥山氏一族 小濱與九郎 武市孫助の室 森志摩守の家臣 嶺順 唐人二人 高信 堤次郎左衛門信正 倉地兵庫由久の捕虜 片山半兵エの捕虜 (朝鮮女の墓) (韓人墓) 鄭子平兄弟 鄭好仁兄弟 柳仲源 李丞祥 槐山人 河天極 柳汝宏兄弟 朱晦伯 後玉 梁芻萬 朱顕男 柳澳 鄭愷 林得梯 鄭貞 鄭應	『内藤』 p3, 39, 472, 749. (『月峯海上録』慶長3年刷還) 『内藤』 p3, 40. (希得の兄) 『内藤』 p749. 「丸茂」 『内藤』 p751. 『内藤』 p754. 『内藤』 p754. 『内藤』 p754. (木村惣八先祖) 『内藤』 p755. (美馬與七の捕虜、四代善平は儒者) 『内藤』 p755. 『徳島県史』第3巻、p365. (高信の子) 『内藤』 p755. 『内藤』 p755. 『内藤』 p755. 「アケト」 『内藤』 p755. 「アケト」 『内藤』 p40. (子平は途中で溺死) 『内藤』 p40. 『内藤』 p43. 『内藤』 p43. 『内藤』 p43. 『内藤』 p43. 『内藤』 p43. 『内藤』 p44, 46. (慶長3年刷還) 『内藤』 p44. 『内藤』 p44. (女性) 『内藤』 p44, 478. 『内藤』 p46. (慶長3年刷還) 『内藤』 p46. (慶長3年刷還) 『内藤』 p46. (慶長3年刷還) 『内藤』 p46. (慶長3年刷還) 『内藤』 p46. (慶長3年刷還) 『内藤』 p46. (慶長3年刷還) 『内藤』 p46. (慶長3年刷還)
香川	(被擄百余人) 大添・小添 唐人塚 (十三塚) 熊久二郎(渡来人子孫) 唐渡甚兵衛(同上) 魯認(錦溪)	『内藤』 p740. (生駒讃岐守一正の捕虜) 『内藤』 p740. 「アケト」 『内藤』 p740. 「アケト」 『小神野夜話』(『新編香川叢書』史料編(1) p820.) 『小神野夜話』(『新編香川叢書』史料編(1) p820.) 『小神野夜話』(『新編香川叢書』史料編(1) p820.) 『内藤』 p474.
愛媛	(唐人二百余人) (唐人町) 三島屋(葉種業) 茶屋吉蔵 百濟魚文 高氏某女 佃助太夫十義 姜沆(姜睡隠) 姜渙 姜濬 金瑋 魯認(錦溪) 徐景春 梁夢麟 梁夢寅 道專居士 讓天	『内藤』 p741. (松山城下) 『内藤』 p741. (松山城下、三組あり) 『内藤』 p741. (朝鮮人子孫、有力商人) 『内藤』 p741. (朝鮮人子孫、有力商人) 『内藤』 p741. (茶屋の出身、俳人) 『内藤』 p741. (佃十成の捕虜、のち妾、十義の母) 『内藤』 p741. (十成と高氏の子) 『内藤』 p2, 15, 471, 743. 「アケト」 『内藤』 p24. (姜沆の兄) 『内藤』 p24. (姜沆の兄) 『内藤』 p24. (姜沆の妻の父) 『内藤』 p346, 474, 743. 『内藤』 p347. 『内藤』 p110, 201. 『内藤』 p111, 119. (夢麟の弟) 『内藤』 p318. 『内藤』 p316. (道專居士の子、金剛山大隆寺の住持)

高知	經東 <small>きんとん</small> 朴好仁、他30名 好赫(長次郎) (唐人町)	『内藤』 p744. (土佐名医列伝)「丸茂」 『内藤』 p747. 「丸茂」 「アケト」 『内藤』 p747. (朴好仁の子、秋月長左エ門、特権商) 「丸茂」 「アケト」
福岡	高取新九郎 八山(高取八蔵重貞) 臨海君の男女二児 尊楯(十時・上野喜蔵) 上野孫左衛門 李東成 李仁松 羅大男ら男女40余人 被擄人 100余人 姜珥ら 120余人 李太成夫妻 被擄人21人 被擄人20人 日延 日延の姉	「丸茂」 『内藤』 p727. 「丸茂」 「アケト」 『内藤』 p727. (女兒は宇喜多秀家の重臣戸川達安に娶す) 「丸茂」 「アケト」 「丸茂」 (上野喜蔵三男) 「アケト」 『内藤』 p92. 『内藤』 p78. 『内藤』 p78. 『内藤』 p79. 『内藤』 p115. 『内藤』 p117. 『内藤』 p153. 『内藤』 p321. (博多・京都・下総・安房・江戸にも居住) 『内藤』 p321. (宇喜多秀家の家老、戸川達安の側室)
佐賀	李宗欽(川崎清蔵) (南京細工人 8人) 宗傳(深海新太郎) 百婆仙(宗伝の妻) 秦伯・文烈(林一徳斎) 林利兵衛貞正・栄久 洪浩然 浄珍 暁月浄雲 九山道清 李參平(金ヶ江三兵衛) 被擄人 3人 (高麗村)[名護屋] 被擄人 2人	『内藤』 p734. 「アケト」(本来は被擄人でない、唐人町) 『内藤』 p734. (李宗欽が連れ帰る技術者) 『内藤』 p728. 「アケト」 『内藤』 p728. 「アケト」 『内藤』 p734. 「アケト」 『内藤』 p734. 「アケト」 『内藤』 p733. 「丸茂」 「アケト」 『内藤』 p733. (洪浩然と共に殉死) 「アケト」 『内藤』 p735. 「アケト」 『内藤』 p728. 「丸茂」 「アケト」 『内藤』 p120. 『内藤』 p191. (沙器を作るを業とす) 『内藤』 p194.
長崎 (対馬)	巨関(今村) 今村三之丞 今村如猿 高麗媼(中里茂右衛門妻) カイ (男女 100余名) (高麗町) 李雲従 男女 300余人 南忠元・朴彦璜 250人 被擄人85人 朴應南 被擄人1390人 被擄人 120人 被擄男婦 6人 被擄人并漂到者 9人 朴寿永 権立 辛景鸞 橘智正の妻 一女子	「丸茂」 「アケト」 「丸茂」 「丸茂」 「アケト」 「丸茂」 「アケト」 「丸茂」 (平戸城下の町名) 『内藤』 p107. 『内藤』 p7. (宗氏より慶長5年刷還) 『内藤』 p8. (宗氏より慶長6年刷還) 『内藤』 p8. (宗氏より慶長8年護送) 『内藤』 p8. (慶長 8年逃還) 『内藤』 p9. (慶長10年刷還) 『内藤』 p9. (慶長11年刷還) 『内藤』 p9. (慶長13年回還) 『内藤』 p10. (寛永7年刷還) 『内藤』 p48. (対馬の通事) 『内藤』 p64, 66. (慶長11年刷還) 『内藤』 p84. 『内藤』 p119, 202. 『内藤』 p141.

(沓岐)	金海生まれの両班 柳川調興 格軍守福の母 朴春節ら 沓岐島主の妻 松浦蔵人の生母 曹一男 申天龍 平戸太守の母	『内藤』 p141. 『内藤』 p202. (母が被擄人か) 『内藤』 p79. (慶長11年刷還) 『内藤』 p91. 『内藤』 p140, 202. (松浦蔵人の生母と姉妹) 『内藤』 p140, 202. (沓岐島主の妻と姉妹) 『内藤』 p175. 『内藤』 p175. 『内藤』 p175, 202. (昌原の両班の女の孫子)
大分	(唐人町73軒—白杵町) 三原屋善右衛門 (内田氏) 松屋小右衛門 (甲斐氏) 塩屋清左衛門 (林氏)? 菊村左三郎 梶西金左衛門 曾我清官 (波越 <small>あんなご</small> 焼) 道専居士	『内藤』 p721. 『内藤』 p722. 『内藤』 p722. 『内藤』 p722. (明人カ) 『内藤』 p722. 『内藤』 p722. 『内藤』 p723. (子孫に名僧・医官) 『内藤』 p723. 『内藤』 p318.
熊本	朝鮮二王子 日遥 (余大男) 李希伊ら 6人 良甫鑑 (金官) 李宗閑 高本慶宅 李順 (高本紫溟) 尊楷 (上野喜蔵) 上野忠兵衛 上野藤四郎 (八代焼) 道慶・慶春 渡辺藤兵衛 滝本八左衛門 (ノウシ) (高麗門通り) (蔚山町) (朝鮮飴) 金有聲ら 160人	『内藤』 p322他. 『内藤』 p298, 726. 「アケト」. 『内藤』 p309. 『内藤』 p726. 「アケト」. 『内藤』 p726. 「丸茂」 (李宗果) 『内藤』 p726. (李宗閑と日本女性の子、医師、慶宅坂) 「丸茂」 『内藤』 p726. (慶宅五代の孫、時習館教授、国文学者) 『内藤』 p727. 「丸茂」 「アケト」 「丸茂」 (上野喜蔵長男) 「丸茂」 (上野喜蔵次男) 『内藤』 p727. 「アケト」 「丸茂」 「丸茂」 『内藤』 p726. (熊本市地名) 『内藤』 p726. (熊本市地名) 『内藤』 p726. (熊本市) 『内藤』 p7. (小西行長の捕虜、慶長 5年刷還)
宮崎	シンニョム・カンニョム (庵川焼) 慎應昇 (昌)	「アケト」 「アケト」 『内藤』 p10, 85, 219. (元和3年逃還)
鹿児島	朝鮮人 155人 (文禄) 70余人、21姓 (慶長) 朝鮮人17姓 (伸・李・朴 ・卞・林・鄭・車・姜・ 陳・雀・盧・沈・金・白 丁・何・朱) 一千 (陶工集団) 星山仲次 (金海) 星山彌右衛門 (金和) 星山休左衛門 (金林) 嘉入 (星山金貞) 嘉頌 (星山)	『内藤』 p213. 『内藤』 p211. 「丸茂」 (苗代川における寛政7~10年頃の朝鮮人) 『内藤』 p767. 『内藤』 p212. 「アケト」 「アケト」 (仲次の長男) 「アケト」 (仲次の次男) 「丸茂」 「アケト」 (星山金林の子) 「アケト」 (延享)

星山仲兵衛 (金臣)	「アケト」(仲次の裔)
星山彌平次	「アケト」(仲次の支流)
星山與八	「アケト」(仲次の支流)
星山七郎次	「アケト」(仲次の支流)
芳珍 (芳仲)	「アケト」
朴平意 (興用)	『内藤』 p225. 「丸茂」 「アケト」
朴貞用 (清左衛門)	「アケト」(平意の子)
朴龍官	「アケト」(宝暦頃)
朴清智	「アケト」(宝暦頃)
朴宗仙	「アケト」(宝暦頃)
朴正官	「アケト」(文政～慶応)
朴利行	「アケト」(正官の子)
朴春勝	『内藤』 p246, 247. (享保6年)
朴龍金	『内藤』 p249(弘化2年)
朴寿悦	『内藤』 p249(弘化2年), 267, 268, 271, 280.
朴陳石	『内藤』 p263(弘化)
朴正悦	『内藤』 p271.
朴泰潤	『内藤』 p272, 273.
朴論悦	『内藤』 p280.
沈當吉	「丸茂」 「アケト」(沈家元祖)
沈壽官	「アケト」(明治)
李文長	『内藤』 p85, 219. (大坂に移さる⇒京都)
李利官 (庄 [庶左] 衛門)	『内藤』 p245. (延宝3年、庄屋代) 「アケト」
李欽勝	『内藤』 p245(貞享2年、賜名), 247(享保6年), 255(通事) 296.
	『内藤』 p256(享保～宝暦、通事), 296.
李欣達	『内藤』 p256(欣達の子、享保～安永、通事), 262, 297.
李寿衛	『内藤』 p296. (安永、通詞)
李泰碩	『内藤』 p297. (通詞)
李元達	「アケト」
大迫秀明	「アケト」
高城元六左衛門	「アケト」
申 (伸) 主碩 (田原友助)	「アケト」(田原家元祖) 『内藤』 p246, 247. (享保6年)
申龍助	『内藤』 p230. (元禄4年、島津光久の小姓)
申真川 (伸新川)	『内藤』 p245. (明暦元年、賜名)
伸主山	『内藤』 p246, 247. (享保6年)
田原萬助	「アケト」(友助の弟)
田原次郎左衛門	「アケト」(友助の孫)
金光	『内藤』 p8, 58, 215. (朝鮮王族?)
鄭邦慶	『内藤』 p9, 83, 218. (慶長15年帰国)
全以生	『内藤』 p11. (「薩摩にある被擯人は37,000余人」)
金震生	『内藤』 p75, 219.
金蔵 (和名)	『内藤』 p107, 219.
嘉儀 (朱嘉喜)	『内藤』 p221.
卞千詳	『内藤』 p230. (元禄4年、島津光久の小姓)
卞周山	『内藤』 p249(弘化2年), 267.
林正葛	『内藤』 p230. (元禄4年、島津光久の小姓)
何三官	『内藤』 p245. (寛永末年、庄屋代)
何一官	『内藤』 p256(李欣達の弟子、宝暦、通事)
侖屯・金官・頓官・勝堅	『内藤』 p245. (延宝3年、賜名)
・可春・利訓・龍仙	
大官・陳訓	『内藤』 p245. (天和元年)
陳宗碩	『内藤』 p249(弘化2年), 272.
清春	『内藤』 p255(元禄・宝永、通事)
姜早順	『内藤』 p255(宝永、通事), 256(宝暦、通事), 296.
姜正葛	『内藤』 p297. (通詞)

	慶丹・車伯仙・仲春・少川・春官・陽用・白長老・何中訓・朱忠哲・新清・朴陽南・孟心・源悦・奉南・次春・長蓮 用春・春美・新慶・訓清・朴貞用・鄭梅清・道覚・車早仙・勘春・長積・慶訓少伝・少栄・髟官・利南・郷官・三春・慶春	『内藤』 p293. (鹿屋・笠野原) 『内藤』 p293. (鹿屋・笠野原)
沖 繩	張献功 (一六・仲地麗仲) 安一官 安三官	「アケト」 「アケト」 「アケト」
その他 不 明	金石福 王建功 辛挺南 朴守栄 梁千頃 姜士俊 被擄人 229人 男婦 100余人 呉欽日 被擄男女1240人余 被擄人 1人 梁禹成・斐廷顕・河終男・権鷹ら20余人 被擄男婦 4人 被擄男女 321人 被擄人 146人 被擄人14名 嘉連 コスモ竹屋 李孝仁 (今村新助) 某	『内藤』 p3, 22. 『内藤』 p3. 『内藤』 p3. 『内藤』 p86. (罪人、刷還後に刑を受く) 『内藤』 p103, 107. 『内藤』 p8. (慶長 6年刷還) 『内藤』 p8. (慶長 7年、日本人に率いられ還る) 『内藤』 p8. (宗氏より慶長 8年刷還) 『内藤』 p8. (慶長 8年走回) 『内藤』 p9. (慶長12年、呂祐吉等による刷還) 『内藤』 p10. (慶長18年、倭船による送還) 『内藤』 p10, 85. (元和 3年帰国) 『内藤』 p10. (元和 3年、平調興の船で送還) 『内藤』 p10. (元和 3年、回答使による刷還) 『内藤』 p10. (寛永 2年、鄭岬等による刷還) 『内藤』 p11. (寛永20年、通信使による刷還) 「丸茂」 (小西行長のもと、セミリオで教育を受く、後火刑) 「丸茂」 (宣教師ズラと共に捕縛さる) 「丸茂」 (増田長盛の庇護を受く) 「丸茂」 (七才の児童、詠詩に感ひ秀吉が帰国を許す)

都府県別アンケート調査の結果一覧

アンケート依頼文(例)

1989年8月10日

金沢大学教養部朝鮮文化研究室
鶴園 裕

金沢大学教養部歴史学研究室
片倉 稷

拝啓

盛夏の候、益々御清祥の段お慶び申し上げます。

さて私共の研究室では、文部省科学研究費の助成を得て、「近世初期における渡来朝鮮人」に関する共同研究に取り組んでおりますが、本年度は文禄・慶長の役(1592~1598)において捕虜となり、日本列島内に残留を余儀なくされた朝鮮人達が、各藩領・各地域で近世的な「秩序」に如何に組み込まれていったのか、概括的な調査研究を行ないたく存じております。

つきましては、御繁忙の折、まことに恐縮ではございますが、貴県内の「近世初期渡来(被虜)朝鮮人」に関わる研究書・研究論文、或いは公刊された史料等がございましたら、是非ともご紹介・ご教示を賜りたく、よろしく願い申し上げます。

本来ならば直接貴館に参上致しましてご教示を乞うべきところ、調査範囲が広域にわたります為、とりあえず書中を以てお尋ね申し上げます次第でございます。失礼の段、何卒お許し下さいますと、別紙等にて御返事下さいますれば、有難き幸せでございます。以上、お願いまで申し上げます。末筆ながら、貴館益々の御清栄を心からお祈り申し上げます。敬具

アンケート書式

◆下記につきまして、ご回答下さるようお願いいたします。

◇ 貴県(都・府・地域)内の近世初期渡来(被虜)朝鮮人について

A. 存在した。

B. 存在したと聞いていない。

◆Aの場合、下記項目につきましても御教示下されば幸甚です。

1. 貴県(都・府・地域)内における、初期渡来(被虜)朝鮮人について
(氏名・身分・没年等、簡単に記して下さい。)
2. 1に関する研究書・論文等について。
(著者・タイトル・刊行所・雑誌名など、概略を記して下さい。)
3. 1に関する公刊史料について
(編者・タイトル・刊行所・雑誌名など、概略を記して下さい。
未公刊史料につきましても、所蔵者等をご教示願えれば望外の幸せです。)
4. その他(お気づきの点がございましたら、ご教示下さいますようお願いいたします。)

アンケート結果一覧

1. 青森県立図書館（青森市新町2丁目4番30号）

存	否	存在したと聞いていない。
---	---	--------------

2. 岩手県立図書館（盛岡市内丸1番50号）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	漂流・漂着についての記録がありますので、『岩手県立図書館郷土資目録（和本の部）』より、該当部分のコピーを送付しますので参考として下さい。

3. 宮城県立図書館奉仕課調査相談係（仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地）

存	否	存在した。
1	氏名等	氏名：不明。墓のある桃生郡鳴瀬町の山岡院（現在は廃寺）の享保17年の書出には、高麗氏とあり、土地の人はくコマシ>と呼んでいるようです。法名は山岡院空源妙蘊大姉。 身分：不明。相当の階層の出身であろうと推定されています。 没年：上記の書出によれば、寛永19年。
2	論文等	石尾美代子『山岡院由来記』（『瑞巖寺博物館年報』9.昭58.松島町瑞巖寺博物館刊） 1の書出を基にしてく高麗氏>の仙台藩における役割や影響等を論じたもの。
3	史料等	2に同じ。
4	その他	仙台藩に伝わった「切米きりめ焼」は、伊達政宗が朝鮮から連れてきた陶工が始めたものだという言い伝えがあるが、根拠を示すものはなく、現在は否定的な論が多い。

4. 秋田県立図書館（秋田市千秋明德2-52）

存	否	存在した。
1	氏名等	当館所蔵の佐竹文庫にある『国典類抄』前編雑部21、及び後編雑部31に関係記録が抄録されています。『国典類抄』の概説は別紙（複写）をご参照ください ※前編雑部21「琉球朝鮮阿蘭陀人等来朝之次第」 前編雑部31「琉球人朝鮮人阿蘭陀人等来朝」
2	論文等	現在のところ、該当する研究書・論文等はありません。
3	史料等	『国典類抄』第18巻 雑部（一）p672～724 『国典類抄』第19巻 雑部（二）p925～974 ※『国典類抄』の翻刻計画については、当館報の関係記事掲載号を添付しました。どうぞご参照ください。 ※該史料は、マイクロfilm複製され、東京・雄松堂から販売されています。
4	その他	後日、ご来館のうえ調査される場合は、改めて電話、あるいは文書でお申し出ください。原本の特別閲覧、写真撮影等の依頼は、文書でお申し出ください。

5. 山形県立図書館（山形市七日町3丁目1番23号）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	県史ほか本館資料を調査しましたが、該当文献は見当りませんでした。なお、県内の図書館・専門家（郷土史家）等にも照会しましたが、わからないという回答でした。

6. 福島県立図書館調査課郷土資料係（福島市森合字西養山1）

存	否	不明。
2	論文等	『福島史学研究』『会津史談』『歴史春秋』『福大史学』等調査いたしましたが、関係論文は発表されていません。
3	史料等	未公刊史料（文書類）については、福島県歴史資料館（☎960 福島市春日町5-54）にも御照会下さい。
4	その他	御参考までに『福島市史1』（福島市教育委員会、昭45）p182-183, 212、『福島県史1』（福島県、昭44）p280-281のコピーを同封いたしましたので、御参照願います。

7-1. 茨城県立図書館館内奉仕課（水戸市三の丸1-5-56）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	当館所蔵の資料のなかには見当たりませんが、各市町史にたずさわってられる茨城県立歴史館の研究委員にご照会になれば、何かわかるかも知れません。

7-2. 茨城県立歴史館県史編纂室（水戸市緑町2-1-15）

存	否	該当なし。
---	---	-------

8. 栃木県立図書館調査相談課（宇都宮市埴田1-3-23）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	館の資料では見あたらず、文書館の方にも聞きましたところ、ご依頼の資料はないということでした。

9. 群馬県立図書館調査相談・群馬資料室（前橋市日吉町1丁目14-8）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	自館には「近世初期渡来（被虜）朝鮮人」に関わる史料はありませんでした。又、群馬県史編纂室の中世、近世担当の各専門員にも問い合わせましたが、そのような人が存在したとは聞いていないということでした。

10. 埼玉県立浦和図書館（浦和市高砂3-1-22）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	当県、県史編纂室にも確認しましたが、該当はないとのことでした。

11. 千葉県立中央図書館郷土資料室（千葉市市場町11番1号）

存	否	存在したと聞いていない。
2	論文等	千葉県関係の各文献をあたってみました。研究書及び論文等は当図書館所蔵本ではありませんでした。

12. 東京都立中央図書館資料部参考課東京室（東京都港区南麻布5丁目7番13号）

存	否	不明。
4	その他	<p>江戸市中に近世初期渡来（被虜）朝鮮人が存在したか否かについて。この点について触れた図書資料は、調査した限りは見当たらず、結局不明でした。（ただし雑誌論文については調査していません。悪しからずご了承ください）</p> <p>若干の関連事項が次の資料の朝鮮使節来江戸事蹟の中に載っていましたのでご参考までに記しておきます。</p> <p>①『東京市史稿市街篇第三』昭和3年東京市刊（請求番号0920-T727-T2-2-3）</p> <p>②『東京市史稿産業篇第三』昭和16年東京市刊（請求番号0920-T727-T2-5-3）</p> <p>①のp.351-2(出典 台徳院殿御實記)</p> <p>慶長12年5月11日に、幕府側から朝鮮信使側に対し、返簡をさずけ、その中で『文禄の役、彼国人の俘囚せられしもの、その心にしがい帰国の願するものは、放ちかへさる旨を達した』とあり、13日に江戸を発し、帰国の途につくが、さらに20日の条に『彼国の俘囚数百人、こたびの聘使に附して帰国せしめらる。かれ等歡抃かぎりなし』とあります。（ただし、この俘囚数百人が、どの地にいたかは記述されていません）</p> <p>②のp.713(出典 異國日記。坂上池院日記。大猷院殿御實記卷三)</p> <p>寛永元年12月22日に、幕府側から朝鮮信使に対し返簡をさずけ、その中で、『さきに生獲の韓人は皆帰国せしむ。たまたまのこり留どまるものは、永く本邦の民たらん事を願ひ、帰国の事を思はざれば、しいてかへしがたき旨をのせけるとぞ。』とあります。</p>

13. 神奈川県立文化資料館郷土資料課（横浜市西区緑ヶ丘9番地の3）

存	否	存在したと聞いていない。
---	---	--------------

14. 新潟県立図書館（新潟市一番堀通町5923-39）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	所蔵資料を逐一あたってみました。残念ながら該当する資料はありませんでした。

15. 富山県立郷土博物館（富山県本丸1-62）

存	否	存在したと聞いていない。
---	---	--------------

16. 福井県史編纂室（福井市城東1-18-21 福井県立図書館内）

存	否	存在したと聞いていない。
---	---	--------------

17. **山梨**県立図書館郷土資料担当係（甲府市丸の内2-33-1）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	当館所蔵の資料中には、近世初期の渡来人に関するものではありません。また県内の近世史研究者にも問い合わせましたが、関係資料は今までのところ見たことがないとの事です。

18. **長野**県立図書館（長野市若里 298番地）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	このことについて本県では存在した記録資料はありません。朝鮮出陣に触れた記事は信濃史料にあります。（文禄元年）

19-1. **岐阜**県立図書館（岐阜市大宮1-46）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	残念ですが、当館所蔵資料からは、おたずねの件について記載しているものが見出せませんでした。 県の資料館（岐阜県歴史資料館）へは、すでにおたずねになっておられるかと思いますがもしまだでしたら、直接ご照会になって下さい。

19-2. **岐阜**県歴史資料館資料課（岐阜市夕陽ヶ丘4）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	関係文書がありませんので申し訳ありません。

20. **静岡**県立中央図書館資料課（静岡市谷田620）

存	否	存在した。
1	氏名等	◇徳川家康が、1605年、李朝と国交を回復した折、俘虜男女1240余人を送還したが、この中に県内居住の者がいたかもしれない。 家康の側室の一人「おたあジュリア」は戦災孤児の一人で貴族の出身だといわれる。 また、家康の侍臣となり食祿を与えられていた允福とか、後に久能山東照宮の造宮に当たった木工・銅工等の技術者がいた。駿河版関係の技術者がいたかもしれない。 ◇家康は、藤枝市の田中城に狩りに来て、そこで鯛の天ぷらを食べたのが命とりになり、駿府城にうつされて死んだということになっているが、良知家で発病している。この良知家は江戸初期よりの家系で、朝鮮系かもしれない。
2	論文等	『韓来文化と其の事蹟—東海地方』（李沂東著、韓国資料研究所発行、昭和39年）小野則秋「徳川家康の文献政策とその影響」（駿河文庫と駿河版について）（『仏教大学研究紀要』57号、昭和48年3月）

21. 愛知県文化会館愛知図書館郷土室（名古屋市東区東桜1-12-1）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	このことについて記載された資料は、当館にはありませんので御了承下さい。 なお、調査資料を列举します。 『文禄・慶長の役』『加藤清正—その人間と治蹟』『加藤清正伝』『朝鮮通信使の道をゆく』（その他当館所蔵資料）

22. 三重県立図書館（津市広明町147番地-2）

存	否	存在した。
1	氏名等	栗本與三右衛門（出身地：慶尚南道熊川／原名：不明／没年：不明） 藤堂高虎公の士に文禄2年召出されて60石を給せられた。與三右衛門の長子武左衛門は後に久居附になって200石に加増せられ、次男権太夫は津藩に仕えて後に300石になり、その権太夫の家は長男権右衛門（200石）、次男八右衛門（100石）の二家に分れた。
2	論文等	学仙堂蒙叟「阿古木の藻屑 12 津藩士中の外国種」（『安濃津郷土会誌』8号昭和14）

23. 滋賀県立図書館（大津市瀬田南大萱町1740-1） 未回答

24. 京都府立図書館（京都市左京区岡崎成勝寺9番地）

存	否	存在した。
1	氏名等	姜沆 <small>きやうこう</small> 朱子学者。『看羊録』の著者。没年：光海戊辰卒す（『朝鮮人名辞書』朝鮮総督府中枢院編、臨川書店昭和51年復刻版により没年確認）
2	論文等	『日記・記録による日本歴史叢書 近世編4 朝鮮日々記・高麗日記—秀吉の朝鮮侵略とその歴史的告発（北島万次著）』そして、1985 『耳塚—秀吉の鼻斬り耳斬りをめぐって』琴秉洞著 二月社、1978 ※上記資料は京都府内における被虜の資料ではなく、一般的な資料です。

25. 大阪府立中之島図書館郷土資料室（大阪市北区中之島1丁目2番10号）

存	否	存在した。
1	氏名等	『文禄・慶長役における被虜人の研究』に紹介されている『河内屋可正旧記』の「ナマリ千代」
2	論文等	不明。
3	史料等	不明。
4	その他	当館の蔵書の中には『文禄・慶長役における被虜人の研究』に載っている資料以外のものは見出せません。ただ、『秀吉の侵略と大阪城—ちょっと待て「大阪築城400年まつり」』（辛基秀・柏井宏之編、第三書館、1983年発行）という本は載っていないようですので、ご参考までに目次のコピーをお送りします。ご活用下さい。

26. 兵庫県立図書館調査相談課（明石市明石公園1番27号）

存	否	不明。
4	その他	<p>当館の所蔵資料の中には、兵庫県の近世初期朝鮮人についての記述はみあたりません。主な参考資料は次のとおりです。</p> <p>『兵庫県史 3巻』 兵庫県史編集専門委員会 兵庫県 昭和53年</p> <p>『兵庫と朝鮮人』 在日本朝鮮人科学者協会兵庫支部兵庫朝鮮関係研究会編集 金 周煥（兵庫県伊丹市中村井ノ下384）1985</p> <p>この資料の「はじめに」には次のような記述があります。</p> <p>「一九〇三（明治三十六年）に八名の朝鮮人が県下に住むようになったと記録にある（兵庫県統計書）が、このように二十世紀の初めごろから兵庫に同胞が住むようになった。」</p> <p>ご参考までに次の機関を紹介します。</p> <p>「錦繡文庫」（カマガキ）朝鮮関係図書を中心に一万数千冊を収蔵し公開。</p> <p>☎661 尼崎市名神町 1丁目12番地（尼産ビル 5階）TEL06-429-5101</p>

27. 奈良県立図書館（奈良市登大路町）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	<p>いろいろと調べてみましたが、本県内での近世初期渡来（被虜）朝鮮人に関する文献はあいにく見つかりませんでした。</p>

28. 和歌山県立図書館奉仕第一課（和歌山市1番丁1番地）

存	否	存在した。
1	氏名等	<p>当館所蔵の資料では、李梅溪父子のほかは見当りません。</p> <p>◇李一恕 字は真栄。卜筮及び儒学を業とし、頼宣公に仕える。没年：寛永10年。63歳。</p> <p>◇李梅溪 名は全真。字は衡正。一恕の長子。父の業を嗣いで儒員として頼宣公に仕える。没年：天和2年。66歳。</p> <p>◇李立卓 名は以中。字は三達。一恕の次子。医を以て松平頼純侯に仕う。没年：元禄9年。76歳。</p> <p>以上、貴志康親著『紀州郷土芸術家小伝』（国書刊行会、昭和50年刊）</p>
2	論文等	<p>当館所蔵の資料</p> <p>◇平岡繁一著『紀州藩儒者、李梅溪父子資料』上（自刊、昭和60年） 下巻は所蔵せず。</p> <p>◇梅溪公顕彰の会『梅溪公顕彰記念の誌』（和歌山韓国教育文化センター刊 S51） 顕彰碑建立の際の資料。</p> <p>雑誌・紀要には記載がありません。</p>

29. 鳥取県立図書館管内奉仕係（鳥取市西町3丁目202）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	<p>近世資料は博物館の方で所蔵しておりますので、照会いたしましたが、漂流した人はあるようですが、被虜朝鮮人については聞いていないとのことでした。</p>

30. 島根県立図書館郷土資料室（松江市内中原町52番地）

存	否	存在した。
1	氏名等	◇李郎子：慶長2年、津和野城主吉見頼之（毛利元就軍）の捕虜。福川三の瀬城主斎藤市左衛門に預けらる。斎藤、杉ヶ峠近辺に居地を付与（のち、唐人屋と称する）。和名を又左衛門と名乗り、焼物を焼く。明和の頃、お庭焼の御用（藩窯）となる（唐人焼）。一代にして滅びる（播州赤穂浪士・武林唯七の祖父・武林唯右衛門＝慶長3年浅野幸長の捕虜となった武林降王、の部下）。夫婦の墓標あり（掃一久賀禪定門靈位／又右衛門／寛文未年六月八日。掃貞貞円信女靈位／妻／宝永五歳子二月十七日）。 ◇李陶仙・金陶仁：長浜の永見近江守氏隆の捕虜（陶工）。内田村（美川村字内田）で陶器を焼く。死後、釉薬をかけて焼く方法が分からなくなった。
2	論文等	伊藤菊之輔著刊『山陰の陶窯』（昭和44年）
3	史料等	『吉賀記』（鹿足郡の古文書）

31. 岡山大学附属図書館情報サービス課参考調査係（岡山市津島中3丁目1番1号）

存	否	存在したと聞いていない。
2	論文等	西川宏『岡山と朝鮮』[岡山文庫 101]（日本文教出版KK刊）

32-1. 広島県立図書館（広島市中区千田町3丁目7番47号）

存	否	存在したと聞いていない。

32-2. 広島市立中央図書館（広島市中区基町3番1号）

存	否	不明。
4	その他	当館の所蔵資料にはみあたりません。なお、古文書等の原資料は、そのほとんどを原爆で焼失しております。

33. 山口県立山口図書館（山口市大字後河原字松柄 150-1）

存	否	存在した。
1	氏名等	李勺光・坂高麗左衛門、他。
2	論文等	萩焼関係：檜崎鐵香著『はぎやき』（盛運堂、昭和18年刊） 山本勉弥著・森豊彦増補『萩の陶磁器』（森森豊彦発行、昭和53年刊） 山口県立美術館『古萩 その源流と周辺』（図録、昭和56年刊） 『山口県地方史関係文献目録』Ⅰ・Ⅱ 文化財の項 関連文献（論文）： 布引敏雄「『陰徳記』の日朝会話集について一文禄慶長の役における日本軍の暴虐」（『山口県地方史研究』51号、84年6月） 岸浩「長門北浦に漂着した朝鮮船の記録」（『同上』53号、85年6月） 岸浩「長門北浦に漂着した朝鮮人の送還—唐人送り」（『同上』54号、85年10月）
4	その他	萩藩毛利氏関係資料につきましては、山口県文書館（山口市後河原松柄150-1）で所蔵しておりますので申し添えます。

34. 徳島県立図書館参考奉仕係（徳島市徳島町城ノ内1）

存	否	存在した。
1	氏名等	朝鮮女の墓：川島町古城山道閑原にあり。口碑によれば林道感文禄元年朝鮮征伐に従軍の砌捕へ帰り後病死せしを葬れりと伝ふ（『麻植郡郷土誌』）。川島城跡には朝鮮女の墓が建立されているが、林道感も蜂須賀家政に従って朝鮮に出陣したこと上記のごとくで、帰国に際して連れ帰ったものごとく、遠く離れた異域の地で、時には望郷の念にかられつつ淋しく生涯を終わった異邦人である（『川島町史』上巻）。 韓人墓：文禄中朝鮮の役韓人三人を獲、之を仁木又五郎に賜ふ死して此に葬る（『阿波誌』）。
2	論文等	久保忠男著『麻植郡郷土誌』（大正6年刊） 川島町編『川島町史』上巻（昭和54年刊） 笠井藍水訳『阿波誌』（昭和51年刊）
4	その他	川島町の郷土史家にも問合せをしたが、詳しい事はわからないとの返事でした。

35. 香川県・高松市立図書館（高松市松島町1丁目15-1）

存	否	存在した。
1	氏名等	大添・小添：朝鮮官女の姉妹。文禄の役に、生駒氏の臣、高岡（のち山崎）城左衛門宗弼（長峰城主）の捕虜。秀吉に献上⇒生駒近規に授く⇒高岡城左衛門に預く。高岡氏により埋葬され、山崎・渡辺家墓所に小五輪塔残る（『三木町史』）。 唐人塚：飯田町田中にあり。文禄の役捕虜8人（医者家族）がここに配置され、唐戸資宗（生駒公の臣）が監督に当たったが、彼等は煙管で自殺した。唐戸は食禄を没収。土地の人が哀れんで墓を建てたと伝える。墓は400余年、唐戸氏によって守られた。讃岐名勝図会・弦打村誌には、朝鮮人捕虜の墓ではなく、「唐人 <small>からと</small> 家」の墓だという。また、飯田町小坂にも「唐人塚」と呼ばれる塚があり、郷土であった久左衛門等村人の世話を受けた唐人の墓と伝える（『弦打風土記』）。
2	論文等	三木町史編集委員会編『三木町史』（三木町、昭和63年） 高松市立弦打小学校PTA編『弦打風土記』（同PTA、昭和44年）

36. 愛媛県立図書館（松山市堀之内愛媛教育会館内）

存	否	存在した。
1	氏名等	姜沆（姜睡隱）。李朝時代中期の儒者。1567～1618。
2	論文等	『伊予史談』58号（昭和4年発行、伊予史談会） 愛媛新聞社編『愛媛県百科大事典』上（昭和60年 同新聞社） 愛媛県史編纂委員会編『愛媛県編年史』5（昭和44年 愛媛県）
3	史料等	『姜沆大津幽囚中之記』（長山源雄編写『伊予資料叢書 5 昭和10年代）

37. 高知県立図書館郷土資料班長・広谷喜十郎氏（高知市丸の内1の1の10）

存	否	存在した。
1	氏名等	朴好仁、他30名。長曾我部元親の捕虜。山内氏入国後に「唐人町」に居住。好仁は表口8間、裏行8間半の屋敷を拝領。藩主一豊から町役免除を受ける。その他の人々も無年貢の屋敷を支給され、68座の豆腐専売の特権を受けた。好仁は伊予の加藤嘉明の所へ身を寄せ、さらに広島の福島正則に保護された。元和3年二子を連れて朝鮮通信使とともに帰国。高知には長男が残り、長次郎と名を改めた。元禄16年、秋月姓を名乗ることを許された。
2	論文等	広谷喜十郎「文化の連鎖 47 朝鮮文化とのつながり」（高知新聞）
3	史料等	高知県文教協会『南路志（上）』（昭和34年刊）

38. 福岡県立図書館郷土課（福岡市東区箱崎1丁目41番12号）

存	否	存在したと伝えられている。
1	氏名等	1) 八山 <small>やさん</small> （高取八蔵重貞）〔?～承応3（1654）：『高取家文書』による〕文禄年間、黒田長政に従って帰化し、高取焼の創始者となったと伝えられる。（『陶磁大系』第15巻、上野・高取より） 2) 尊楷〔?～承応3（1654）：『豊前上野焼研究』による〕慶長三年前後、加藤清正に従って帰化。当初は唐津領内に滞在し、後、細川忠興の小倉入城とともに招かれ、上野焼の開祖となったと伝えられる。（『陶磁大系』第15巻、上野・高取より） 3) 李東成〔?〕朝鮮の役の折、問注所統景が連れ帰り、一の瀬焼の開祖となったという説あり。ただし、他説もあり、定説となっていない。（『九州の工芸地図』、『浮羽町史』上より）
2	論文等	1)・2) ①『陶磁大系』第15巻、上野・高取／永竹威著／平凡社／S50刊 ②『陶器全集』第21巻、萩・上野・高取・薩摩／佐藤進三編／平凡社/S36刊 ③『大名茶陶 高取・上野・八代』／朝日新聞西部本社編刊／S56刊 ④『上野古窯調査報告書』／梅沢彦太郎編／日本陶磁協会 ⑤『古高取山田窯』／栃内禮次稿／S11刊 ⑥『豊前上野焼研究』／井上圓蔵著／国書刊行会／S56刊 ⑦『茶會記に現れたる上野焼』／美和彌之助／国書刊行会／S56刊 3) ①『浮羽町史』上／浮羽町／S63刊 ②『九州の工芸地図』／後藤実一／葦書房／S54刊
3	史料等	1) 『高取家文書』／高取静山編／雄山閣／S54刊 『筑前国統風土記』／貝原益軒編／文献出版／S63刊 『福岡藩民政誌略』（『福岡縣史資料』第一輯）福岡縣／S7刊 2) 『豊前上野焼研究』／井上圓蔵著／国書刊行会／S56刊 （研究書ですが、関係史料も収録されています）
4	その他	陶芸関係以外の研究・史料は、見当りませんでしたので、ご了承ください。

39. 佐賀県・名護屋城跡調査研究室（佐賀市城内1-1-59 佐賀県教育委員会内）

存	否	存在した。
1	氏名等	李宗欽（川崎清蔵） 天正15 筑前黒崎に漂着、天正19 佐賀城下の唐人町に居住、十人扶持、貿易事業に当る 宗伝（深海新太郎） 武雄内田に築窯、文禄の役時の被虜人、元和4（1618）没 百婆仙 宗伝の妻、文禄の役時の被虜人、有田稗古場に築窯、明暦2（1656）没、96歳 秦伯・文烈（林一徳斎） 医師？、文禄の役時の被虜人、佐賀藩で知行 220石、慶長12（1607）没 林利兵衛貞正・栄久 林一徳斎の子、医師？、寛永6（1629）没 洪浩然 晋州の人、儒学者、文禄の役時の被虜人、佐賀藩で知行 100石、明暦3（1657）殉死 暁月浄雲 金立熊山の陶工、慶長の役時の被虜人、寛永5（1628）没 九山道清 医師？、鍋島更紗の始祖、慶長の役時の被虜人、正保4（1647）没、80歳 李参平（金ヶ江三兵衛） 有田皿山の陶石の発見者？、慶長の役時の被虜人、明暦元（1655）没
2	論文等	東中川忠美「肥前における近世の大甕」（『東アジアの考古と歴史』下、昭和61年） 佐賀県立博物館『鍋島更紗・緞通展』（同館、昭和52年）

40-1. 長崎県・平戸市立図書館（平戸市戸石川町 482-1）

存	否	存在した。
3	史料等	松浦静山の『甲子夜話』に記事がある程度である。 平戸図書館には、長崎県立図書館のコピーしかありません。
4	その他	松浦史料館にも松浦藩の資料が残っていると思われますので、そらちにも尋ねられたらいかがでしょうか。

40-2. 長崎県・財団法人松浦史料博物館（平戸市鏡川町12）

存	否	存在した。
1	氏名等	豊臣秀吉の朝鮮の役に出陣した松浦家第26代松浦鎮信（法印）は、慶長3年（1598）帰国するに当って、陶工を含む朝鮮人男女 100余名を連れ帰り、平戸大膳原の一角に居住させて、この地を高麗町と称した。 ◇巨関：平戸藩主より今村姓を拝領し、藩籍に入られた。平戸中野焼の創始者。 ◇高麗媼 <small>（名は嬰えん）</small> ：平戸の里人、中里茂右衛門に嫁す。平戸中野焼の創始者。寛文12年（1672）106歳にて没。戒名、専念妙西大姉。
2	論文等	深瀧久著『長崎女人伝（上下）』（西日本新聞社、昭和55年） 野田敏雄著『肥前平戸焼読本』（創樹社美術出版、平成1年） 中島浩氣著『肥前陶磁史考』（青潮社、昭和60年）
3	史料等	未公刊史料 松浦史料博物館所蔵文書 ◇三河内皿山今村三之丞家伝（合綴本）1冊／◇今村家記録“むかしの儘”1冊／◇三河内陶工今村正芳旧記（合綴本）1冊

41. 熊本県立図書館資料課県資料係（熊本市出水2丁目5番1号）

存	否	存在した。
1	氏名等	<p>①尊楷（上野<small>あかの</small> 喜蔵） 陶工で上野焼の祖。釜山周辺の城主の嫡子。上野家の先祖附あり。</p> <p>②日遥 本妙寺の僧。明朝の神宗皇帝万暦9年生。万治2年2月26日没。朝鮮慶尚道河東の人。余壽禧字天甲の子。</p> <p>③道慶・慶春 紙漉工。慶春は鹿本郡川原谷で松山の姓を名のる。道慶は玉名郡木葉村浦田谷で清田又は清成の姓を名のる。</p> <p>④金官 小侍郎長浦鑑といい、朝鮮後宮の財務を司る役をつとめていた。慶長16年6月24日死去の清正を追い、半月程後殉死。</p>
3	史料等	上野焼の先祖附（当館所蔵）。
4	その他	<p>当地における研究書・論文等の刊行についても、今のところ情報をつかんでおりません。また、内藤氏・丸茂氏の図書および論文を当館が所蔵しておらず、調査内容の確認ができませんでした。1にあげました人名は、主に下記の文献より著名なもののみです。</p> <p>清正の朝鮮出兵では、300人程の朝鮮人を連れ帰っているようです。</p> <p>参考文献 ◇『加藤清正』片山丈士著、河出書房、S40年刊 ◇『肥後名僧伝』下田曲水著、熊本県教育会、S2年刊</p>

42. 大分県立大分図書館奉仕課調査相談係（大分市荷揚町3番31号）

存	否	存在したと聞いていない。
4	その他	『大分県史（中世篇Ⅲ）』『増補編年大友史料』『朝鮮日々記』などに記述あり。慶長の役の際の従軍僧の『朝鮮日々記』（臼杵市）安養寺僧慶念：原本安養寺蔵

43. 宮崎県立図書館（宮崎市船塚3丁目210番地1）

存	否	存在した。ただし、伝説である。
1	氏名等	シンニョム、カンニョム。ただし伝説である。 陶工。高橋元種の捕虜。庵川焼の始祖。窯跡は庵川の字皿山田に残る。
2	論文等	『門川町史』p268～269

44. 鹿児島県立図書館（鹿児島市城山町5番1号）

存	否	存在した。
1	氏名等	<p>星山仲次（金海）〔関係窯：帖・加・堅〕 朝鮮星山の陶工。朝鮮征伐の時島津義弘に帰連されて来朝。慶長元年帖佐焼開窯。慶長12年加治木窯開窯。元和6年堅野開窯。元名は金海。星山仲次は帰化名なり。薩摩焼開祖、代々世嗣は仲次と称す。元和7年12月15日、52歳にて歿す。法名法乘運一慶上座。</p> <p>星山彌右衛門（金和）〔加・堅〕 加治木に於て島津義弘の御小姓役を勤む。元和7年堅野に移り父星山仲次の陶業を継ぐ。仲次の長子。天和2年10月、82歳にて歿す。法名星山祐慶居士。</p>

星山休左衛門（金林）〔豎〕

仲次の次子。金和と共に豎野窯に於て製陶に従事す。

星山仲兵衛（金臣）〔豎〕

仲次の裔。寛政5年、藩命により龍門司窯の川原芳工と陶法修行の旅に上り粟田窯の錦光山宗兵衛より京焼・楽焼の法を伝受し、帰りに金焼付を初む。金襴手の創始なり。文政6年3月、59歳にて歿す。仲兵衛は俗称なり。名は八次郎、法名陶良安居士。

星山彌平次〔豎〕

與八、七郎次、共に重豪時代の豎野窯名工。何れも仲次の支流なり。

芳仲〔龍〕

芳珍の異称ならん。その項を見よ。

芳珍〔龍〕

星山仲次と一緒に来朝したる朝鮮人陶工。帖佐焼・加治木焼に仲次と協力して製陶す。

朴平意（興用）〔苗〕

清右衛門、興用の別名あり。朝鮮征伐の際来朝したる者。串木野に開窯す。慶長10年頃苗代川に開窯。同19年白土を領内に発見す。仲次と共に薩摩焼元祖たり。初代苗代川庄屋を勤む。寛永元年5月、65歳にて歿す。

朴貞用〔苗〕

清左衛門ともいふ。平意の子、父に次いで庄屋を勤む。名工なり。

朴龍官〔苗〕

宝暦頃の苗代川名工、主取役を勤む。

朴清智〔苗〕

朴宗仙と共に宝暦頃の名陶工。

朴正官〔苗〕

文政10年藩庁に請ふて、錦手部を設け主取役となる。慶応3年佛国大博覧会に花瓶を出品し好評を博す。嘉永6年磯集成館に招かれ、製陶を伝授す。明治7年6月死去す。錦手改善に努力した恩人なり。

朴利行〔苗〕

陶畫工。正官の子。昭和6年没。

沈當吉〔苗〕

初代帰化朝鮮人陶工。沈家元祖。名工。沈當壽はその子。三代當吉は製陶に巧にして陶一の名を藩主より拝領す。

沈壽官〔苗〕

明治維新の名工。製品に透彫、竹箆やうの花入あり。南京山磁器方主取役となる。明治6年埃国博覧会に大花瓶を出品す。明治10年後の苗代川の衰微を歎き玉光山窯を設け外国輸出に努む。明治39年、72歳にて歿す。その子正彦襲名し現今窯場を経営す。

李庶左衛門（利官）〔苗〕

御飯屋守庄屋役を勤む。名工。

大迫秀明〔苗〕

帰化朝鮮人子孫、平東郷壽勝の窯を引受け陶業経営、錦手無地物を製造す。

嘉入（星山金貞）〔豎〕

星山金林の子、名工。寸古・三島手・片身替・赤焼等島津家蔵帳物多し、慶安より寛文間の人。

嘉碩（星山）〔星〕

延享元年藩主島津継豊の御書院道具役となる。陶業を監督す。

高城元六左衛門〔帖〕

帖佐窯の陶工。後星山仲次と瀬戸法を伝受す。帰化朝鮮人なり。

田原友助〔豎〕

朝鮮人申主碩の帰化名。朝鮮田原の産。田原家元祖。豎野開窯に仲次と協力す。陶工。

田原萬助〔豎〕

友助の弟、申武信の帰化名。豎野窯の名工。

原田次郎左衛門〔豎〕

友助の孫、置物の製造を他国より伝受し、豎野窯の小細工を一変せり。

◇以上、小野賢一郎編『薩摩焼総鑑』昭和9年、「薩摩陶磁器陶工略伝表」より

2	論文等	松田道康「玉山神社、高麗神舞の源流を探して」 （『民俗研究』5号、鹿児島民俗学会、1970年刊、33～41p） 四元幸夫編著『東市来町郷土誌』（東市来町教育委員会、昭和63年刊、435～551p、「陶工の薩摩への渡来」） 串木野市教育委員会編刊『串木野郷土史』（180～187p、「慶長の役とまつ焼」〔串木野窯〕）
3	史料等	苗代川沿革概要 著者不明 写本 17頁（当館蔵）

45. 中系電 県立博物館（那覇市寄宮1丁目2番16号）

存	否	存在した。
1	氏名等	張献功（?～1638） 沖縄に帰化した朝鮮陶工。一六ともいい、和名を仲地麗伸 <small>なにしん</small> と名乗った。尚寧 <small>しょうねい</small> 王は1617年、世子尚豊を通じて薩摩に願い出て、文禄・慶長の役に朝鮮から連れ帰った22姓80余人の男女陶工のうちから、一六・一官・三官の三人を招聘。那覇の湧田 <small>なぐた</small> 村に家屋敷を与えて住まわせ、陶技を伝授させた。王命を受けた張は御用品を製作するなど沖縄陶業界に大きな足跡をのこした。墓は那覇市牧志奈利久保原 <small>なりくほばら</small> にある。 朝鮮式陶法 琉球王府時代、当時のすぐれた朝鮮陶工の渡来によってもたらされた作陶技術のこと。首里王府の要請によって薩摩藩から1617年（尚寧29）に渡来した張（一六）献功・安一官および三官が湧田村において朝鮮式陶法を伝授したことに始まる。これらの陶工は朝鮮の役のさい、薩摩藩が強制招致し、藩内で窯業に従事させていたなかの3人だった。その後さらに、仲村渠致元 <small>なかにだかりちげん</small> （用啓基）が1730年（尚敬18）に薩摩の立野（堅野）、苗代川で薩摩系朝鮮式陶法を直接学び、再び導入した。この二つの経路で伝わった陶法は、これまで主流を占めていた南方系陶法や中国系陶法と混交し消化されて、沖縄独自の伝統的な陶法となった。 （『沖縄大百科事典』、沖縄タイムス社、1983年刊、による）
2	論文等	東恩納寛惇「薩摩傳琉球陶器に就いて」（『三州』昭和2年9月に発表。後『苗代川沿革一陶法ニ関スル史料一』として本人が編集。“高麗人の琉球渡来”の章あり。当館蔵。
3	史料等	『琉球国旧記』（琉球史料叢書） 比嘉朝健「琉球歴代陶工家譜」I～III（『美術研究』49～52、昭和11年1～4月）

〔付記〕本一覧は、近世初期渡来朝鮮人に関する、アンケート調査の結果をまとめたものである。本研究会では1989年8月、全国の都府県立図書館に対して調査用紙を郵送し、回答をお願いした。依頼の文面・アンケートの書式は冒頭に掲げた通りである〔ただし、内藤雋輔著『文禄慶長役における被擄人の研究』（東大出版会、1976年）、および丸茂武重「文禄・慶長の役に於ける朝鮮人抑留に関する資料」（『國史学』61号、1953年）等の先行研究によりその地域の渡来朝鮮人の概略が知られる場合には、その旨を書き添え、近年の研究状況等についての回答をお願いした〕。アンケート調査の結果、多数の貴重な情報を得ることが出来たが、回答を得られなかったり、なお調査の統行を必要とする地域については、1990年夏、更めてその地域の図書館・研究機関等に対し依頼を行なった。ご繁忙の中、煩雑な質問に快くご回答下さった各位に対し、深甚の謝意を表す。また、このアンケート調査実施に関し種々ご教示を賜り、協力を惜しまれなかった、石川県立図書館の香村幸作氏にも、厚く御礼申し上げたい。

なお、本一覧ではアンケートの回答を忠実に引用することに努めたが、紙幅の関係等で、若干表現を改めた場合もある。

日本近世初期における渡来朝鮮人の研究

——加賀藩を中心に—— 《研究成果報告書》

一九九一年三月一五日発行

著者

鶴園 裕
中野 節
片倉 穰
笠井 純

920 金沢市丸の内一番一号
金沢大学教養部内

印刷所 高島印刷株式会社